

新・生物多様性国家戦略の
実施状況の点検結果(第4回)
(案)

平成18年11月

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第4回）

<目次>

はじめに.....	1
「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第1～3回）』を踏まえた施策の方向について（意見）」への対応状況.....	2
1．第3回点検時の意見に対する対応について.....	2
1．1 点検結果の示し方について.....	2
1．2 環境影響評価における生物多様性に関連する情報収集・整理状況について.....	2
1．3 生物多様性に関する施策取組の体制づくりに向けた取組について.....	6
1．4 体験型の自然環境教育の取組について.....	10
2．国以外の主体による生物多様性保全に対する取組状況.....	14
2．1 地方公共団体による取組について.....	14
2．2 市民団体、企業による取組について.....	25
2．2．1 市民団体による取組について.....	26
2．2．2 企業による取組について.....	31
生物多様性の危機への対応.....	45
1．「第1の危機」への対応.....	45
2．「第2の危機」への対応.....	47
3．「第3の危機」への対応.....	49
主要テーマ別取扱方針に関する点検結果.....	51
1．重要地域の保全と生態的ネットワーク形成.....	51
（1）重要地域の保全.....	51
（2）生態的ネットワークの形成.....	55
2．里地里山の保全と持続可能な利用.....	56
3．湿原・干潟等湿地の保全.....	59
4．自然の再生・修復.....	62
5．野生生物の保護.....	64
（1）種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理.....	64
（2）野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立.....	66
（3）移入種（外来種）問題への対応.....	68
6．自然環境データの整備.....	71
（1）生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進.....	71
（2）自然環境保全基礎調査の質的転換.....	72
（3）情報の共有と公開.....	74
7．効果的な保全手法等.....	76
（1）効果的保全のための様々な手法の活用、環境アセスメントの充実.....	76

(2) 国際的取組	78
具体的施策の展開に関する点検結果	82
1 . 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策	82
(1) 森林・林業	82
(2) 農地・農業	89
(3) 都市・公園緑地・道路	93
(4) 河川・砂防・海岸	97
(5) 港湾・海洋	103
(6) 漁業	106
(7) 自然環境保全地域・自然公園	110
(8) 名勝・天然記念物	113
2 . 横断的施策	115
(1) 野生生物の保護と管理	115
(2) 生物資源の持続可能な利用	121
(3) 自然とのふれあい	126
(4) 動物愛護・管理	130
3 . 基盤的施策	131
(1) 生物多様性に関する調査研究・情報整備	131
(2) 教育・学習、普及啓発及び人材育成	135
(3) 経済的措置等	139
(4) 国際的取組	141

<はじめに>

新・生物多様性国家戦略（以下「新国家戦略」という。）は、平成14年3月27日に地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定されています。この新国家戦略は、政府全体として「自然と共生する社会」を実現することを目的に、自然環境とこれらに関する施策等の全般を論じるとともに、保全だけではなく、広範な分野、領域における持続可能な利用の観点も重視した、自然の保全と再生のトータルプランとして策定されています。

この新国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、平成15年度から毎年、国家戦略の実施状況を点検し、点検結果がまとめられており、中央環境審議会から意見がなされています。各回の点検に対する主な意見は下記の通りです。

第1回点検意見概要

点検の方法について、関係省庁の取組を十分に反映しつつ、生物多様性上の課題について体系的に点検を行うこと、また、地方公共団体、企業、民間団体の取組についても情報を収集し点検することが重要

関係省庁が実施している環境調査について、連携が図られるよう枠組みの整備が必要

新国家戦略の普及・啓発に努めるべき

生物多様性の理念について議論を深めるべき

第2回点検意見概要

生物多様性について具体的な認識を高める戦略が必要

生物多様性や新国家戦略の普及・啓発については、一般だけでなく、地方公共団体に対しての実施も重要

地域における取組に対しては、専門家が関わる体制づくりや、地域におけるコーディネーターの機能強化といったことが重要

第3回点検意見概要

点検結果の示し方について、各施策の進捗度合いの示し方を工夫したり、その課題や改善策を具体的に示すことが望まれる

地方も含めた行政分野の人材強化、NPO・ボランティア活動に対する支援、各種取組への専門家の参画等の施策取組体制の充実が重要

生物多様性への意識やその価値を普及啓発するには、教育が重要であり、自然との体感共有型の教育が有効

平成18年度に実施する点検に当たっては、新国家戦略の施策の進捗状況に加えて、これらの指摘についての対応状況についても報告を行っています。

第4回点検については、生物多様性国家戦略省庁連絡会議の担当者会議を平成18年5月23日に開催するとともに、関係省庁の自主的な点検に着手し、その結果をとりまとめました。

「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第1～3回）』を踏まえた施策の方向について（意見）」への対応状況

1. 第3回点検時の意見に対する対応について

1.1 点検結果の示し方について

第3回点検において、点検結果の示し方について、各施策の進捗度合いの示し方を更に工夫したり、その課題や改善策を具体的に示すことを期待するとのご意見をいただきました。

新国家戦略の第3部第2章の主要テーマ別の取扱方針に対しての施策の実施状況の点検結果を第4章で整理していますが、その進捗について、着手しているかどうか等で×で示してきました。しかし、新国家戦略の策定から年数が経ちほとんどの施策項目については着手されており、進捗状況としては実施中（ ）となってきました。そこで、実施中の施策項目については、当該点検期間にその施策取組に顕著に進展があった場合はその進展ポイントを記載することにしました。それにより、施策の進展状況の濃淡を把握することができます。合わせて、新国家戦略での施策の進捗状況を示す数値を整理した「数値で見る実施状況」においても、当該点検時の数値だけでなく、過去の点検時点の数値も併記し、数値の面からも経年的な推移を把握できるように工夫しました。

また、同じく第4章における各施策目標に対する「今後の課題」の欄には、今後の課題に加えて、その課題対応を図るために今後取り組むべき改善方策や展開方策等を記述するように努めました。

1.2 環境影響評価における生物多様性に関連する情報収集・整理状況について

第3回点検の審議会において、環境影響評価は生物多様性の第1の危機に対して貢献している面があり、それらの各地の実績について更に情報収集・整理しておくことが望ましいとのご意見をいただきました。そこで本節では、環境影響評価の実施状況と、その情報収集・整理・情報公開の取組を報告します。

（1）環境影響評価の実施と生物多様性保全

環境影響評価の実施状況

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立、干拓、土地区画整理事業等の事業のうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について環境影響評価の手続を定め、環境影響評価の結果を事業内容に関する決定（事業の許認可など）に反映させることにより、事業が環境の

保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としています。

環境影響評価法に基づき、平成 18 年 3 月末までに手続が実施されている案件は 161 件あります。このうち、当初から同法に基づき手続が実施されている案件は 111 件です。この内訳は、手続中の案件が 53 件、評価書が公告され手続が完了した案件が 49 件、手続中止となった案件が 9 件となっています。このうち、環境大臣が意見を提出した案件は 49 件です。

また、平成 18 年 4 月現在全ての都道府県及び 2 市を除く政令指定都市において、環境影響評価条例を制定しており、条例に基づく環境影響評価が実施されています。

表 1-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況^{*1}

(平成 18 年 3 月末現在)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立	面整備	合計
手続実施	67(45)	6(6)	13(9)	8(8)	39(27)	3(2)	10(7)	20(11)	161(111)
手続中	25(25)	3(3)	3(2)	2(2)	14(14)	0(0)	5(4)	6(5)	56(53)
手続完了	35(14)	3(3)	10(7)	6(6)	23(11)	3(2)	5(3)	12(5)	94(49)
手続中止	7(6)	-	-	-	2(2)	-	-	2(1)	11(9)
環境大臣意見 ^{*2}	37(16)	3(3)	10(7)	6(6)	25(13)	-	-	12(4)	93(49)

* 1 括弧内は当初から法に基づく案件数で内数。2つの事業が併合して実施されたものは、合計では1件とした。

* 2 特に意見なしと回答した案件を含む。なお、環境大臣が意見を述べるのは許認可権者が国の機関である場合等に
限られる。

資料：環境省

環境影響評価における「ベスト追及型評価」と自然環境保全

環境影響評価法以前の環境影響評価では、事業者が、環境基準などの目標を満たすかどうかの観点から「目標クリア型」の評価が行われていましたが、設定した目標よりも環境をよりよくするための取組が行われず、自然環境保全など客観的な目標を設定しにくい分野があるなどの問題点が指摘されていました。

そこで、環境影響評価法では、事業者が事業によって生じる環境への影響をできる限り小さくしたかどうかという観点からの「ベスト追求型」の評価が取り入れられています。

これにより自然環境保全などの客観的な目標を設定しにくい分野においても、資料調査、現地調査などの調査を行って保全対策を十分検討することにより、環境保全措置が示され、環境への影響の回避・低減が図られています。

生物多様性の保全に関する環境大臣意見

手続当初から環境影響評価法に基づいて環境影響評価が実施されている案件で、環境保全の観点から環境大臣が審査を行った 49 件のうち、必要と認める案件に対しては、生物多様性の保全に関する意見を提出しています。

具体的には、事業実施に伴う希少魚類の生息環境への影響が生じないよう適切な措置を講じることを求めた意見や渡来する鳥類に配慮した施工時期の設定や施工方法の選定を行うことを求めた意見、あるいは、営巣地が確認された猛禽類については、必要に応じて専門家の指導・助言を得ながら、工事着手前、工事中及び供用開始後にこれらの繁殖状況等を必要に応じ調査し、生息環境への影響の回避・低減方法について十分検討のうえ、営巣期の工事中断を含め適切な措置を講じることを求めた意見などです。

さらに、これらの意見を反映した環境保全措置を補正評価書に記載することにより、事業者がどのように環境に配慮して事業を実施するのか国民が知ることができるようにしています。

(2) 環境影響評価情報支援ネットワーク

過去の環境影響評価事例や情報の把握及び有効活用により、よりよい環境影響評価の実施・審査が可能になります。

このことから、環境影響評価制度や技術のより一層の充実のためには、環境影響評価に関連する様々な情報を国民、事業者、地方公共団体、国等の環境影響評価に携わる多様な主体が共有することが重要です。

環境省では平成10年度より、より多くの主体が環境影響評価事例や制度及び技術の基礎的知識などの情報に容易にアクセスでき、実際の環境影響評価制度の運用に当たってそれぞれが有効に活用できるようにするため、インターネットを通じて閲覧できる「環境影響評価情報支援ネットワーク」の運用を開始しました(<http://assess.eic.or.jp/>)。

環境影響評価情報支援ネットワークにおいては、環境影響評価法に基づく環境影響評価の手續終了案件や手續中の案件の「概要情報」が公開されています。

評価事例を事業名、事業種類、都道府県、実施根拠、発行年等から検索することが可能なほか、予測評価項目、影響要因、環境保全対策実施の分類等知りたい情報からの検索をも行うことができます。さらに、環境影響評価書の内容として、予測・評価項目、出現生物種情報、環境保全対策、概要書等の関連図書の有無などについても閲覧することができます。

一方、地方公共団体の条例に基づく環境影響評価についても、環境影響評価法に基づく環境影響評価と同様の「概要情報」が整理されており、検索・閲覧することができます。環境影響評価情報支援ネットワークには「概要情報」のみ掲載されていますが、ポータルサイトとして当該地方公共団体の環境影響評価公開情報にリンクしており、地方公共団体によっては保全対策や知事意見等を閲覧することができます。

環境影響評価情報支援ネットワークは、各地方公共団体、各主務省庁や事業者、民間団体等が自発的に行う情報提供のツールと有機的に結合することにより、環境影響評価に携わる多様な主体が、各主体に散在し埋もれている様々な環境影響評価情報を、相互に、また容易に有効活用できるよう整備することを目指しています。そして、環境影響評価に関わる全ての主体が、これらの情報の提供・活用に対して積極的な姿勢を持ち、情報を共有化することにより、環境への影響の回避・低減を図るため、今後とも掲載情報の充実を進めていきます。

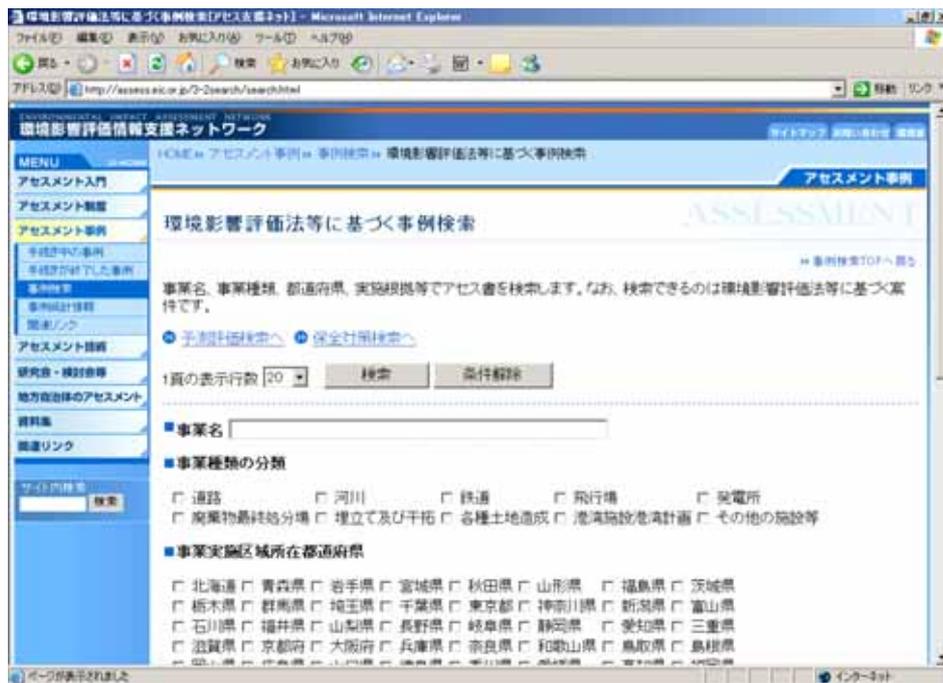


図 1-1 環境影響評価情報支援ネットワーク 環境影響評価事例の検索画面

1.3 生物多様性に関する施策取組の体制づくりに向けた取組について

第3回点検時の審議会において、地方も含めた行政分野の人材強化、NPO活動等に対する支援、各種取組への専門家の参画体制等、「体制づくり」の重要性についてご意見をいただきました。新国家戦略においても、国は、施策テーマに応じて多様な主体の参加・連携の仕組みを設けていくとともに、ITの活用等による情報公開、連絡会議の開催等による情報交流に努め、各主体の活動を積極的に支援するとされています。そこで、本節では、多様な主体による取組体制づくりについて、各省庁の取組状況をまとめました。

研修、ワークショップ、フォーラム等の実施

地方公共団体担当者や市民団体、企業など多様な主体を対象に、生物多様性に関する知識・技術の研修や、優良事例の表彰、シンポジウム、ワークショップを通じた普及啓発などを実施しています。例えば、地方公共団体行政担当者を対象とした自然環境行政に関する研修や、生態系に配慮した水田整備に関する研修などがあります。

多様な主体がパートナーシップを構築するための情報提供

各主体の活動を促進するとともに、各主体間のネットワークを構築することも重要です。このネットワーク構築を促進するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスでは、情報の集約・提供、情報交換の機会の提供などを行っています。

多様な主体の参画による保全体制づくり

生物多様性保全に関する取組においては、多様な主体の参画の重要性がますます認識されるようになってきました。例えば、自然再生において、再生目標の設定などの構想策定段階から関係者の話し合いによる検討・合意形成が必要です。また、里地里山の保全体制では、土地所有者や多様な主体が協働して管理を行ったり、エコツーリズムにおいては、自然環境の保全や地域住民の生活と利用の調整・ルール作りを実施するなど、関係する多様な主体の参画が不可欠です。さらに、農村地域においては、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るために、地域の共同活動や先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」の検討を行い、平成19年度より導入することとしています。

平成14年に制定された自然再生推進法では、自然再生は地域の多様な主体が連携するとともに、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならないと定められています。国は各地の自主的な取組に対して、地方の出先機関による窓口体制を整えたり、インターネットを利用した各協議会の情報交換ツールを提供するなどして支援を行っています。また、里地里山保全再生モデル事業やエコツーリズム推進モデル事業、文化的景観の保存・活用事業などにおいても、地区ごとに行政、住民、NPO、専門家等が連携・協力して活動を推進するための体制構築を実施しており、モデル事業で蓄積された事例は、今後全国における同様の取組への活用が期待されます。

以上概略を記しましたが、各省庁による取組事例について、その内容、これまでの実績、今後の課題等の詳細を表1-2にまとめました。

表 1-2 生物多様性に関する施策取組の体制づくりの充実に向けた取組

担当省庁課名	事業その他の取組	開始年度	概要	取組・実績状況	今後の課題
文部科学省 文化庁文化財部 記念物課	文化的景観保護 推進事業	H17 年度	文化的景観に関する調査事業、保存計画策定事業に関 連し、地域住民等が参加する勉強会や公開講座及びワ ークショップ等を実施。また、報告書を作成することに よって生物多様性保全に資する里地・里山等をはじめと した文化的景観の保護について普及・啓発を行い、保護 体制の確立を図る。	事業を実施した各地域(10ヵ所)にお いて、 ・文化的景観に関する調査や保存計 画策定に際して、文化財部局のみな らず庁内のさまざまな部局が参画。 また専門家等による委員会やワーキ ンググループを組織。 ・調査事業を地元NPOや組織したワ ーキンググループと協同して実施し た。	今後とも行政担当者やNPO、専門家が主導となっ て文化的景観保護活動に取り組むとともに、地元 住民も取り込んで現場での活動を行うなど、地域全 体における文化的景観保護、ひいては生物多様性 保全の施策取組の人的体制の強化を図る。
農林水産省 生産局 農産振興課 農村振興局 地域整備課	農地・水・環境保 全向上対策	H17年 度	平成17年10月に経営所得安定等対策大綱を決定し、 農地・農業用水等の資源や農村環境を保全向上させる 共同活動と、地域でまとまって環境負荷を大幅に低減す る先進的な営農活動を支援する新たな「農地・水・環境 保全向上対策」の検討を開始。	平成17年度より新たな施策の検討 を開始し、平成18年度に全国約600 地区でモデル的支援を行っている。	モデル的支援を踏まえ、平成19年度から導入。
農林水産省 農村振興局 農地整備課	生態系保全型水 田整備推進事業 (一般化事業)	H13 年度	生態系に配慮した水田整備を実施する担当者に対し、 実証地区の取組内容、生態系保全に関する知識・技術 の習得、生態系保全に関する意識啓発向上のための研 修会を実施。	全国研修会、地方研修会、全国EAG 会議を開催し、5年間で延べ約2,800 人が参加。	平成17年度をもって事業廃止。
農林水産省 農村振興局 資源課	田園自然環境保 全・再生支援事業	H15 年度	農業生産との調和を図りながら自然環境の保全・再生 を行うNPO等の活動に対してコンクールを実施し、優 良地区の表彰を行うとともに、シンポジウム、フォー ラムを開催し、活動団体の意識啓発や自然再生活動の 普及啓発に資する。	3年間で約230団体の応募があ り、毎年、農林水産大臣賞他8賞を授 与。シンポジウム等には、のべ約750 人が参加。	農村地域における自然再生活動が抱えている、技 術・労力上の問題や都市住民を含めた組織化等の 課題について、解決方策を構築し、これを広く情報 発信するとともに、引き続きコンクール、シンポジウ ム等を実施し、活動の支援を進める。
林野庁 木材利用課 計画課 研究・保全課	森林づくり交付金	H17 年度	森林環境教育を推進するための指導者の育成、里山 林等の保全・利用を推進していくための取組への支援。	指導者育成のための研修会、保全・ 利用活動の立ち上げ支援等を実施。	平成18年度は税源移譲により廃止。
環境省 自然環境局 自然環境計画課	里地里山保全・ 再生モデル事業	H16 年度	平成16年度から、全国4地域における里地里山保全・ 再生モデル事業として、地区毎に関係省庁、地方公共 団体、住民、NPO、専門家等が連携・協力して保全再生 のための体制を構築し、保全計画である地域戦略の策 定及び戦略に基づく保全活動を実施。多様な主体の参 画による保全・再生活動体制づくりのモデル形成に資す る。	全国4地域のモデル地域において関 係者による懇談会を設置し、保全計 画である地域戦略を策定及び戦略に 基づく保全活動の実施。	地域戦略に基づく活動を推進するとともに、モデル 地域の取組成果を全国に波及させる必要がある

環境省 自然環境局 自然ふれあい 推進室	自然解説指導者 育成事業	H4 年度	自然公園内のビジターセンター等の自然解説施設で自 然解説を担当する職員や地方公共団体において自然と のふれあいに関する業務を担当する職員に対して生物 多様性保全を含んだ自然解説等の研修を実施。	田貫湖ふれあい自然塾等を会場とし て、平成15年度は118名、平成16 年度は105名、平成17年度は103 名が参加。	研修を受講する担当職員等から実際に解説をうけ る対象者は、自然環境への関心の高まり等により、 知識、経験などが様々となってきているなどの状況 にある。 そのため、担当職員等への研修において体験を通 じて学ぶ手法等の研修の内容を充実させるとも に、実際に解説をうける様々な対象者に対応できる ような専門的知識を有する自然解説者を育成する プログラム等を策定する。
環境省 自然環境局 自然ふれあい 推進室	パークボランティア 活動推進事業	H60 年度	国立公園及び国民公園の保護管理、利用者指導又はこ れらの一環として行われる各種活動について、広く国民 の参加を得るなど、公園管理への多様な主体の参加を 通じ、これらの活動の一層の充実を図るとともに、自然 保護思想の普及啓発を図る	全国で平成15年度には、1,616人、 平成16年度は1,731人、平成17年 度は1,875人が登録を受け、美化清 掃、利用者指導等の活動を行っている。	活動中の自然解説技術等の向上のため、研修等を 行っているが、活動分野も広く、全員が一定のレベ ル以上になるには、時間が必要。公園毎等に地方 環境事務所と連携をさらに深める。
環境省 自然環境局 自然ふれあい 推進室	自然公園指導員 制度	S32年	国立公園及び国民公園の風景地を保護し、自然公園の 適正利用に資するため、2年間の任期で自然公園指 導員を委嘱している。	平成18年4月に、2,971人を自然公 園指導員として委嘱して活動を行っ ている。美化清掃、事故防止、情報 提供等の活動を行っている。	地方事務所再編（H17年度）に伴い本省と地方環 境事務所との役割の明確化や、自然公園指導員と 地方環境事務所との連携をさらに深める。
環境省 自然環境局 自然ふれあい 推進室	エコツーリズム モデル事業	H16 年度	自治体の主体的な取組を国が支援するもので、公募で 決定した13地区において、平成16年度から平成18年 度まで実施。	地域におけるエコツーリズム推進体 制の構築、資源調査、プログラム開 発、人材育成、ルールづくり等の支援 事業を実施。	平成18年度をもって事業終了。3か年の成果やノ ウハウの集約に着手する予定。
環境省 自然環境局 自然環境計画課	自然再生活動推 進費	H15 年度	自然再生推進法では、自然再生は地域の多様な主体が 連携するとともに、自主的かつ積極的に取り組んで実施 されなければならない、とされている。このため、それら の活動に対し、人材育成などの支援を実施。	NPO等の人材育成のため、地域ご とにワークショップ等を開催し、対象と なる自然の特性や地域特性に応じた 再生手法の検討、情報の交換を実 施。	地域の自主的な自然再生の取組が継続される体 制作りの推進のため、自然再生に携わるNPO等の 人材を育成する施策を検討。
環境省 総合環境政策局	環境カウンセラー 登録制度 環境カウンセラー 登録制度	H8 年度	市民活動や事業活動の中で生物多様性保全を含む環 境保全に関する取組について豊富な実績や経験を有 し、環境保全に取り組もうとする市民や事業者等に対し てきめ細かな助言（環境カウンセリング）を行うことで きる人材を「環境カウンセラー」として登録する制度。	平成18年4月1日現在、3,856名(事 業者部門:2,350名、市民部門:1,774 名、両部門:268名)が登録。	環境カウンセラーの登録は3年間有効であるが、そ の間に環境省が開催するカウンセラーを対象とした 研修会への参加を義務づけ、カウンセラーの水準 の維持を図っている。

<p>環境省 総合環境政策局</p>	<p>地球環境パートナーシップブラザ ーシップブラザ ーシップブラザ 地方環境パートナ ーシップオフィス</p>	<p>H8 年度 H16 年度</p>	<p>地球環境パートナーシップブラザでは、NGO/NPOや企業などの各主体が生物多様性保全を含む環境保全に關してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、パートナーシップに基づき相互に協力し、連携した自主的積極的取組を行うために、各主体間のネットワーク構築を促進し、情報の集積・交換・提供を実施している。また、地方でのパートナーシップ形成促進拠点として、地方環境パートナーシップオフィスを全国各ブロックに設置しているところ。今後九州、四国に設置予定。平成17年度までにまでに北海道、東北、中部、近畿、中国の5箇所に設置。</p>	<p>地球環境パートナーシップブラザでは、平成17年度に生物多様性保全に関わるセミナーを2回開催し、合計151名が参加。地方環境パートナーシップオフィスにおいても生物多様性保全を含むシンポジウムや意見交換会を実施。</p>	<p>各主体の協働での取組みは進んできているが、引き続き生物多様性保全を含むセミナー等を実施し、パートナーシップでの取組を進める人づくり、制度作りを引き続き行う。</p>
<p>環境省 総合環境政策局</p>	<p>NGO/NPO・企業 環境政策提言フォー ラム</p>	<p>H13 年度</p>	<p>行政とNGO/NPO等とのパートナーシップによる政策形成の推進とNGO/NPOの政策提言機能の強化のため、NGO/NPO等から生物多様性保全を含む環境に関する政策提言を公募し、優れた提言を環境政策立案への反映等を目的とした「環境政策提言フォーラム」を開催している。</p>	<p>NGO/NPO・企業から環境政策提言として、平成15年度は43件、平成16年度は49件、平成17年度は40件の応募があり、このうち15年度、16年度には生物多様性保全に関連した提言が優秀提言に選定され、フィージビリティ調査を実施。</p>	<p>政策提言能力をより高める取組が必要であり、引き続き政策提言能力向上を図るためのセミナーなどを実施する。</p>
<p>環境省 環境調査研修所</p>	<p>地方公共団体 職員を対象にした 研修 (野生生物研修、 自然環境研修)</p>	<p>H6 年度</p>	<p>環境調査研修所では、昭和49年度より、地方公共団体等において自然環境業務、野生生物保護管理業務を担当している職員を対象に各種の研修を実施してきたが、平成6年度より、野生生物研修にて「野生生物行政の課題(種の保存法含む)」と題して、生物多様性保全に関する内容を組み込んだ。翌年度以降も、「希少野生動植物種の保存(H12～)」、「外来生物対策(H16～)」、「野生生物行政について(カルタヘナ法関係を含む)」、「(H17)」等、自然環境行政の推移を鑑み、適宜内容を変えながら生物多様性保全に関連する講義を継続的に実施している。また自然環境研修では、平成8年度より「生物多様性の保全」と題する講義を設け、平成15年度まで継続して実施した。平成15年度以降は、「これからの自然環境行政(生物多様性の保全)」、「(H16)」、「生物多様性と自然再生について(H17)」と、内容を更に充実させ、生物多様性保全に関する知見の付与を推進している。</p>	<p>野生生物研修については、生物多様性保全に関する講義を導入した平成6年度より平成17年度まで延べ629名が研修を修了している。自然環境研修については、平成8年度より平成17年度まで、延べ700名が研修を修了している。</p>	<p>研修生の実務経験年数・関連知識のばらつきのため、講義内容に対し、研修生個々の満足度に差がある。また、講義内容は講師の資質に依存する面によって分かれている。これらは大人数での研修である以上避け難い問題であるが、研修生より回収するアンケート調査を元に、講師の選定・講義内容の改善の面で継続的に努力していく。 また、研修生に対して適切な知見を与えられるよう、生物多様性保全にかかる各種施策の展開状況や諸情勢の変化に応じて、毎年カリキュラムを精査しつつ研修を実施する。</p>

1.4 体験型の自然環境教育の取組について

かつての伝統的な農山村社会では、日常生活そのものが自然とのふれあいであり、日本人は、人間も自然（生態系）の一部であるとの認識を自然に有していました。しかし、都市化・工業化の進行に伴って人と自然との関係は希薄化し、自然との接触の機会が少なくなり、特に若い世代を中心に自然との付き合い方を知らない人たちが増えています。このような中で、自然とふれあう機会を増やすことにより、人が自然生態系の構成要素のひとつであることを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となります（新国家戦略より）。

第3回点検時に審議会から、若者に対する自然環境教育の重要性が指摘され、特に情報共有型でなく、自然を体感する教育が有効であるとのご意見をいただきました。そこで本節では、体験型の自然環境教育について各省庁の取組状況をまとめました。

（1）体験型の自然環境教育に関する各省庁の取組

市民団体、学校等の活動支援

指導者の育成や、教師のための自然体験プログラム集の提供、川の活動におけるライフジャケットなど必要な資機材の貸し出し、インターネット等を通じた活動団体間の情報交換、人材紹介など、さまざまな方法で市民団体や学校等の活動を支援しています。

活動の場の整備、提供

自然公園等のビジターセンターや、自然にふれあう場ともなる海浜等の整備、国有林の自然体験への活用などにより、活動の場を整備、提供しています。

一般参加型の生物調査

「田んぼの生きもの調査」では、生きものの下敷きや調査マニュアルを活用し、行政や地域住民による参加型の生物調査を通じて、自然とのふれあい、自然環境への理解を推進しています。

観察会、イベントの実施

国立公園等において自然保護パトロールや動植物の調査・保護活動、自然解説活動などの自然保護官の仕事を小中学生に体験してもらう「子どもパークレンジャー」や、「田貫湖ふれあい自然塾」等拠点施設での自然体験プログラムの提供などを行っています。

自然体験活動への参加の推進

「自然大好きクラブ」ホームページでは、全国で実施されている自然ふれあい行事の情報、自然体験の拠点となる施設の紹介、自然体験プログラム集など、自然体験に関するさまざまな情報提供を行っています。また、「こどもホタルレンジャー」など、全国の活動を募集、表彰することにより、取組を活性化しています。

以上概略を記しましたが、各省庁による取組事例について、その内容、これまでの実績、今後の課題等の詳細を表1-4にまとめました。

表 1-3 体験型の自然環境教育の取組

担当省同課名	事業その他の取組	開始年度	概要	取組・実績状況	課題と今後の展開
文部科学省 スポーツ・青少年 局 青少年課	省庁連携子ども体験 型環境学習推進事業	H14 年度	子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行う事業の実施を通して、体験型環境学習を推進する(国土交通省、農林水産省、環境省、環境省、経済産業省と連携)。	平成16年度は全国36箇所、平成17年度は35箇所でもモデル事業を実施。	地域におけるネットワーク構築により、取組の充実を図る。
農林水産省 農村振興局地域計画官	田んぼの生きもの調査	H13 年度	水田周辺水域に生息する生物や水質の調査を実施。田んぼの生きもの調査の下敷きや子どもマニキュアを作成し、地域住民が参加する機会を提供。	平成17年度までに全国の水田周辺の農業水路やため池などの10,592地点において実施。	今後も引き続き地域住民参加型の生物調査を実施。
林野庁 計画課	森の子どもら活動推進プロジェクト	H12 年度	次代にならぬ子どもたちの森林環境教育を推進するとともに、子どもたちの「生きる力」を育むため、森林での様々な体験活動を行う機会を広く提供する。	平成16年度における参加者数は32万7千人。	引き続き推進。
林野庁 木材利用課 研究・保全課	学校林整備・活用推進事業	H14 年度	学校林の整備と、それにより生産される木材の利用を一体的に行うモデル学校林の設定、学校林を体験活動の場として適した状態にするための森林保全管理活動の推進により、青少年の森林体験活動の場と機会を確保し、地域に根ざした森林環境教育の充実を図る。	平成17年度において38件実施。	引き続き推進。
林野庁 業務課	遊々の森	H14 年度	「森林環境教育」の実践の場として国有林野を利用しただけでなく、学校等と森林管理署等との協定により、森林教室、ネイチャーゲームや体験林業など様々な活動が展開できる場を積極的に提供し、学校等による森林環境教育の推進に寄与する。	平成16年度未現在93カ所(4,088ha)を設定。平成16年度における活動状況は、活動回数215回、参加者数約1万1千人。	引き続き推進。
水産庁 防災漁村課	子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト	H11 年度	子どもたちが漁村において自然環境豊かな漁港等を利用した遊びの体験を行うことができるよう、水産庁と文科省が連携し、必要な整備や体制づくりを行い、もって子どもたちが漁村の自然の遊びに親しむとともに、水産業に対する理解を深めることができるようにする(文部科学省と連携)。	平成17年度現在、全国で16地区が登録。	子どもたちの漁村体験活動をすすめるガイドライン等を活用し、より一層の普及を図る。
国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課	プロジェクト・ワイルド	H11 年度	国営公園では、全国の都市公園のモデルとして、生き物を題材に多様な環境学習のプログラムを提供し、環境教育の普及を図るとともに、「プロジェクト・ワイルド」による環境教育の指導者の育成を実践。	指導者養成講座により、平成17年度末で日本における指導者(エデュケーター)は1万人を超え、上級指導者(ファシリテーター)は386名となっている。	環境教育・環境学習に適した場の特性を活かし、学校や地域と連携したプログラム(活動)をより積極的に提供。

国土交通省 河川局 河川環境課	「子ども水辺」再発見 プロジェクト	H11 年度 (制 度の 創 設)	子どもたちの体験活動の場を拡大し、また「川に学ぶ」体験を推奨する観点から、教育委員会、河川部局、環境部局及び市民団体等が連携して、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの生物調査、水質調査、漏水活動等の体験活動の充実を図る。また、相談窓口や情報発信の交換等の場として設置された「子ども水辺サポートセンター」において、「子ども水辺」の登録、活動に必要な資機材(ライフジャケット等)の貸し出し、水辺での活動をコーディネートできる市民団体等の人材の紹介等の支援体制を整備している(文部科学省、環境省と連携)。	登録件数は、平成15年度は34箇所、平成16年度は47箇所、平成17年度は19箇所の登録が行われ、全国に227箇所が登録され、様々な体験活動が行われている。	総体的には効果がでてきているものの、地域別では子どもの水辺登録数に偏りがあるという課題が生じており、地域での特色を動かしながらの対応が必要である。地域でのばらつきを是正するために、全国を各ブロックに分けた中で、ブロック単位、都道府県単位の連絡会議を実施し、地域のニーズにあったハード・ソフト対策を支援する。
国土交通省 港湾局 環境整備 計画室	海辺の環境教育の推進	H15 年度	市民によるみなどの良好な自然環境の利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会を充実するため、自治体やNPOなどが行う自然、社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。	平成17年度は、人工干渉での生物観察等の体験型の自然環境教育を全国50箇所で行った。	港湾が自然体験・環境教育の活動の場としてますます活用されるための、良好な環境の保全・再生・創造の積極的な推進と地域が多様な主体の参画。
環境省 総合環境政策局 環境教育推進室	こどもエコクラブ事業	H7 年度	地方自治体との連携のもと、子どもたちが、地域の中で楽しみながら自主的に、自然観察や自然体験活動などの環境保全活動・環境学習を行うことを支援する。	平成17年度末で、全国4,014クラブ、110,236人の登録がある。	こどもエコクラブのある市町村が、全国の市区町村の4割以上に普及・浸透したが、今後は子どもたちが、さらに各自治体や地域で自主的な活動を展開できるための支援の充実に努める。
環境省 水・大気環境局 水環境課 国土交通省 河川局河川環境課	全国水生生物調査	S59 年度	河川に生息するサワガニ、カワガニ等の水生生物の生息状況は、水質汚濁の影響を反映することから、それらの水生生物を指標として水質を判定することができる。この調査は、一般の人にもわかりやすく、高価な機材等を要しないことから誰でも簡単に参加できるという利点がある。また、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となる。	平成16年度の全国の参加者は90,782人(前年度85,907人)	継続して実施する。
環境省・水・大気環境局 水環境課	こどもホタルンジャー	H16 年度	ホタルを守り、水環境の保全へ取り組む子どもたちの活動を、「こどもホタルンジャー」と名付け、平成16年度から「こどもホタルンジャー」の活動事例を募集し、表彰してきている。ホタルを通じて生態系について考え、川や湖のいきものに触れ、自らの手で環境を守ることの喜びを感じ取ってもらおう。	平成16年度は71団体、平成17年度は40団体が応募	継続して実施する。
環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護業務室	水鳥・湿地センター整備事業	H17 年度	国指定宮島沼鳥獣保護区では、平成17年度から2カ年をかけて、環境学習等のための拠点施設として水鳥・湿地センターの整備を実施。 また、すでに整備された全国7箇所の水鳥・湿地センターにおいて、地域住民を対象に環境教育を実施、その他、全国の国指定鳥獣保護区に観察舎等の施設を整備し、環境教育の基盤整備を図っている。	平成16年度までに全国で7箇所の水鳥湿地センターを整備。	引き続き環境学習等のための拠点施設の整備を実施する。
環境省 自然環境局 自然環境整備担当 参事官室	自然公園等事業	H16 年度 に公 共事 業化	国立・国定公園等の自然公園における優れた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。	全国28の国立公園において国立公園の核心となる特に優れた自然景観を有する地域における自然の保全や復元のための整備、歩道・園地・公衆トイレ等の利用の基幹となる施設の整備等を実施。 地方の創意工夫を活かした自然と共生する地域づくりを推進するための	継続して実施する。

				自然環境整備交付金を平成17年度に創設、平成17年度には34都道府県の実施する国定公園等の整備に對して交付。平成18年度においては、38都道府県に對して交付予定。	
環境省 自然環境局 自然ふれあい 推進室	子どもパークレンジャ ー	H11 年度	全国各地の国立公園等において、環境省自然保護官(レンジャー)の仕事である国立公園などの自然保護パトロールや美化清掃、動植物の調査・保護活動、自然解説活動などを小中学生に体験してもらうことを通じて、自然保護の大切さや自然とのつきあい方、生き物に對する思いやりなどの、豊かな人間性を育ててもらおう(文部科学省と連携)。	全国各地の国立公園等において、平成15年度は1,064人、平成16年度は834人、平成17年度は840人が参加。	多くの小中学生に参加してもらえ、魅力ある事業実施のための実施時期の設定など参加者への配慮や実施メニュー等の内容の充実。
環境省 自然環境局 自然ふれあい 推進室	田貫湖ふれあい自然 塾	H12 年度	「自然とのふれあい」に重点をおき、専門のスタッフによる自然体験プログラムと、充実した体験のための体験ハウス(ヒジターセンター)等ハードソフト一体型の施設において、自然体験を通じて、自然を楽しみ、学び、環境保全への関心を高め、それを日常の行動に結びつけることができるよう、さまざまな自然体験プログラムを展開。	平成15年度には、約135千人、平成16年度には128千人、平成17年度には117千人が利用。	子供から大人まで幅広く多くの人々に利用してもらえよう魅力ある事業の実施のため、多様なプログラムの設定や展示物などの充実。
環境省自 然環境局 自然ふれあい 推進室	自然大好きクラブ	H9 年度	自然公園等の利用者が、環境保全上適切で多彩な自然とのふれあい活動や自然体験活動が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動のイベント情報をインターネットを通じて提供する。	全国の自然ふれあい施設(約370)等から収集した様々な自然とのふれあい情報をインターネットやメールマガジン等で発信。	継続して実施する。
環境省 自然環境局 自然環境計画課	自然再生事業	H13 年度	自然再生推進法では、「自然再生事業の実施にあたっては、自然環境の保全に関する学習の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない」とされている。また、自然再生事業では維持管理など持続的な取組が不可欠であり、将来的にその担い手を確保する意味でも環境教育は重要である。このため、各再生事業地区ではその対象地域をフィールドとした様々な自然環境学習プログラムの整備に努めている。	釧路湿原自然再生協議会による自然再生普及行動計画、サロベツ地区、竜串地区における地域の学校を対象とした環境教育プログラム、阿蘇地区における草原環境を学ぶための教材の作成及び人材の育成など、地域に応じた環境教育の取組が推進されている。	環境学習の円滑な推進のためボランティアやNPOとの連携を図りつつ、地域ごとに環境学習を担う人材の育成に努めること、環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めることが必要である。
環境省 自然環境局 生物多様性センタ ー	生物多様性普及啓発 イベント(生物多様性 まつり等)	H11 年度	生物多様性センターにおいて、生物多様性の重要性や現状等についてわかりやすく、楽しく学ぶための自然観察会、講習会等の各種イベントを実施。	平成15年度:500人、平成16年度:300人、平成17年度:308人が参加。	・より多くの参加を得られるよう広報活動の強化 ・実施体制(人員等)の強化充実
環境省自然環境局 新宿御苑管理事務 所	自然探検隊	S60 年度	アクセスがよい立地を活かし、小さなお子さん連れの親子を対象に行う、身近な自然に触れる活動。都会では自然に触れる機会が少なくなっている中、幼いころの貴重な自然原体験の場や、親子と一緒に自然に触れあう機会を提供し、自然への思いやりや興味を引き出し、豊かな人間性を育ててもらおう。	平成14年度:389人 平成15年度:225人 平成16年度:435人 平成17年度:350人が参加	平成19年2月に母と子の森が再整備されることにより、より受け入れ態勢を充実し、多様な環境教育プログラムの展開を図っていく。
環境省自然環境局 新宿御苑管理事務 所	新宿御苑「環境の村」 構想モデル校指定	H14 年度	小中学校において行われている総合的な学習の時間において実施する環境学習プログラムをモデル校の協力の下研究・開発する。モデル校は新宿御苑という身近な自然をフィールドを活用した様々な環境教育プログラムを実践する。	平成14年度:93人 平成15年度:626人 平成16年度:236人 平成17年度:776人	モデル校事業により得られた知見に基づき、積極的に小中学校で行われている総合的な学習の時間(環境教育)に對する体制の充実を図る。

2. 国以外の主体による生物多様性保全に対する取組状況

新国家戦略では、関係省庁の施策の進捗状況について関係省庁が自主的に点検することとなっており、地方公共団体、民間団体、企業の取組を点検することは規定されていませんが、第1、2回点検において審議会からこれらの取組についても把握していくことが重要との意見をいただきました。これまでの点検において、主に国以外の各主体の先進的な取組を実施している事例を報告してきました。今回の点検では、地方公共団体、民間団体、企業の各主体による生物多様性保全への取組状況について、網羅的な調査を試みました。

2.1 地方公共団体による取組について

(1) 生物多様性保全の施策毎の都道府県の取組状況

地域固有の生物多様性の保全や持続可能な利用のためには、日常的な関わりが深い地方公共団体が主体となり、それぞれの地域の特性に応じて各種の取組を進めていくことが重要であり、戦略にも地方公共団体に対して「国家戦略に示された基本的な方向に沿いつつ、地域の自然的社会的条件に応じて、国に準じた施策やその他の独自の施策について、これを総合的かつ計画的に進めることが期待されます。」と記されています。

そこで本節では、各種データをもとに各都道府県における生物多様性保全の取組について横並びで定量的に評価可能な項目をピックアップして概観します。

重要地域の保全

都道府県が指定する自然保護地域としては、都道府県立自然公園、都道府県自然環境保全地域、都道府県立鳥獣保護区、および都道府県が独自に定めている保護地域などがあります。また、国定公園は、関係都道府県の申出により環境大臣が指定するものですが、指定後の管理は都道府県が実施しています。

図2-1-1より、都道府県が指定している保護地域は、総面積で見ると国が指定する保護地域と比べて遜色のない面積を占めていることがわかります。都道府県立自然公園は全国で309箇所指定されており、国土面積の5.19%に相当します。

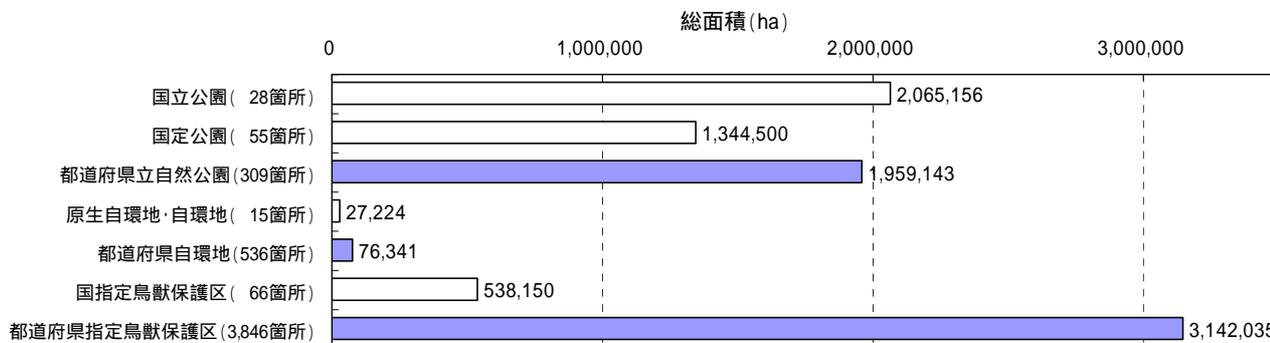


図 2-1-1 保護地域の規模

野生生物の保護管理

希少な野生生物に関する国の取り組みとしては、種の保存法に基づく希少野生動植物の指定及び保護増殖や、レッドデータブックの作成などがあります。レッドデータブックについては、平成3年度に作成されて以来、平成7年より見直し作業を行い順次改訂が行われ、平成18年8月には動物・植物の全ての分類群について改訂されました。

都道府県においても、地域として保全すべき種についてレッドリスト、レッドデータブックの作成や、独自の保護条例による保全が行われています。

・レッドデータブック、レッドリストの作成

都道府県でのレッドデータブック、レッドリストの策定状況についてみると、第1次生物多様性国家戦略が策定された平成7年10月には3件だったものが、新国家戦略が策定された平成14年3月時点で38件となり、平成17年に全ての都道府県で作成されました(図2-1-2)。掲載分類群で見ると脊椎動物は全ての県においてカバーされており、昆虫類、維管束植物も46県で掲載されています(表2-1-1)。ただし、分類群数については、地域に専門家がいるかどうかや、既存データの整備状況などによっても左右されると考えられます。

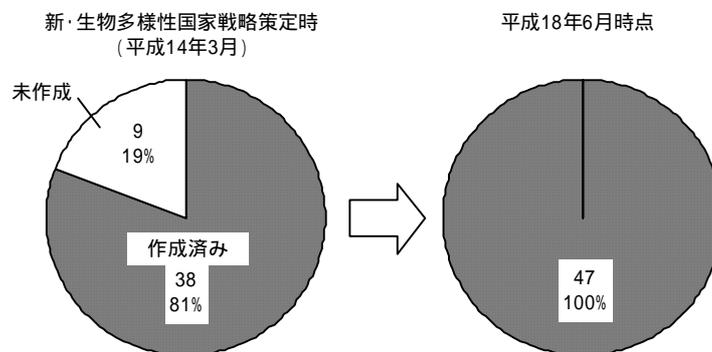


図 2-1-2 都道府県版レッドリスト・レッドデータブック作成数の推移

表 2-1-1 都道府県版レッドリスト・レッドデータブックにおける掲載分類群

(都道府県ホームページ及び都道府県への聞き取りによる)

都道府県	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	陸・淡水 産貝類	クモ類・甲 殻類等	維管束植 物	シダ類	藻類	地衣類	菌類	掲載分類 群数
北海道	H13	H13	H13	H13	H13	H13			H13					7
青森県	H12,H18	H12,H18	H12,H18	H18	H12,H18	H18	H18	13						
岩手県	H13	H13	H13					9						
宮城県	H13	H13	H13	H13	H13	H13			H13	H13				8
秋田県	H14		H14					8						
山形県	H16		H16	H15				9						
福島県	H15	H14	H15	H15	H15	H14			H14	H14				8
茨城県	H12		H12	H9				9						
栃木県	H17		H17	H17	H17	H17	H17	13						
群馬県	H14		H14	H13				9						
埼玉県	H8,H14	H8,H14	H10,H17	H10,H17	H10,H17	H10,H17	H10,H17	13						
千葉県	H13	H13	H12,H16	H12,H16	H12,H16	H12,H16	H12,H16	13						
東京都	H10		H10					8						
神奈川県	H7	H7	H7	H7	H7	H7			H7					7
新潟県	H13		H13					8						
富山県	H14		H14					8						
石川県	H12		H12					9						
福井県	H16		H14		H14			9						
山梨県	H17	H17	H17	H17	H17	H17			H17					7
長野県	H16		H16	H14	H17	H17	H17	13						
岐阜県	H13		H13					8						
静岡県	H16		H16					8						
愛知県	H14		H14	H13	H13	H13		12						
三重県	H7,H18	H7,H18	H7,H18	H7,H18	H7,H18	H7,H18	H18	H18	H7,H18				H18	10
滋賀県	H12,H18	H12,H18	H12,H18				H12,H18 改訂で削除	9						
京都府	H14		H14	H14				11						
大阪府	H12		H12					8						
兵庫県	H7,H15		H15	H7,H15	H15	H7,H15		11						
奈良県	H17	H17	H17	H17	H17									5
和歌山県	H13		H13					8						
鳥取県	H14		H14					9						
島根県	H9,H16		H16	H9,H16	H16	H16	H16	13						
岡山県	H15		H15	H15				10						
広島県	H7,H16	H7,H16	H7,H16	H16	H16	H16	H16	13						
山口県	H14		H14	H14	H14			11						
徳島県	H13		H13					9						
香川県	H16		H16					9						
愛媛県	H15		H15	H15			H15	11						
高知県	H14		H14	H12				9						
福岡県	H13		H13					9						
佐賀県	H12,H16	H12,H16	H12,H16			H12,H16	H16	11						
長崎県	H13		H13			H13		10						
熊本県	H10,H16	H10,H16	H10,H16		H10,H16			10						
大分県	H13		H13	H13				10						
宮崎県	H12		H12					9						
鹿児島県	H15		H15					9						
沖縄県	H8,H17	H8,H17	H8	H8			H8	12						
合計	47	47	47	47	47	46	41	32	46	17	14	9	12	

表中の数字は作成年、複数記載があるものは改訂をあらわす。

・希少な野生生物の保全条例

都道府県で独自に希少な野生生物の保全条例を制定しているケースもあります。制定状況は表 2-1-2 の通りで、新・生物多様性国家戦略策定当時である平成 14 年 3 月の 9 件から、平成 18 年 3 月現在の 24 件へと大幅に数を伸ばしており、地域の実情に即した野生生物保全制度づくりが進んでいることがわかります。

制度の形態としては、条例を策定している 24 都道県中、希少な野生動植物の保護を目的とする単独の条例を制定しているのが 19 道県、自然環境保全条例など包括的な条例に

希少な野生動植物保護の制度が組み込まれているものが5都県です。

24都道県全ての条例に種指定制度が存在し、うち17道県で指定がされています。捕獲規制については23都道県において地域を定めない捕獲規制があり、所持、譲渡等の規制があるのは15道県です。

保護区制度は23都道県、立入制限区域の制度は11県の条例に規定がありますが、実際に保護区を指定しているのは3道県です。保護区の指定には土地利用との調整が必要であることも関係していると考えられます。

また、保護増殖事業については、20都道県の条例に規定があり、6県で事業を実施しています(以上データは平成18年3月現在)。

表 2-1-2 希少種の保護に係る条例の制定状況

(平成18.3現在、都道府県例規集及び都道府県への聞き取りによる)

都道府県	条例名	現行条例の制定年月	種指定制度		捕獲規制	保護区制度			保護増殖等の事業	
			制度有無	指定種数		制度有無	対象種	箇所数	制度有無	対象種
北海道	北海道希少野生動植物の保護に関する条例	H13.03		22			1	2		-
岩手県	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	H14.03		16			-	-		-
福島県	福島県野生動植物の保護に関する条例	H16.03		10			-	-		-
埼玉県	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	H12.03		22			-	-		9
東京都	東京における自然の保護と回復に関する条例	H12.12		-			-	-		-
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.03		9			-	-		-
山梨県	山梨県高山植物の保護に関する条例	S61.10		22			-	-		-
長野県	長野県希少野生動植物保護条例	H15.03		18			-	-		-
岐阜県	岐阜県希少野生生物保護条例	H15.03		16			1	5		1
三重県	三重県自然環境保全条例	H15.03		20			-	-		-
滋賀県	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	H18.03		-			-	-		-
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	H07.07		-			-	-		-
鳥取県	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例	H13.12		41			-	-		7
岡山県	岡山県希少野生動植物保護条例	H15.12		5			-	-		4
広島県	広島県野生生物の種の保護に関する条例	H06.03		11			-	-		6
山口県	山口県希少野生動植物種保護条例	H17.03		2			-	-		-
徳島県	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例	H18.03		-			-	-		-
香川県	香川県希少野生生物の保護に関する条例	H17.07		-			-	-		-
高知県	高知県希少野生動植物保護条例	H17.10		-			-	-		-
佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	H14.10		19			-	-		-
熊本県	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例	H16.03		40			16	16		16
大分県	大分県希少野生動植物の保護に関する条例	H18.03		-			-	-		-
宮崎県	宮崎県野生動植物の保護に関する条例	H17.12		37			-	-		-
鹿児島県	鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	H15.03		41			-	-		-
計			24	-	24	23	-	23	20	-
(参考)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	H04.06		73			7	8		37

・特定鳥獣保護管理計画策定

特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画という」）は、数が著しく増加又は減少している鳥獣について、長期的な観点から保護管理を図る必要がある場合、個体数管理、生息環境整備、被害防除対策についての計画を、都道府県知事が作成することができるというものです。（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の第7条）。

作成状況について見てみると、平成11年度に本制度が開始されて以来、平成17年度末で79計画（42都道府県）が作成されており、科学的・計画的な鳥獣保護管理に進展が見られます。

現在、特定計画はニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンカモシカの5種について作成されています。なかでも、ニホンジカについては生息分布域の大部分で特定計画が作成されている一方で、ニホンザルなどでは生息分布域に比して作成件数が少ないなど、種によって差が生じています。

表 2-1-3 特定計画策定数の推移（累積）

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
・策定都道府県数	2	18	27	30	37	40	42
・計画数							
ニホンジカ	0	14	19	22	24	29	32
ツキノワグマ	1	1	4	7	10	10	10
ニホンザル	0	0	2	5	11	12	13
イノシシ	0	0	3	4	8	9	17
ニホンカモシカ	1	4	4	5	5	6	7
計	2	19	32	43	58	66	79

注1) 平成13年度にニホンザルを対象として策定された3計画のうち1計画（和歌山県）は平成16年度までで計画期間が終了している。

表 2-1-4 対象鳥獣別の特定計画の策定数と生息分布のある都道府県数の比較

	(a) 当該種の分布が確認されている都道府県数	(b) 計画策定都道府県数
ニホンジカ	44	32
ツキノワグマ	35	10
ニホンザル	45	12
イノシシ	43	17
ニホンカモシカ	35	7

注1) (a)の分布については、第6回自然環境保全基礎調査哺乳類調査で生息情報があった（生息区画率が0でなかった）都道府県を示している。

注2) 計画策定（都道府県数）は平成18年3月末現在

・外来生物対策

都道府県の野生生物担当部局に対し、環境省が実施したアンケート調査（平成 18 年 9 月）に基づき、都道府県の外来生物に対する取組について概観します。

平成 18 年 9 月現在、9 の道府県で外来生物のリストが作成されており、7 県で作成中です（表 2-1-5）。また、外来生物に係る条例（内水面漁業調整規則による外来魚の移植制限を除く）については、9 の都道府県において 10 条例が制定されており、4 府県で制定に向けて検討中又は作業中です。制定されている条例はすべて、外来生物に係る単独の条例ではなく、環境基本条例、自然環境保全条例、希少野生動植物保護条例等の目的を有する条例に外来生物に係る制度が含まれる形を取っています。

各条例の規制内容については、表 2-1-6 に示すとおりで、多くの条例で放出規制を定めています。条例によっては飼養規制、飼養時の取扱や防除などについても定めており、罰則規定を備えているものもありますが、譲渡規制について定めている条例はありません。

都道府県自らが行う防除については、平成 18 年 9 月現在、外来生物法第 18 条に基づく防除の確認が計 11 種類の特定外来生物を対象として、10 都道府県に対してなされています。その他、法に基づく防除の確認を受けない防除が、11 種類の特定外来生物に対し 15 府県で実施されています（表 2-1-7）。また、その他にも多くの地域で市町村や団体、市民による防除が行われています。

表 2-1-5 都道府県による外来生物リストの作成状況（平成 18 年 9 月現在）

都道府県	作成状況	作成時期
北海道		平成 15 年度
青森県		平成 18 年
埼玉県		平成 18 年
千葉県		-
長野県		-
静岡県		平成 17 年
滋賀県		平成 17 年度
京都府		平成 17 年
兵庫県		平成 16 年
鳥取県		-
愛媛県		-
高知県		-
佐賀県		平成 16 年
熊本県		-
大分県		-
鹿児島県		動物：平成 14 年度、植物：平成 16 年度
計	(作成済)：9、(作成中)：7	

出典：環境省実施のアンケート調査結果より作成、作成状況欄の「 」は作成済、「 」は作成中

表 2-1-6 外来生物に関する条例の制定状況（平成 18 年 9 月現在）

都道府県	条例	制定時期	種指定制度	種指定実績	対象分類群	飼養規制	飼養時の取扱	譲渡規制	販売業者への規制	放出規制	防除	勧告命令等	罰則
北海道	北海道動物の愛護及び管理に関する条例	H13.03	特定移入動物	2	動物のみ								
東京都	東京における自然の保護と回復に関する条例	H12.12	なし	-	動植物								
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	H16.03	なし	-	動植物						(注1)		
三重県	三重県自然環境保全条例	H15.03	なし	-	動植物						(注1)		
滋賀県	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例	H14.10	外来魚	3	魚類のみ					(注)			
	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	H18.03	指定外来種	0	動植物								
徳島県	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例	H18.03	なし	-	限定なし						(注1)		
佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	H14.10	移入規制種	32 (注3)	動植物					(注4)			
熊本県	熊本県野生生物の多様性の保全に関する条例	H16.03	外来種の公表	0	限定なし		(注5)			(注5)			
大分県	大分県希少野生動植物の保護に関する条例	H18.03	なし	-	動植物		(注5)			(注5)			
国(参考)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	H16.06	特定外来生物	83 (注3)	限定なし								

出典：環境省資料、各都道府県例規集などから作成

(凡例：各規制等の効果を直感的に把握するために細部にこだわらずまとめたもの)

飼養規制：飼養等の許可制、：飼養等(飼養のみか保管・運搬等も含むかを問わない)の届出制

飼養時取扱：逸出防止措置(施設具備、適切取扱等)の義務付、：逸出防止の努力義務

譲渡規制：譲渡等の原則禁止

販売業者への規制：購入者への情報提供等の義務、：購入者への情報提供等の努力義務

放出規制：放出等の禁止、飼養等に係る放出等の禁止、：採捕後の再放流の禁止、：みだりに放出等することの禁止または放出等しない努力義務など

防除：知事(主務大臣)による防除・防除計画、：県に対する繁殖抑制等の努力義務

命令・勧告等：措置命令・中止命令・原状回復命令、報告徴収・立入検査、その他勧告等、：指導・勧奨等

罰則：罰則がある

注1) 石川県(条例第 157 条)と三重県(条例第 26 条)は特定の種を指定して防除をおこなう規定。徳島県(条例第 31 条)は希少野生生物の保護の観点から外来生物の個体数低減等の必要な対策をおこなう規定。

注2) レジャーで魚類を採捕する者が琵琶湖その他の水域での再放流することを禁止(条例第 18 条)。

注3) 単位は「種類」である。

注4) 指定地域内で放出等することを禁止(条例第 65 条)。

注5) 遺棄し、逸出させない努力義務等を定めた規定であるが、本表では「逸出」は飼養時の取扱いを定め、「遺棄」は放出規制を定めたものとして、それぞれに示す。

表 2-1-7 都道府県による防除の実施状況（平成 18 年 9 月現在）

対象種	外来生物法（第 18 条）に基づく 確認による防除（□ は緊急防除）	計	確認以外の防除	計	合計	
哺乳類	アライグマ	北海道、埼玉県、神奈川県、京都府、大阪府	5		5	
	カクイアライグマ	神奈川県	1		1	
	アメリカミンク	北海道	1		1	
	アカゲザル			千葉県	1	1
	キョン	東京都	1		1	
	タイワンリス			神奈川県	1	1
	ヌートリア	岡山県	1	大阪府	1	2
ジャワマンゲース	沖縄県	1			1	
爬虫類	カミツキガメ	千葉県		1	1	
両生類	ウシガエル		大阪府	1	1	
魚類	オオクチバス	滋賀県	1	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、石川県、山梨県、三重県、大阪府、佐賀県、大分県	10	11
	コクチバス	滋賀県	1	北海道、山梨県、三重県、大阪府	4	5
	ブルーギル	滋賀県	1	北海道、岩手県、茨城県、三重県、佐賀県	5	6
	チャネルキャットフィッシュ			茨城県	1	1
無脊椎	ゴケグモ属			山口県	1	1
	カビバライ属			群馬県	1	1
植物	オハongoソウ	神奈川県	1			1
	オオソウゲイキ			佐賀県	1	1
		確認防除 10 都道府県 のべ 15 件	確認以外の防除 15 府県 27 件			

出典：環境省資料、環境省実施のアンケート調査結果より作成

(2) 都道府県等の自然環境・生物多様性保全に関する計画の策定状況

自然環境・生物多様性保全に関する計画の策定状況

平成17年度に環境省において全国の地方公共団体を対象として「地方公共団体の環境保全対策調査」のアンケート調査を実施しました。その中で、「『自然と共生する社会』を実現していくための自治体の自然環境・生物多様性の保全に関する総合的かつ中長期的な施策の大綱等を定めた計画」の策定状況等を調査しました。

その調査結果を基に、都道府県及び政令市が独自に策定している自然環境・生物多様性の保全に関する計画の主なものを表2-1-8に示します。これらの計画は、地域の総合的な構想や地域の環境基本計画などの上位計画の基本的な考え方を踏まえた、自然環境・生物多様性保全に関する分野別計画の位置付けのものが多く、また、岡山県や香川県のように自然環境保全に関する条例に基づいた法的な策定根拠をもつものもあります。

秋田県や埼玉県では、上位計画である県環境基本計画において複数の重点プロジェクトが掲げられており、その中の生物多様性保全に係わるプロジェクトの取組の一環として自然環境・生物多様性保全に関する計画の策定が唱われています。その成果として「秋田県生物多様性保全構想」や「埼玉県彩の国豊かな自然環境づくり計画」が策定されています。また、いくつかの計画では、その策定の背景として国における旧又は新・生物多様性国家戦略の策定が契機となっているものもあります。

表2-1-8 主な自然環境・生物多様性の保全に関する計画

団体名	計画の名称	策定年月
秋田県	秋田県生物多様性保全構想	平成12年3月
埼玉県	彩の国豊かな自然環境づくり計画	平成11年3月
東京都	緑の東京計画	平成12年12月
富山県	富山県自然環境指針	平成5年9月 (平成16年3月一部改正)
岡山県	岡山県自然保護基本計画	昭和47年12月 (平成8年3月、平成13年3月全部改正)
香川県	香川県自然環境保全基本方針	昭和50年3月 (平成15年4月全部改正)
神戸市	ビオトープネットワーク神戸21計画	平成13年3月
北九州市	北九州市自然環境保全基本計画	平成17年9月

計画における数値目標の設定状況

地方公共団体が策定している自然環境・生物多様性の保全に関連する計画（環境全般に関する総合的な地域の環境基本計画等を含む）の中には、施策実施目標となる指標を用いた数値目標が設定されているものも多数あります。主な例を表 2-1-9 に示します。

比較的多くの複数団体で設定している数値目標項目は、「鳥獣保護区の指定箇所・面積」、「条例に基づく希少野生動植物の種・保護地区の指定数」、「市民ボランティアや自然環境学習への参加者・指導者数」などが挙げられます。「鳥獣保護区の指定箇所・面積」の設定が多いことについては、鳥獣保護法に基づき都道府県が定める鳥獣保護事業計画に計画期間における鳥獣保護区指定方針（年度別箇所数、面積）を記載することとなっていることによると考えられます。

その他に、里地里山保全に係わる項目や生物生息空間の創出・再生に係わる項目などがあります。里地里山保全に係わる項目としては、石川県環境総合計画における「里山保全再生協定の認定数」（里山保全等に資する活動を行う団体と土地所有者等が活動に関して結ぶ協定を知事が認定）や福井県環境基本計画における「重要里地里山の保全対策実施箇所数」（希少野生生物の生息・生育地として特に重要な里地里山を抽出し、地元住民や市町村等と連携した持続可能な保管理・活用等）などが挙げられます。また、生物生息空間の創出・再生に係わる項目としては、緑の東京計画における「身近な生き物の生息空間の創出箇所数」（公園、学校、下水処理場、事業所などでの企業・NPO などと連携したチョウやトンボなどの生息空間づくり）や佐賀県環境基本計画における「檜原湿原の良好な湿地面積率」（オオミズゴケの除去などの自然再生事業により多様な生物が生育・生息できる湿地環境の回復）が挙げられます。

以上のように、地方公共団体の自然環境・生物多様性に関する計画においては様々な数値目標が設定されていますが、そのほとんどの目標の評価断面は対策レベルでの設定となっています。

一方、国では、平成 18 年 4 月に閣議決定された第三次環境基本計画において重点分野毎に指標を設定しています。生物多様性の保全のための取組重点分野に関しては、生物多様性保全との間にある程度のある関係性がある取組等の中で、データの把握に特別の困難を伴わないものをいくつか取り出して数値指標として用いています。

生態系レベルでは「自然環境保全基礎調査の植生自然度」、農業分野における「田園自然環境の創造に着手した地域の数」、河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」及び「失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合」、都市域における「水と緑の公的空間確保量」。また、試行的な指標として「国有林野における保護林の箇所数」。種レベルでは「脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合」及び「保護増殖事業計画など種の回復のための計画数」。さらに、社会参加という観点も含めた全体的なものとして「自然再生推進法に基づく協議会の数」が設定されています。

また、上記指標のうち「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」、「失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合」及び「都市域における水と緑の公的空間確保量」は社会資本整備重点計画において、また、「田園自然環境の創造に着手した地域の数」は土地改良長期計画において、計画期間（平成 15～19 年度）での数値目標が設定されています。

表 2-1-9 地方公共団体の計画における自然環境・生物多様性保全に係わる数値目標の例

団体名	計画の名称	策定年月	数値目標の設定項目	基準		目標	
				年度	数値	年度	数値
北海道	北海道環境基本計画	平成10年3月	自然公園及び自然環境保全地域等の指定面積 (国立公園・国定公園面積含む)	平成7年度	891千ha	平成19年度	900千ha
			森林の面積	"	5,557千ha	"	5,559千ha
			鳥獣保護区及び休猟区の指定面積(国指定含む)	"	1,164千ha	"	1,200千ha
山梨県	山梨県環境基本計画	平成17年2月	条例に基づく自然環境保全地区の指定面積 (自然造成地区を除く)	平成15年度	3,650ha	平成25年度	3,650ha
			鳥獣保護区等の指定面積	"	77,227ha	平成18年度	77,662ha
			自然監視員の委嘱数	平成16年度	216人	平成25年度	250人
			緑サポーターの登録者数	平成15年度	60人	"	360人
東京都	緑の東京計画	平成12年12月	みどり率(樹林地、草地、農地、宅地内の緑、公園、街路樹や河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合)	平成12年度	区部 約29% 多摩 約80%	平成27年度	約32% 約80%維持
			条例に基づく里山保全地域の指定箇所数	"	0箇所	"	10箇所
			条例に基づく希少野生動植物保護区の指定箇所数	"	0箇所	"	3箇所
			条例に基づく森林環境保全地域の指定箇所数	"	0箇所	"	6箇所
			都立自然公園内の里山の保全箇所数	-	-	"	15箇所
			市民緑地制度による樹林地の保全箇所数	-	-	"	15箇所
			市街地における身近な生き物の生息空間の創出箇所数	-	-	"	2,000箇所
			生物の生息環境に配慮した中小河川の整備延長	-	-	"	257.4km
			緑のボランティア活動の登録者数	-	-	"	10,000人
			緑のボランティア活動の指導者育成数	-	-	"	1,500人
岐阜県	岐阜県環境基本計画(第3次)	平成18年3月	条例に基づく希少野生生物種の指定数	平成16年度	16種	平成22年度	22種
			条例に基づく希少野生生物保護区の指定数	"	5保護区	"	7保護区
			間伐の実施面積	"	12,118ha	平成21年度	74,000ha
			育成複層林の面積(多様な森林づくり面積)	"	11,598ha	平成20年度	16,460ha
			ビオトープの設置地区数	"	8地区	"	14地区
			自然ふれあいサポーターの登録人数	"	65人	平成22年度	80人
石川県	石川県環境総合計画	平成17年3月	条例に基づく里山保全再生協定の認定数	平成15年度	0協定	平成22年度	10協定
			森林・里山保全活動の年間実施回数	"	約50回	"	100回程度
			森林・里山保全活動の指導者数	"	約150名	"	300人
			条例に基づく希少野生動植物種の指定数	平成16年度	0種	"	20種以上
			条例に基づく希少野生動植物保護地区の指定数	"	0地区	"	3地区程度
			条例に基づく特定外来種の選定数	"	0種	"	5種程度
			いしかわ自然学校全体の年間参加者数	平成15年度	約23,000人	"	約30,000人
			いしかわ自然学校全体のインストラクターの登録数	"	21人	平成19年度	60人
			いしかわ子ども自然学校の年間参加者数	"	約5,700人	平成25年度	約10,000人
福井県	福井県環境基本計画(第2次)	平成15年1月	鳥獣保護区の指定箇所数及び指定面積	平成13年度	42箇所 (27,978ha)	平成18年度	45箇所 (31,335ha)
			鳥獣保護区特別保護地区の指定箇所数及び指定面積	"	12箇所 (930ha)	"	14箇所 (1,346ha)
			重要里地里山の保全対策実施箇所数	"	0箇所	平成22年度	10箇所
佐賀県	佐賀県環境基本計画(第2次)	平成17年3月	条例に基づく希少野生動植物種の指定数	平成15年度	12種	平成21年度	40種
			檜原湿原の良好な湿地面積率	"	25%	"	100%
			森林の整備面積	平成16年度	4,300ha	平成25年度	50,000ha
			広葉樹の植栽本数	"	80,000本	"	100万本
			多自然型川づくり整備延長	"	62.8km	平成22年度	100.0km
			自然観察指導員の養成数	"	165人	平成21年度	200人
			森林ボランティアの団体数	"	15団体	平成25年度	100団体
北九州市	北九州市自然環境保全基本計画	平成17年9月	自然環境サポーターの育成数	平成17年度	0人	平成21年度	200人～250人程度
岡山市	岡山市環境基本計画(第2次)	平成17年3月	ホテルの生息地点数	平成15年度	137箇所	平成22年度	130箇所以上

2.2 市民団体、企業による取組について

新国家戦略において、「市民団体」・「企業」の生物多様性保全に関する役割について「環境保全活動を行う非営利的な民間団体は、公益的な視点から組織的に活動を行うことにより、環境保全に大きな役割を果たします」、「事業者においては、事業活動に際して、生物多様性の保全と持続可能な利用に十分配慮するとともに、国家戦略に示された基本的な方向に沿って、自主的積極的に行動することが大切です」と記述があります。

平成18年6月に内閣府（環境省協力）が全国20歳以上3,000人に対して実施した「自然の保護と利用に関する世論調査」（有効回収数1,834人（61.1%））では、「今後、国や地方公共団体に加えて、自然保護を特に担っていくべき主体は？（2つまでの複数回答）」という、行政以外の自然保護活動を担う主体を問うたところ、図2-2-1のように、「町内会や農協・漁協などの地域社会」、「企業」及び「NPO・NGO」が4割程度で上位になりました。図2-2-2は、それぞれ回答者の都市規模別及び年齢別に再整理したものです。図2-2-2は、「地域社会」を挙げた者の割合は小都市で高齢の人が多く、「企業」を挙げた者の割合は大都市で50歳未満の若壮年層の特に男性が多く、「NPO・NGO」を挙げた者の割合は大都市で壮年層の人が多く傾向にあります。

以下に、生物多様性保全活動を担うべき主体として大きく期待されている市民団体（NPO・NGO）及び企業による生物多様性保全の取組状況について報告します。

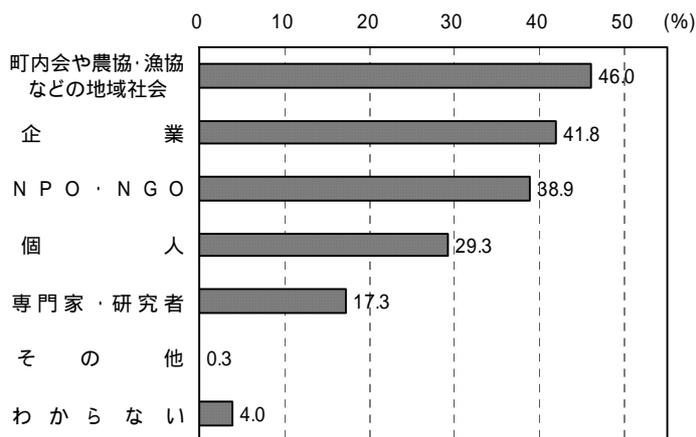


図2-2-1 国及び地方公共団体以外に自然保護を担うべき主体

2つまでの複数回答
「自然の保護と利用に関する世論調査」
平成18年 内閣府 より作成

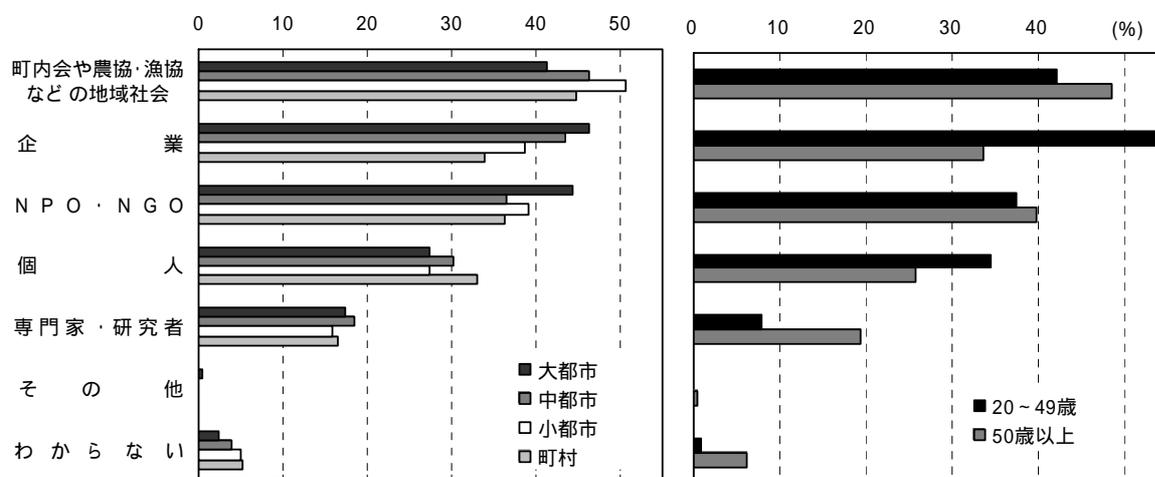


図2-2-2 国及び地方公共団体以外に自然保護を担うべき主体 (左)都市規模別、(右)年齢別
2つまでの複数回答 「自然の保護と利用に関する世論調査」平成18年 内閣府 より作成

2.2.1 市民団体による取組について

「環境 NGO 総覧」((独)環境再生保全機構 平成 13 年版、16 年版) をもとに、生物多様性保全に関わる市民団体の活動状況を概観します。

「環境 NGO 総覧」では、非営利の民間団体であり、環境保全を主な目的または目的の一つにしている団体について既存資料等を参考にリストアップしたうえで、各団体にアンケート形式の調査票を送付し、返送があった団体について掲載されています。なお、調査票の返送があっても活動休止状態である団体等は除かれています。平成 13 年版には 4,132 団体、平成 16 年版には 3,914 団体が掲載されています。

アンケートでは、各団体の活動分野を「森林の保全・緑化」、「リサイクル・廃棄物」など 15 分野(平成 13 年版では 14 項目)に分け、4 つまで複数選択が可能(ただし平成 16 年版で新設された「環境全般」を選択した場合は複数回答不可)となっており、これらのうち本節では、

- ・ 「森林の保全・緑化分野」
...植林、荒廃地の緑化、持続可能な森林の開発と利用等
- ・ 「水・土壌の保全分野」
...水質汚濁防止、河川生息、海洋環境保全、土壌汚染防止等
- ・ 「自然保護分野」
...野生生物の保護、生物種や生態系に関する調査、生息地の保全、自然観察等

の 3 分野のうち、いずれかの記載のある団体を「自然環境関連の活動を実施している団体」とし、これらの団体について分析しました。該当団体数は、平成 13 年版で 2,917 件、平成 16 年版で 2,581 件です。

(1) 活動形態

収録されている全団体のうち、「自然環境関連の活動を実施している団体」の活動形態について示したのが図 2-2-3 です。半数程度以上の団体で、「実践活動」や、「普及啓発活動」、「調査研究」を実施しています。

平成 16 年版と平成 13 年版とを比較すると、「実践活動」を実施している割合は高くなっていますが、「調査研究」、「他団体の活動支援」、「普及啓発」、「政策提言」は減少しています。

(2) 活動地域

平成 16 年版に収録されている全団体のうち、「自然環境関連の活動を実施している団体」の活動地域について示したものが図 2-2-4 です。同一市町村内で活動している団体は 34%と最も多く、次いで、同一都道府県内が 18%、隣接する複数の市町村が 17%となっており、地域に根ざした活動を行っている団体が目立ちます。また、国内全域や国内・海外全域など広い範囲で活動している団体は合わせて 2 割程度を占めています。

平成 13 年版の活動地域(図 2-2-5)と比較すると、国内・海外全域を対象に広域で活動をしている団体が増加しており、活動範囲がより広い団体が増加している傾向がうかがえ

ます。なお、「行政区単位でない」という選択肢については、平成 16 年版で新設された選択肢です。

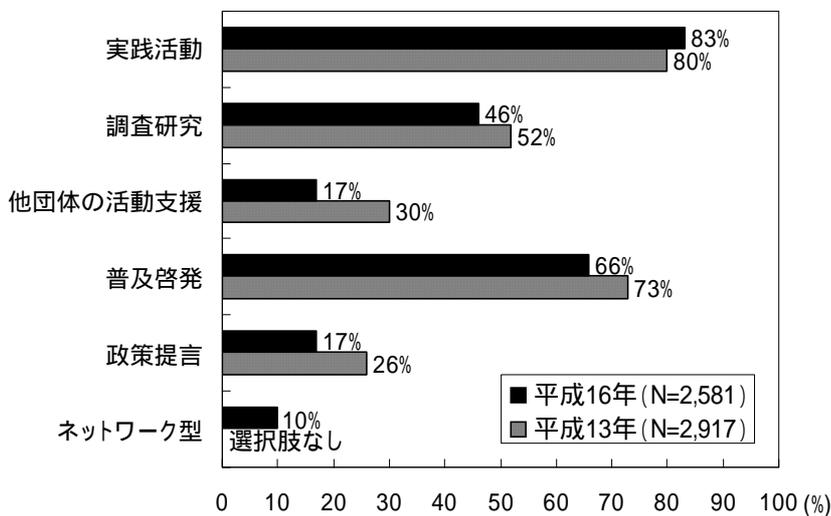


図 2-2-3 団体の活動の形態（複数回答）

「環境 NGO 総覧」平成 16 年版、平成 13 年版
 (独) 環境再生保全機構 より作成

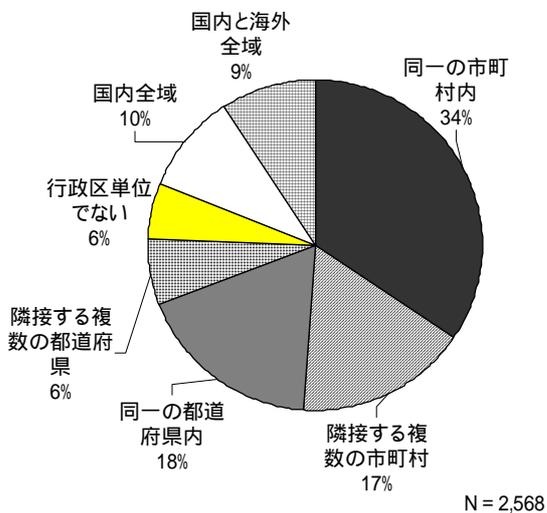


図 2-2-4 団体の活動地域（平成 16 年版）

「環境 NGO 総覧」平成 16 年版
 (独) 環境再生保全機構 より作成

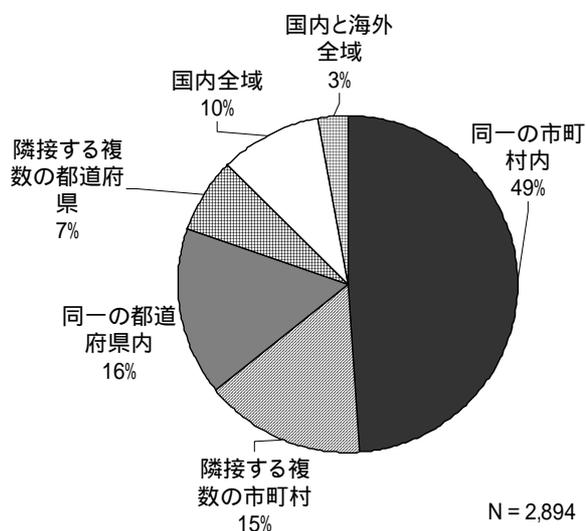


図 2-2-5 団体の活動地域（平成 13 年版）

「環境 NGO 総覧」平成 13 年版
 (独) 環境再生保全機構 より作成

(3) 予算規模

平成16年版収録の全団体のうち、「自然環境関連の活動を実施している団体」の予算規模を示したのが図2-2-6です。年間100万円未満の予算で活動している団体が6割程度を占めており、次いで多いのは100万円以上1,000万円未満です。一方で、年間1,000万円以上や1億円以上など高額な予算で活動している団体も15%程度存在しています。なお、平成13年版の予算規模(図2-2-7)についても16年版のものと同様の傾向であり、100万円未満の予算で活動している団体が多いことが特徴的です。

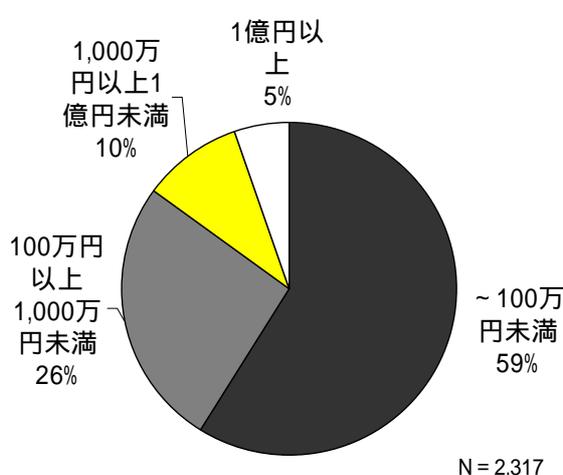
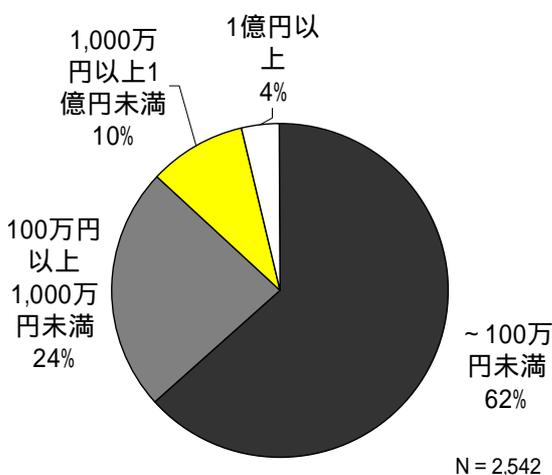


図2-2-6 団体の予算規模(平成16年版)

「環境NGO総覧」平成16年版
(独)環境再生保全機構 より作成

図2-2-7 団体の予算規模(平成13年版)

「環境NGO総覧」平成13年版
(独)環境再生保全機構 より作成

(4) 会員規模

平成16年版に収録されている全団体のうち、「自然環境関連の活動を実施している団体」の会員数の規模を示したのが図2-2-8です。半数以上の団体で10~100人未満であることがわかります。次いで、100~1,000人未満の団体が全体の33%を占めています。なお、1,000人以上の会員数を抱える団体は5%のみです。平成13年版の会員規模(図2-2-9)と比較すると、平成16年版では小規模な会員数の団体の割合が若干増加していることがわかります。

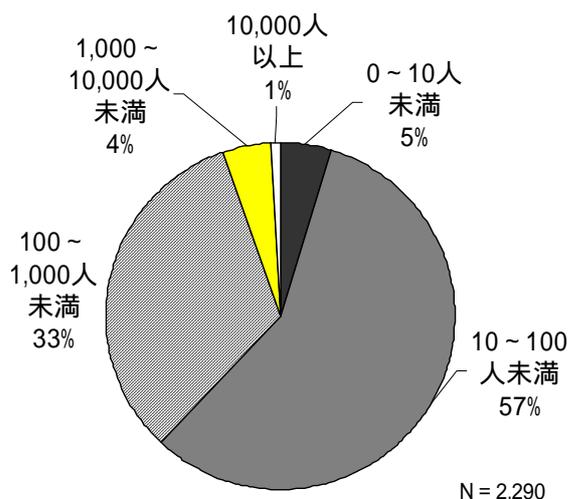


図 2-2-8 団体の会員規模（平成 16 年版）

「環境 NGO 総覧」平成 16 年版
 (独)環境再生保全機構 より作成

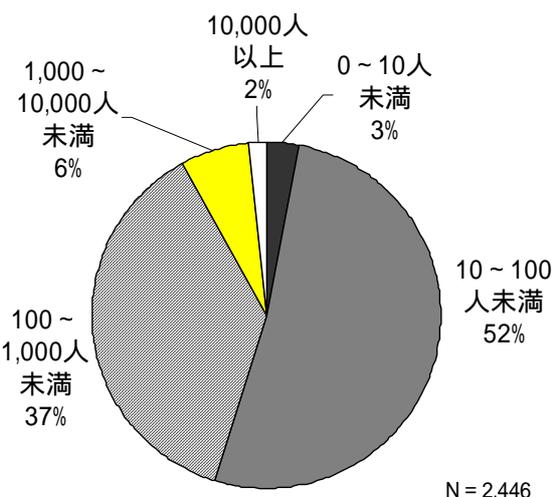


図 2-2-9 団体の会員規模（平成 13 年版）

「環境 NGO 総覧」平成 13 年版
 (独)環境再生保全機構 より作成

(5) 地域性

平成 16 年版に収録されている団体のうち「自然環境関連の活動を実施している団体」の都道府県別件数を整理したのが図 2-2-10 です。

東京都が 383 団体と圧倒的に多く、全国の約 15% を占めます。東京近郊の埼玉県、千葉県、神奈川県まで含めると全体の 3 割近くにのぼり、愛知県、三重県、静岡県の名古屋を中心とした地域の合計が約 1 割、京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県の合計が 1 割弱で、三大都市圏周辺で半数近くを占めています。

(6) まとめ

「環境 NGO 総覧」に収録されている団体のうち自然環境に関連した活動を実施している市民団体を概観した結果からは、組織規模が比較的小規模の団体が大多数を占め、地域密着型の活動を実施している傾向があるといえます。これらの団体への支援方策についても検討していくことが重要です。

都道府県

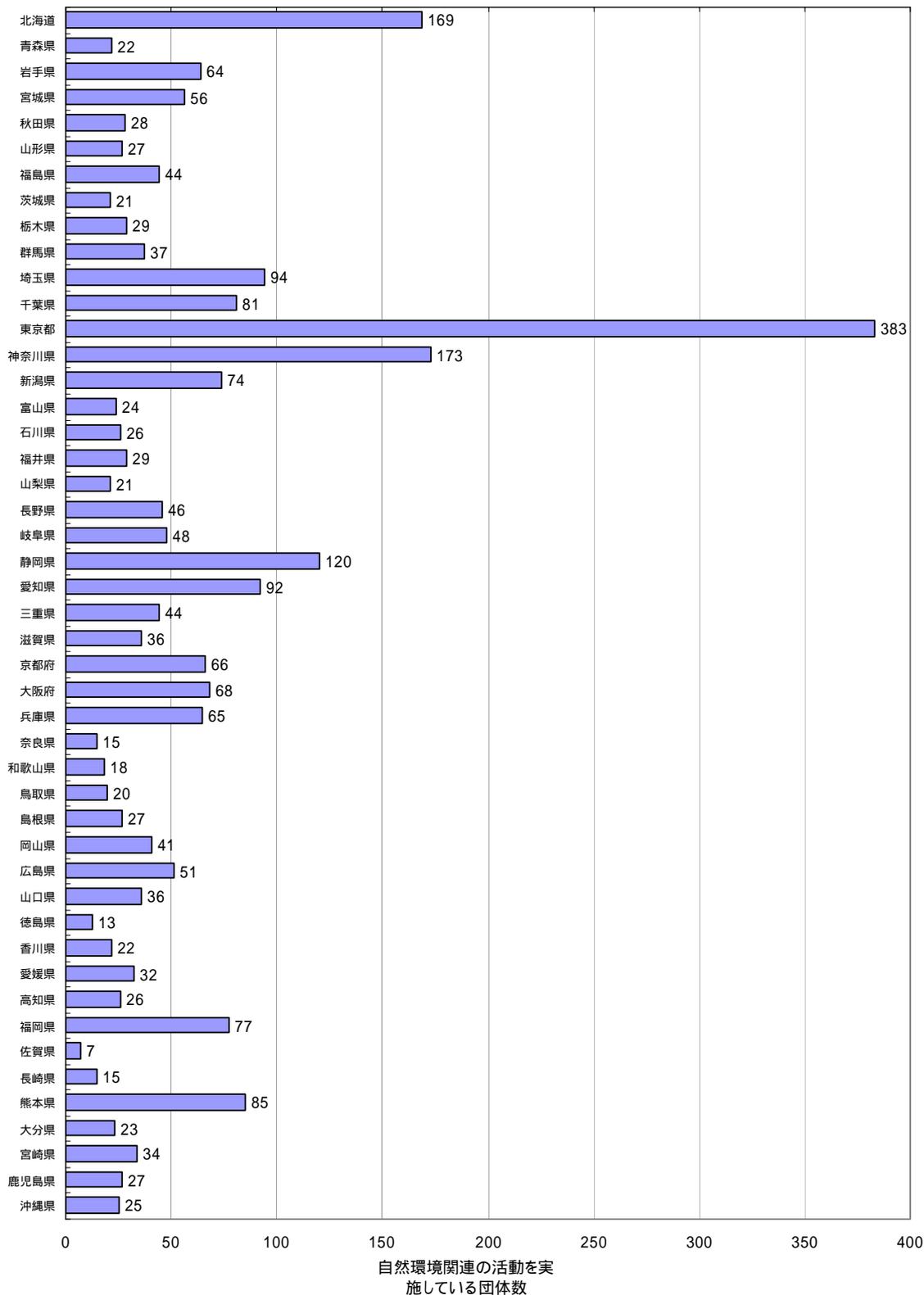


図 2-2-10 自然環境関連の活動を実施している団体の都道府県別団体数
 「環境 NGO 総覧」平成 16 年版（独）環境再生保全機構 より作成

2.2.2 企業による取組について

(1) 企業のCSR活動における環境取組

企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）という概念が浸透してきました。新聞紙上での関連記事掲載数（図2-2-11）もここ数年で急増しています。CSRの国際的な定義はありませんが、一般的には、企業活動において経済、環境、社会の側面を総合的に捉え、競争力の源泉とし、企業価値の向上につなげることとされています。平成17年に日本経団連が会員企業1,324社を対象に実施した「CSRに関するアンケート調査」（有効回答572社(43.2%））では、CSRを冠した組織・委員会の設置やレポートの発行など、CSRを意識している企業は75.2%という高い比率に達しています（図2-2-12）。また、CSRを推進するにあたって、現在最も優先的に取り組んでいる分野としては、「コンプライアンス・法令遵守」に次いで、66.3%の企業が「環境」を挙げています（図2-2-13）。一方、国民から見た企業に対する認識に関するアンケート（平成17年「生活者の”企業観”に関するアンケート調査」（財）経済広報センター調べ、有効回答3,363人（71.9%））から企業の社会的役割・責任としては環境保護などの取組が「非常に重要である」と回答した比率は43%で、第5位でした（図2-2-14）。「環境」は「雇用の維持・創出」、「利益確保・国や地方公共団体への納税」、「株価の向上と株主に対する安定配給」などよりも重視されています。一方、社内的に環境憲章などのような環境に関して取りまとめられている方針を作成している企業は約7割と、経営理念、企業行動、社員の行動や倫理に関する方針を持っている企業の比率が8割を越えているに比べて低い状況です。さらに、従業員数が1,000名未満の企業に限れば、その比率は5割を切っています（図2-2-15）。我が国では、環境政策や産業界の環境対策が進み、企業による環境マネジメントシステムの導入、環境報告書、環境会計等、企業経営における環境配慮の度合いは進展していますが、更に一層の環境取組が企業に期待されています。

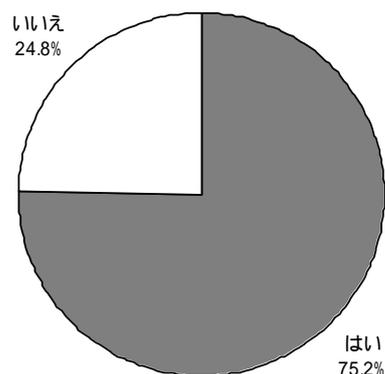
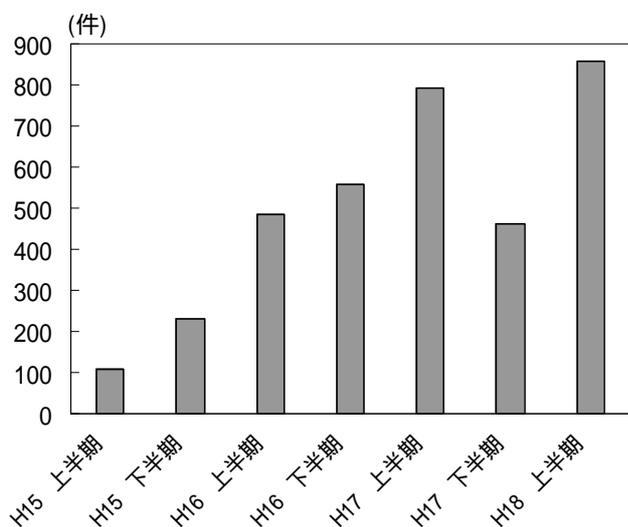


図2-2-11 新聞における"CSR"関連記事の掲載数の推移

キーワード["企業の社会的責任" or "CSR"]による検索結果
日経テレコン21より 日経4紙、毎日、読売、朝日の合計

図2-2-12 CSRを意識して活動しているか (N=572社)

「CSR(企業の社会的責任)に関するアンケート調査結果」
平成17年 (社)日本経済団体連合会

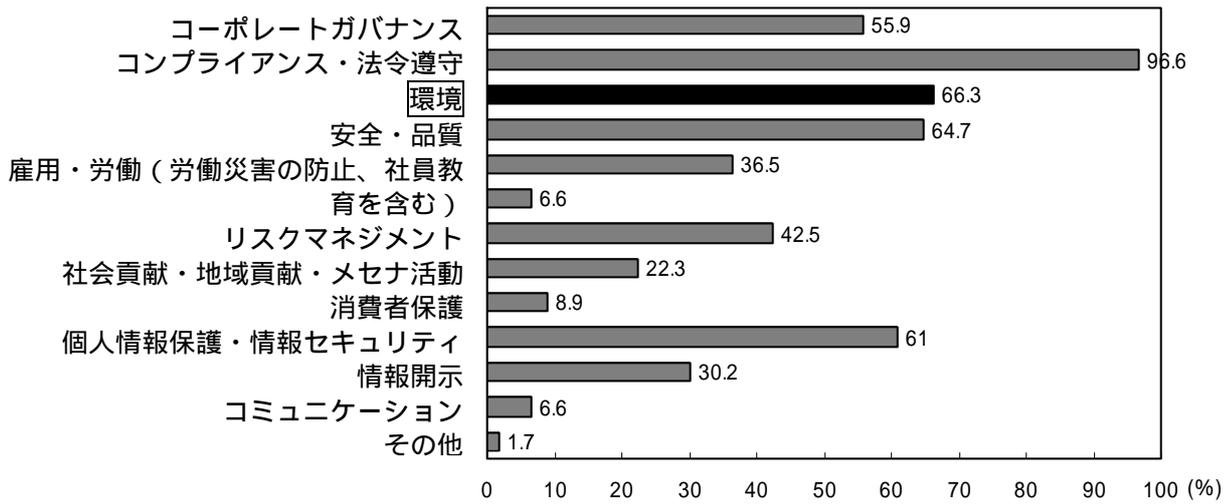


図2-2-13 CSRを推進するにあたって現在優先的な取組分野

「CSR(企業の社会的責任)に関するアンケート調査結果」

平成 17 年 (社)日本経済団体連合会 より作成 N=572 社(複数回答)

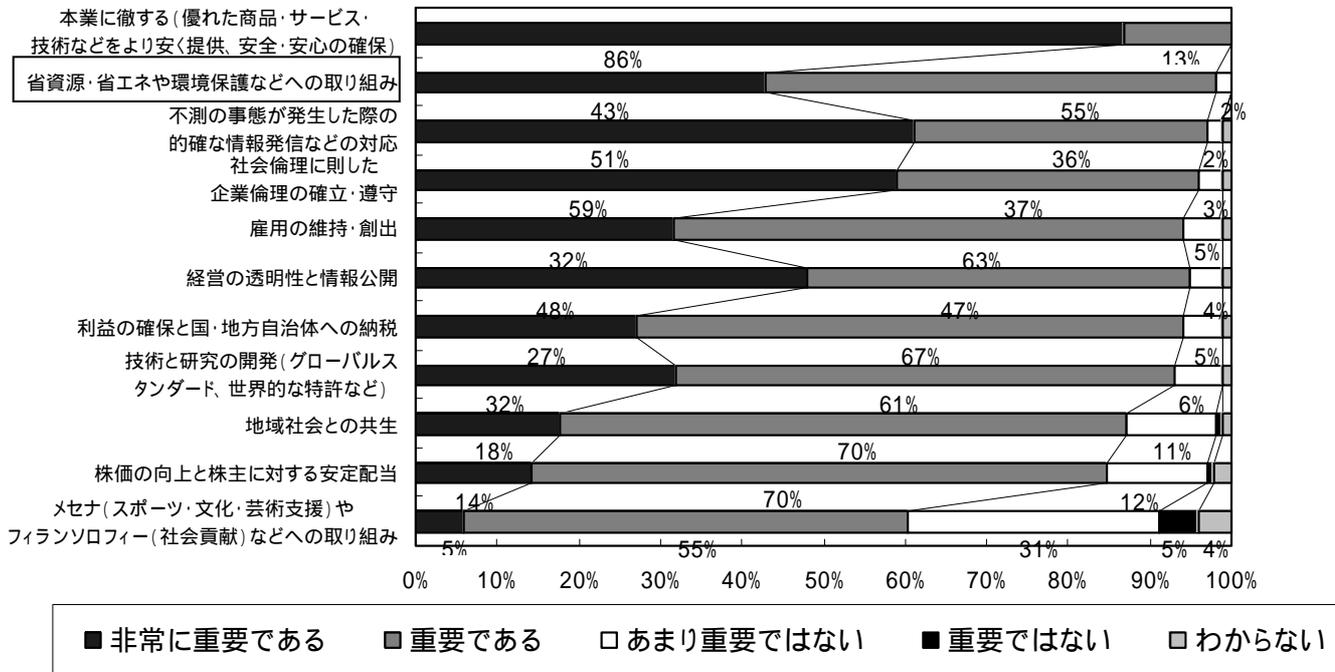


図2-2-14 企業が社会的に果たすべき項目の重要性に関する認識

「第9回生活者の”企業観”に関するアンケート結果報告書」

平成 17 年 (財)経済広報センター N = 3,363 人

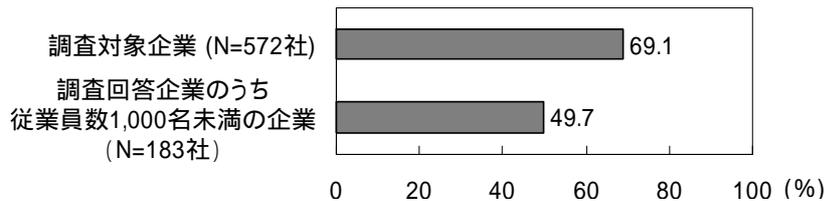


図2-2-15 社内的に取りまとめている考えや方針(環境に関するもの)の有無

「CSR(企業の社会的責任)に関するアンケート調査結果」

平成 17 年 (財)日本経済団体連合会 より作成

(2) 国際会議における生物多様性保全に対する企業の役割

平成 14 年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」で採択された「ヨハネスブルグ宣言」においては、直面する課題の 1 つとして、「我々は、貧困削減、生産・消費形態の変更、及び経済・社会開発のための天然資源の基盤の保護・管理が持続可能な開発の全般的な目的であり、かつ、不可欠な要件であることを認める。」があり、また、持続可能な開発への公約の 1 つに「我々は、大企業も小企業も含めた民間部門が、合法的な活動を追求するに際し、公正で持続可能な地域共同体と社会の発展に貢献する義務があることに同意する。」があります。これは、民間部門（企業）に、天然資源の基盤の保護・管理、例えば生物多様性の保全といった取組までを期待したものです。また、平成 18 年 3 月にブラジルのクリチバで開催された生物多様性条約第 8 回締約国会議（COP8）では、「民間部門に条約への参画を促す決議（ /17 Private-sector engagement）」も採択され、生物多様性保全における企業の役割の重要性が広く示されました。

ヨハネスブルグサミットでは、アースウォッチ（Europe）、国際自然保護連合（IUCN）及び世界環境経済人協議会（WBCSC）が共同で出版した“Business & Biodiversity -The Handbook for Corporate Action”（日本語版「ビジネスと生物多様性」は生物多様性 JAPAN により出版）が提出されました。企業の最高経営責任者、業務責任者、現場責任者等を対象として、企業の生物多様性への取組例、企業と生物多様性の関連性、企業の生物多様性アクションプランのガイドラインについて解説しています。この中では、「生物多様性」に関わる企業のリスクと、ビジネスチャンスについて表 2-2-1 の通り示しています。

表 2-2-1 企業と生物多様性への取組の関連性

生物多様性への取組の失敗がもたらすリスク	生物多様性への取組がもたらすビジネスチャンス
<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業許可の喪失 ・ サプライチェーンの分断 ・ ブランド・イメージの悪化 ・ 消費者や NGO による不買運動 ・ 環境破壊に対する罰金や市民からの責任の追及 ・ 金融市場での低い格付け ・ 従業員の士気や生産性の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業許可の確保 ・ サプライチェーンの強化 ・ ステークホルダーとの関係強化 ・ 倫理観の強い消費者へのアピール ・ 持続可能な成長の確保 ・ 社会的責任を重視する投資家へのアピール ・ 従業員の生産性の向上

（出典）『Business & Biodiversity ビジネスと生物多様性』生物多様性 JAPAN 発行 2003.9

また、企業が生物多様性保全活動をおこす場合に考慮すべき重要なステップとして以下の 7 つのステップを挙げています。

- 1) 生物多様性に関する自社の取り組み案をつくる
- 2) 経営幹部クラスの推進者を決める
- 3) 生物多様性に関するアセスメントを行う
- 4) 取締役会レベルの支持を確保する
- 5) 企業の生物多様性保全戦略を立案する
- 6) 企業の生物多様性保全アクションプランを立案する
- 7) 生物多様性保全アクションプランを実行する

このように、企業において CSR 活動として生物多様性の取組を実施する上で参考となるものとなっています。

(3) 経済団体における取組

自然環境・生物多様性の保全に着目した経済団体の取組として、日本経団連では、平成4年に自然保護基金運営協議会（平成12年に自然保護協議会に改称）を設立し、主としてアジア太平洋地域における自然保護プロジェクトの支援を行ってきました。また、平成14年には、日本経団連自然保護宣言を発表し、「自然界と共栄できる経済社会」の実現に向けて、個々の企業が積極的に活動するとともに経済界が一体となって取り組むことで自然保護への大きな貢献ができるとの確信のもと、経済界が自然保護に取り組む意義と使命があるとの認識を宣言しています。そのための行動指針として、(1)自然保護に対する意識向上に努め、(2)国内外の情報・知見等の交流促進に努め、(3)自然保護プロジェクトの推進に努めることが示されました。

(4) 企業における取組の事例概要分析

各企業においても、CSR活動の一環として生物多様性保全に資する取組事例が増えてきています。そこで、企業の環境報告書から、自然環境・生物多様性保全に関わる記載を抽出し、取組の分析を試みました。対象とした環境報告書は、「経済産業省環境報告書プラザ」(<http://www.ecosearch.jp>)に掲載されている481社の平成17年度版環境報告書（またはCSR報告書、サステナビリティ報告書等）としました。

活動内容

481社の環境報告書のうち、自然環境・生物多様性保全に係る取組の記載が8割近い365社にありました。各環境報告書の記載内容から自然環境・生物多様性保全に係る活動の内容を分類し、整理したものが図2-2-16です。清掃・美化活動が突出して多くなっていますが、環境報告書の記述内容だけでは清掃・美化活動には都市周辺環境（道路や事業所周辺の街区等）での単純な清掃活動を区別することが判断不能なケースもあり、それらを含んでいる可能性があります。

なお、清掃・美化以外では、緑化・ビオトープ、国内での里山・森林の保全・再生、環境意識の喚起、他主体の活動に寄付・協賛等に関する活動が比較的多くなっています。

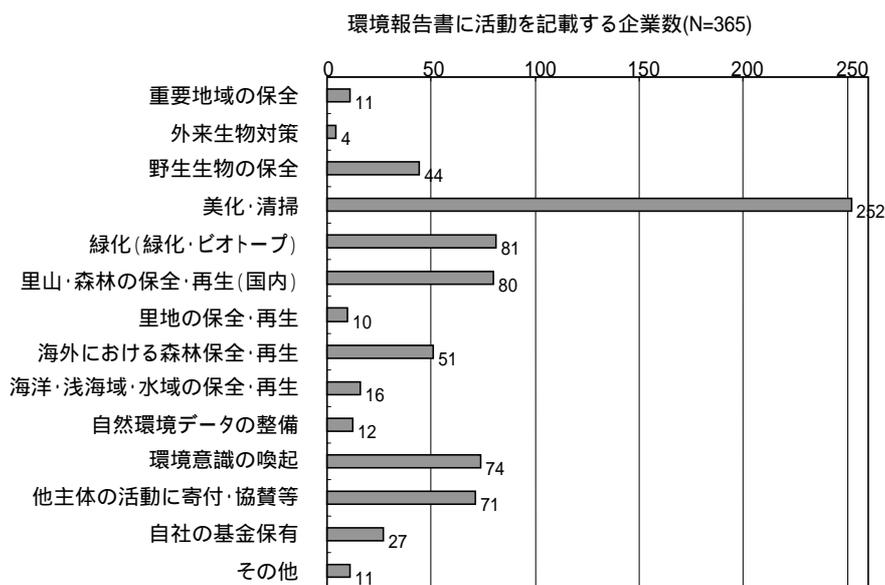


図2-2-16 自然環境・生物多様性保全に関する活動の内容

「経済産業省環境報告書プラザ」掲載の環境報告書等記載より作成

業種別の活動実施状況

「環境報告書プラザ」に15社以上の環境報告書等が掲載されている業種について、自然環境・生物多様性保全に関する記載の有無の企業数比率を図2-2-17に示します。建設業、飲料・たばこ・飼料製造業、輸送用機械器具製造業では90%以上の企業で、自然環境・生物多様性保全に関わる活動取組が報告書に記載がされています。更に、これらの業種について、取組活動内容で分類して整理したものを図2-2-18に示します。特に製造業については全体的に清掃・美化活動の比率が大きい傾向にあり、飲料・たばこ・飼料製造業や卸売・小売業では他主体に対する寄付・協賛や環境意識の喚起に関する活動が多くなっています。建設業では緑化・ビオトープや野生動植物の対策に係る活動が比較的多い傾向にあります。建設業ではこれらの取組が本業である工事の一部に組み込まれているものであることからであると考えられます。

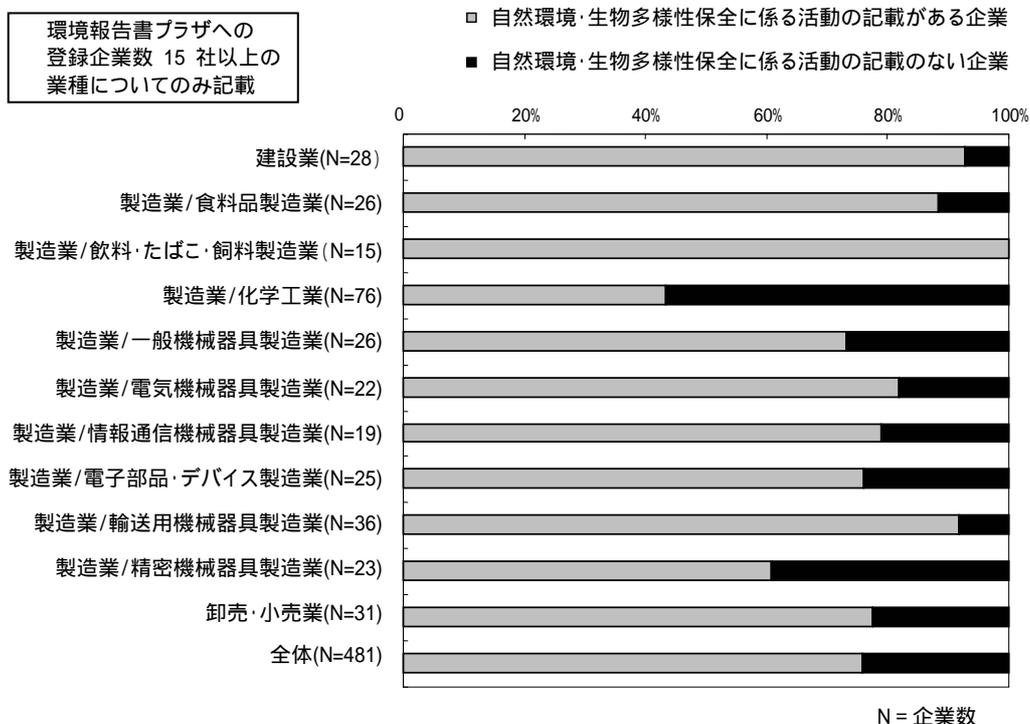


図 2-2-17 業種別 環境報告書等への自然環境・生物多様性保全に関する活動記載有無
 「経済産業省環境報告書プラザ」掲載の環境報告書等記載より作成

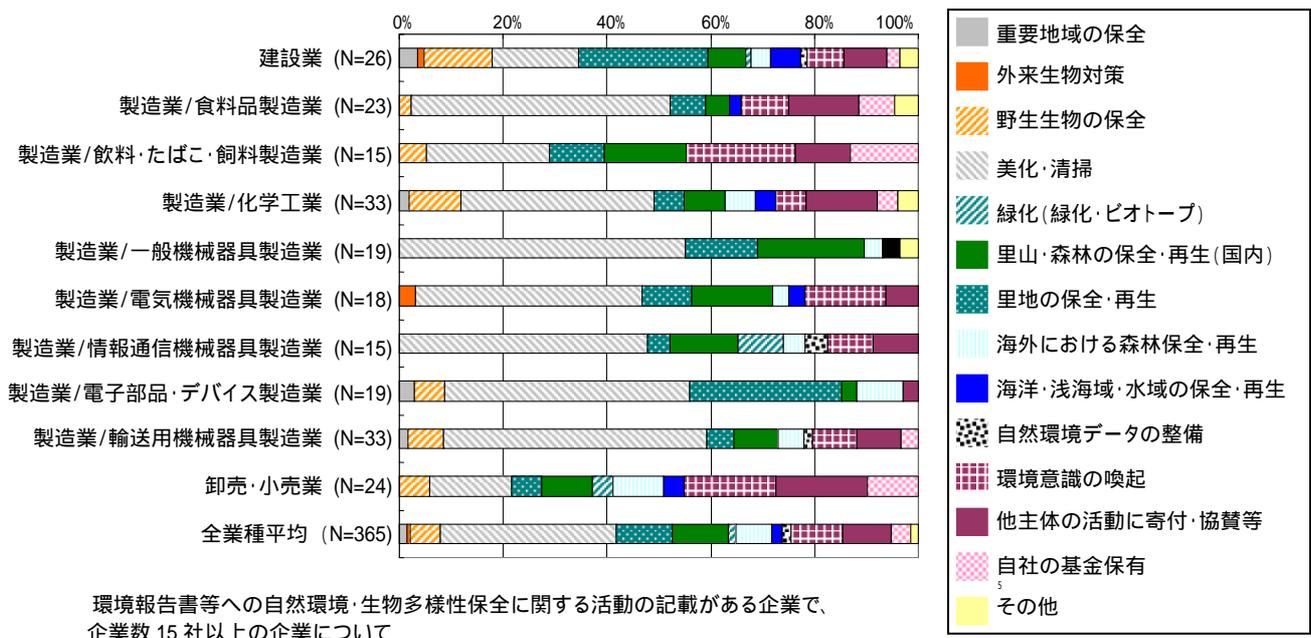
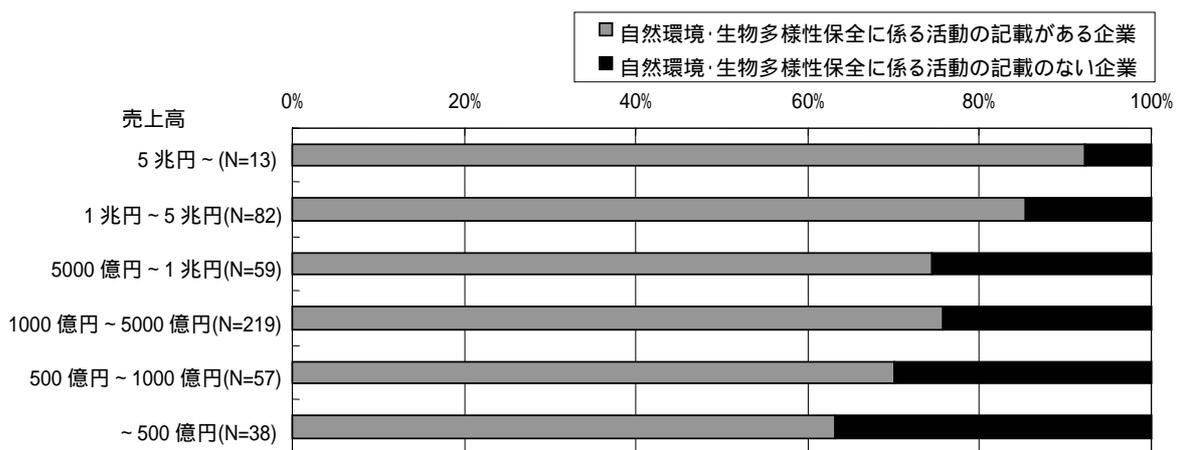


図 2-2-18 自然環境・生物多様性保全に関する活動の内容

「経済産業省環境報告書プラザ」掲載の環境報告書等記載より作成

企業規模別の活動実施状況

環境報告書等への自然環境・生物多様性保全活動についての記載有無を企業の売上規模別に見ると（図 2-2-19）、売上規模が大きい企業ほど自然環境・生物多様性保全活動に関わる取組を実施している企業が多い傾向にあります。自然環境・生物多様性保全活動を記載している企業について、売上規模別に活動内容を整理すると（図 2-1-20）、売上規模が 1 兆円以上の企業では、1 兆円に満たない企業にくらべて清掃・美化活動の取組が少なく、野生動物の保護管理や、環境意識の喚起に係る取組が多い傾向にあります。一方、売上規模 1 兆円以下の企業については売上規模による活動内容の傾向に相違はあまり見られません。

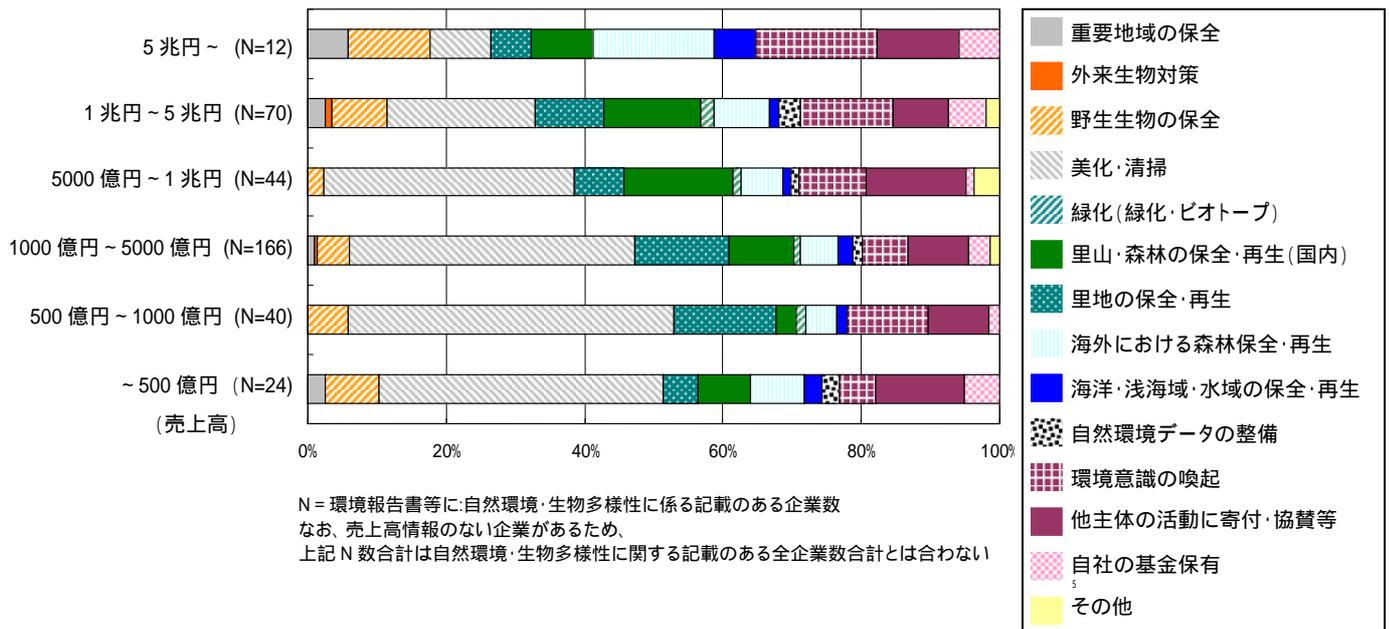


N = 環境報告書プラザに環境報告書が掲載されている企業数

なお、売上高情報のない企業があるため、上記 N 数合計は自然環境・生物多様性に関する記載のある全企業数合計とは合わない

図 2-2-19 企業の売上規模別 環境報告書への自然環境・生物多様性保全に関する活動記載有無

「経済産業省環境報告書プラザ」掲載の環境報告書等記載より作成



2-2-20 企業売上規模別 自然環境・生物多様性保全に関する活動の内容

「経済産業省環境報告書プラザ」掲載の環境報告書等記載より作成

企業の取組の事例

「環境報告書プラザ」に掲載されている環境報告書を概観して、特に生物多様性保全に資する取組を実施している企業をその業種別（運輸業、製造業（日用品）、建設業、製造業（飲料）、金融業）に5社選び、その取組内容について企業の担当者にヒアリングを実施しました。その取組内容の概要をまとめました。また、各社同一観点での取組の違いについてヒアリング結果を表2-2-21にまとめました。

[事例 1] 全日本空輸株式会社 (ANA)

1 . サンゴ礁の保全・再生活動

ANA グループは、オニヒトデの食害や海水温の上昇に伴う白化現象などにより大きなダメージを受けた沖縄のサンゴ礁を復活させるため、沖縄県内外の企業とともに「チーム美(ちゅ)らサンゴ」を結成し、サンゴの植付け、育成などのサンゴ礁生態系保全再生活動を行っています。「チーム美らサンゴ」は、地元の漁業協同組合などにより平成 14 年から行われていたサンゴ再生活動に賛同し、ANA グループが企業などに呼び掛け平成 16 年に始まったプロジェクトです。参加企業は、ボランティアダイバーによる養殖サンゴの植付け活動や自然環境等をテーマとした環境フォーラムの開催などを経済的にバックアップしています。その他にも、各企業が自らの本業の特徴を活かして、例えば、旅行会社はサンゴ植付けツアーの企画、出版社はイベントチラシのデザインなどといったように活動に協力しています。

活動の場所は、ANA グループホテルの周辺のマリンレジャーなどで利用している海域であり、その植付け箇所の選定に当たっては、環境モニタリング調査やサンゴ移植試験の結果を踏まえ、サンゴ群集の復元の可能性が高い、オニヒトデの駆除など植付け後の管理体制が整った地点を選び決定しています。植付け方法についても、単一の種に限定せず、様々な種類を取り混ぜて植付けしたり、植付ける海域で採捕されたサンゴを使用することで、サンゴの遺伝的な錯乱が起こらないようにするなど、日本サンゴ礁学会の「造礁サンゴの移植に関するガイドライン」に沿い、また、漁業協同組合や大学の専門家などと協力しながらサンゴの生態に十分に配慮して行われています。

また、活動に参加したボランティア等が、遠隔地からでも日頃より興味を抱いてもらえるように、植付けたサンゴの生育状況がインターネットで観察できるなど、継続した活動への参加を促す工夫もされています。

2 . 森づくり活動

「私の青空 森づくり」と称して、就航している空港の周辺を対象地域として、地元のボランティアや従業員などが一体となった植林活動などを展開しています。平成 16 年度には国内 5 空港の周辺で植林活動が行われ、延べ約 900 人が参加しました。平成 17 年度には国内の空港だけでなく海外の空港にも活動が広げられ、これまでに NGO の協力のもとミャンマーやタイで 3 回の植林が行われています。

植林活動については、地元の森林協会などから樹木の選定のアドバイスを受けるなど、専門家の指導のもと実施しています。また、森里海連環学を実践している京都大学フィールド科学教育研究センターと「森・里・海的环境再生教育に関する合意書」を締結し、環境保全に関するフィールド活動を共同で実施しています。植林活動に京都大学から講師を招いて森林・環境教室を開講したり、共同でエコツアーを企画するなど、学識者と協働した取組も行っています。



写真提供：全日本空輸株式会社

ANA グループでは、「人と地球を考える」をキャッチフレーズとして、上記のような活動を通じて、環境保全を社会的貢献活動として推進しています。社内でもボランティア組織(平成 18 年現在 308 人)を立ち上げ、活動の推進を図っています。

[事例 2] サラヤ株式会社

パーム油に関連した取組

洗剤の原料としてパーム核油（アブラヤシの種子の核から採取した油）を使用しているサラヤは、マレーシアにおいてアブラヤシ生産に関連した自然環境保全を行っています。平成 15 年、アブラヤシプランテーション開発により生息地を追われたボルネオゾウと地域住民とのあつれきを扱ったテレビ番組に社長がインタビュー出演したことを機に、同年 8 月に環境基本方針を改訂、「地球環境問題の解決は、企業や地域での対応とともに地球規模での対応も必要であるとの認識から、先進国と発展途上国を持続可能なビジネスモデルで結びあうため、NPO や諸団体との連携を深めます」の 1 項目を追加し、RSPO（持続可能なパームオイルのための円卓会議）*）への参加、車の寄付などサバ州野生生物局へのボルネオゾウ保護活動の支援を開始しました。

サラヤは、社長が理事長を務める NPO 法人ゼリ・ジャパンの法人会員として活動に積極的に参加しています。ゼリ・ジャパンはゼロ・エミッションの生産システム構築のために企業間交流や情報発信、コンサルティング等を行う目的で設立され、コロンビア政府が実施している熱帯林再生事業を支援するために基金を設置するなど、自然環境に関する取組も実施しています。また、パーム油生産地の環境保全においても、マレーシア、セガマ川やキナバタンガン川の流域の保護区設定、熱帯雨林の再生などの活動を行うことが今後予定されています。

*）RSPO とは：

Roundtable on Sustainable Palm Oil は、パーム油の生産から販売までパーム油の流通に関わる誰もが加入することができ、環境や社会に悪影響を与えないパーム油の生産、流通システムを作り出していこうという会議で、WWF（世界自然保護基金）の呼びかけで始まった活動。



（写真左）誤って狩猟用のわな等にかかったボルネオゾウ

ロープが足に絡まって成長とともに足に食い込んだ傷がみられる

（写真右）上空からみたアブラヤシプランテーション

写真提供：サラヤ株式会社

[事例 3] 鹿島建設株式会社

1 . 本業としての自然環境分野への取組価値

従来型の公共工事は今後減少が予想されること、また、民間の顧客においても自然環境配慮に価値を見いだす傾向が強まってきていることなどから、鹿島建設では自然環境分野を本業の中に位置づける動きが進んでいます。設計施工だけではなく、その上流（計画等）や下流（モニタリングサービス等）までビジネスの幅を広げることにより、自然環境保全の視点でのコンサルティングの提供が可能となります。例えば、計画段階で街路樹や屋上緑化を整備した場合に環境保全機能がどれだけ改善されるのか等のシミュレーションを示すことで、自然環境に価値を見いだす顧客にアピールするといった具合です。

2 . 具体的な取組事例

群馬県の工場建設では、近自然工法の採用、調整池や水路のビオトープ化など、敷地全体の自然環境配慮が行われ、竣工後のモニタリングにも携わっています（平成 13 年竣工）。

また、自然環境分野での技術開発については、野鳥などの鳴き声を音声認識技術により自動識別する「野生生物音声情報認識システム」を開発し、環境モニタリングや環境教育事業への活用を図ったり、北里大学とのアマモ場のスピード再生に関する共同研究を行い、発芽までの期間を従来の約 1/2、高発芽率による種苗の安定確保技術を開発するなどの取組が行われています。

3 . 「鹿島生態系保全行動指針」

上記のような自然環境保全に関する各種取組とともに、社内の環境委員会の下に生態系保全部会を設置して建設事業と生態系保全の両立に向けた考え方を検討し、2005 年 8 月に「鹿島生態系保全行動指針」が策定されました。この指針は社内だけでなく、共同で工事を行う企業や協力会社とともに実現していくものです。廃棄物のリサイクルや CO₂削減などをうたった環境行動指針を示す企業は増えてきているものの、自然環境や生物多様性に特化した指針を示したのは建設業としてはおそらく初めての取組といえます。また、生態系保全活動を効率的に推進するため、社内で保有する生態系関連の情報を一元的に管理する「生態系情報管理システム」も構築されました。

鹿島生態系保全行動指針 2005 年 8 月制定

1 マネジメントシステム

鹿島は、生態系保全を環境マネジメントの重要な課題と位置付け、事業活動における生態系への配慮を推進する。

2 コンプライアンス

鹿島は、生態系保全に関する法令を遵守するとともに、関連政策や社会的要請を把握し、その知見を事業活動に反映させるよう努める。

3 教育

鹿島は、生態系保全活動のために必要な基礎知識、法令、対応技術、対応事例等の情報を、社内教育等を通じて普及展開し、生態系の価値に対する社員の認識を高める。

4 建設事業における取組み

鹿島は、生態系に関する情報、技術を活用した顧客への提案や工事における環境配慮、ならびに顧客と地域・社会とのコミュニケーションを支援することで、建設事業を通じて良好な生態系の保全・創出を目指す。

5 研究開発

鹿島は、生態系に関する情報や技術的知見の集積を行い、関連する研究・技術開発を積極的に推進する。

6 社会貢献

鹿島は、生態系保全のために市民活動や社員ボランティア活動の支援、学協会への協力等に積極的に取り組む。

[事例 4] サントリー株式会社

1. 水を通じた自然環境への取組

サントリーは農産物や水を原料とする飲料を主力商品としており、水をはじめとする自然生態系は経営資源そのものであるとの認識から、昭和 48 年の愛鳥キャンペーンにはじまり、企業の取組としては比較的早い時期から自然環境保全に関する活動を開始しました。企業理念として「人と自然と響きあう」、コーポレート・メッセージとして「水と生きる SUNTORY」を掲げ、さまざまな取組が行われています。

2. 野鳥保護

サントリーは昭和 48 年に愛鳥キャンペーンを開始し、工場敷地内に民間企業初のバードサンクチュアリ（野鳥の聖域）設置、探鳥会や巣箱かけなどの愛鳥活動や、アホウドリ保護のための募金活動、野鳥・自然保護の啓発などの活動を展開しています。平成 2 年には公益信託「サントリー世界愛鳥基金」を創設し、国内外の鳥類保護団体に対する助成が行われています。

3. 水源林の保全

飲料づくりには水が欠かせないことから、水源涵養活動は CSR 活動というよりは本業と関係の深い取組と位置づけられており、平成 15 年から各地の工場の水源地等の森林をサントリー「天然水の森」と名付けて森林保全活動が実施されています。自社工場の水源である南阿蘇では、国有林 102ha に「法人の森林（もり）」^{*)} 制度を活用して国と協力した森林整備を実施し、京都府・大阪府にまたがる天王山では自治体、学識経験者、市民団体などとともに森林整備推進協議会を設立して整備方針を検討するなど、行政や市民との協働の仕組みも採り入れられています。また、平成 16 年には「天然水の森 阿蘇」にサントリー「森と水の学校」を開校し、地元の森林インストラクター会やネイチャーゲーム協会の協力も得て環境教育活動が行われています。

^{*)} 法人の森林制度：法人が造林や施業で一定の負担をし、国と法人で伐採時の収益を分け合う制度。

4. その他の取組

全社的な取組とは別に、各工場独自の取組も行われており、例えば山崎蒸溜所、京都ビール工場では、場内に生育する希少植物の栽培、育成が行われています。また、山梨県の登美の丘ワイナリーでは、ブドウ栽培において有機肥料だけを使用したり、病気に弱い植物であるバラを畑に植えて病気の兆候をいち早くとらえることにより農薬の使用量を減らすなど、水質や生態系に影響の少ない栽培法が取り入れられています。



(写真左)「森と水の学校」
(写真右) 森林保全活動

写真提供：
サントリー株式会社

[事例 5] 東京海上日動火災保険株式会社

1 . マングローブの植林事業

創業 120 周年記念事業の一環として、社員や代理店からアイデアを募集し、環境保護、社会貢献の分野で長く将来に残るものという声をもとに、社内で議論した結果、マングローブの植林事業（マングローブ植林プロジェクト）を実施することとなりました。

第 1 期プロジェクト（平成 11 年度～15 年度）では、東京海上日動の 1 年間の事業活動に伴って排出される二酸化炭素量を吸収し得る規模に相当する 3,000 ヘクタールの植林を目標に東南アジア 5 カ国において実施されました。平成 16 年度からは、第 2 期プロジェクトとしてフィジーを加えた 6 カ国において 2,000 ヘクタールを目標に植林が進められています。

植林プロジェクトは、マングローブ植林に実績のある NGO とのパートナーシップのもと、東京海上日動は事業費などの支援、NGO は植林に適した場所の選定や植林計画に基づいた適正な植付け規模の設定、地域住民との合意形成、地域住民を主体とした植林の実施、地元政府との調整などの現地活動を行っています。

社員、代理店、その家族などを対象として、平成 11 年度から年 1～2 回マングローブ植林ボランティアツアーを催行し、これまでに 8 回、約 250 人が現地で植林活動を体験しました。ツアーは、植林活動とともにマングローブや環境問題に関する勉強会といった環境教育活動等もプログラムに組み込まれ、参加者への環境保護の意識啓発に繋がっています。

東南アジアについては、日本から近く、社員等が植林ボランティアに参加しやすいこと、また保険事業を展開している感謝の気持ちを表す為に、プロジェクトの対象地域とされました。植林を続けてきたことで、現地法人の存在は現地でも認知されてきており、支店の数も増加し、また日系営業だけでなく、現地の方々への保険営業も増加しています。

2 . 環境保護の普及啓発活動

マングローブ植林を体験した社員などが小学校を訪問し、「みどりの授業～マングローブ物語～」と題して、地球温暖化をテーマとした出前授業を行っています。平成 17 年度には、東京都内 20 校、約 1,600 人の児童を対象に行われました。授業は、マングローブの実物に触れる体験や植林活動の体験談等を取り入れ、児童が環境保護について考え、行動していくきっかけ作りを行っています。

第 1 期プロジェクト 植林実績 (ha)		第 2 期プロジェクト 植林計画 (ha)		
植林地	植林面積	植林地	植林面積 (目標)	2004年度までに 実施の植林面積
インドネシア	911	インドネシア	650	68
タイ	516	タイ	400	100
フィリピン	505	フィリピン	100	0
ミャンマー	610	ミャンマー	550	216
ベトナム	902	ベトナム	250	43
合計	3,444	フィジー	50	8
目標達成率	115%	合計	2,000	435



(写真) 2006 マングローブツアー

写真提供：東京海上日動火災保険株式会社

表 2-2-21 自然環境・生物多様性保全に関する取組を進める企業事例のヒアリング結果整理

ヒアリング対象企業	活動概要	活動の契機と経緯	活動の目的・位置付け	活動の選定理由	活動の体制	活動における重要ポイントや課題	活動の効果・反響	活動に関する社内管理体制
全日本空輸株式会社 (運輸業)	・沖縄では地元企業等とチーム「美らサンゴ」を結成し、一般ダイバーに呼びかけ、サンゴの植付け・再生活動を実施。 ・社員や社員の家族、地元住民の参加により、国内14箇所の空港周辺地域で植林を実施。今後全ての空港周辺地域に活動を拡大予定。2005年から海外の空港でも取組を開始。	・社内環境部署では従来騒音問題を中心とした環境問題を扱ってきたが、2003年に環境・社会貢献部に改編して一般の方にはわかりやすい取組への展開を目指した。既に各支社で様々な活動が実施されており、全社としての取組は浸透しやすかった。	・活動の目的は基本的に社会貢献である。付随的効果として本業（旅客の選択）に繋がればよりよいと考えている。	・様々な環境の中で、自然環境はわかりやすい。一般市民に対する訴求力が高い。 ・CO2を排出する航空会社の責務として、これを吸収する緑を増やしたいという意向があった。	・社員、社員の家族、地域住民、地元NPO等と連携することが多い。 ・沖縄でのサンゴ植付け活動では、複数の企業でチームを組んで活動を実施。	・円滑な実行には現地での人脈が必要となる。 ・生物多様性に係る取組は継続的である必要がある。 ・植林等のイベント前後のケアが必要である。 ・自然環境保全活動を必要とする地域は山間部にあり、参加者を確保することが困難である。	・イメージ向上の効果に対する期待が大きいか、CSRの視点から1人1人のお客様の環境意識の向上に繋がることが目指している。	・環境と社会貢献を担当する部署が全体を管理。部署内11名。 ・広報、CSR担当、法務等の部署が連携して進める。 ・2006年4月に社会貢献活動の準備等を行うボランティアグループを設立(308名)。
サヤ株式会社 (製造業:日用品)	・2004年にWWFが提唱した持続可能なバームオールのための円卓会議(RSPO)に参加。 ・マレーシア、ボルネオ島において、アブラヤシプランテーションによって被害を受けたボルネオオラの保護活動を実施。	・テレビ番組で原料調達地であるアブラヤシプランテーションの野生生物被害が取り上げられてから問題意識をもって活動を開始。	・原料調達地の環境破壊は原料ユーザーである自社にも大きな影響を及ぼすとの認識から、活動を実施している。 ・プランテーション事業で得た利益の一部を環境保全に還元すべきとの発想に基づき、	・原料調達地の環境保全に資するため、JICAやWWFによる活動が既に定着しており、情報が収集されているため、ボルネオ島を選定した。また、日本に最も近い主要生産地である。	・国際的協力組織(RSPO)やJICA、BBFC(ボルネオ生物多様性保全・生態系保全プログラム)、現地政府等と協働で実施している。	・生物多様性に関する取組は専門家の確保が重要なポイントとなる。 ・会社の規模を考慮し、自社の手に負える範囲を見極めて活動を行う必要がある。 ・社長の関心が高く、社として積極的かつ迅速に活動に取り組める。	・特別の専門部署は設けていない。各部署の中から社長の指示を受けた数名が担当。 ・ボルネオ保全トラスト(*)の設立など公共性の高い活動については社長の管理を要するNPO法人に活動の管理を移譲する予定。 (*):ボルネオサバ州の川岸に野生生物の生息地を確保する活動(緑の回廊計画)。	・環境と社会貢献を担当する部署が全体を管理。部署内11名。 ・広報、CSR担当、法務等の部署が連携して進める。 ・2006年4月に社会貢献活動の準備等を行うボランティアグループを設立(308名)。
鹿島建設株式会社 (建設業)	・2005年に「鹿島生態系保全行動指針」を策定。 ・また、開発案件の環境配慮を評価する技術を開発したほか、リゾート開発に伴うカーボンフットプリントを開発した。 ・システムを開発した。 ・生態系に関する社内情報を管理するデータベースを作成中。	・公共事業の減少を受け、新たな形態での業務展開を模索してきた。その中で、シナリオプランニング段階における自然環境保全の観点でのコンサルティング機能の提供を考えた。	・社会貢献ではなく、新しい型の事業として認識している。 ・自然環境への影響の低減のみならず、保全による利益を提供するカーブスの確立を目指す。	・建設業は環境に直接的にインパクトを与えているため、生物多様性保全に係る活動への関わりが分かりやすい。 ・方針については経営層が決定。具体的案件については社内の研究開発担当者が種を見つけて進めるケースが多い。	・生物多様性保全に係る研究開発、環境管理や林業関係者に技術指導を求めている。 ・自社の敷地以外についての水源涵養活動等においては、林野庁や国土緑化推進機構等による制度を利用している。	・緑地に近い不動産に人気が集まる。自然環境に対する潜在的なニーズは高まっている。 ・ブランド価値の向上には繋がっていないのではないかと懸念している。 ・生態系保全に係る指針を作成したことへの反響は大きい。	・2005年に「鹿島生態系保全行動指針」を策定。 ・また、開発案件の環境配慮を評価する技術を開発したほか、リゾート開発に伴うカーボンフットプリントを開発した。 ・システムを開発した。 ・生態系に関する社内情報を管理するデータベースを作成中。	
サントリー株式会社 (製造業:飲料)	・1970年代から野鳥保護活動を開始。1980年に世界野鳥基金を設立し、野鳥保護活動を行う団体を助成してきた。 ・また、従業員や地元住民の参加により、これまでに8か所の社員工場水源地などの周辺地域で水源涵養のための森林保全活動を実施。	・公害問題が注目を集めた1970年代に野鳥キャンペーンを始めたのが契機となった。	・企業理念として人と自然と響きあうに基づき、自然環境保全活動は本業の一部として認識している。	・飲料づくりには水が基本であり、経営資源そのものとして認識しているため。	・森林保全活動では、地域の森林管理や林業関係者に技術指導を求めている。 ・自社の敷地以外についての水源涵養活動等においては、林野庁や国土緑化推進機構等による制度を利用している。	・現在では本社が主体的に活動を実施しているが、各地の工場が地域との接点となっており、今後は連携を深めていく。	・森林保全活動についてには環境部を主体とし、関係部署、各拠点と連携し、推進している。	・1970年代から野鳥保護活動を開始。1980年に世界野鳥基金を設立し、野鳥保護活動を行う団体を助成してきた。 ・また、従業員や地元住民の参加により、これまでに8か所の社員工場水源地などの周辺地域で水源涵養のための森林保全活動を実施。
東京海上日動火災保険株式会社 (金融業)	・1999年度からマングローブ植林事業を進めており、東南アジア5か国で、2003年度までの5年間に3,444ヘクタールを植林した。現在では、第2期計画として、7ヶ国を加えた6か国を対象に、2004年度から5年をかけて、さらに2,000ヘクタールのマングローブを植林する事業が進行している。	・東京海上創業120周年記念事業として、「環境保護」「社会貢献分野」で「夢があり長く将来に残せるもの」を希望する声に応えるべく検討、マングローブ植林事業を開始した。	・当初、事業活動に伴う二酸化炭素排出の吸収・固定を目的に着手した。昨今では、地球温暖化防止に加え、植林地域や住民の生活の持続可能性向上への寄与も、 ・経営理念の実践こそがCSRの要諦であり、マングローブ植林事業は社会貢献の柱の一つとなっている。	・社会的な環境意識の高まりのち、二酸化炭素の吸収・固定力として大きく注目。昨今では、地球温暖化防止に加え、植林地域や住民の生活の持続可能性向上への寄与も、 ・対象地域である東南アジアは、日本から近(ボラントニア)に参加しやすい他、保険営業でも世話になっている細社が多い。	・マングローブ植林に実績のあるNGOと連携。 ・NGOには、資金援助の上で、適地選定や植林規模の早決め、地域住民との対話や理解獲得、地域住民を主体とした植林の実施、地元政府との調整などといった日常的な活動を依頼している。 ・年1~2回、社員による植林ボランティアツアーを催行している。	・経営者の理解と優先的な行動が実現されている。 ・実績あるNGOとの密接な連携が有効。	・「自社らしい特色ある取組として社会的に定着している。営業に際して話題になることもある。東南アジアにおける知名度の向上や信頼の獲得にも寄与。社内では、植林ボランティア参加者を中心に、環境意識が飛躍的に向上している。	・常務を筆頭とするCSR委員会の承認のもと、CSR室が中心となって取り組んでいる。

業種別の5社のみ調査であり、一般論とはいえませんが、自然とのかかわりが深く、生態系に直接的なインパクトを与える建設業では、生物多様性保全の取組はCSRの一環というより新たなビジネスモデルとしての内部化への展開の位置づけとなってきているようです。業界団体である日建連、土工協、建築協の3団体が「建設業の環境保全自主行動計画」を策定し、その中の実施項目の1つとして生態系保全の取組やその技術開発を促進してきた経緯もあります。また、製造業では、原料調達地である生態系を保全し、持続可能な原料調達を通じて、経営資源としての生物多様性の保全に取り組んでいる事例が挙げられます。上記以外の旅客運輸業や金融業では、直接的には生物多様性保全とは関与していませんが、一般に分かりやすい社会貢献活動としてその取組を通じて、結果として企業の知名度向上や信頼感醸成が図られている事例が挙げられます。

生物多様性保全に取り組む企業は各々、企業理念に沿った特色ある取組を実施しています。社内における活動推進体制や社内の担当人員不足、専門家との連携の必要性など、実施していく上での課題も多々ありますが、各企業は、複数の企業と連携を図ったり、地元の専門家、NGO、大学等との協働を図ったりと、工夫した取組を実施しています。

このような企業のCSR活動として生物多様性保全の取組が拡大していくように、その支援方策等も検討していく必要があります。

生物多様性の危機への対応

新国家戦略では、我が国の生物多様性の現状を踏まえた危機の構造を、3つの原因、結果から以下のように大別し、それぞれ「第1の危機」、「第2の危機」、「第3の危機」として、原因と対応を記述しています。

- [第1の危機] ...人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小・消失
- [第2の危機] ...生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小後退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化
- [第3の危機] ...近年問題が顕在化するようになった外来生物等による生態系の攪乱

平成17年度以降に実施したこれらの危機への主な対応状況は以下のとおりです。

.....

1. 「第1の危機」への対応

新国家戦略では、人間活動に伴う負の影響要因が招く第1の危機に対して、保全を強化すること、再生・修復を積極的に進めることとしています。

(1) 保全の強化

自然公園における保全の強化

- ・吉野熊野国立公園では、世界最北・国内最大のオオナガレハナサンゴ群生地となっている地域の保全を図るため海中公園地区を拡張(13.7ha)しました。
- ・支笏洞爺国立公園及び富士箱根伊豆国立公園では、プレジャーボート等の乗入れを規制し水質や水中生物等の保全・保護を図るため、それぞれ乗入れ規制地区の拡張(7,876ha)及び新設(470ha)を行い、伊勢志摩国立公園及び三河湾国定公園では、オフロード車等の乗入れを規制しウミガメ産卵地等の保護を図るため、乗入れ規制地区を新設(2公園計:139ha)しました。
- ・国立・国定公園の特別地域において捕獲等を規制する動物(指定動物)を9種指定し、管理の強化を図りました。

国指定鳥獣保護区の指定

- ・平成17年度に仏沼、蕪栗沼・周辺水田、野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖の6箇所を国指定鳥獣保護区に指定しました。

生息地保護区の指定

- ・国内希少野生動植物種であるアベサンショウウオの生息地保護区を指定しました。

森林の保全

- ・平成17年度には新規に約25千haの保護林を設定するとともに、荒廃の見られる森林生態系、植物群落等の現況とその原因について調査分析等を行いました。緑の回廊については、新たに3箇所を設定(計約31千ha)しました。また、保安林の計画的指定(約323千ha)を行いました。

世界自然遺産の保全・管理

- ・平成17年7月に我が国で3番目の世界自然遺産として登録された「知床」については、登録に際して世界遺産委員会より、2008年までに海域管理計画の策定を行うなどの対応を求められており、平成17年度は海域管理計画策定に向けた検討等に着手するとともに、陸域と海域の生態系を総合的に把握する調査を実施しました。

ラムサール条約湿地の新規登録

- ・平成17年11月に開催されたラムサール条約第9回締約国会議にあわせ、新たに20箇所の国内湿地を条約湿地に登録しました。これにより、国内の条約湿地数は33箇所になりました。

(2) 再生・修復

自然再生推進法に基づく取組

- ・自然再生推進法は、施行から3年以上が経過し、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が全国で19箇所(平成18年10月末現在)で設立されています。協議会構成員数は、最多の121名(阿蘇草原再生協議会)から最小の22名(森吉山麓高原自然再生協議会)まで各協議会で違いはありますが、全19協議会の構成員数の合計は1,000名超になっており、自然再生に取り組む方々は着実に増加しているといえます。
- ・19箇所の全協議会のうち、2/3弱にあたる12箇所の協議会で既に全体構想が策定されており、檜原湿原、神於山、釧路湿原の3箇所の自然再生協議会では事業実施計画が策定されました。
- ・平成17年度には自然再生推進法に基づく、2回の自然再生専門家会議(檜原湿原、神於山の事業実施計画を議論)と関係省庁各部局の連絡調整の場となる自然再生推進会議を開催しました。平成18年度は、9月19日に自然再生専門家会議(釧路湿原

の事業実施計画を議論)を開催しました。以降も定期的に両会議を開催していく予定です。今後も関係省庁が協力して、各地域での自然再生の取組を積極的に実施・支援していくことが重要です。

自然再生事業

- ・国においては、予算措置(補助・交付金事業も含め)で、自然再生推進法に基づく取組以外も含めて、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等において合わせて144箇所(平成18年3月現在)で自然再生のための調査や事業を実施しています。

鳥獣保護区における保全事業

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部が改正(平成18年6月成立)され、鳥獣の生息環境が悪化した鳥獣保護区において、国及び地方公共団体が鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための「保全事業」を創設しました。この新たな制度も活用しながら鳥獣保護区の保護及び整備を図っていきます。

上記以外に、法に基づくものでなく、国が取組に直接的に絡んでいない、地元や市民団体が主導で取り組んでいる自然再生の取組も、数は把握できていませんが、全国各地で数多く行われています。これらの各地のボトムアップの取組活動をどのように支援していくか検討していくことが必要です。

.....

2. 「第2の危機」への対応

里地里山等における人為の働きかけが縮小後退することによる第2の危機に対しては、対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築、人と自然の関係の再構築という観点に立った対応が必要とされています。

農地・水・環境保全向上対策の取組

- ・農林水産省では、平成17年10月に経営所得安定等対策大綱を決定し、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、地域において農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図ることとし、農地・農業用水等の資源や農村環境を保全向上させる共同活動と、地域でまとまって環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」の検討を開始しました。平成18年度に全国約600地区でモデル的支援を行い、平成19年度から本格導入されます。

農村景観・自然環境保全のための直接支援

- ・農林水産省では、平成18年度に、公募方式により活動主体となるNPO等を募集し、棚田の保全等の農村特有の良好な景観形成の促進に資する活動及び生きもの調査や小ビオトープ造成等の生態系保全等、農村の自然環境の保全・再生の推進に資する活動に対し、直接支援する「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」を創設し、農村地域において景観保全・自然再生活動の推進・定着を図っています。

NPO等による施業実施協定に基づく森林整備

- ・国民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア活動を行うNPO等と森林所有者等が森林施業の実施に関する事項等について協定を締結する施業実施協定制度（平成16年度創設）に基づき、平成17年度に新たに8件の協定を締結し、里山林等の保全・整備を行っています。

耕作放棄地対策

- ・里地里山生態系の質の劣化をもたらす耕作放棄地（平成17年調べで全国に38万6千ha）の解消・発生防止を図るため、農林水産省では行動計画をたてて、国、都道府県、農業委員会、市町村が一体となって耕作放棄地対策を進めており、具体的には下記の通りです。

改正農業経営基盤強化促進法（平成17年9月施行）に基づき、市町村基本構想において遊休農地等を明確化した上で、農業上利用すべきものとそれ以外のものに振り分け、各種支援策の導入を検討するなど、遊休農地解消・発生防止に関する地域の主体的取組を推進しています。

農林水産省では平成18年4月に地域における活動を支援するための「耕作放棄地対策推進の手引き」を作成し、関係機関等に配布し、広く普及推進を図りました。また、農振農用地区域内の耕作放棄地面積を毎年度調査するなどし、基本構想に示された遊休農地等の解消等にむけた取組の実態等を確認し、市町村等に対して必要に応じた指導・助言を行います。

文化的景観の保全

- ・平成16年に文化財保護法が一部改正（平成17年施行）され、棚田、里山等の人と自然の関わりの中で作り出されてきた文化的景観を新たに文化財として位置づけることとなりました。更に、文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観として選定できるようになりました。
- ・これを受け、国の重要文化的景観の選定第一号として、湖やヨシ原などの自然環境が、ヨシ産業等を通じて地域住民の生活と深く結びついた「近江八幡の水郷」（滋賀県）が選定されました。また、それに続き、中世平泉の中尊寺経蔵別当領に係る骨寺村荘園遺跡に起源を持ち、この地に独特の気候・風土を踏まえた農耕と居住の在り方を示す「一関本寺の農村景観」（岩手県）が選定されました。
- ・平成17年度から新たに補助制度として文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及啓発に関する事業に対し補助を行う「重要文化的景観保護

推進事業」を創設し、18件の農林水産業等に関連する文化的景観について補助を行いました。

二次的自然を持続可能な利用を通じて保全再生していく様々な事業におけるモデル地域の取組事例等を活用して、全国に普及していくことが重要な課題です。

.....

3 .「第3の危機」への対応

外来生物等による生態系の攪乱の問題については、生物多様性に与える影響が甚大であること等の認識の下、外来生物が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来生物の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があるとしています。

平成17年6月には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）が施行されました。

（1）外来生物への対応

特定外来生物の指定と飼養等の規制

- ・ 外来生物法に基づき、アライグマ、オオクチバス等83種類の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡し等を原則禁止しました。

特定外来生物の防除の実施

- ・ 特定外来生物の内83種類の外来生物について、その防除の公示を行うとともに、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルについては防除の指針を作成して公表しました。
- ・ アライグマ、オオクチバス等に係る防除モデル事業を実施しています。また、奄美大島及び沖縄やんばる地域におけるジャワマングースの防除事業、及び西表島のオオヒキガエル監視事業を行いました。

外来生物への対応としては、引き続き、生態系等への被害が懸念される外来生物をリストアップし、被害や定着状況等に係る科学的知見の充実を図ることが必要です。外来生物のデータベースの構築、防除手法の確立を含め、外来生物法の実施体制を充

実させるとともに、国民に対する普及啓発を進めることが必要です。

(2) 飼養動物の管理の徹底

- ・ 改正動物愛護管理法が平成18年6月に施行されました。これに伴い、動物取扱業に関する基準、特定動物（危険動物）に関する基準、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置等、各種基準・指針等の策定及び改定を行い、ペット由来の動物による生態系への影響対策として飼養動物の管理の徹底の強化を図りました。また、個体識別措置の普及のため、獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込みのための技術マニュアルの作成及びマイクロチップ埋込み方法に係る技術講習会を開催しました。

(3) 国内で人為的に移動される在来生物への対応

- ・ 国内の在来生物や明治元年以前に我が国に導入された生物であっても、このような生物が自然に分布していない地域に持ち込まれることにより、持ち込まれた地域の生態系に被害を及ぼすことがあります。そこで、生物多様性の保全上特に重要な地域である国立・国定公園の特別保護地区および原生自然環境保全地域においては、平成18年1月より動植物の放出等を新たに規制しました。
- ・ 一部の国立公園においてはグリーンワーカー事業等を活用し、外来生物の駆除等を実施しています。

主要テーマ別取扱方針に関する点検結果

新国家戦略では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、特記すべき主要な個別テーマについて、第3部第1章で示された「保全の強化、自然再生、持続可能な利用」の3つの基本的方向を踏まえつつ、施策の取扱方針を示しています。これらのテーマ毎に示された施策の取扱方針は、この新国家戦略の計画期間中に、実効性のある具体的施策が展開されるよう示されたものです。

なお、点検方法については、着手しているかどうか等を「×」で明確に示すとともに、特に注目すべき進捗があった施策項目については、その進捗の特筆事項を記載しました。

また、進捗について数値を用いてできるだけ客観的にわかりやすく示し、戦略策定時から現時点までの推移を比較できるように整理しており、どの分野の進捗が著しく、どの分野に進捗が見られないかが、数値の面からも把握できるようになっています。

主要テーマ毎の進捗状況、今後の課題等は、以下のとおりです。

1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成

(1) 重要地域の保全

- ・吉野熊野国立公園では、世界最北・国内最大のオオナガラヘナサンゴ群生地となっている地域の保全を図るため海中公園地区を拡張しました(13.7ha)。
- ・支笏洞爺国立公園及び富士箱根伊豆国立公園では、プレジャーボート等の乗入れを規制し水質や水中生物等の保全及び保護を目的として、乗入れ規制地区の拡張及び新設を行い、伊勢志摩国立公園及び三河湾国立公園では、オフロード車を規制しウミガメ産卵地等の保護を図るため、乗入れ規制地区を新設しました。
- ・平成17年度に、仏沼、蕪栗沼、周辺水田、野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を国指定鳥獣保護区に指定しました。
- ・新たに20箇所国内湿地をラムサール条約湿地に登録しました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>自然公園については、国土における生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての役割をより積極的に担っています。</p>	<p>在来生物の国内移動による生態系等への被害を防止するため、国立・国定公園の特別保護地区および原生自然環境保全地域において動植物の放出等の規制を新たに追加し、平成18年1月から施行しました。</p> <p>また、国立・国定公園の特別地域において捕獲等を規制する動物(指定動物)を9種指定し、管理の強化を図っています。立入規制地区、利用調整地区については指定に向けた検討及び調整を進めています。</p> <p>吉野熊野国立公園では、日本の重要湿地500に選定されている世界最北・国内最大のオオナガラヘナサンゴ群生地となっている地域の保全を図るため海中公園地区を13.7ha拡張しました。</p> <p>また、支笏洞爺国立公園及び富士箱根伊豆国立公園では、プレジャーボート等の乗入れを規制し水質や水中生物等の保全・保護を図るため、乗入れ規制地区の拡張(7,876ha)及び新設(470ha)を行い、伊勢志摩国立公園及び三河湾国立公園では、オフロード車等の乗入れを規制しウミガメ産卵地等の保護を図るため、乗入れ規制地区を新設(2公園計:139ha)しました。</p>	<p>国立・国定公園の特別保護地区等における動植物の放出等の規制の追加及び指定動物の指定</p>
		<p>自然公園における生物多様性の保全を図るため、利用調整地区の指定及び指定動物の指定等、生態系保全対策にかかる各制度の運用を引き続き図っていきます。指定動物については、指定された9種について生息状況のモニタリング、生息地保全等に着手するとともに、選定の基礎資料となったレッドリストが平成18年度中に改訂されること等から、18年度末より追加指定について検討を開始します。</p> <p>さらに、生物多様性保全の観点等から平成14年に改正した自然公園法が平成19年度末で施行後満5年となること等から、平成18年度より専門家からなる検討会議を開催し、自然公園における指定及び管理運営に関する点検を行い、また、国立・国定公園の特別地域において動植物の放出等を規制する際の適切な制度のあり方について検討するとともに、自然公園内の海域について、生物多様性保全状況の検討が不十分なため、データ解析や専門家へのヒアリング等を行い、生物多様性の保全状況や今後必要とされる方策についての検討をH18年度より開始します。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
哺乳類や鳥類の保護繁殖上重要なままとまりのある地域について、自然公園との連携も考慮しつつ、国設(国指定)鳥獣保護区の設定を進め、中核的な生態域を確保していきます。	平成17年度に仏沼、蕪栗沼、周辺水田、野付半島、野付湾、最上川河口、瓢湖及び宍道湖を国指定鳥獣保護区に指定(19,613ha)しました。	今後も、国際的、全国的観点から重要な渡り鳥の渡来地や鳥獣の繁殖地等について国指定鳥獣保護区の指定を行うことが重要です。
関係省庁の多様な制度を活用して、全国規模から地域規模まで様々な段階における重要な生態系や生物の生育地、生育地の保護地域化と保護管理の充実を進めることが重要です。	平成17年7月に我が国で3番目の世界自然遺産として「知床」が登録され、陸域と海域の生態系を総合的に把握する調査を行うとともに、海域管理計画の策定に向けた検討等に着手しました。	「知床」においては、2008年までに海域管理計画の策定を行うなど世界遺産委員会から対応を求められている事項を着実に実施します。 また、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の2地域について、推薦にあたっての課題とされた保護担保措置等の充実に向けた検討を関係地方公共団体等と共に進め、世界自然遺産としての推薦条件が整い次第、推薦書の提出を目指します。
地方公共団体による保護地域の指定や保護管理の充実に向けた支援に努めます。	新規に約25千haの保護林を設定するとともに、荒廃の見られる森林生態系、植物群落等の現況とその原因について調査分析等を行いました。 森林生態系保護地域(バッファゾーン)において、原生的な天然林を保存しつつ効果的な利用を図るため、標識類、歩道の設置等を行いました。 森林の有する公益的機能の確保のため、保安林の計画的な指定(全体約1,165万ha、平成17年度に約32万ha指定)とその適切な保全・管理を推進しました。	引き続き適正な保護管理を実施することが重要です。 また、全国森林計画に基づく計画的な保安林の指定の推進及びその適切な保全・管理を推進することが重要です。
自然環境保全基礎調査等の成果を活用しながら、生物多様性保全上重要な地域を特定する作業を進めるとともに、それらと現状の保護地域との重複関係等を分析し、保護地域の指定や保護管理の充実を活かしていくことも必要です。	平成17年11月に開催されたラムサール条約第9回締約国会議にあわせ、新たに20箇所の国内湿地を条約湿地に登録しました。これにより、国内の条約湿地数は33箇所になりました。 吉野熊野国立公園では、日本の重要湿地500に選定され、また世界最北・国内最大のオオナガレハナサンゴ群生地となっている地域の保全を図るため海中公園地区を拡張(13.7ha)しました(再掲)。	平成17年11月に新たに登録された20箇所の湿地を含む我が国のラムサール条約湿地の保全と賢明な利用を推進していく必要があります。 また、新たな条約湿地の登録について、これまでの検討会の議論などを踏まえ、今後とも取り組んでいきます。
保護地域化に加え、生態系の観点から周辺地域も含め、開発、土地利用における環境配慮の徹底や、自然の再生・修復を図るなど、各種手法によって重要地域の保全を強化することが重要です。	農業者が環境保全に向けて最低限取り組みべき規範として策定された「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着に取り組みました。また、併せて策定された「施肥基準の策定・見直しの指針」に基づき、都道府県に対し環境に配慮した施肥基準の見直しを促したほか、持続性の高い農業生産方式の導入促進、総合的病害虫・雑草管理(IPM)の普及・定着に取り組みなど、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組を推進しています。 また、保護林において、植生等が荒廃している箇所の植生の回復や保護柵の設置を行うとともに、標識等の設置を行いました。	我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進するため、引き続き、農業環境規範の普及・定着を推進するなど、環境と調和の取れた農業生産活動を促進することが重要です。 保護林については、引き続き適正な保護管理を実施することが重要です。

進捗状況: 実施中、 検討中、 ×未着手

数値で見える実施状況

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前対比)	第2回点検	増減 (前対比)	第3回点検	増減 (前対比)	第4回点検	
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	5 地域 (5,631 ha)	H16.3	5 地域 (5,631 ha)	H17.3	5 地域 (5,631 ha)	H18.3	5 地域 (5,631 ha)
			H16.3	0 地域 (0 ha)	H17.3	0 地域 (0 ha)	H18.3	0 地域 (0 ha)
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	10 地域 (21,593 ha)	H16.3	10 地域 (21,593 ha)	H17.3	10 地域 (21,593 ha)	H18.3	10 地域 (21,593 ha)
			H16.3	0 地域 (0 ha)	H17.3	0 地域 (0 ha)	H18.3	0 地域 (0 ha)
都道府県自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	528 地域 (73,864 ha)	H16.3	534 地域 (76,333 ha)	H17.3	536 地域 (76,339.3 ha)	H18.3	536 地域 (76,341 ha)
			H16.3	6 地域 (2,469 ha)	H17.3	2 地域 (6.3 ha)	H18.3	2 地域 (2 ha)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	28 公園 (2,056,556 ha) (5.4 %)	H16.3	28 公園 (2,061,040 ha) (5.5 %)	H17.3	28 公園 (2,065,167 ha) (5.5 %)	H18.3	28 公園 (2,065,156 ha) (5.5 %)
			H16.3	0 箇所 (4,484 ha) (0.1 %)	H17.3	0 箇所 (4,127 ha) (0.0 %)	H18.3	0 箇所 (-11 ha) (0.0 %)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	55 公園 (1,343,255 ha) (3.6 %)	H16.3	55 公園 (1,343,882 ha) (3.6 %)	H17.3	55 公園 (1,344,453 ha) (3.6 %)	H18.3	55 公園 (1,344,500 ha) (3.6 %)
			H16.3	0 公園 (627 ha) (0 %)	H17.3	0 公園 (571 ha) (0 %)	H18.3	0 公園 (47 ha) (0 %)
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	308 公園 (1,961,928 ha) (5.2 %)	H16.3	308 公園 (1,962,220 ha) (5.2 %)	H17.3	309 公園 (1,961,287 ha) (5.2 %)	H18.3	309 公園 (1,959,143 ha) (5.2 %)
			H16.3	0 公園 (292 ha) (0 %)	H17.3	1 公園 (-933 ha) (0 %)	H18.3	0 公園 (-2,144 ha) (0 %)
国立公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	13.1 % (270,307 ha)	H16.3	13.3 % (273,853 ha)	H17.3	13.3 % (273,821 ha)	H18.3	13.3 % (273,988 ha)
			H16.3	0 % (3,546 ha)	H17.3	0 % (-32 ha)	H18.3	0 % (167 ha)
国立公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	5 % (66,487 ha)	H16.3	4.9 % (66,488 ha)	H17.3	4.9 % (66,493 ha)	H18.3	4.9 % (66,441 ha)
			H16.3	0 % (1 ha)	H17.3	0 % (5 ha)	H18.3	0 % (-52 ha)
国立公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	33 地区 (1,279 ha)	H16.3	33 地区 (1,279 ha)	H17.3	33 地区 (1,369 ha)	H18.3	33 地区 (1,410 ha)
			H16.3	0 地区 (0 ha)	H17.3	0 地区 (90 ha)	H18.3	0 地区 (41 ha)
国立公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3	31 地区 (1,385 ha)	H16.3	31 地区 (1,385 ha)	H17.3	31 地区 (1,385 ha)	H18.3	31 地区 (1,385 ha)
			H16.3	0 地区 (0 ha)	H17.3	0 地区 (0 ha)	H18.3	0 地区 (0 ha)
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	35.9 % (703,356 ha)	H16.3	36 % (705,495 ha)	H17.3	35.9 % (704,575 ha)	H18.3	36.2 地域 (708,810 ha)
			H16.3	0.1 % (2,139 ha)	H17.3	-0.1 % (-920 ha)	H18.3	0 % (4,235 ha)
国有林野のうち保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4	821 箇所 (約 55 万ha)	H16.4	839 箇所 (約 66 万ha)	H17.4	840 箇所 (約 66 万ha)	H18.4	850 箇所 (約 68 万ha)
			H16.4	18 箇所 (約 11 万ha)	H17.4	1 箇所 (約 0 万ha)	H18.4	*10 箇所 (約 25千 ha)

*13箇所設定、-3箇所 統合による

指標	数値							
	データ取得年月 戦略改定時		データ取得年月 第2回点検		データ取得年月 第3回点検		データ取得年月 第4回点検	
	増減 (前対比)	26 箇所 (320千ha)	増減 (前対比)	27 箇所 (401千ha)	増減 (前対比)	27 箇所 (400千ha)	増減 (前対比)	27 箇所 (400千ha)
森林生態系保護地域の箇所数及び面積(再掲)	H14.4 (320千ha)	H16.4 (81千ha)	H17.4 (-1千ha)	H18.4 (0千ha)	H17.4 (-1千ha)	H18.4 (0千ha)	H18.4 (0千ha)	H18.4 (0千ha)
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積(再掲)	H14.4 (36千ha)	H16.4 (0千ha)	H17.4 (0千ha)	H18.4 (0千ha)	H17.4 (0千ha)	H18.4 (0千ha)	H18.4 (0千ha)	H18.4 (0千ha)
林木遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4 (9千ha)	H16.4 (0千ha)	H17.4 (* -1箇所 (0千ha))	H18.4 (0千ha)	H17.4 (9千ha)	H18.4 (9千ha)	H18.4 (* -2箇所 (0千ha))	H18.4 (9千ha)
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4 (138千ha)	H16.4 (13箇所 (21千ha))	H17.4 (2箇所 (1千ha))	H18.4 (2箇所 (1千ha))	H17.4 (159千ha)	H18.4 (160千ha)	H18.4 (* 9箇所 (23千ha))	H18.4 (183千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積(再掲)	H14.4 (16千ha)	H16.4 (2箇所 (2千ha))	H17.4 (0箇所 (0千ha))	H18.4 (2箇所 (2千ha))	H17.4 (19千ha)	H18.4 (19千ha)	H18.4 (2箇所 (2千ha))	H18.4 (21千ha)
特定地理等保護林の箇所数及び面積(再掲)	H14.4 (30千ha)	H16.4 (1箇所 (0千ha))	H17.4 (0箇所 (0千ha))	H18.4 (0箇所 (0千ha))	H17.4 (30千ha)	H18.4 (30千ha)	H18.4 (0箇所 (0千ha))	H18.4 (30千ha)
郷土の森の箇所数及び面積	H14.4 (2千ha)	H16.4 (1箇所 (0 ha))	H17.4 (0箇所 (0千ha))	H18.4 (1箇所 (0千ha))	H16.4 (3箇所 (3千ha))	H17.4 (3箇所 (3千ha))	H18.4 (1箇所 (0千ha))	H18.4 (3箇所 (3千ha))
保安林の指定面積(実面積)	H14.3 9,052 千ha	H15.3 (149 千ha)	H17.3 (2,130 千ha)	H18.3 (323 千ha)	H15.3 9,201 千ha	H17.3 11,331 千ha	H18.3 (11,654 千ha)	H18.3 11,654 千ha
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3 (494,047 ha)	H16.3 (5箇所 (19,928 ha))	H17.9 (3箇所 (7,976 ha))	H18.3 (4箇所 (16,199 ha))	H16.3 (59箇所 (513,975 ha))	H17.9 (62箇所 (521,951 ha))	H18.3 (66箇所 (538,150 ha))	H18.3 (66箇所 (538,150 ha))
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3 (3,085,278 ha)	H16.3 (43箇所 (50,549 ha))	H17.3 (3,878箇所 (3,135,827 ha))	H18.3 (3,858箇所 (3,118,729 ha))	H16.3 (3,835箇所 (3,085,278 ha))	H17.3 (3,858箇所 (3,118,729 ha))	H18.3 (3,846箇所 (3,142,035 ha))	H18.3 (3,846箇所 (3,142,035 ha))
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3末 (全市町村数 3,223)	H16.3末 151 市町村	H17.3末 21 市町村	H18.3 24 市町村	H16.3末 628 市町村 (全市町村数 3,132)	H17.3末 649 市町村 (全市町村数 2,521)	H18.3 625 市町村 (全市町村数 1,821)	H18.3 625 市町村 (全市町村数 1,821)
全国の特別緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3末 (約 1,411 ha)	H16.3末 30 地区 (約 310 ha)	H17.3末 13 地区 (約 45 ha)	H18.3 15 地区 (約 234 ha)	H16.3末 312 地区 (約 1,721 ha)	H17.3末 325 地区 (約 1,766 ha)	H18.3 340 地区 (約 2,000 ha)	H18.3 340 地区 (約 2,000 ha)
世界自然遺産登録地域の箇所数及び面積	H14.3 (27,718 ha)	H16.3 (0 地域 (0 ha))	H17.3 (0 地域 (0 ha))	H18.3 (1 地域 (71,103 ha))	H16.3 (2 地域 (27,718 ha))	H17.3 (2 地域 (27,718 ha))	H18.3 (3 地域 (98,821 ha))	H18.3 (3 地域 (98,821 ha))
自然的名勝・天然記念物指定件数	H14.3 1,103 件	H16.4 4 件	H17.3 5 件	H18.6 1 件	H16.4 1,107 件	H17.3 1,112 件	H18.6 1113 件	H18.6 1113 件

(2) 生態的ネットワークの形成

・緑の回廊について、3箇所(31千ha)新規指定を行いました。また、関係省庁による調査連携を進めています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>自然環境基盤のポテンシャルを活かしながら、国土の空間特性に応じた生態系の改善、回復を進める中で、地域固有の生物相を支えうる質の高い生態的ネットワークの形成を進めます。</p> <p>その際、関係各省の取組を総合的に進めることにより、奥山、里地里山、都市の生息・生育空間が、道路、河川、海岸等の縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連携された状態を創り出していくことが大切です。</p>	<p>国有林を主とした森林において野生動物植物の移動経路を確保し、種の保全や遺伝的な多様性を確保するために設定した「緑の回廊」において、巡視やモニタリング、生息・生育環境の調査及び保全・整備、標識の設置やパンフレット等による普及啓発等を行いました。</p>	<p>国有林等においては、引き続き適正な保護管理を実施することが必要です。</p>
<p>関係省庁、地方公共団体等の多様な主体の連携によるモデル的取組の実施とその検証などを通じて、わが国における生態的ネットワークの計画手法や実施手法の開発を進め、国土、地方圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける計画策定や効果的な事業実施に対応できるようにしていきます。</p>	<p>農林水産省、国土交通省及び環境省が共同で計画及び事業における手法の考え方や方策事例をまとめました。</p>	<p>今後生態的ネットワーク形成の実現手法の開発を進め、様々な空間レベルにおける構想・計画策定や効果的な事業実施を進めていくことが重要です。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 x 未着手

数値で見える実施状況

指標	数値			
	データ取得年月	データ取得年月	データ取得年月	データ取得年月
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	戦略改定時	第2回点検	第3回点検	第4回点検
	H14.4 (約) 281 千ha	H16.4 (約) 111 千ha	H17.4 (約) 0 千ha	H18.4 (約) 31 千ha
	増減(前回比)	増減(前回比)	増減(前回比)	増減(前回比)
	H16.4 6箇所 (約) 111 千ha	H17.4 0箇所 (約) -1 千ha	H18.4 3箇所 (約) 31 千ha	H18.4 22箇所 422 千ha

2. 里地里山の保全と持続可能な利用

・重要文化的景観をはじめ選定(平成18年8月現在 2箇所)。
 ・平成17年度新たに、文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発に関する事業に対する補助制度である「文化的景観保護推進事業」を創設し、18件の農林水産業等に関連する文化的景観の保護に関する取組を行いました。
 ・平成17年度から、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、地域において農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図ることとし、農地・農業用水等の資源や農村環境を保全向上させる共同活動と、地域でまとまって環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」の検討を開始しました。
 ・平成18年度からは、公募方式により活動主体となるNPO等を募集し、農村景観保全・自然再生活動に対し直接支援する「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」を実施しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>国立・国定公園において、管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地元自治体、NPO等と土地所有者とが管理協定を結び、特例土地保有税の免除などの経済的な奨励措置を講じるなどの施策を具体的に実施しつつ、問題点を整理分析するなどして、里地里山問題に取り組みます。</p>	<p>平成18年6月現在、自然公園法に基づき公園管理団体に指定されている団体は、国立公園においては2団体、国定公園においては2団体となっています。そのうち、阿蘇くじゅう国立公園の財団法人阿蘇グリーンストークについては、土地所有者と風景地保護協定を結び、阿蘇草原の景観を維持・再生するため、野焼き及びそのための輪地切り等の活動を行っています。</p>	<p>地域に根ざした効率的かつ効果的な国立公園の保全管理を推進するため、今後も公園管理団体の指定や風景地保護協定の締結を推進することが重要です。</p>
<p>農村地域においては、農家を含む地域住民の意見を十分聞いた上で、農村地域の環境保全に関するマスタープランを策定し、ため池の保全、生態系に配慮した水路の整備、水辺や樹林地の創出等、農業農村整備事業等により多様な野生生物が生息できる環境との調和への配慮に努めます。</p>	<p>農業者が環境保全に向けて最低限取り組みべき規範として策定された「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着に努めるとともに、「施肥基準の策定・見直しの指針」に基づき、都道府県に対し環境に配慮した施肥基準への見直しを促したほか、持続性の高い農業生産方式の導入促進、総合的病害虫・雑草管理(IPM)の普及・定着に取り組みなど、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組を推進しています(再掲)。平成17年10月に経営所得安定等対策大綱を決定し、「農地・水・環境保全向上対策」の実施を明記し、18年度のモデル支援実施に向け、共同活動の実態把握と基本スキームの策定等を行いました。平成18年度からは、全国約600地区でモデル的な支援を行い、施策の実効性の検証等を行っています。</p> <p>また、平成18年3月現在、2,609市町村で「田園環境整備マスタープラン」が策定されています。(但し、市町村数は平成16年3月時点の3,148に対する数値。)同マスタープランで定めている環境創造区域内において、環境創造施設を1,227地域で整備しました。</p> <p>さらに、平成16年度から田園自然環境保全整備事業により、生態系の保全と調和した、農地や土地改良施設の環境創造型整備等を実施し、平成17年度からは、元気な地域づくり交付金により実施しているほか、平成18年度からは、公募方式により活動主体となるNPO等を募集し、農村景観保全・自然再生に資する棚田保全や生きもの調査等の活動に対し直接支援する「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」を実施しています。</p>	<p>農地・農業用水等の資源を適切に保全管理するとともに、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくための新たな施策の導入に向けて、モデル支援など必要な準備を進めていくことが必要です。</p> <p>引き続き、田園環境整備マスタープランの策定及び内容の充実を進めるとともに、多様な主体の参画により地域が一体となった農業農村整備事業の実施や農業水利施設等の維持管理、生態系と景観の両面に配慮した取組を進めることが必要です。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>里山林では、持続的に利用・整備されるよう、市民の参画を得た森林整備等に対する助成を行うほか、森林の維持管理の旨で親を都市住民等から募集し、森林所有者と都市住民等が連携・協力して保全・利用する体制を推進します。</p>	<p>里山林等において行われる自然・文化体験活動や利用活動の推進のため、市民の参画を得た森林整備等に対する助成(平成17年度:37地区)を実施しました。</p> <p>平成17年度にNPO等が森林所有者等と協業実施協定を新たに8件締結し、里山林等の整備を推進しました(累計9件)</p>	<p>里山林を保全・利用する活動を継続的に推進することが重要です。このため、各地域で地域住民の参加を得て行う植樹・間伐等の森林ボランティア活動の支援、地域森林ネットワークの構築、森林ボランティア団体への助言を行う地域的リーダーの養成等の支援を行います。</p> <p>多様な主体の参加による森林整備を推進することが重要です。</p>
<p>農林水産省と環境省が連携・協力して「田んぼの生きもの調査」の実施を引き続き推進します。</p>	<p>平成17年度までに、田んぼの生きもの調査を全国10,592地点で実施しました。</p>	<p>調査によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、環境に配慮した農業農村整備事業のあり方を検討することが必要です。</p>
<p>文化庁は農林水産省の協力を得つつ、農林水産省に連携する重要な文化的景観の選定や保護のあり方について検討を進めます。</p>	<p>平成17年度は、「文化的景観の保存・活用事業」(文化財保護法改正に先立ち、平成16年度より実施。文化的景観の特性を把握し、保護の方向性を策定するためのモデル事業)において10件、「文化的景観保護推進事業」(文化的景観の保存・活用を図るため、地方公共団体による調査・保存計画策定・整備・普及・啓発の各事業に対し国庫補助を行うもの)において18件の農林水産省等に連携する文化的景観の保護に関する取組を行いました。また、文化的景観保護制度の普及・啓発のため、農林水産省・国土交通省・環境省・文化庁による景観法及び文化的景観に関する説明会を行いました。</p> <p>平成17年度に重要な文化的景観として「近江八幡の水郷」(滋賀県近江八幡市)を選定、18年7月には「一閑本寺の農村景観」(岩手県一関市)を選定しました。</p>	<p>事業を実施した地域を中心に重要な文化的景観の選定を進め、文化的景観の保護を進める必要があります。また、農林水産省等と連携を図りながら、地域における文化的景観に配慮した公共事業の在り方の検討を進めていきます。</p> <p>重要文化的景観を初めて選定</p>
<p>都市近郊の里地里山においては、自然再生事業を、関係省庁や関係自治体が連携・協力し、市民参加も得ながら積極的に実施します。</p>	<p>埼玉県のくぬぎ山や大阪府の神於山において、自然再生協議会が設立され、平成16年度にはそれぞれの協議会で自然再生全体構想が策定されました。神於山においては平成17年6月に自然再生事業実施計画が策定され、これに基づいて自然再生の取組が実施されています。また、自然再生に関するシンポジウムや現地でのイベントを通じて地域に対する取組の普及に努めています。</p>	<p>自然再生推進法の手法を活用するなど、それぞれの地域において、多様な主体が取り組む順応的な自然再生事業を実施することが重要です。</p>
<p>都市地域の里地里山については、緑地保全地区等の指定拡大や公有地化を推進するとともに、市民緑地制度や管理協定制度を活用し、地方公共団体やNPO法人等の多様な主体による良好な維持管理を推進します。</p>	<p>平成17年度は、寺家地区(横浜市)など、15箇所を特別緑地保全地区に指定しました。</p> <p>また、都市公園及び緑地保全事業等の一体的な実施を支援する緑地環境総合支援事業を推進しました。</p>	<p>地域の拡大だけでなく、既存の制度を活用し、地方公共団体やNPO法人等の多様な主体による良好な維持管理を推進することが重要です。</p>
<p>環境省では、市民参加のモデル事業を実施し、あらゆる主体が一体となって里地里山の保全・利用に取り組むための実践的手法や体制、普及啓発・環境学習活動等のあり方について、具体的な検討を進めます。</p>	<p>平成16年度から、全国4地域における里地里山保全・再生モデル事業として、地区毎に関係省庁、地方公共団体、住民、NPO、専門家等が連携・協力して保全再生のための体制を構築し、保全計画である地域戦略の策定及び戦略に基づく保全活動を実施してまいります。現在までに全ての地域で地域戦略が策定され、関係者との円滑な調整を踏まえ、行政とNPOや地域住民との協働による保全再生活動・植生調査・シンポジウム開催・広報誌発行等の多様な取組が進められました。</p>	<p>全国各地の様々な主体による里地里山の保全活動をさらに促進するため、モデル地域における手法や体制の検討を、更に進めるとともにモデル地域の取組成果を全国に波及させる必要があります。このため、全国のモデル事業関係者による全体会議を設置し、保全再生手法のモデル化と効果的・効果的な情報発信手法等を検討してまいります。併せて、モデル事業の取組を踏まえ、地域の主要な課題とされる保全再生活動の担い手育成のため、試行的に取り組んでいる人材登録・派遣・研修制度の普及を図ります。</p>

進捗状況: 実施中、検討中、×未着手

数値で見える実施状況

指標	数値			
	データ取得年月 戦略改定時	データ取得年月 増減 (前回比)	データ取得年月 増減 (前回比)	データ取得年月 増減 (前回比)
エコファーマー認定件数	H14.3 9,226 名	H16.3末 38,540 名	H16.12末 19,265 名	H18.9 約100,000 件 (見込)
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3 1,191 市町村 全国市町村数3,148 (H16.3現在)	H16.3 1,245 市町村 全国市町村数3,148 (H16.3現在)	H17.3 105 市町村	H18.3 68 市町村 全国市町村数3,148(H16.3現在)
市民農園区画数	H14.3 144,312 区画	H15.10 6,243 区画	H16.10 150,555 区画	H17.10 153,727 区画
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3 1,098 の農業水路・ため池等	H16.3 4,900 農業水路・ため池等	H17.3 2,441 農業水路・ため池等	H18.3 2,163 農業水路・ため池等
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3 0 地点	H16.3 272 地点	H17.3 122 地点	H18.3 54 地点
緑の基本計画を策定した地方公共団体数[再掲]	H14.3末 477 市町村 (全市町村数 3,223)	H16.3末 151 市町村 (全国市町村数 3,132)	H17.3末 649 市町村 (全国市町村数 2,621)	H18.3 625 市町村 (全国市町村数 1,821)
人口50万人以上の大都市のうち緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3末 90 %	H16.3末 3 %	H17.3末 4 %	H18.3 -3 %
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末 約15,693 ha	H16.3末 0 ha	H17.3末 約15,693 ha	H18.3 15,763 ha
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末 約81,212 ha	H16.3末 0 ha	H17.3末 約81,212 ha	H18.3 81,212 ha
全国の特別緑地保全地区の指定箇所数及び面積[再掲]	H14.3末 282 地区 (約1,411 ha)	H16.3末 30 地区 (約310 ha)	H17.3末 13 地区 (約45 ha)	H18.3 15 地区 (約2,000 ha)
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3末 105 地区 (約77 ha)	H16.3末 6 地区 (約-3 ha)	H17.3末 111 地区 (約74 ha)	H18.3 113 地区 (約53 ha)

3. 湿原・干潟等湿地の保全

- ・平成17年度に、仏沼、蕪栗沼・周辺水田、野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を国指定鳥獣保護区に指定しました。
- ・平成17年11月に開催されたラムサール条約第9回締約国会議にあわせ、新たに20箇所の国内湿地を条約湿地に登録しました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>保護地域域が必要な湿地については、保全のための情報を更に収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区や自然公園、自然環境保全地域、天然記念物等による保護地域指定や都市公園の設置等による保全を進めます。</p>	<p>吉野熊野国立公園では、日本の重要湿地500に選定されている世界・最北・国内最大のオオナガレハナサンゴ群生地となっている地域の保全を図るため海中公園地区を13.7ha拡張しました。また、支笏洞爺国立公園及び富士箱根伊豆国立公園では、プレジャーボート等の乗入れを規制し水質や水中生物等の保全・保護を図るため、乗入れ規制地区の拡張(7,876ha)及び新設(470ha)を行いました。</p> <p>また、天然記念物として保護地域域が必要な湿地について、所有者との調整、指定範囲の検討等の指定に向けた取り組みを行うとともに、成東・東金食虫植物群落の指定地を1.5ha追加、その他、補助事業による支援を行いました。</p> <p>平成17年度に、渡り鳥の中継地として重要な湿地である蕪栗沼・周辺水田、野付半島、野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を、希少鳥獣生息地として仏沼を新たに国指定鳥獣保護区に指定(19,613ha)しました(再掲)。</p> <p>平成17年11月に開催されたラムサール条約第9回締約国会議にあわせ、新たに20箇所の国内湿地を条約湿地に登録しました。これにより国内の条約湿地は33箇所になりました。(再掲)</p>	<p>湿地の保全を図るため、今後とも天然記念物等への指定を進めていく必要があります。</p> <p>各種保護区の指定を更に促進するとともに、生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避するための継続的な生態系のモニタリングを進めることが重要です。</p> <p>平成17年11月に新たに登録された20箇所の湿地を含む我が国のラムサール条約湿地の保全と賢明な利用を推進していく必要があります。</p> <p>また、新たな条約湿地の登録について、これまでの検討会の議論などを踏まえ、今後とも取り組んでいきます。(再掲)</p>
<p>既に保護地域内に位置する湿地については、必要に応じ、より効果の高い保護対策をとるなど、保全の強化を図ります。</p>	<p>国指定宮島沼鳥獣保護区において、湿地の理解を深めるために環境教育・学習施設の整備を進めました。また、国指定谷津干潟鳥獣保護区において、異常繁殖したアオサの除去を実施するなど、保護区内の環境の維持管理を図りました。</p> <p>平成18年6月に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて、鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための施設等の事業を行うことができる制度を創設しました。</p> <p>天然記念物については、既指定地の保全強化のため、平成17年度中には、指定地の追加について1件、保護対策のための環境整備、災害復旧事業等について6件、公有地化について2件、補助事業として支援を行いました。</p>	<p>鳥獣保護区に関して、今後も、鳥獣の保護上重要な湿地を中心に、鳥獣の生息環境としての湿地の重要性を普及啓発したり、調査研究や保護管理を図るための管理棟等の施設を整備したり、必要に応じて、鳥獣の生息環境としての湿地の保護・保全を図るための事業を実施する必要があります。</p> <p>天然記念物については、既指定地の保護を図るため、追加指定、管理計画策定、環境整備等について、引き続き地方公共団体への支援を行います。</p>

施策の目標	進捗状況		今後の課題
<p>ため池や水路など、人為により維持されてきた湿地は規制的手法だけでなく、経済的な奨励措置や事業配慮など、多様な手法を組み合わせて、地域合意の下に維持されることが重要であり、そのための検討を行います。</p>	<p>農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範として策定された「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着に取組みました。また、併せて策定された「施肥基準の策定・見直しの指針」に基づき、都道府県に対し環境に配慮した施肥基準の見直しを促したほか、持続性の高い農業生産方式の導入促進、総合的病害虫・雑草管理(IPM)の普及・定着に取り組みなど、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組を推進しています(再掲)。</p> <p>また、農村地域の水辺環境は、多様な生物を育む重要な空間であることから、その整備にあたっては、環境への負荷や影響を回避・低減し、環境との調和への配慮を進めていることに加え、平成17年10月に経営所得安定等対策大綱を決定し、「農地・水・環境保全向上対策」の実施を明記し、平成18年度のモデル支援実施に向け、共同活動の実態把握と基本スキームの策定等を行いました。平成18年度からは、全国約6000地区でモデル的な支援を行い、施策の実効性の検証等を行っています(一部再掲)。</p>	<p>「農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着、「農地・水・環境向上保全向上対策」の検討を開始</p>	<p>我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進するため、引き続き、農業環境規範の普及・定着を推進するなど、環境と調和の取れた農業生産活動を促進することが重要です。</p>
<p>国境を越えた長距離の移動・回遊を行ういっつ湿地を利用する水鳥類やワミガメ類のために、わが国に残されている浅海域の湿地を減少・劣化させないよう保全するとともに、失われた湿地の再生・修復に努めます。</p>	<p>ウミガメの産卵地となる海浜については、自然公園法に基づき、車馬等の乗入れ規制地区に指定し、産卵地の保全を図っています。伊勢志摩国立公園及び三河湾国立公園では、オフロード車の乗入れを規制しウミガメ産卵地の保護を図るため、乗入れ規制地区を新設しました(2公園計:139ha)(再掲)。</p> <p>平成17年度に、渡り鳥の中継地等として重要な湿地である蕪栗沼・周辺水田、野付半島、野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を新たに国指定鳥獣保護区に指定しました。このほか、国指定谷津干潟鳥獣保護区において、アオサの除去作業などの環境維持・管理の事業を行いました。(再掲)</p> <p>また、釧路湿原や石西磯湖のサンゴ礁などの湿地において、自然再生事業を行っています。</p>		<p>渡り鳥の保護上重要な湿地として今後も、新たな国指定鳥獣保護区の指定を進めることが重要です。また、今後も、鳥獣保護区等の保護管理として、環境の維持・再生のための事業を実施する必要があります。また、今後も、鳥獣保護区において、必要に応じて、鳥獣の生息環境としての湿地の保護・保全を図るための事業を実施する必要があります。</p>
<p>日本、オーストラリア及び国際湿地保全連合により策定されたアジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、渡来湿地ネットワーク活動を支援し、国際的取組の推進を図ります。</p>	<p>第 期アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づく重要生息地ネットワーク(参加地のべ97箇所)の活動支援を行いました。また、東アジアガンカモ類重要生息地ネットワークへ八郎潟干拓地が参加しました。</p>		<p>第 期アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の終了に伴い、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの構築を推進し、国際協力の枠組の強化により重要生息地ネットワークの拡大を図っていくことが必要です。</p>
<p>ウミガメ類については、生態解明の調査を実施するなど、保全のための基礎的資料の充実が必要でです。</p>	<p>重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)砂浜調査において、ウミガメ類の産卵状況を試行調査しています。</p>		<p>引き続き、モニタリングサイト1000砂浜調査においてウミガメ類の産卵状況の施行調査を実施します。</p>
<p>生物多様性保全上重要な干潟及び藻場において生物相を把握するための調査を開始し、モニタリングを実施します。</p>	<p>全国の干潟及び藻場の調査については、環境省が選定した「重要湿地500」のうち、干潟145カ所、藻場129カ所を対象に自然環境保全基礎調査(浅海域生態系調査)として実施しています。干潟の調査は平成16年度で終了し、現在調査結果の解析を行っています。また、平成13～17年度まで漁場の環境保全に資する漁業者の植樹活動の支援等を目的とした「漁民の森づくり活動推進事業」を行いました。</p>		<p>干潟145カ所の調査を終了し、調査結果の解析を行いいます。藻場の調査は引き続き実施します。また、これらの調査の成果を踏まえ、モニタリングサイト1000において、全国の干潟・藻場生態系のモニタリング調査を検討・実施していくことが必要です。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
関係省庁の連携の強化などにより、各地域の沿岸域の生物相に関する情報の充実に取り組みます。	有明海・八代海における海域環境調査、東京湾における水質等のモニタリング、海洋短波レーダーを活用した生物調査、水産資源に関する調査及び研究などを行っています。 東京湾や有明海・八代海等5海域において、環境データベースを構築し、生物・水質等の環境調査結果を収集・公表しています。 また、地球環境研究総合推進費においては「サンゴ礁生物多様性保全地域の選定に関する研究」(平成15-17年度)等を実施しました。	関係省庁の連携等沿岸域の生物相に関する情報の充実に図る手法について検討を進めることが重要です。
岩礁や砂浜などの生態系について、情報の収集整備を進め、保全のため、基礎的データを蓄積する必要があります。	「海辺の生物国勢調査」を平成15年度に実施しました。	今後は、「海辺の生物国勢調査」の簡便な手法を開発し、より円滑な調査の推進を検討していきます。

進捗状況: 実施中 検討中、×未着手

数値で見る実施状況

指標	数値			
	データ取得年月 戦略改定時	データ取得年月 増減 (前回比)	データ取得年月 増減 (前回比)	データ取得年月 増減 (前回比)
ラムサール条約湿地	H14.3 (11箇所 83,725 ha)	H16.3 (2箇所 364 ha)	H17.3 (0箇所 0 ha)	H18.3 (20箇所 46,204 ha)
		13箇所 (84,089 ha)	13箇所 (84,089 ha)	33箇所 (130,293 ha)

4. 自然の再生・修復

・自然再生推進法に基づき実施計画等を公表するとともに、自然再生専門家会議を開催しました。さらに自然再生推進会議を開催し、自然再生の総合的・効果的かつ効率的な推進を図るため、関係省庁の連絡調整を行いました。
 ・自然再生推進法に基づくものとして全国19箇所(平成18年10月現在)で自然再生協議会が立ち上がりました。そのうち12の協議会において全体構想が策定され、3協議会において実施計画が策定されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>自然再生事業では、土木工学その他の応用工学的な技術や理論を基礎とし、事前の調査及び事業着手後のモニタリングにより、柔軟で慎重な取組を行います。 また、事業の実施に当たっては、間伐材や粗朶などの地域の自然資源や伝統的な手法の活用、労働集約的な作業など、きめ細かい丁寧な手法を進めることが必要です。</p>	<p>国が行っている自然再生事業においては、事前調査の実施、事業着手後のモニタリング計画の作成等を行っています。 森林における事業では、希少種の情報収集、外来種の侵入状況などの調査、郷土樹種の植栽や育林作業を行いました。</p>	<p>自然再生事業の各地区の取組では、順応的管理手法による事業を実施していくことが重要です。 引き続き適正な保護管理を実施することが必要であるとともに、個々の地域の特性に対応した取組を推進することが不可欠です。</p>
<p>地域特性に応じて経験と実績を積み重ね、自然再生に関する知見を集約し、技術的向上を図るとともに、その普及を進めます。</p>	<p>国では、補助・交付金事業も含め、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等あわせて144箇所(平成18年3月現在)で自然再生のための調査や事業を実施し、知見の蓄積に努めています。 農林水産省では、自然と共生した農村づくりの取組を応募・表彰する「田園自然再生活動コンクール」を実施するとともに、シンポジウムを開催し、自然再生に関する啓発・普及に努めています。さらに、平成18年度から農村地域の自然再生活動における生態系や営農上の新たな課題に対して、必要な情報発信や技術的支援を行う「農村自然再生活動高度化事業」を実施しています。 国土交通省では、全国の河川において、魚類等の溯上・降下環境の改善を図る「魚のぼりやすい川づくり」を実施しています。 産官学それぞれあるいは連携して技術の向上、知見の集約に向けた取り組みが活発化しています。</p>	<p>今後、自然の再生・修復について積極的取組を推進するとともに、蓄積した知見や収集した事例について広く公表し、自然再生について普及を推進することが重要であることから、自然再生に関する全国動向の把握、協議会設立・運営に資する情報の収集と提供がなされるように既設ホームページの拡充を行います。</p>
<p>自然再生を効果的・効率的に推進するための関係各省の連携体制の一層の強化が必要です。そのための法制度の検討も重要な検討課題です。</p>	<p>自然再生推進法に基づき実施計画等の送付を受け、これを公表するとともに自然再生専門家会議を開催しました。さらに自然再生推進会議を開催し、自然再生の総合的・効果的かつ効率的な推進を図るため、関係行政機関の連絡調整を行いました。 また、実施者の相談に的確に応じることができるよう、関係省庁の窓口ネットワークを設置する等、連絡調整を実施しています。</p>	<p>引き続き、関係各省間の円滑な連絡調整を実施していくことが重要です。 自然再生専門家会議は年2回、自然再生推進会議は年1回開催することとしており、それらを通じて一層の自然再生を推進するとともに、関係各省の連携を図ります。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
多様な主体の参画のためのさまざまな仕組みの活用が重要です。	平成18年10月末現在、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が全国で19箇所設立され、その立ち上げにあたっては、委員の公募等多様な主体の参加の機会が示されました。 また、実施者の相談に的確に応じることができるよう、関係省庁の窓口ネットワークを設置する等、連絡調整を実施しています(再掲)。 森林分野においては、自然再生事業に取り組むNPO等と連携した自然再生推進モデル事業を実施しました。 平成17年度にNPO等が森林所有者等と施設実施協定を新たに8件締結し、里山林等の整備を推進しました(累計9件)(再掲)。	今後も自然再生協議会等を通じた、多様な主体の参画を推進します。 さらに地元からのニーズが高い地域においてNPO等への技術指導など自然再生推進のための取組が必要です。
生態系の現況、過去の自然の状況、地域の産業動向といった科学的及び社会的な情報を地域の関係者が共有した上で、社会的な合意を図りながら目標設定を行うことが重要です。	地域の多様な主体が参加している自然再生協議会において議論を重ね、目標設定への合意形成を進めています。 平成18年10月末現在、自然再生の目標を定めた自然再生全体構想は12協議会、自然再生事業実施計画は3協議会において策定されています。	引き続き、自然再生協議会等で情報を共有した上で、目標等の再生に関する事項について合意形成に努めます。

進捗状況： 実施中、 検討中、 x 未着手

数値で見る実施状況

指標	数値			
	データ取得年月 戦略改定時	データ取得年月 増減 (前回比)	データ取得年月 第2回点検	データ取得年月 増減 (前回比)
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数	H14.3 0件	H16.3 4件	H17.3 9件	H18.10 6件
自然再生全体構想が策定された自然再生協議会件数	H14.3 0件	H16.3 0件	H17.7 6件	H18.10 6件
自然再生実施計画の主務大臣への送付件数	H14.3 0件	H16.3 0件	H17.7 2件	H18.9 5件
国が自然再生の調査又は事業を実施中の箇所(補助・交付金事業を含む)	H14.3 69件	H16.3 53件	H17.7 155件	H18.3 144件
				H18.10 19件
				H18.10 12件
				H18.9 7件
				H18.3 144件
				-11件

5. 野生生物の保護
 (1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理

- ・平成17年12月に、オジロワシ、オオワシ及びビヤシャゲンゴロウの3種について、平成18年8月にアホウドリ(旧計画変更)、アカガシラカラスバトの2種について、保護増殖事業計画を策定しました。
- ・平成18年7月に、国内希少野生動物植物種であるアベサンショウウオについて生息地保護区を指定しました。
- ・平成18年6月に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、鳥獣保護区における保全事業制度を創設しました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>国内希少野生動物植物種の取令掲載作業の一層の推進を図り、生息地等保護区の指定、繁殖個体の自然下への再導入を含めた総合的な保護増殖事業の実施などにより、絶滅要因を解消するための取組を推進します。</p>	<p>進捗状況 国内希少野生動物植物種であるアベサンショウウオについて、平成18年7月に生息地保護区を指定しました。 平成17年12月にオジロワシ、オオワシ及びビヤシャゲンゴロウの3種について、平成18年8月にアホウドリ、アカガシラカラスバトの2種について保護増殖事業計画を策定しました。 トキ、ツシマヤマメコなどについて、野生復帰に向けた、飼育下での人工増殖等を引き続き実施しました。トキについては、繁殖個体の再導入のため、順化施設の整備等を行っています。 また、絶滅の危機に瀕しているイタセンバラ、ミヤコタナゴについては、地域個体群の維持、系統保存等の観点から、生息地保全活動及び人工繁殖方法の確立、飼育下での維持等の調査・実験を進めました。 野生個体群が絶滅したコウノトリについては飼育下での増殖を続け、平成17年度の試験放鳥に向け、再導入する地域の生息環境調査・整備、再導入へのガイドライン策定等に対する事業に対する補助を実施しました。</p>	<p>今後も希少野生動物植物種及び生息地等保護区の指定により、絶滅のおそれのある種のある種の保全を進める必要がありま す。また、トキ、ツシマヤマメコ、コウノトリなどの種については、生息環境改善、繁殖個体の再導入、人工繁殖方法の確立などを含めた保護増殖事業を推進する必要がありま す。</p>
<p>湿地のように全国的に減少が著しい生息地のタイプに該当する生態系について、保護区の指定を促進するとともに、保全、再生、修復を早い段階で進めるなど、生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的な措置を講じていきます。</p>	<p>平成17年度に弘沼、蕪栗沼・周辺水田、野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び宍道湖を国指定鳥獣保護区に指定し、中核的な生息地域の確保を推進しました。 国内希少野生動物植物種であるアベサンショウウオについて、平成18年7月に生息地保護区を指定しました。 吉野熊野国立公園では、日本の重要湿地500に選定されている世界最大・国内最大のオオナガレハナサンゴ群生地となっている地域の保全を図るため海中公園地区を13.7ha拡張しました。(再掲)</p>	<p>各種保護区の指定を更に促進するとともに、生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避するための継続的な生態系のモニタリングを進めることが重要です。</p>
<p>野生生物の生息、生育地を保全する観点から、重要生息・生育地の選定、保護地域制度の活用や環境アセスメントを通じた環境配慮の徹底、自然の再生・修復など、関係省庁との調整・連携を通じた総合的な対策の実施、様々な手法を組み合わせた対応を行うほか、より効果的な保全のための手法の検討を進めます。</p>	<p>自然環境に関する調査や、自然再生推進法に基づく相談体制の整備(相談窓口ネットワークの形成)、定期的な自然再生推進会議の開催などで、関係省庁間の連携を進めています。 平成18年6月に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて、鳥獣の生息地の保護及び整備を図るための繁殖施設の設定等の事業を行うことができる保全事業制度を創設しました。</p>	<p>関係省庁や地方公共団体等の連携による事業等効果的な保全のための手法の検討を進めることが重要です。 また、鳥獣保護区では、創設された保全事業の制度を活用するなどにより、鳥獣の生息地の保護及び整備を図る必要 があります。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
イヌワシ、クマタカ、オオタカについて生態、生息実態等についてのデータを充実させ、生息域での土地利用に際してのきめ細かな対応指針の作成、里地里山と一体となった生息環境や地域個体群の保全の考え方の検討、良好な採餌空間の確保を目的とした森林の管理等など総合的な保護対策の検討を進めます。	希少猛禽類の総合的な保護指針の策定に向けて作業を行い、クマタカについては繁殖率等のモニタリング、イヌワシについては、国有林と連携した採餌環境改善のための森林施業の実施とモニタリングに着手し、オオタカについては、生息環境整備のための情報収集を実施しています。 保護のための巡視と監視、繁殖・生息状況等の調査、簡易等の際に空閑地を設けて採餌空間を確保するなど良好な生息環境の保護管理を行いました。	今後も、希少猛禽類の繁殖状況のモニタリング等を実施し、保護管理のための基礎的な知見を集積する必要があります。また、国有林等と連携し生息環境の改善のモデル的実施を通じ、希少猛禽類の繁殖率の向上等を図る必要があります。
上記以外の猛禽類のうち個体数の減少が懸念される種については、生息状況の調査を行い、専門家の意見も踏まえながら絶滅のおそれの有無を評価するとともに保護対策の検討を進めます。	上記以外の猛禽類のうち、サンバとハチクマに関しては、人工衛星を利用した移動追跡により、渡り経路や春秋の渡り経路の違い等を明らかにしました。	その他の猛禽類についても、生息状況、保護管理に関する情報を収集する必要があります。
海棲哺乳類や海鳥、ウミガメ類に関しては、生息状況に関するデータを収集、分析することを通じて、生物多様性保全の観点から、個体群レベルも含めた適正な保護のための取組を進め、持続可能な利用を図っていくことが重要です。	海鳥、ウミガメ類については、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)において、試行調査を実施しています。	モニタリングサイト1000において、ウミガメ類については全国41箇所、海鳥については全国28箇所における生息状況調査を引き続き実施し、データの収集・分析を行うことが重要です。
さらに、回遊性の高い海棲動物の保護には、国際的協力が必要不可欠であることから、関係国との情報交換や国際条約等の国際的枠組みの活用を推進します。	海棲哺乳類のうち、アザラシに関する生息状況等の調査を行い、平成18年3月に報告書をとりました。	引き続き、海棲哺乳類の生息状況に関する情報収集を進める必要があります。
	クジラ類の個体数について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会(IWC)において、科学的情報に基づいた鯨類の持続的な利用の考えか理解されるよう努力しています。	各種調査の充実により科学的知見を更に蓄積し、海洋生物資源の持続的利用に対する国際的理解の醸成に努めていきます。

進捗状況: 実施中、検討中、×未着手

数値で見る実施状況

指標	数値			
	データ取得年月 戦略改定時	データ取得年月 増減(前回比)	データ取得年月 増減(前回比)	データ取得年月 増減(前回比)
国内希少野生動物植物種数	H14.3 (動物49種、植物8種)	H16.3 5種	H17.3 11種	H18.3 73種
国内希少野生動物植物種数	H14.3 (7地区 863 ha)	H16.3 1地区 (9 ha)	H17.3 0地区 (0 ha)	H18.7 1地区 (13 ha)
保護増殖事業計画策定種数	H14.3 21種	H16.3 0種	H17.3 13種	H18.8 4種
水産生物のうち希少種として採捕、所持、販売の制限・禁止を行った種数	H14.3 6種	H16.3 0種	H17.3 0種	6種
保護水面の設定数	H14.3 120箇所	H16.3 0箇所	H17.3 -2箇所	118箇所
保護増殖事業を実施している希少種の数	H14.3 21種	H16.3 0種	H17.3 13種	34種

(2) 野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立

- ・平成18年6月に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、狩猟免許区分の見直し、わなに係る危険防止のための制度の創設、輸入鳥獣の識別措置等を行いました。
- ・個体数が著しく増加又は減少している鳥獣の個体数の管理や生息環境の整備等を定める特定鳥獣保護管理計画の策定・実施を推進するため、都道府県への支援を行いました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>地域的に著しく増加又は減少している特定の野生鳥獣の個体群については、目標とする個体数や生息密度等をできる限り科学的に設定し、捕獲等による個体数調整、被害防除施設の設置や生息環境の整備等の保護管理を総合的かつ計画的に展開することにより、農林水産業等への被害と地域個体群の絶滅という2つの相反するリスクを、可能な限り最小化させていきます。</p>	<p>特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、特定鳥獣保護管理計画の行政担当者等を対象に技術研修を行いました。また、カワウ等について、国、関係都道府県が連携して、地域個体群の維持、農林水産業被害の軽減等を目的とした保護管理対策の方向付けを行う広域保護管理指針の策定に資するための検討を行いました。</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が公布され、農林業被害を防止するため、休猟区のうち都道府県知事が指定した区域において特定鳥獣の捕獲等をすることができ、新たな制度が新たに創設されました。</p> <p>クマ類の出没から人身被害等を減らすとともに、クマ類と人との適切な関係の構築に資するため、クマ出没対応マニュアル(暫定版)を作成しました。</p>	<p>今後とも、特定鳥獣保護管理計画制度を推進するため、都道府県への技術的支援等を行うとともに、既存の特定鳥獣保護管理計画の評価を行い、その結果を踏まえて今後の計画策定等に反映させる必要があります。</p> <p>また、隣接都道府県を越えて広域的に移動する鳥獣については、必要に応じ広域的な地域個体群の状況を踏まえた保護管理指針を策定し、統一的な考えの下、関係者間の連携により個体数調整、被害対策及び生息地環境整備等の若施策を実施することが効果的であり、これらの連携により農林業被害の軽減と生物多様性保全を踏まえた地域個体群の維持を図る必要があります。</p>
<p>野生鳥獣の生息状況等について推定や評価を行う場合には、常に非定常性や不確実性を避けることができなことから、幅広い情報共有と合意形成に努めます。</p>	<p>特定鳥獣保護管理計画は都道府県が多様な関係主体の合意形成を図りながら保護管理を推進するため、検討会を設置し計画を作成することとしています。また、国、地方公共団体等で鳥獣の捕獲情報等を共有するため、野生鳥獣情報システム(WIS)を運用しており、ホームページ上で情報公開を行っています。</p>	<p>今後とも、特定鳥獣保護管理計画制度を推進するために、都道府県への支援等を行う必要があります。また、情報共有を進めるためにWIS等を活用した情報の整備と共有を今後とも進める必要があります。</p>
<p>野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理に関する情報の収集、整備や調査研究を積極的に進めます。</p>	<p>カワウによる水産漁業への被害の対策として、広域的な保護管理をすすめるため、関東及び中部近畿において広域協議会を設立し、各都府県から提供された生息及び被害情報をとりまとめるとともに、情報提供を行っています。</p> <p>高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5型及びH7型)の渡り鳥等における保有状況について調査等を実施しました。また高病原性インフルエンザ発生国からのウイルス運搬に関する可能性が指摘される渡り鳥について、衛星追跡による飛来経路解明を進めています。</p>	<p>引き続き、保護管理に必要な情報の整備、調査研究を進めます。また、鳥インフルエンザ等の感染症について、知見の集積を図る必要があります。</p>
<p>特定鳥獣保護管理計画制度に基づく各地域での取組から得られる知見を共有して検討を深め、科学的・計画的な個体群管理システムを確立します。</p>	<p>中央環境審議会野生生物部会鳥獣保護管理小委員会において、特定鳥獣保護管理計画の実施状況を踏まえ、個体群管理に必要な科学的情報の収集方法等、科学的・計画的な保護管理について議論を行い平成17年12月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置」(答申)をまとめました。</p>	<p>特定鳥獣保護管理計画が適正に推進され、都道府県における科学的・計画的な鳥獣保護管理が推進されるよう、効果的なモニタリング調査と効果的なフィールドバックについて検討を進める必要があります。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 ×未着手

指標	数値			
	データ取得年月 戦略改定時	データ取得年月 第2回点検	データ取得年月 第3回点検	データ取得年月 第4回点検
	増減 (前回比)	増減 (前回比)	増減 (前回比)	増減 (前回比)
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3 (54箇所 (494,047 ha)	H16.3 (59箇所 (513,975 ha)	H17.9 (62箇所 (521,951 ha)	H18.3 (66箇所 (538,150 ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3 (3,835箇所 (3,085,278 ha)	H16.3 (3,878箇所 (3,135,827 ha)	H17.3 (3,858箇所 (3,118,729 ha)	H18.3 (3,846箇所 (3,142,035 ha)
特定鳥獣保護管理計画策定数	H14.3 32件	H16.3 58件	H17.3 66件	H18.3 79件
	26件	8件	13件	

(3) 移入種(外来種)問題への対応

・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)(平成17年6月施行)に基づき、アライグマ、オオクチバス等83種類の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡し等を原則禁止しました。
 ・全83種類の特定外来生物について、その防除の公示を実施するとともに、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルについては、防除の指針を作成し、公表しました。
 ・ジャワマンゲース、オオクチバス、アライグマ等に係る防除事業・防除モデル事業を実施しています。また、グリーンワーカー事業による防除も各地の国立公園等で行いました。
 ・「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(以下、改正動物愛護管理法という。)」が平成18年6月に施行されました。同法の適切かつ着実な運用を図るため、特定動物(危険動物)に関する基準、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置等、各種基準・指針等の策定及び改定を行い、飼養動物の管理の徹底の強化を図りました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>国内や地域内で既に定着して影響を生じている生物種、定着していないが生じた場合には影響が懸念される注目を要する生物種のリストを、定着状況の把握等の調査を含め作成します。</p> <p>ペットを始め、国内での移入種(外来種)の利用に先立って生物多様性への影響を評価し、影響の懸念される生物の利用の制限を行うことにより、影響が懸念される生物の輸入の抑制を図ります。また、国外からの生物の輸入の実態を明らかにするとともに、生物多様性に影響を生じさせる国外からの移入種(外来種)の水際の管理について検討します。</p> <p>飼養動物の管理を徹底することにより、わが国での移入種(外来種)問題のうち大きな要因となっているペット由来の動物による影響への対策を図ります。</p>	<p>現に生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物についてリストアップし、生態系等に係る被害の科学的知見の情報収集と整理のための調査事業を行いました。それらをもとに、特定外来生物を83種類指定・公表するとともに、要注意外来生物のリストを作成し、公表しています。</p> <p>また、地球環境研究総合推進費において、「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」(平成16-18年度)を実施しています。</p> <p>生態系等への被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある生物を特定外来生物として指定し、飼養や輸入などを規制する外来生物法が平成17年6月に施行されました。同法では、被害を及ぼすおそれがある疑いのある生物も未判定外来生物として指定し輸入を制限するほか、特定外来生物や未判定外来生物と見分けのつかない生物の輸入に際し生物の種類を証する証明書の添付を義務付けているところです。</p> <p>在来生物の国内移動による生態系等への被害を防止するため、国立・国立公園の特別保護地区および原生自然環境保全地域において動物の放出等の規制を新たに追加し、平成18年1月から施行しました(再掲)。</p> <p>また、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(以下、改正動物愛護管理法という。)」が平成18年6月に施行されました。同法の適切かつ着実な運用を図るため、動物取扱業に関する基準、特定動物(危険動物)に関する基準、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置等、各種基準・指針等の策定及び改定を行い、飼養動物の管理の徹底の強化を図りました。</p> <p>さらに、外来生物法及び改正動物愛護管理法により、一部の動物の飼養に当たっては、マイクロチップ等の個体識別措置が義務付けられたため、獣医師等を対象とした当該動物へのマイクロチップ埋込み方法に係る技術講習会を開催し、マイクロチップの埋込み体制の確保に努めました。</p>	<p>引き続き、生態系等への被害が懸念される外来生物をリストアップし、被害や定着状況等に係る科学的知見の充実を図ることが必要です。</p> <p>特定外来生物83種類を指定</p> <p>外来生物のデータベースの構築、被害判定手法の確立を含め、法律の実施体制を充実させることが必要です。 また、個体識別措置を推進させるため、マイクロチップ埋込み体制の確保を引き続き図る他、個体識別データに関するデータベース・ネットワークを整備するなど、適正飼養の徹底に向けた所要の措置を講じる必要があります。 国立・国立公園の特別地域において動物の放出等を規制する際の適切な制度のあり方について検討します(再掲)。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>貨物に付着しての移動など、意図せずに入られる生物の侵入経路の特定と侵入の予防</p>	<p>船舶のバラスト水の海域間移動による外来生物拡散の防止に資するため、ノンバラスト状態での航行に最適な新船型を採用入れた船舶の開発を行っています。平成17年度は、試作船型による水槽実験、試設計、経済性評価等を行いました。在来船型との比較検討を行った結果、ノンバラスト船は十分な性能を有していることが確認されました。</p> <p>地球環境研究総合推進費では、「大型船舶のバラスト水・船体付着により越境移動する海洋生物がもたらす生態系攪乱の動態把握とリスク管理に関する研究」(平成16-18年度)を実施し、継続的なモニタリングと寄港地での現地調査により、これまでに世界各地に拡散したワカメ、アナアオサや日本に移入したコウロエンガワヒバリガイの起源や、日豪間で運行されている石炭運搬船のバラスト水中や船体に付着する生物の多様性と動態に関する知見が得られました。</p>	<p>左記船舶の実用化に向けた研究及び港湾や空港における非意図的な外来生物の侵入の実態に関する調査が必要です。</p> <p>代表的な移入海洋生物の起源と拡散経路を遺伝的解析等により解明することを旨とするともに、国際的に適用可能な対策のモデルについて検討する必要があります。</p>
<p>注意を要する種の移入、定着に関するモニタリングと早期対応の実施</p>	<p>西表島におけるオホヒキガエルの生息状況や移入経路を調査し、早期発見、早期対応のためのモニタリングを実施するとともに、体制の検討を行いました。</p> <p>奄美大島において平成12年度より防除事業を実施し、平成17年度末までに約16,600頭のマンギースを捕獲しました。この事業により事業開始当初(平成11年時点)5,000～10,000頭と推定されたマンギースの生息個体数は平成14年度末には1740の1,500～2,500頭まで減少しました。また、沖縄本島北部やんばら地域においても平成12年度より環境省と沖縄県により防除事業を実施し、平成17年度末までに合計約7,000頭のマンギースを捕獲しました。</p> <p>平成17年度には奄美大島で約2600頭、沖縄本島北部やんばら地域では約1000頭捕獲されました。また、高地域において外来生物法に基づきマンギースの防除実施計画が策定されました。</p>	<p>西表島において、モニタリングの継続と港湾と空港における侵入チェック及び防止体制の確立、石垣島における個体数低減化に向けた対策事業が必要です。</p> <p>奄美大島では、捕獲努力量を増加し、さらなるマンギース個体数の低減化と分布の分断化を図るとともに、島からの完全排除に向け、より効果的な捕獲技術の確立が必要です。</p> <p>沖縄本島北部のやんばら地域では、南部地域からのマンギースの北上阻止のため、侵入防止柵を設置し、捕獲努力量の増加、より効果的な捕獲技術の確立により、北部地域からの完全排除が必要です。また、中南部地域におけるマンギース個体数の低減化、防除の実施に係る県や市町村の推進協力体制の確立が重要です。</p>
<p>農林水産省では、ブラックバス等外来魚について、密放流防止の啓発、地域における生息状況等の調査、駆除、生態系の復元等の事業に対する支援及びブラックバス・ブルーギルの生態的特性的な解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を行っていることと、今後ともこれら外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図ることを基本として、これら事業等を推進することとしています。</p>	<p>ブラックバス等外来魚の生息域の拡大の防止及び生息数の減少を図るため、46都道府県が「内水面漁業調整規則」で移植禁止を措置、37道府県で行った駆除、生息状況調査及び密放流防止に係る啓発活動等に対し支援、ブラックバス、ブルーギル等の生態的特性的な解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発を実施しました。また、ブラックバス、ブルーギル以外の外来魚が在来魚に与える影響調査等を実施しました。</p>	<p>ブラックバス等の外来魚対策として、緊急・広域的な対策等を実施するとともに、その効果を高める措置を検討し、地域の実態に応じた外来魚の生息域・量の抑制を推進する必要があります。</p>
<p>国土交通省では「河川における外来種対策に向けて(案)」をとりまとめ、これに基づいた河川管理を図ります。</p>	<p>河川における外来種対策に向けて(案)等を踏まえ、市町村、地域住民等が協同で、繁殖が激しいアレチウリの駆除を行うなどの取組が継続的に実施されています。</p>	<p>繁殖力の強い外来種は、一旦侵入し、分布を広げると、その悪影響を減少させることは難しく、侵入の未然防止が重要であるほか、数年間の継続的な対策の実施が重要です。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>移入種(外来種)への対応に関して、幅広い行政機関、事業者が関係することから、施策を総合的に推進するたに有効な関係機関の連携体制の確保を図ります。</p>	<p>外来生物の適正な取扱いについて、該当キャンペーンの実施やポスター・チラシの作成・配布等により国民や関係事業者への普及啓発を進めています。</p> <p>また、防除の実施や外来生物法に係る規制の適正化のため、環境省、農林水産省、関係地方公共団体において会議の開催等による情報の共有、施策の連携を進めています。</p> <p>外来生物法の効果的かつ円滑な運用に資するため、自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則を改正し、国立公園及び国立公園の特別地域(特別保護地区を含む)並びに原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域特別地区において、外来生物法に基づく外来生物の防除行為を、規制の適用除外としました。</p> <p>国有林では、ボランティア団体・学識経験者等と連携して、外来種の分布状況の調査及び駆除を実施しました。</p>	<p>関係省庁が連携して、外来生物の防除の実施や国民に対する普及啓発を進めるとともに、外来生物に関するデータベースを構築し、情報共有体制の強化を進めることが必要です。</p> <p>また、海外から導入される外来生物だけでなく、国内で人為的に移動され被害を及ぼす外来生物に対して、既存の制度の活用や必要に応じ見直しなどの対応を進めます。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 × 未着手

数値で見える実施状況

指標	数値			
	データ取得年月 戦略改定時	データ取得年月 増減 (前回比)	データ取得年月 増減 (前回比)	データ取得年月 増減 (前回比)
外来魚移植禁止を行った都道府県数	H14.3 46 都道府県	H16.3 0 都道府県	H16.3 0 都道府県	H18.3 0 都道府県
特定外来生物の指定種数	H14.3 0 種類	0 種類	H17.7 37 種類	H18.9 46 種類
防除の告示を行った特定外来生物種数	H14.3 0 種類	0 種類	H17.7 20 種類	H18.9 63 種類

6. 自然環境データの整備

(1) 生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進

・第三期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)では、重点推進4分野のひとつである「環境」分野において、個別政策目標のひとつに「生態系の保全と利用を実施する」が挙げられ、新たに「生態系管理研究領域」が設定されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>わが国の生物多様性の基本的構成要素である野生生物種について、既知種に関する知見の集積や、多数の未記載種の解明を進めるための分類学的研究の充実を図る必要があります。</p>	<p>第三期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)では、重点推進4分野のひとつである「環境」分野において、個別政策目標のひとつに「持続可能な生態系の保全と利用を実施する」が挙げられ、新たに「生態系管理研究領域」が設定されました。</p>	<p>第三期科学技術基本計画に基づいて、「生態系管理研究領域」における研究開発は、推進方策で掲げられているように、大学や関係研究機関の研究者と各府省関係部署との連携や、地方公共団体や地域的取組、NGOなどとの連携を図ることが重要です。</p>
<p>生物多様性保全の基礎となる各種生態系の構造及び動態を把握するための生態学的研究の充実を図る必要があります。</p>	<p>平成15年度より各種生態系の現状について把握するため重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)を開始し、試行調査を実施しています。</p>	
<p>炭素固定、水源涵養、水質浄化、防災、保健休養など、生態系がもたらす多様なサービス(機能)の定量的評価や変化機構解明等に関する生態学的研究の充実を図る必要があります。</p>	<p>地球環境研究総合推進費においては「野生生物の生息適地からみた生物多様性の評価手法に関する研究」(平成15-17年度)、「サング礁生物多様性保全地域の選定に関する研究」(平成15-17年度)、「大型船舶のバラスト水・船体付着により越境移動する海洋生物がもたらす生態系攪乱の動態把握とリスク管理に関する研究」(平成16-18年度)、「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」(平成17-19)、「大型類人猿の絶滅回避のための自然・社会環境に関する研究」(平成18-20)、「渡り鳥によるウエスタンイル熱及び血液原虫の感染ルート解明とリスク評価に関する研究」(平成18-20)等を実施しています。</p>	<p>第三期科学技術基本計画において、新たに「生態系管理研究領域」を研究領域として設定</p>
<p>希少種を含む地域固有の生物多様性の評価及び維持機構の解明、種の絶滅要因や遺伝的多様性の解明、個体群動態の予測、並びに移入種の侵入等を含む様々なインパクトによる影響評価及び多様性減少機構の解明に関する生態学的研究の充実を図る必要があります。</p>	<p>国立環境研究所では重点特別研究プロジェクト(平成13年度~平成17年度)として「生物多様性の減少機構の解明と保全プロジェクト」を実施したほか、さらに中核研究プロジェクトとして「生物多様性と生態系機構の視点に基づいた環境影響評価手法の開発」(平成18年度~平成22年度)、特別研究として「湿地生態系の時空間的不均一性と生物多様性の保全に関する研究」(平成18年度~平成20年度)を実施しています。</p>	
<p>保全生態学の視点から生態系の順応的管理や生態系再生を進めるための野外における実験的・実証的研究の充実を図る必要があります。</p>	<p>文部科学省の「21世紀COEプログラム」により、平成15年度に採択されたプログラム「生物多様性・生態系再生研究拠点」がひびきつづき実施されています。</p>	

進捗状況: 実施中、検討中、×未着手

(2) 自然環境保全基礎調査の質的転換

・個別生態系の経時的な変化の把握を目的に実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)を着実に推進(H16年度末406箇所 H17年度末618箇所のサイト設定)するとともに、広く国土を把握するためにベースとなる植生図の5万分の1から2万5千分の1への更新を進めました(H16年度末約30% H17年度末約32%)。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>戦略的な保全施策の推進に資するデータを継続的に収集するため、地域専門家やNPO等のネットワークを活用したデータ収集の仕組みを構築し、全国1,000ヶ所程度の定点(モニタリングサイト)を国が設定して、動植物や生態系・生育環境の長期的なモニタリングを展開すること(モニタリングサイト1000)の取組を検討します。</p>	<p>平成15年度より継続的な調査を実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)について、平成17年度末までに618箇所のサイト設定を行うとともに、試行調査を開始しています。また、平成17年度は特に森林・里地生態系を対象としたサイト設定等を行いました。</p>	<p>平成19年度までに全国1000カ所程度のモニタリングサイトを順次設定し、継続的なデータの収集に努めることが重要です。また、特に平成18年度については、森林・里地・陸水域生態系を中心として、引き続き約200箇所のサイト設定等を行うことが必要です。</p>
<p>開発や汚染の影響を受けやすい浅海域を中心に、海域における生物・生態系情報の整備に本格的に取り組むこと(浅海域生態系調査)を検討します。</p>	<p>全国の干潟及び藻場の調査を、自然環境保全基礎調査「浅海域生態系調査」として実施しています。干潟の調査は平成16年度で終了し、現在調査結果の解析を行っています。藻場の調査は引き続き実施します。(再掲)</p>	<p>環境省が選定した「重要湿地500」のうち、干潟145カ所、藻場129カ所を対象に全国調査を実施。干潟145カ所の調査を終了し、調査結果の解析を行います。藻場の調査は引き続き実施します。</p>
<p>生態系の量的把握を充実するため、全国的な植生現存量・生産量の把握や、主要な野生動物に関する徹底的な調査に向けた手法検討・開発に取り組むことを検討します。</p>	<p>平成15年度より継続的な調査を実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)では、生態系の質や量的把握を充実するよう検討しています。</p>	<p>平成19年度までに全国1000カ所程度のモニタリングサイトを設置し、生態系のデータの収集に努めていきます。</p>
<p>植生、動物分布、海岸など、個別調査項目を重ね合わせる分析するなどして、国土における自然環境の総合的把握を進めることを検討します。</p>	<p>平成18年1月に打ち上げられた陸域技術観測衛星「だいち」(ALOS)の衛星画像等を活用した国土の自然環境の総合的把握するための技術的検討を開始しています。 また、平成15年度より、環境省、国土交通省、農林水産省が実施している生物調査等の自然環境調査について、調査データの相互利用等の連携を図るための連絡体制を整え、平成16年度及び17年度には、モデル地域において試行的なデータの集積整理を通じ、各調査データのGISデータとしての利用を前提として、相互利用が可能であることを確認しました。</p>	<p>「だいち」の衛星画像を活用した植生調査など、自然環境の把握について、引き続き技術的な解析手法の検討が必要で、特に、植生のみならず湿地分布など全国の自然環境の変化の迅速な把握について検討を進めることが重要です。また、関係省庁が実施する自然環境調査の相互利用の推進等、今後一層の連携を進めていくことが必要です。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>基盤的データとして、国土の自然の基盤図である植生図について引き続き維持・更新を進めるとともに、地理情報システム(GIS)を活用して、各地域の動植物相等の関連データの統合的把握が可能となるよう、情報整備・処理システムの改良を進めます。</p> <p>野生生物目録や分布・生態データの蓄積、生物種や遺伝子の多様性の時間的・空間的記録である標本資料の収集・保管及び情報整備等を着実に進めることが重要です。</p>	<p>平成17年度には全国で73図副の縮尺1/25,000植生図の更新を行い、更新状況は平成16年度末約30%、平成17年度末約32%となりました。また、平成15年度より、植生図をベースとして、個別調査項目を重ね合わせ解析するモデル調査を実施しました。</p> <p>自然環境保全基礎調査のデータをもとに野生生物に関する目録作成や分布情報等の蓄積を進めるとともに、平成17年度には生物多様性センターにおいて標本収集方針等を策定し、希少種や固有種などが国の生物多様性に関する標本資料の充実及びデータベース等の情報整備に努めています。</p>	<p>重ね合わせ解析のベースデータとなる1/25,000植生図の作成を進めるとともに、自然環境の総合的把握の解析手法を開発します。特に、衛星画像を活用した植生図整備の効果率化及び更新頻度の向上について、引き続き検討を行うことが重要です。</p> <p>生物多様性センターにおいて自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の継続的な調査実施に伴い、標本資料の収集・保管、情報の整備を実施します。また、平成18年度以降、国土交通省河川水辺の国勢調査によって得られた標本について計画的な収集・保管を進めることとしており、これらの取り組みを着実に進めることが必要です。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 x 未着手

数値で見える実施状況

指標	数値			
	データ取得年月	データ取得年月 増減 (前回比)	データ取得年月 増減 (前回比)	データ取得年月 増減 (前回比)
戦略改定時				
モニタリングサイト1000のサイト設定数	H14.3 0 サイト	H16.3 120 サイト	H17.3 286 サイト	H18.3 618 サイト
25,000分の1植生図の更新状況	H14.3 約 20 %	H16.3 約 27 %	H17.3 約 30 %	H18.3 約 32 %
		約 7 %	約 10 %	約 2 %

(3) 情報の共有と公開

・環境省、国土交通省、農林水産省が実施している自然環境調査について、調査データの相互利用等の連携を図るための連絡体制を整え、平成16年度及び17年度には、モデル地域においてデータの試行的集積整理を通じて、各調査データの相互利用が可能であることを確認しました。
 ・平成16年7月より開設している生物多様性に関する情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))専用のサイトについては、メタデータの収集に努めるとともに、インターネットを通じて公開しています。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>基礎調査に加えて、国土交通省の河川水辺の国勢調査や農林水産省の森林資源モニタリング調査を始めとする国、地方、NPO等の各セクターにおけるデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換等を進める連絡組織等の構築を図ります。</p>	<p>平成15年度より、環境省、国土交通省、農林水産省が実施している生物調査等の自然環境調査について、調査データの相互利用等の連携を図るための連絡体制を整え、平成16年度及び17年度には、モデル地域において試行的なデータの集積整理を通じて、各調査データのGISデータとしての利用を前提として、相互利用が可能であることを確認しました。</p>	<p>GISデータの重ね合わせに関する技術的問題の解決を図ること、関係省庁が実施する自然環境調査の相互利用の推進、自然系博物館等のネットワーク化による情報共有等、今後一層の連携を進めていくことが必要です。</p>
<p>あらゆる主体が様々なデータに容易にアクセスし、かつ情報の質を見極めながら利用できるよう、情報共有データベースの構築やメタデータの作成・公開を進め、情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))を整備するなど、生物多様性に関する情報システムの充実を図ります。</p>	<p>平成16年7月より開設している生物多様性に関する情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))専用のサイトについては、メタデータの収集に努めるとともに、インターネットを通じて公開しています。 また、関連機関に対し、メタデータ作成の協力依頼を継続して行っています。</p>	<p>生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)の活用促進を図っていくため、引き続き関連機関に対してメタデータの登録を積極的に働きかけていくことが必要です。</p>
<p>希少種の分布情報等で、公開することにより乱獲その他生息、生育地の攪乱を誘発するおそれのあるものについては、味全上の観点から慎重な配慮を加えつつ公開方法等について検討します。</p>	<p>国内希少野生動植物種や希少な野生生物に関する生息、生育地の情報については原則として、公開しないこととしました。</p>	<p>なし</p>
<p>大学や全国規模の研究機関、地方自治体の調査研究機関や自然系博物館等の設置や充実を支援するとともに、これら機関に属する専門家等の交流やネットワークの強化を図ります。</p>	<p>自然環境保全、野生動植物保全等の調査研究を行っている調査研究機関の情報交換のため、平成17年度は、第8回自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC;平成17年11月現在、国や都道府県等の自然系の調査研究を行っている16機関により構成)が開催されました。一般公開する調査研究事例発表会では、総合的生態系調査、GIS解析等をテーマに、16機関から50題が発表されました。</p>	<p>引き続き、自然環境保全に関する調査研究や、生態系モニタリングの手法開発、調査データの総合解析等に関する情報交換を続けるとともに、より幅広い参加を呼びかけたいきます。</p>
<p>海外も含めた研究機関、行政機関、NGO、専門家及び市民の広範なネットワーク形成を図りつつ、生物多様性保全に向けた調査研究及び自然環境データの整備や情報共有を進める中心的拠点として、生物多様性センター、各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実を図ります。</p>	<p>ラムサール条約湿地の宮島沼に、平成17年度から2カ年をかけて、湿地の保全や環境学習の拠点として、宮島沼水鳥・湿地センターの施設を整備しています。</p>	<p>引き続き、生物多様性センター及び各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実に努めることが重要です。また、自然系調査研究機関連絡会議や地方自治体等との連携の充実強化をはじめとして、関係者との広範なネットワーク形成を図ることが必要です。</p>

数値で見える実施状況

指標	数値			
	データ取得年月	データ取得年月	データ取得年月	データ取得年月
戦略改定時				
	0 件	79 件	112 件	747 件
増減 (前回比)	H14.3	H16.3	H17.3	H18.3
	79 件	33 件	588 件	
CHM×データ数				

7. 効果的な保全手法等

(1) 効果的な保全のための様々な手法の活用、環境アセスメントの充実

・平成17年7月に陸・淡水産貝類、平成18年1月にクモ型類、甲殻類等、また、8月に昆虫類のレッドデータブックが完成・出版され、これにより動物全分類群の改訂データブックが出版されたこととなります。
 ・環境影響評価の基本的事項の改正(平成17年3月)を踏まえ、環境影響評価の対象となる事業の種類ごとに定められた主務省令についても、平成18年3月に所要の改正を行いました。

施策の目標	進捗状況	動物全分類群の改訂レッドデータブックの完成	今後の課題
<p>絶滅のおそれのある種や重要地域等のリスト化</p>	<p>絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直し作業を進めました。 なお、平成17年7月に、陸・淡水産貝類、平成18年1月にクモ型類・甲殻類等、また8月に昆虫類のレッドデータブックを公表しました。これにより動物全分類群の改訂レッドデータブックが出版されました。</p>	<p>動物全分類群の改訂レッドデータブックの完成</p>	<p>レッドリストの見直しについては、引き続き作業を進め、平成18年度中に作成する予定です。</p>
<p>保全・配慮指針や基準の策定 生態的・工学的配慮技術や手法の確立</p>	<p>農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範として策定された「環境と調和の取れた農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着に取り組みました。また、併せて策定された「施肥基準の策定・見直しの指針」に基づき、都道府県に対し環境に配慮した施肥基準の見直しを促したほか、持続性の高い農業生産方式の導入促進、総合的病害虫・雑草管理(IPM)の普及・定着に取り組むなど、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組を推進しています(再掲)。さらに、生物のネットワークの保全・形成に視点を置き、調査から維持管理に至る各段階の環境配慮手法をより具体化し、環境との調和に配慮した事業や環境保全活動を推進することを目的として「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」を策定しました。また、事業実施にあたって生態系の保全・向上を図る技術の検討を進めています(一部再掲)。</p>	<p>「農業生産活動規範(農業環境規範)」の普及・定着 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」を策定</p>	<p>我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換することを推進するため、引き続き、農業環境規範の普及・定着を推進するなど、環境と調和の取れた農業生産活動を促進することが重要です。 技術指針の事業実施地区への活用や田園環境整備マスタープランの策定・見直しへの活用により、農村における生態系の保全・形成に努めることが必要です。</p>
<p>助成や税制措置などの経済的な措置</p>	<p>森林ボランティアなど国民が行う森林づくり活動への支援や、地球環境基金による民間団体等への助成などを引き続き実施しました。</p>		<p>森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を講ずることが必要です。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>自発的取組の促進</p> <p>住民参加による計画策定手続・合意形成システム、などの実効性の確保</p>	<p>平成16年9月に、「環境保全の意欲の増進及び環境教育に関する基本的な方針」が閣議決定されました。当該基本方針において、地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面する課題の解決に対する自発的な取組の必要性を指摘し、そのための活動を促進する施策を講じることとされています。</p> <p>また一定の条件を満たした人材認定等事業について、登録し教育現場等に情報提供を行う人材認定等事業の登録制度の運用が開始され、平成18年6月20日現在、13件が登録されています。</p> <p>平成18年10月現在、自然再生推進法に基づき、地域の自然再生のための合意形成の場としての協議会が全国で19件立ち上がり、計1,000人以上の多様な主体が協議会メンバーとして参加しています。うち、12件においては全体構想が策定されました。</p>	<p>自発的取組の推進や住民参加等については、実績を積み重ね、人材育成や体制の整備等に努めることが必要です。</p>
<p>開発事業に効果的な環境配慮を組み込むための重要な制度である環境アセスメントを効果的に活用していくことも必要です。</p>	<p>環境影響評価法に基づき手続を完了したものは100件あり、うち手続当初から同法に基づき手続を開始したものは55件となっています(平成18年7月31日現在)。</p>	<p>環境影響評価法などに基づく環境影響評価を適切に実施し、事業者の実施する事後調査の情報収集や、現地調査等を通じた審査のフォローアップなどにより、環境保全への適切な配慮の確保を図ることが必要です。</p>
<p>「環境影響評価法」に基づき、環境影響評価項目等の選定指針、環境保全措置指針等を定めた基本的事項(平成9年決定)について、最新の科学的知見や環境アセスメントの実施状況を踏まえて点検を行い、制度の充実を図っていきます。</p>	<p>学識経験者からなる委員会(環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会)を設置し、環境影響評価の基本的事項の点検を行い、メリハリのある的確な環境影響評価の項目・手法の選定の強化など基本的事項の改正を行いました(平成17年3月)。この改正を踏まえ、環境影響評価の対象となる事業の種類ごとに定められた主務省令についても、平成18年3月に所要の改正を行いました。</p>	<p>今後、新しい基本的事項の適切な運用とその考え方の普及に努めていくとともに、改正された主務省令に基づき適切な環境影響評価が行われるよう、所要の取組を推進する必要があります。</p>
<p>上位計画や政策における環境配慮のあり方については、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実例を積み重ね、その有効性、実効性を検証し、その結果を踏まえて、環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図ります。</p>	<p>基本的考え方や留意点をとりまとめ、さらに平成15年11月に廃棄物分野を例とした戦略的環境アセスメント試行ガイドラインを策定しました。また、戦略的環境アセスメントが東京都、埼玉県、京都市及び広島市で制度化されるとともに、東京都及び埼玉県におけるいくつかの上位計画に対しては環境影響評価が実際に実施されました。さらに、道路、河川、空港、港湾等について、計画プロセスにおける情報公開や住民参加のガイドライン等が示されるなど、関連する取組も進められました。</p>	<p>上位計画や政策における環境配慮のあり方については、地方公共団体とも情報交換しつつ、事例を積み重ねるとともに、必要に応じて制度化の検討を進める必要があります。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 × 未着手

(2) 国際的取組

・サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局を平成17年7月から2年間、パラオ共和国と共同で運営し、平成17年10～11月に総会を開催しました。
 ・平成17年11月に開催されたラムサール条約第9回締約国会議にあわせ、新たに20箇所の国内湿地を条約湿地に登録しました。
 ・我が国で3番目の世界自然遺産として「知床」が登録されました。

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>国際的な連携や枠組みづくりの分野については、「生物多様性条約」、「ラムサール条約」、「ワシントン条約」等の関連諸条約の効果的な実施や国際サンゴ礁イニシアティブ、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略、森林の保全・持続的利用などに関する国際的な取組の推進に積極的に貢献し、国際社会の中でリーダーシップを発揮していきます。</p>	<p>各条約の締約国会議等、関連国会への積極的な参加を通じて、その推進に貢献しています。 平成18年3月にクリチバ(ブラジル)で開催された生物多様性条約第8回締約国会議において、生物多様性2010年目標、島嶼の生物多様性、外来種対策等が議論され、生物多様性保全に向けた締約国のさらなる取組等を促す決議が採択されました。 サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局を平成17年7月から2年間、パラオ共和国と共同で運営しており、平成17年10～11月にかけてパラオ共和国において総会、平成18年10月にメキシコにおいて総会及び国際熱帯海洋生態系管理シンポジウムを開催しました。また、平成17年度から、東アジア地域及びマイクロネシア地域のサンゴ礁保護区データベースの作成に取り組んでいます(平成18年度未定)。 平成17年11月に開催されたラムサール条約第9回締約国会議にあわせ、新たに20箇所の国内湿地を条約湿地に登録しました。これにより、国内の条約湿地は33箇所になりました(再掲) ワシントン条約に関しては、平成17年1月に新たに付属書に掲載されたコバタン等4種類について、国内における譲渡規制のため絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令を改正し、国際希少野生動植物種に指定しました。 平成18年5月にオーストラリア及び中国との間で二国間渡り鳥等保護協定に基づく会議を開催し、渡り鳥の保護に関する情報交換を行いました。また、二国間渡り鳥等保護条約・協定に基づき、アボウドリ、ズグロカモメ等に関する共同調査を実施しました。 第 期アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の渡りルート上の重要生息地ネットワーク活動を推進しています。</p>	<p>今後とも引き続き積極的に条約の実施に貢献します。 生物多様性条約については、決議事項を分析し、我が国の施策に活かすことが必要です。 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)事務局を平成19年6月まで着実に運営(日本での総会(19年度当初)の開催等)するとともに、事務局終了後も、アジア・オセアニアの中心国として、地域の取組を主導していくことが必要です。そのため、地域会合の開催やサンゴ礁保護区のデータベース構築・発展等による海洋保護区(MIPA)ネットワークの強化を行っていく予定です。 ワシントン条約、ラムサール条約及び二国間渡り鳥等保護条約・協定に基づく国際的取組を一層進める必要があります。 ラムサール条約については、平成17年11月に新たに登録された20箇所の湿地を含む我が国のラムサール条約湿地の保全と賢明な利用を推進していく必要があります。(再掲) アジア・太平洋地域における渡り性水鳥保全については、第 期アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の終了に伴い、東アジア・オーストラリア地域フライング・パートナーシップの構築を推進し、国際協力の枠組の強化により重要生息地ネットワークの拡大を図っていくことが必要です。</p>

<p>施策の目標</p>	<p>「バイオセーフティ」に関するカルタヘナ議定書(仮称)を効果的に実施するために必要な措置の検討に積極的に参画するとともに、早期の締結を目指し、政府一体となって締結に必要な国内担保措置を構築します。</p>	<p>進捗状況</p>	<p>国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」という。)を制定し、平成15年11月にカルタヘナ議定書を締結しました。カルタヘナ議定書は、平成16年2月19日に我が国において効力を生じ、カルタヘナ法も同日から施行しました。 同法に基づき、平成17年度末までに66件の遺伝子組換え生物等の第一種使用規程が承認されました。 また、ホームページ上に日本版バイオセーフティクリアリングハウスの(J-BCH)を開設し、カルタヘナ議定書や法律に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況等について情報提供を行っています。</p>	<p>今後の課題</p>	<p>遺伝子組換え生物等を環境中で使用する場合の生物多様性への影響評価を的確に実施する等、カルタヘナ法の的確な運用が必要で、左記のJ-BCHを通じて、議定書やカルタヘナ法の普及啓発を引き続き図っていきます。</p>
<p>国際生物多様性科学研究計画(DIVERSITAS)や地球規模生物多様性情報機構(GBIF)など、国際的な研究・情報整備プログラムに参加・貢献することも重要です。</p>	<p>GBIFについて、平成17年度はGBIF技術専門委員会を2回開催し、GBIF活動について調査及び審議を行いました。また、GBIFの設置に関する算入書きで定められている、国内データベース拠点の設置と運用について、平成16年度より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に拠点を設け、国内の標本等のデータ提供に対応しています。</p>	<p>生物多様性情報に関する取組が多く存在することから、効率的な作業の実施に資するよう、それらの間での作業の協調を図ることが重要です。GBIFについて、今後とも着実に自然史博物館及び大学の研究所等における国内の標本等データベースの構築を推進するとともに、GBIFとの連携を図っていく必要ががあります。</p>			
<p>世界規模での地球生態系診断(ミレニアムエコシステムアセスメント)に対応したモニタリング手法や評価モデルの開発・提供、モニタリングデータの提供などを通じて、アジア地域を中心に、この事業に協力し、こうした取組に際して、政府間だけでなく研究者やNGO、民間企業等とのパートナーシップの下に取組を進めていくこと、研究者や民間が主体となった協力・交流についても積極的に支援していきます。</p>	<p>日本からは、国立環境研究所などから約10名の専門家が地球生態系診断の報告執筆作業に参加しました。平成17年に報告書が公表され、評価結果の一部は、平成18年4月閣議決定された第3次環境基本計画の重点取組分野である「生物多様性保全の取組」の中で記述し、計画策定の参考としました。 環境省が主要な資金を拠出し、各国研究機関の参画のもと実施しているアジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)では、アジア太平洋地域の環境劣化等を把握する総合環境モニタリングシステムの開発や、環境との調和を目指した発展戦略を評価するシミュレーションシステムの提供を行っています。APEISで取り組んでいる中国西部における衛星画像によるモニタリングのデータを地球生態系診断に提供、ワークショップを共同実施するなどの協力を行っています。</p>	<p>地球生態系評価を、APEISの重要なパートナープロジェクトとして、引き続き連携を図っていく必要があります。</p>			
<p>国際協力銀行や国際協力機構が支援する事業について、生物多様性の視点も含めた環境配慮を徹底していきます。</p>	<p>国際協力銀行(JBIC)においては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(平成15年10月施行)、国際協力機構(JICA)においては、「JICA環境社会配慮ガイドライン」(平成16年4月施行)に基づき、事業実施主体が環境や社会面への影響に対する配慮を行っているかを確認しています。</p>	<p>今後も、ODAの実施にあたって、ODA大綱及びガイドラインに基づき、生物多様性の視点的な環境配慮を徹底していくことが重要です。</p>			
<p>戦略的環境アセスメントの考え方に基ついて上位計画段階から様々な代替案の検討を進め、また環境面、経済、社会面から総合的に評価することなどにより、開発途上地域における開発計画自体が、開発と環境保全の両立を図る持続可能な内容となるような支援に努めます。</p>	<p>ODA大綱(平成15年8月)の「基本方針」において、「ODAの実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図ることを挙げ、援助実施の原則」に「環境と開発を両立させること」を掲げています。また、JICA環境社会配慮ガイドラインに基づき開発調査等においても環境社会配慮確認を行っています。</p>	<p>今後も、ODAの実施にあたって、ODA大綱及びガイドラインに基づき、生物多様性の視点的な環境配慮を徹底していくことが重要です。</p>			

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>自然環境データの整備 開発途上地域において自然環境保全の基礎となる種生図等の作成手法を技術転換するなどは今後の協力として注目をすべきです。 世界分類学イニシアティブ(GTI)、クリアリングハウスメカニズム(CHM)や地球規模生物多様性情報機構(GBIF)などのアジア地域での推進にも寄与するため、これら地域の生物多様性や生態系に関する基礎的情報の整備に協力する必要があります。</p>	<p>世界分類学イニシアティブ(GTI)については、平成16年度までに地球環境研究総合推進費により、国立環境研究所が中心となつて、ワークショップの開催や人材育成等のプロジェクトを通じて、GBIF等の関連機関との協力を視野に入れた上で、国内及びアジア地域を中心に、その活動を推進し、平成17年11月に開催された生物多様性条約第11回補助機関会合のサイドイベントにおいて、国立環境研究所より、我が国のGTIの取組について紹介しました。また、JICAによる「生物多様性情報システム」(集団研修)などを実施しました。</p>	<p>生物多様性情報に関しては、GBIF等、様々な取り組みがあるため、効果的な実施に資するよう、それらの間での協力を国内外で推進します。</p>
<p>生物種・生態系の保全 渡り鳥・湿地保全：アジア地域の渡り鳥・湿地保全ネットワーク構築や、渡り鳥だけでなく多様な生物の生息・生育環境として重要との観点から干潟・藻場・サンゴ礁等の浅海域、マングローブ林を含む様々なタイプの湿地の保全、再生、ネットワーク化のための協力を強化するなど、この分野の協力を進めることが重要です。</p>	<p>渡り鳥・湿地に関しては、第一期アジア・太平洋地域渡り鳥類の渡り鳥保全戦略に基づき、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の渡りルート上の重要生息地ネットワーク活動を推進しています。東南アジア地域の湿地管理者を対象とした湿地保全管理に関する研修や、JICAによる「湿地における生態系・生物多様性の保全とその修復・再生及び賢明な利用研修」を実施しました。 サンゴ礁に関しては、サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局を平成17年7月から2年間、パラオ共和国と共同で運営しており、平成17年10～11月にかけてパラオ共和国において総会、平成18年10月にメキシコにおいて総会及び国際熱帯海洋生態系管理シボジウムを開催しました。また、平成17年度から、東アジア地域及びミクロネシア地域のサンゴ礁保護区データベースの作成に取り組みんでいます(平成18年度未定)。(再掲) あわせて、JICAによる「パラオ国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」、「サンゴ礁生態系の保全管理」(集団研修)などを実施しました。 以上の他、エクアドル「ガラパゴス諸島海洋環境保全協力計画」、ブラジル「東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト」、マレーシア「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」、(以上、技術協力プロジェクト(以下、「技プロ」という。))、インド「オリッサ州森林セクター開発計画」(円借款)、「自然公園の管理・運営と利用(エコツアーズ)」(集団研修)などを実施しました。</p>	<p>アジア・太平洋地域における渡り鳥水鳥保全については、第一期アジア太平洋地域渡り鳥水鳥保全戦略の終了に伴い、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの構築を推進し、国際協力の枠組の強化により重要生息地ネットワークの拡大を図っていくことが必要です。 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)事務局を19年6月まで着実に運営(日本での総会(19年度当初)の開催等)するとともに、事務局終了後も、アジア・オセアニアの中心国として、地域の取組を主導していくことが必要です。そのため、地域会合の開催やサンゴ礁保護区のデータベース構築・発展等による海洋保護区(MPA)ネットワークの強化を行っていく予定です。(再掲)</p>
<p>希少種保護：アジア地域の中で絶滅危惧種が集中し、生物多様性が脅かされている地域(ホットスポット)の保全への協力を進めることが重要です。</p>	<p>重要地域生態系保全基金(CEPF)を通じて、ホットスポットの保全に関する市民団体等への支援を実施しています。アジア地域には複数のホットスポットがあり、それらについては支援の実施もしくは援助方針書の準備がされています。 また第2期CEPFの戦略策定に協力を進めています。</p>	<p>国内でのCEPFの認知に努めることが必要です。</p>
<p>国立公園：途上国において、日本の長年にわたる自然公園制度の経験と技術を活かした協力を展開するとともに、国際レベルから地域レベル、それぞれ国のレベルまで、様々な空間レベルにおける生態的ネットワークを、アジア地域等において形成していくことが大切です。</p>	<p>JICAによるインドネシア「グズンハリムンサラク国立公園管理計画」(技プロ)実施のほか、カウンターパート研修等において日本の自然公園制度に関する講義を行っています。</p>	<p>アジア地域生態的ネットワークの形成に向けた具体的な取組を推進することが重要です。</p>

施策の目標	進捗状況	今後の課題
<p>生物資源の持続可能な利用 熱帯林を始めとした森林の持続可能な経営・国連を始めとした国際的な取組に積極的に貢献すること併せ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進を支援し、貴重な遺伝資源を保全するための協力が必要とされています。</p>	<p>ベトナム「中部高原地域持続的森林管理・住民支援計画」、セネガル「サルームデルタにおけるマングローブ管理の持続性強化プロジェクト」(技プロ)、東ティモール「ラコロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画」(開発調査)、「持続可能な森林経営の実践活動促進」、「共生による森林保全」、「森林流域環境・水士保全技術」(以上、集団研修)などを実施しています。 また、ITTO(国際熱帯木材機関)を通じて我が国の支援として、プロジェクト実施のために総額約7.5億円の拠出をしました。</p>	<p>国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた支援など、今後も途上国への協力を推進することが重要です。</p>
<p>地域住民への環境教育及び生活福祉向上 社会林業・地域住民の環境意識の向上、生活福祉の安定と向上を目的とし、住民の社会的取組を促すことに主眼を置いた協力を進めていくことが重要です。</p>	<p>ブラジル「東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト」、「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」、「熱帯・亜熱帯地域におけるエコツアー人材育成研修」(集団研修)、インド/ハリヤナ州森林資源管理・貧困削減事業」(円借款)における環境教育などを実施しています。</p>	<p>生物多様性の保全と持続可能な利用に関する開発途上国に対する支援において、地域住民の環境意識の向上や生活福祉の安定と向上を図ることが重要です。</p>

進捗状況： 実施中、 検討中、 x 未着手

具体的施策の展開に関する点検結果

新国家戦略第4部では、第3部で示された取扱方針を受けた具体的施策の展開について、国土の空間特性、土地利用に応じた関係省庁の施策、野生生物の保護管理、生物資源の持続可能な利用、自然とのふれあい、動物愛護・管理といった横断的施策、調査研究、人材育成及び国際的取組等の基盤的施策を記述しています。

これらの具体的施策としては、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議に参画する各省庁が具体的に実施し、又は実施に向けた準備及び検討を行っているものが掲げられています。多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、各施策の進捗状況を数値化して示すとともに、共通の様式を定めて個票を用いて点検を行っています。

なお、第3回点検以降、生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から一定の進展があったものとして各関係省庁が点検したものを記載しています。

1. 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策

(1) 森林・林業

生物多様性の保全や地球温暖化防止など、多面的機能を有する森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、国民参加の緑づくり活動推進事業等を通じて、森林ボランティア活動等、広範な国民による森林づくり活動を支援し、適切な森林の整備・保全を推進するとともに、貴重な動植物の生息・生育地等である保護林や保護林同士の連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を図る緑の回廊を増設するなど、生態系の保全及び遺伝的な多様性の確保等の取組をさらに進めました。

【数値から見る具体的施策の展開】

平成17年度までに253箇所において森林ボランティア活動におけるフィールドの整備を行うなど、国民による森林の保全・整備活動を支援しました。

また、国有林においては、緑の回廊を新たに3箇所設定し、保護林等の適切な保全・管理の一環として植生の回復や保護柵の設置を行うなど、生態系の保全を図りました。

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前対比)	第2回点検	増減 (前対比)	第3回点検	増減 (前対比)	第4回点検	
国有林野のうち保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4 821 箇所 (約55万ha)	H16.4 18 箇所 (約11万ha)	H16.4 839 箇所 (約66万ha)	H17.4 1 箇所 (約0万ha)	H17.4 840 箇所 (約66万ha)	H18.4 * 10 (約25千ha)	H18.4 850 箇所 (約68万ha)	* 13箇所設定、 -3箇所統合による
森林生態系保護地域の箇所数及び面積(再掲)	H14.4 26 箇所 (320千ha)	H16.4 1 箇所 (81千ha)	H16.4 27 箇所 (401千ha)	H17.4 0 箇所 (-1千ha)	H17.4 27 箇所 (400千ha)	H18.4 0 箇所 (0千ha)	H18.4 27 箇所 (400千ha)	
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積(再掲)	H14.4 12 箇所 (36千ha)	H16.4 0 箇所 (0千ha)	H16.4 12 箇所 (36千ha)	H17.4 0 箇所 (0千ha)	H17.4 12 箇所 (36千ha)	H18.4 0 箇所 (0千ha)	H18.4 12 箇所 (36千ha)	
林木遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4 329 箇所 (9千ha)	H16.4 0 箇所 (0千ha)	H16.4 329 箇所 (9千ha)	H17.4 * -1箇所 (0千ha)	H17.4 328 箇所 (9千ha)	H18.4 * -2箇所 (0千ha)	H18.4 326 箇所 (9千ha)	* 10箇所設定、 -1箇所統合による
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4 356 箇所 (138千ha)	H16.4 13 箇所 (21千ha)	H16.4 369 箇所 (159千ha)	H17.4 2 箇所 (1千ha)	H17.4 371 箇所 (160千ha)	H18.4 * 9 箇所 (23千ha)	H18.4 380 箇所 (183千ha)	* 10箇所設定、 -1箇所統合による
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積(再掲)	H14.4 32 箇所 (16千ha)	H16.4 2 箇所 (2千ha)	H16.4 34 箇所 (19千ha)	H17.4 0 箇所 (0千ha)	H17.4 34 箇所 (19千ha)	H18.4 2 箇所 (2千ha)	H18.4 36 箇所 (21千ha)	
特定地理等保護林の箇所数及び面積(再掲)	H14.4 34 箇所 (30千ha)	H16.4 1 箇所 (0千ha)	H16.4 35 箇所 (30千ha)	H17.4 0 箇所 (0千ha)	H17.4 35 箇所 (30千ha)	H18.4 0 箇所 (0千ha)	H18.4 35 箇所 (30千ha)	
郷土の森の箇所数及び面積	H14.4 32 箇所 (2千ha)	H16.4 1 箇所 (0ha)	H16.4 33 箇所 (3千ha)	H17.4 0 箇所 (0千ha)	H17.4 33 箇所 (3千ha)	H18.4 1 箇所 (0千ha)	H18.4 34 箇所 (3千ha)	
保安林の指定面積(実面積)	H14.3 9,052 千ha (149千ha)	H15.3	H15.3 9,201 千ha	H17.3 (2130千ha)	H17.3 11,331 千ha	H18.3 (323千ha)	H18.3 11,654 千ha	
全国の緑の回廊の箇所数及び面積(再掲)	H14.4 13 箇所 (約281千ha)	H16.4 6 箇所 (約111千ha)	H16.4 19 箇所 (約392千ha)	H17.4 0 箇所 (-約1千ha)	H17.4 19 箇所 (約391千ha)	H18.4 3 箇所 (約31千ha)	H18.4 22 箇所 (約422千ha)	
レクリエーションの森の箇所数及び面積	H14.4 1,257 箇所 (410千ha)	H16.4 -6 箇所 (0ha)	H16.4 1,251 箇所 (410千ha)	H17.4 -2 箇所 (-5千ha)	H17.4 1,249 箇所 (405千ha)	H18.4 -11 箇所 (-1千ha)	H18.4 1,238 箇所 (404千ha)	

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能発揮のための森林整備の推進に関する施策 (2) 多面的機能の発揮のための森林の整備の推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 5
3. 本施策を展開する必要性とその目的	国民の要請に応え、森林の有する多面的機能を将来に渡り持続的に発揮できるよう、地域の特性に応じた森林施策の実施や公的な関与による森林の整備に努めるとともに、これらの森林施策等を効率的に行うための林内路網の整備や地域活動の支援等を通じて、森林の整備を計画的に推進する。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 重視すべき機能に応じた森林施策の計画的な推進(森林整備事業の着実な推進) 国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、木材の供給等、国民生活の向上及び国民経済の発展に不可欠な森林の有する多面的機能の発揮に資するため、造林、保育、間伐等とそれらの作業を実施するための林内路網の整備等を実施。	平成14年に重視すべき機能(「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分)に応じ森林整備事業を再編し、各事業の目的に応じ、計画的に造林、保育、間伐等、林内路網の整備等を実施。
イ. 森林施策の適切な実施に不可欠な地域における活動を確保するための支援(森林整備地域活動支援交付金制度)	平成17年度は、44道府県の1,616市町村で交付金を交付。交付金の対象となった森林面積は約161万ha。
森林施策の適切な実施に不可欠な森林の現況調査等の地域における活動を確保するための支援。	
ウ. 公的な関与による森林の整備	治山事業等により計画的に森林の整備を実施。

所有者等の自助努力では整備が進まない森林において、水土保全等の機能が低下した保安林等について、治山事業等による森林の整備を推進。			
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H17年度	H18年度	
ア. 森林整備事業費(民有林)	122,284	110,423	引き続き重視すべき機能に応じた適正な森林の整備と森林の過密化などにより土砂の流出、崩壊等が発生させるおそれのある保安林において森林の整備が必要。また、森林整備地域活動支援交付金制度が、引き続き広範に実施されるよう、都道府県、市町村と連携を図りつつ普及啓発が必要。
イ. 森林整備地域活動支援交付金	7,303	7,289	
森林整備地域活動支援推進交付金	115	115	
ウ. 治山事業(民有林)	98,956の内数	89,826の内数	

農林水産省林野庁整備課、企画課、治山課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能発揮のための森林整備の推進に関する施策 (3) 森林保全の確保		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
<p>水源のかん養や保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保のため特に必要な森林を保安林として指定し、開発行為の規制等によりその適切な保全・管理を推進するとともに、保安林以外の民有林内での1haを超える開発行為について、都道府県知事の許可制とし、また、土砂の崩壊・流出等が発生した荒廃地等を復旧整備することにより、適切な森林の保全を確保し、森林が有している多様な役割・機能を維持することにより、森林の生物多様性の構成要素を将来に渡り持続可能な方法で利用。</p> <p>また、森林の多様な機能を発揮させるよう森林の健全性を確保するため、松くい虫等による森林被害への対策を実施する必要がある。</p>			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
<p>ア. 森林の保全のための必要な規制 保安林の整備 保安林の指定及び適切な保全・管理の推進。 林地開発許可制度の運用 保安林以外の民有林内での1haを超える開発行為を規制。</p> <p>イ. 山地災害の防止と復旧 荒廃地等における治山施設などの整備を推進。</p> <p>ウ. 森林病虫害等の被害の防止 森林の多様な機能を発揮させるよう森林の健全性を確保するため、松くい虫等による森林被害への対策を実施。</p>		<p>平成17年度末時点の保安林指定面積は、約1,165万ha。土地の形質変更や立木の伐採等に係る許可制の適切な運用を推進。 1haを超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、環境の保全等の観点から許可の適否を判断。</p> <p>治山事業により山地災害から保全される森林の面積43.5千ha(平成17年度実績)。 全国の対策対象松林(29万ha:平成17年度末時点)における松くい虫被害対策をはじめ、森林病虫害、野生鳥獣等による被害対策を実施。</p>	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		
	H17年度	H18年度	
ア. 保安林整備事業委託費等	697	529	保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用と、荒廃地等の復旧整備等を実施することなどにより、今後とも引き続き森林の保全を確保すると共に、引き続き、都道府県、市町村等との連携を図りながら、徹底した松くい虫等被害への対策を実施することが必要。
イ. 治山事業(民有林、国有林)	126,776	119,622	
ウ. 森林病虫害等防除事業	2,504	986	

農林水産省林野庁治山課、研究・保全課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能発揮のための森林整備の推進に関する施策 (7) 国民等の自発的な活動の推進		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的 地球温暖化防止や生物多様性の保全をはじめとする多面的機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図る必要がある。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を社会全体で支える国民意識の醸成	平成17年度においては、44都道府県において、森林ボランティア活動等広範な国民による森林づくり活動に対する支援等を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H17年度	H18年度	
・国民参加の緑づくり活動推進事業	135	-	森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。
・地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	-	150	
・学校林整備・活用推進事業	47	31	
・森林づくり交付金	4,431の内数	-	

農林水産省林野庁研究・保全課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能発揮のための森林整備の推進に関する施策 (8) 都市と山村の交流等		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的 森林の中での様々な体験活動を通じて人々の生活や環境と森林について学ぶことにより地球温暖化防止など森林の多面的機能等に対する理解を深めるとともに、里山林等における生物多様性の保全や保健・文化・教育的利用を推進する。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
ア. 森林環境教育等の推進	森林環境教育活動を推進するための人材の育成、プログラムの開発、情報提供、体験活動の場の整備等を実施。		
イ. 里山林等の保全・整備・利用活動の推進	NPO等や市民参加による里山林等における多様な利用活動を推進。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H17年度	H18年度	
・森林環境教育活動の条件整備促進事業	7	6	森林環境教育活動や里山林等における多様な利用活動のより一層の展開を図る。
・森林づくり交付金	4,431の内数	3,695の内数	

農林水産省林野庁計画課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節2 森林によって供給される材とサービスの提供 (1) 木材の有効利用の推進等		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的	再生産が可能で人や環境に優しい資材である木材の有効利用とその供給体制の整備を推進し、林業及び木材産業の活性化を図ることにより、森林の整備及び保全、ひいては生物多様性などの森林の有する多面的な機能の高度発揮の確立に資する。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
木材利用の意義について国民への普及啓発 地域材利用が地球温暖化等に資するという、地 域材利用の意義を広める。	平成17年度に、シンポジウム等を4カ所で開 催し、普及啓発を実施。		
住宅への利用推進 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携 強化による家づくりや住宅リフォーム等新たな利 用分野における地域材需要の開拓等を実施。	平成17年度に39都道府県において、関係者に 対する説明会を開催、セミナー等による普及啓 発、住宅用内装材の開発等を実施。		
公共施設への利用推進 シンボル性が高く波及効果の期待できる公共施 設の地域材を用いた整備等への支援を実施。	平成17年度に32地域において、地域材を用い た公共施設の整備を実施。		
木質バイオマスエネルギーへの利用推進 未利用木質資源のエネルギー利用等を促進する ため、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレッ ト製造施設等の整備を実施。	平成17年度に14地域において、木質バイオマ スエネルギー利用施設等の整備を実施。		
木材産業の構造改革 木材産業の構造改革を進めるために必要な加工 流通施設の整備及び木材利用に関する技術開発へ の支援等を実施。	平成17年度に、58箇所の加工流通施設の整備、 3件の技術開発支援等を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H17年度	H18年度	
・強い林業・木材産業づくり 交付金	7,809の 内数	6,990の 内数	地域材の実需拡大を図るための消費者 対策を推進するとともに、関係省庁とも 連携を図りつつ、公共施設等への地域材 利用を推進することが必要。 また、木質バイオマスエネルギー利用 施設等の整備や技術開発等による木材の 多角的利用を推進することが必要。 さらに、大ロットに供給する新しい流 通・加工システムの構築を推進する等、 消費者ニーズに対応した品質・性能の明 確な製品の安定供給体制の整備を推進す ることが必要。
・木へのこだわり強化事業 「顔の見える木材での家づくり」 推進事業	100	90	
・地域食料産業等再生のための 研究関係等支援事業のうち 地域材利用拡大推進	59	53	
・地域材利用促進のための新たな 技術開発事業	19	-	
	41	36	

農林水産省林野庁木材産業課、木材利用課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節2 森林によって供給される材とサービスの提供 (2) 特用林産物生産の促進 (3) 森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的	(2)特用林産物生産の促進により、農山村地域の活性化を図るとともに、森林資源の持続的活用を通じて、森林の有する多面的機能の確保を図る。 (3)森林と人との豊かな関係を構築し、環境との調和や資源循環利用に果たす森林・林業の役割への国民的理解の醸成を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(2)特用林産物生産の促進 特用林産物の生産振興や加工・流通施設等の整備等を支援。	平成17年度に特用林産物の生産施設等の整備を24地域で実施。 また、木炭、竹炭については、成分調査、生産技術研修及び適切な利用方法等の情報提供等を実施。		
(3)森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進	平成17年度には38都道府県において森林ボランティア活動を支援するとともに、ネットワークの構築、指導者の育成・安全の確保など国民が行う森林づくり活動や森林体験学習、里山林等における多様な利用活動等への支援等を実施中。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H17年度	H18年度	
・強い林業・木材産業づくり 交付金	7,809の 内数	6,990の 内数	より一層の森林の有する多面的機能の発揮のためには、農山村地域の活性化が喫緊の課題であり、引き続き施策を講ずることが必要。
・特用林産振興対策事業	50	59	
・国民参加の緑づくり活動 推進事業	135	-	
・地域活動支援による国民参加の 緑づくり活動推進事業	-	150	
・学校林整備・活用推進事業	47	31	
・森林環境教育活動の条件整備促 進事業	7	6	
・森林づくり交付金	4,431の 内数	3,695の 内数	

農林水産省林野庁経営課、計画課、研究・保全課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節3 国有林野における取組		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4, 5		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
<p>原生的な天然林や優れた自然環境を有する森林、貴重な動植物の生息・生育地等を「保護林」に設定し、その保護に努めるとともに、保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を通じ、生息・生育地の拡大、個体群の交流を促進し、種の保存や遺伝的な多様性の確保を図る「緑の回廊」の取組を進めるなど、生物多様性の保全を推進</p>			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(1) 国有林野の維持及び保全			
イ. 優れた自然環境を有する森林の維持・保存 保護林の設定	平成17年度に新たに13箇所(統合により3箇所減少)の保護林を設定。		
原生的な天然林や優れた自然環境を有する森林、貴重な動植物の生息・生育地等を指定し、積極的に保全を図る。	保護林設定面積 約68万ha(850箇所) (平成18年4月1日)		
緑の回廊の設定	保護林相互を連結する緑の回廊の保全・整備等を実施。		
保護林同士を連結して、分断された個体群の交流及び遺伝的多様性の確保により、森林生態系の効果的な保護・保全を図る。	緑の回廊設定面積 約42万ha(22箇所) (平成18年4月1日)		
野生動植物の保護管理	平成17年度は、ゴイシツバメシジミやヤシャゲンゴロウなどの絶滅危惧種の保護・保全活動等を関係機関と連携して実施。		
野生動植物の生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備等を進める。			
(2) 森林とのふれあいの場等の提供	「レクリエーションの森」については、利用者ニーズの変化に伴い「量的充足」から「質的向上」を重視し設定の見直しを実施中。		
自然や野鳥等の観察に適した自然観察教育林等の「レクリエーションの森」を整備し、国民の利用を推進。			
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H17年度	H18年度	
・保護林保全緊急対策事業	99	93	引き続き適正な保護管理を実施することが必要。
・緑の回廊整備特別対策事業	213	203	
・希少野生動植物保護管理事業	108	101	
・森林生態系保護地域 バッファゾーン整備事業	30	30	
・自然再生推進モデル事業	248	243	
・レクリエーションの森整備事業	76	72	

農林水産省林野庁経営企画課、業務課

(2) 農地・農業

農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範として策定された「環境と調和の取れた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着に努めるとともに、併せて策定された「施肥基準の策定・見直しの指針」に基づき、都道府県に対し環境に配慮した施肥基準への見直しを促しました。また、引き続き、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するとともに、総合的病害虫・雑草管理（IPM）を普及・定着させるためIPM技術の確立及び普及推進に取り組むなど、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組みを推進しています。

農業農村整備事業の実施に当たっては、環境との調和に配慮することを基本原則としており、田園環境整備マスタープランを踏まえて、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業の推進、農村地域における自然環境の保全・再生活動を推進しています。

一方、里地里山生態系の質の劣化をもたらす耕作放棄地の大幅な縮減を目指し、改正基盤強化法に基づく市町村基本構想の策定促進による遊休農地等の適切な利活用、交付金等による各種施策の推進、「耕作放棄地対策推進の手引き」の作成などの取組を開始しています。

さらに、中山間地域等においては、農業生産活動を通じた自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、地域の特性に即した里地や棚田の整備を推進しています。

なお、農林水産省では、平成17年10月に経営所得安定対策等大綱を決定し、この中で、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、効率的・安定的な農業構造と併せて、基盤となる農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することを目的とした「農地・水・環境保全向上対策」を19年度から実施することとしています。

【数値から見る具体的施策の展開】

田園環境整備マスタープランが2,609の市町村で策定され、策定市町村が増加しました。さらに、田んぼの生きもの調査を継続して実施するとともに、農業農村環境情報調査を448地点において実施し、環境との調和に配慮した事業のための基礎資料を蓄積しました。

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前回比)	第2回点検	増減 (前回比)	第3回点検	増減 (前回比)	第4回点検	
環境保全型農業に取り組んでいる農家の戸数と農家全体に対する割合	H12 50万2千戸 (約2割)	-戸	-	-戸	-	41万7千戸	H18.3 91万9千戸 (約5割)	
エコファーマー認定件数	H14.3 9,226件	H16.3 38,540件	H16.12 47,766件	H16.12 19,365件	H18.9 67,131件	(見込)	H18.9 約100,000件	
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3 1,191市町村 全国市町村数 3,148(H16.3現在)	H16.3 1,245市町村	H17.3 2,436市町村 全国市町村数 3,148(H16.3現在)	H18.3 105市町村	H18.3 2,541市町村 全国市町村数 3,148(H16.3現在)	H18.3 68市町村	H18.3 2,609市町村 全国市町村数 3,148(H16.3現在)	
市民農園区画数	H14.3 114,312区画	H15.10 36,243区画	H16.10 150,555区画	H16.10 1,926区画	H17.10 152,481区画	H17.10 1,246区画	H17.10 153,727区画	
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3 1,098の 農業水路、 ため池等	H16.3 4,900箇所	H17.3 5,998の 農業水路、 ため池等	H18.3 2,441箇所	H18.3 8,439の 農業水路、 ため池等	H18.3 2,153箇所	H18.3 10,592の 農業水路、 ため池等	
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3 0地点	H16.3 272地点	H17.3 272地点	H17.3 122地点	H18.3 394地点	H18.3 54地点	H18.3 448地点	

1. 第4部における事項番号と施策名	1章2節2 環境保全型農業の推進	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 3, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
<p>農業は自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、また、生産活動を通じて二次的自然環境を形成するなど、本来、環境と調和した産業である。同時に、環境と調和との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない。</p> <p>このため、我が国農業が将来にわたってその役割を果たし、また、社会全体の持続的な発展に貢献できるよう、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進する。</p>		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
<p>「農業環境規範」の普及・定着</p> <p>「農業環境規範」の普及・定着を図るため、農林水産省が行う補助事業等については「農業環境規範」を実践する農業者を対象に講じていく取組（クロスコンプライアンス）を推進。</p>	平成18年度は11事業等について要件化等の農業環境規範の関連付けを実施。	
<p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進</p> <p>持続農業法に基づき、土づくりや化学肥料、農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）を支援。</p>	持続性の高い農業生産方式の導入に取り組む農業者（エコファーマー）の認定件数は98,875件（平成18年3月末現在）。	
<p>環境農業推進特別対策</p> <p>環境保全を重視した農業生産活動に必要な技術の確立や施設の整備に対する支援等を実施。</p>	環境保全型農業に必要な共同利用機械、施設等の整備に関する支援、環境負荷の低減に資する技術の実証等を実施。	
<p>生物機能を活用した病害虫防除技術等の開発</p>	栽培植物自身が有する機能や生物間の相互作用を活用した病害虫防除技術、養分吸収促進技術等の開発を実施。	
<p>家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進</p> <p>家畜排せつ物の適正な管理を行うための施設整備やたい肥の利用促進に対する支援を実施</p>	<p>家畜排せつ物法における管理基準適用農家のうち99.9%が管理基準に適合（平成17年12月1日時点）。</p> <p>家畜排せつ物活用施設の整備に対する助成、作物生産農家のニーズを活かしたたい肥づくりの手引きの作成・配布、農業者団体等が行うたい肥利用を促進するために行うモデル的な取組に対する助成等を実施。</p>	
<p>総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・定着</p> <p>環境負荷低減に資する総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）を普及・定着を支援</p>	農家段階でのIPMの実践度を簡単に評価できる指標（IPM実践指標）の作成を支援するため、IPM実践指針及び主要作物のIPM実践指標モデルを策定。	
<p>農地・水・環境保全向上対策の導入</p> <p>農地・農業用水等の資源や農村環境を保全向上させる共同活動と、地域でまとめて環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動を支援する新たな対策を平成19年度から導入</p>	経営所得安定等対策大綱を決定し、「農地・水・環境保全向上対策」の平成19年度からの実施を明記。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算（百万円）	
	H17年度	H18年度
強い農業づくり交付金	47,009の内数	40,506の内数
IT活用型営農成果重		
	我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換するため、引き続き持続性の高い農業生産方式の導入促進や、農業環境規範の普及・定着の推進、技術開発、家畜排せつ物の利活用の促進等に努	

視事業	0	95	めるとともに、環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動を支援する新たな施策の導入を進めることが必要。
環境負荷低減農業技術確立実証事業	54	49	
土壌機能増進対策事業	32	28	
生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発	230	194	
バイオマスの環づく	14,380	13,729	
り交付金	の内数	の内数	
畜産環境緊急特別対策事業	12,779	12,689	
食の安全・安心確保	2,742	2,702	
交付金	の内数	の内数	
新たな農業生産環境施策確立調査事業	30	40	

農林水産省生産局農産振興課、畜産企画課
消費安全局植物防疫課
農村振興局地域整備課
農林水産技術会議事務局研究開発課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章2節3 環境に配慮した農業農村の整備		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4, 6		
3. 本施策を展開する必要性とその目的 農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う農業農村整備事業の実施に際しては、農業の持続的発展や農村の振興を目的とし、地域全体を視野において、可能な限り生態系や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な二次的自然環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮していくものである。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
生態系などの環境に配慮した整備 環境との調和への配慮を原則として、 農業農村整備事業を実施	2,609の市町村で田園環境整備マスタープランを策定 (平成18年3月)。このプランで定めている環境創造区域内 において、環境創造施設を1,227地域で整備。		
環境保全技術の確立 環境との調和への配慮を行うための 手法・技術を整理・開発し普及	環境配慮の「手引き」に加え、環境配慮手法を具体化した「技術指針」を策定し、環境配慮施設の事例、生きもの情報等のデータベース化や実証施設を用いて生態系保全技術を開発。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H17年度	H18年度	
農業農村整備事業費	795,591 の内数	761,829 の内数	環境との調和に配慮した農業農村整備を一層促進するためには、環境配慮に関するさらなる技術や情報の蓄積や技術者の育成、地域住民の参加を行う新たな体制の確立等に努めることが必要。

農林水産省農村振興局資源課、事業計画課、設計課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章2節4 農村の環境の保全と利用	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 農村地域の豊かな自然や美しい景観を活用した都市と農村の交流により、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化を図るとともに、中山間地域等の振興により農業生産活動による多面的機能の確保を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	

<p>棚田地域等の生産基盤整備・景観の保全 里地や棚田等において、地域の特性に即した簡易な整備等や自然景観の保全を実施。 農地の維持管理等の活動支援 生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施。 都市農村の交流の促進 グリーン・ツーリズムの推進や市民農園の整備などを促進。</p>	<p>里地や棚田における土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境・景観の保全・再生を推進。 中山間地域等直接支払制度の実施により、平成17年度までに65万4千haの農地について、維持管理等の活動を行うための協定を締結。 都市住民との交流を図るため19地区において、滞在交流拠点や体験交流空間を整備し、平成17年10月までに全国で153,727区画の市民農園を開設し、都市と農村の交流を図った。</p>																												
<p>耕作放棄地対策の推進 耕作放棄地の解消と発生防止対策を促進。</p>	<p>増加傾向にある耕作放棄地に歯止めをかけるため、市町村基本構想に基づく遊休農地等の適切な利活用、交付金等による各種施策の推進、「耕作放棄地対策推進の手引き」を作成するなどの取組を開始。</p>																												
<p>農地・水・環境保全向上対策の導入 農地・農業用水等の資源や農村環境を保全向上させる共同活動と、地域でまとまって環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動を支援する新たな対策を平成19年度から導入。</p>	<p>経営所得安定等対策大綱を決定し、「農地・水・環境保全向上対策」の平成19年度からの実施を明記。18年度のモデル支援実施に向け、共同活動の実態把握と基本スキームの策定等を行った。</p>																												
<p>生態系保全型水田整備推進事業</p>	<p>生態系の保全に配慮した水田整備を推進するため、平成17年度までに全国48地区において生態系保全工法を採用した水田整備をモデル的に実践するとともに、その成果を活用して研修会等を開催。</p>																												
<p>農村景観・自然環境の保全 農村景観保全及び農村自然環境の保全・再生の推進に資する活動に対する直接支援を平成18年度から開始。</p>	<p>平成18年度から、公募方式により活動主体となるNPO等を募集し、農村景観保全・自然再生に資する棚田保全や生きもの調査等の活動に対し直接支援する「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」を開始。</p>																												
<p>自然再生への取組 農村地域における自然環境の保全・再生活動の取組を推進。</p>	<p>自然と共生した農村づくりの取組を応募・表彰する「田園自然再生活動コンクール」及びシンポジウムを開催し、自然再生に関する啓発・普及を行うとともに、平成18年度から農村地域の自然再生における生態系や営農上の新たな課題に対して、必要な情報発信や技術的支援を行う「農村自然再生活動高度化事業」を開始。</p>																												
<p>6. 予算・税制等項目</p>	<p>当初予算(百万円)</p>	<p>7. 今後の課題</p>																											
<p>元気な地域づくり 交付金 中山間地域等直接支払制度 強い農業づくり交付金 農地・水・環境保全向上対策の導入 生態系保全型水田整備推進事業 農村景観・自然環境保全再生パイロット事業</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元気な地域づくり</td> <td>46,607</td> <td>41,526</td> </tr> <tr> <td>交付金</td> <td>内数</td> <td>内数</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払制度</td> <td>21,800</td> <td>21,800</td> </tr> <tr> <td>強い農業づくり交付金</td> <td>47,009</td> <td>40,506</td> </tr> <tr> <td></td> <td>の内数</td> <td>の内数</td> </tr> <tr> <td>農地・水・環境保全向上対策の導入</td> <td>1,030</td> <td>1,250</td> </tr> <tr> <td>生態系保全型水田整備推進事業</td> <td>223</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>農村景観・自然環境保全再生パイロット事業</td> <td>0</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>		H17年度	H18年度	元気な地域づくり	46,607	41,526	交付金	内数	内数	中山間地域等直接支払制度	21,800	21,800	強い農業づくり交付金	47,009	40,506		の内数	の内数	農地・水・環境保全向上対策の導入	1,030	1,250	生態系保全型水田整備推進事業	223	-	農村景観・自然環境保全再生パイロット事業	0	80	<p>都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化や棚田地域の美しい景観の保全など多面的機能の発揮等に向け、都市と農山漁村の交流のための施策及び地域の特性に応じた整備等の施策を講ずることが必要。 農地・農業用水等の資源を適切に保全管理するとともに、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくための新たな施策の導入に向けて、モデル支援など必要な準備を進めることが必要。</p>
	H17年度	H18年度																											
元気な地域づくり	46,607	41,526																											
交付金	内数	内数																											
中山間地域等直接支払制度	21,800	21,800																											
強い農業づくり交付金	47,009	40,506																											
	の内数	の内数																											
農地・水・環境保全向上対策の導入	1,030	1,250																											
生態系保全型水田整備推進事業	223	-																											
農村景観・自然環境保全再生パイロット事業	0	80																											

・田園自然環境保全・再生支援事業	17	0
・農村自然再生活動高度化事業	0	100

農林水産省生産局総務課、生産局農産振興課
経営局構造改善課

農村振興局農村政策課、資源課、事業計画課、地域計画官、地域整備課、農地整備課

(3) 都市・公園緑地・道路

緑の基本計画に基づき、都市緑地法による制度の推進や補助事業制度の活用により、都市公園等の整備量が着実に増加するとともに地域制緑地についても指定数が増加しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

全国の特別緑地保全地区の指定箇所数が平成17年3月の325箇所から、18年3月までに15箇所増加し、340箇所となりました。

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前回比)	第2回点検	増減 (前回比)	第3回点検	増減 (前回比)	第4回点検	
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3 477市町村 (全市町村数 3,223)	H16.3 151市町村	H16.3 628市町村 (全国市町村数 3,132)	H17.3 21市町村	H17.3 649市町村 (全国市町村数 2,521)	H18.3 -24市町村	H18.3 625市町村 (全国市町村数 1,821)	
人口50万人以上の大都市の内線の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3 90%	H16.3 3%	H16.3 93%	H17.3 4%	H17.3 97%	H18.3 3%	H18.3 100%	
住民一人当たりの都市公園等面積	H13.3 8.1	H16.3 0.6	H16.3 8.7	H17.3 0.2	H17.3 8.9	H17.3 0.0	H17.3 8.9	
都市公園の整備箇所数及び面積	H13.3 80,932箇所 (95,940 ha)	H16.3 5,957箇所 (7,925 ha)	H16.3 86,889箇所 (103,865 ha)	H17.3 2,327箇所 (2,505 ha)	H17.3 89,216箇所 (106,370 ha)	H18.3 2,447箇所 (2,808 ha)	H18.3 91,663箇所 (109,178 ha)	
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3 約15,693 ha	H16.3 0 ha	H16.3 約15,693 ha	H17.3 0 ha	H17.3 約15,693 ha	H18.3 70 ha	H18.3 15,763 ha	
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3 約81,212ha	H16.3 0 ha	H16.3 約81,212ha	H17.3 0 ha	H17.3 約81,212ha	H18.3 0 ha	H18.3 約81,212ha	
全国の特別緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3 282地区 (約1,411ha)	H16.3 30地区 (約310 ha)	H16.3 312地区 (約1,721ha)	H17.3 13地区 (約45 ha)	H17.3 325地区 (約1,766ha)	H18.3 15地区 (約234 ha)	H18.3 340地区 (約2,000ha)	
全国の歴史的風土保存区域の面積	H13.3 約15,526 ha	H16.3 0 ha	H16.3 約15,526 ha	H17.3 約 ha	H17.3 約20,083 ha	H18.3 ha	H18.3 約20,083 ha	
全国の歴史的風土特別保存地区の指定箇所数及び面積	H13.3 (約8,323 ha)	H16.3 0地区 (0 ha)	H16.3 56地区 (約8,323ha)	H17.3 -5地区 (4 ha)	H17.3 51地区 (約8,327ha)	H18.3 0地区 (0 ha)	H18.3 51地区 (約8,327ha)	
全国の風致地区の指定面積	H13.3 約168,871ha	H15.3 約72 ha	H16.3 約168,943 ha	H16.3 約146 ha	H17.3 約169,089 ha	H17.3 約258 ha	H17.3 約169,347 ha	
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3 105地区 (約77 ha)	H16.3 6地区 (約-3 ha)	H16.3 111地区 (約74 ha)	H17.3 -1地区 (約8 ha)	H17.3 110地区 (約82 ha)	H18.3 3地区 (約-29 ha)	H18.3 113地区 (約53 ha)	

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節3 緑地の保全・創出に係る総合的な計画の策定	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創出を図ることが必要である。そのため、都市緑地法第4条の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（緑の基本計画）を策定する。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
緑の基本計画の策定 市町村が緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定する。	緑の計本計画策定済み市町村は、625市町村となった。（平成18年3月）	
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） H17年度 H18年度	7. 今後の課題
公園事業特定計画調査費	78,771 の内数 73,393 の内数	平成16年の都市緑地法及び都市公園法改正により地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が緑の基本計画の事項として追加されており、緑の保全・創出の計画的実施を行うため、多様な主体による緑地の保全、緑化の推進への参加を促進するため、緑の基本計画の策定をより一層推進することが必要。

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節4 緑地の保全・創出に係る諸施策の推進	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 都市において、より豊かな生物相を支えることができる環境を回復する観点から、都市全体において、樹林地や水辺、段丘崖の緑、社寺林、屋敷林などをネットワーク化するよう、緑地の保全・創出に係る諸施策を推進していくことが必要。また、道路整備においては、生物多様性のほか、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収等に資する道路緑化の促進や自然環境保全への配慮を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(1)都市公園の整備 都市公園の整備により、都市に残された緑地の保全と積極的な緑地の創出を図る。	都市公園等整備面積 109,178ha(平成18年3月)	
(2)道路整備における生物多様性の保全への配慮 道路のり面、植樹帯、中央分離帯等において、緑化の推進、生物の生息・生育空間の創出を図る。	道路のり面、植樹帯等において積極的に緑化を推進中。	
(3)公共公益施設等における緑の創出 都市における水と緑のネットワークを構築するため、都市公園、道路、河川などの公共公益施設等における緑を積極的に創出する。	都市域における水と緑の公的空間確保量 平成19年度末までに約1割増 (12㎡/人(H14)) 約8%増(H17速報値) 13㎡/人(H19目標値)	
(4)近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区 首都圏の近郊整備地帯又は近畿圏の保全区域の樹林地等について近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区を定め、行為規制により保全を図る。	近郊緑地保全区域決定状況 96,975ha (平成18年3月) 近郊緑地特別保全地区決定状況 3,456ha (平成18年3月)	
(5)緑地保全地区(特別緑地保全地区に名称変更) 都市内に残された緑地について、特別緑地保全地区を定め、現状凍結的に保全を図る。	特別緑地保全地区決定状況 約2,000ha (平成18年3月)	
(6)歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区 古都において、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区を定め、歴史的風土の保存を図る。	古都指定状況：京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、櫻井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市(8市1町1村) 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha	

		(平成18年3月) 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,327ha
(7)風致地区 都市における風致の維持を図るため、都市計画の地域地区として風致地区を定め、良好な都市環境の形成を図る。		(平成18年3月) 風致地区決定状況 169,347ha(平成17年3月)
(8)市民緑地 土地所有者と地方公共団体等の中で契約を締結し、民有緑地の市民への公開を行う。		市民緑地の契約締結状況 53ha(平成18年3月)
(9)生産緑地地区 良好な都市環境を確保するため、都市内に残存する農地の計画的な保全を図る。		生産緑地地区決定面積 14,696ha (平成17年3月)
(10)その他、屋敷林、雑木林等の保全について 保存樹、保存樹林の指定や、緑地協定の活用等により、適切に緑の保全を進める。		保存樹指定本数 68,491本(平成18年3月) 保存樹林指定件数 8,619本(平成18年3月) 緑地協定締結件数 528件(平成18年3月)
(11)民有地における緑の創出、緑化の推進 緑化施設整備計画認定制度などを活用し、屋上・壁面を含む民間建築敷地の緑化を推進する。		緑化施設整備計画認定制度における認定緑化施設 17件(平成18年3月)
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) H17年度 H18年度	7. 今後の課題
(1)(4)(5)(6)都市公園・ 緑地保全等事業(国費)	128,676	121,957
(2)道路緑化(事業費)	34,793	41,087
		平成16年の都市緑地法及び都市公園法改正により都市の緑地の保全及び緑化の推進を図る制度の充実が図られており、それらを含めた各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要。

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課、道路局地方道・環境課道路環境調査室

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節5 緑地の保全・創出に係る普及啓発等
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2
3. 本施策を展開する必要性とその目的	都市緑化意識の高揚、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するための普及啓発、都市の緑における環境学習・環境教育の推進、民間活動との協働による緑の創出の取組を図り、都市地域における生物の生息・生育環境の保全・創出を推進する。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)緑に関する普及啓発の推進 みどりの週間や都市緑化月間において、全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェア等の開催や緑化に係る功労者表彰等を実施。	平成18年度実施状況 第17回全国「みどりの愛護」のつどい(平成18年4月22日国営木曽三川公園(愛知県)) 第23回全国都市緑化フェア/花(はな)・彩(さい)・祭(さい) おおさか2006(にせんろく)(平成18年3月25日～5月28日(大阪府大阪市))
(2)環境教育の推進 都市公園等において、地域での市民の環境活動、各種環境学習プログラムの実施などの都市の緑における環境学習・環境教育を推進。	国営公園において、参加体験によって環境問題等の知識を身につけることができる環境教育プログラム「プロジェクト・ワイルド」等を実施。平成17年度末で日本における指導者(エドゥケーター)は1万人を超え、上級指導者(ファシリテーター)は386名となっている。
(3)民間活動との協働による緑の創出の取組 緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材等に係る助成等を行う民間における事業等を積極的に支援。	都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人による緑化支援活動に関する環境整備、同公益法人や各自治体や企業の実施している緑化推進に関する取組についての事例等を紹介。
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) H17年度 H18年度
	7. 今後の課題
	緑豊かで美しい都市環境の形成を行うに

		は、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。
--	--	---

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節6 下水道事業における生物多様性の保全への取組	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
健全な水循環系を構築する上で下水道の担う役割は大きく、公共用水域の水質保全、ひいては、生態系の保全に大きく貢献している。しかしながら、依然として水質環境基準の達成率が低い閉鎖性水域等が存在しており、それらにおける水質を改善するためには、通常の二次処理のみでなく、高度処理、合流式下水道の改善等が求められる。また、処理水を再利用することより、都市における生物の棲み場を提供し、自然を呼び戻すことは重要である。		
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況
下水道普及率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。		平成17年度において、下水道普及率が68%から69%へ向上。
高度処理人口普及率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。		平成17年度において、下水道の高度処理普及率が13%から14%へ向上。
合流式下水道改善率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。		平成17年度において、合流式下水道改善率が17%から18%へ向上。
下水道処理水の有効利用量の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。		全国の下水処理場における処理水の有効利用量は約1.9億m ³ 。 (国土交通省都市・地域整備局下水道部調査)
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H17年度	H18年度
下水道事業	798,119の内数 *他に内閣府に一括計上されている汚水処理施設整備交付金 国費30,000百万円がある。	735,286の内数 *他に内閣府に一括計上されている汚水処理施設整備交付金 国費51,000百万円がある。
	公共用水域の水質保全により生態系の保全を図るためには、高度処理や合流式下水道の改善が不可欠であり、今後もより一層の対策を推進していくことが必要。	

国土交通省都市・地域整備局下水道企画課

(4) 河川・砂防・海岸

平成14年度から環境を主目的に事業を実施する自然再生事業を新たに創設し、釧路湿原の保全や荒川の旧河道の復元などに取り組んでいます。平成17年度からは、上流ダムにおける環境整備と河川における環境整備を連携することにより、効果的な河川の水質浄化やダムから河口まで連続した魚道整備による魚類の遡上・降下環境の改善等を図る総合水系環境整備事業を行っています。

また、砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、併せて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海辺の生物国勢調査」を平成15年度に実施し、さらに市民と連携した調査の手法について検討を行っています。

【数値から見る具体的施策の展開】

河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施している箇所が順調に増えています。

【全国の一級河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施している箇所数】
0箇所（H14.3） 28箇所（H17年度）

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前回比)	第2回点検	増減 (前回比)	第3回点検	増減 (前回比)	第4回点検	
全国の河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施した箇所数	H14.3	0箇所	H16.3	25箇所	H17.3	25箇所	H18.3	28箇所
発電ガイドラインによる清流回復延長	H14.3	約3,500km	H16.3	約4,200km	H17.3	約4,900km	H18.3	約5,100km
全国の直轄管理の一級河川の水質基準(BOD及びCOD)の満足率	H14	85%	H15	88%	H16	88%	H17	88%
子どもの水辺登録箇所数	H14.3	45箇所	H16.3	161箇所	H17.3	208箇所	H18.3	227箇所
水辺の楽校プロジェクトの登録地数	H14.1	213箇所	H16.3	232箇所	H17.3	244箇所	H18.3	249箇所
都市山麓グリーンベルト	H14.3	15箇所	H16.3	15箇所	H17.3	15箇所	H18.3	16箇所
砂防環境整備事業完成箇所	H14.3	81箇所	H16.3	82箇所	H17.3	83箇所	H18.3	87箇所

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(4) 生物の生息・生育空間の保全・復元による生物多様性の確保
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	4
3. 本施策を展開する必要性とその目的	河川行政においては、自然災害から生命・財産を守るという要請に緊急的・効率的に応えるため限られた空間で洪水を処理してきたこともあり、事業の進め方において、生物の生息環境等への配慮が足りなかったことは否めないが、平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が目的に加わったことも踏まえ、生物の多様な生息・生育環境の確保を図ることが重要となっている。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 多自然型の川づくり 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮した河川整備の実施。	全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然型川づくりを実施。 平成17年度に「多自然型川づくりレビュー委員会」を設立し、これまでの多自然型川づくりの取組と課題について

	整理し、今後「多自然川づくり」と名称を変え、より一層河川環境の保全と創出に向けた取組の推進を図ることとし、平成18年10月には「多自然川づくり基本指針」を策定した。	
イ．魚がのぼりやすい川づくり 堰・砂防えん堤等の河川を横断する施設の改良、魚道の設置・改善等の実施。	全国の河川において、魚類等の遡上・降下環境の改善を図る「魚がのぼりやすい川づくり」を実施。	
ウ．ダム整備等に当たっての環境配慮 事前に環境調査等を行い、計画段階から自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう配慮。	現在事業中の全てのダムにおいて、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置を実施。	
6．予算・税制等項目	7．今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H17年度	H18年度
・国土基盤河川事業費	711,082の内数	700,597の内数
・地域河川事業費	409,911の内数	378,859の内数
・砂防事業費	202,793の内数	197,881の内数
・総合流域防災事業費	149,085の内数	131,075の内数
	災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、より一層生物の生息・生育空間の保全・復元を図ることが必要。	

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(5) 自然再生事業の推進	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4	
3．本施策を展開する必要性とその目的 自然再生推進法が成立するなど、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることが求められており、過去の開発等により失われた河川における良好な自然環境を積極的に再生することが求められている。		
4．施策の概要		5．施策の進捗状況
自然再生事業 過去の開発等で失われた良好な自然環境である自然河川等の再生を図る。		釧路湿原等の湿地の再生、荒川（東京都）等の河岸の再生、標津川（北海道）等の蛇行河川の復元等の実施。
6．予算・税制等項目	7．今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H17年度	H18年度
・国土基盤河川事業費	711,082の内数	700,597の内数
・地域河川事業費	409,911の内数	378,859の内数
・総合流域防災事業費	149,085の内数	131,075の内数
	地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となった実施が必要。	

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(6) 水量・水質が確保された清流の復活による生物多様性の確保	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 7	
3．本施策を展開する必要性とその目的 河川の水環境として、水量・水質が適正に確保されていることが、生物の生息・生育環境にとっても重要である。また、洪水によるかく乱や、流量変動など河川そのものが持つダイナミズムとその環境下で形成される自然環境に特徴があり、河川環境を考える上では、どのような流量変動があるかということも重要である。 また、水質の汚濁に係る環境基準は人にとっての良好な環境の保全が中心であったが、水生生物		

の保全の観点から、新たに水質環境基準を設定した。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. ダムの弾力的管理試験による河川環境の改善 平時に一定量貯留した容量を活用し、下流河川の清流回復や流況改善を実施。	平成17年度は、全国24ダムで試験に取り組んでおり、栃木県川俣ダムにおいて、ダム直下流の減水区間の改善により魚類の産卵が可能な場所の増加が確認されている。	
イ. 水路式水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復 水路式水力発電所において生じた減水区間に水を取り戻す取組を実施。	一級河川の全発電所(1,573箇所)の減水区間(約1,300箇所、約9,700km)のうち、現在までに約6割の区間の改善がなされている。	
ウ. 水質浄化対策 浄化用水導入や浚渫、直接浄化施設の整備、流水保全水路の整備等を実施。	千葉県手賀沼において浄化用水の導入により水質が大きく改善されるなど、汚濁の著しい河川の水質改善がなされている。	
エ. ダム貯水池における水質保全対策 貯水池内の水質改善対策や選択取水設備の導入等による水質保全の実施。	阿木川ダム(岐阜県)や野村ダム(愛媛県)等で事業を実施し、水質の改善に取り組んでいる。	
オ. 水環境改善緊急行動計画 地元市町村と河川管理者等が一体となって、水質汚濁が著しい河川等の水環境改善事業を総合的、緊急的かつ重点的に実施。	平成17年度に計画対象河川は34箇所となり、堀川(愛知県)、寝屋川(大阪府)等では行動計画を策定、取組の推進が図られている。	
カ. 水生生物の保全に配慮した水質目標の設定 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定。	平成15年度に水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。引き続き、調査・検討を実施。また、平成18年4月には中央環境審議会より「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」及び「水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について」答申がなされたところ。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H17年度	H18年度
・国土基盤河川事業費	711,082の内数	700,597の内数
・地域河川事業費	409,911の内数	378,859の内数
・総合流域防災事業費	149,085の内数	131,075の内数
・水生生物保全のための水質目標の検討	135	89
・水生生物保全のための排水影響調査	20	0
・水生生物保全のための環境管理等検討調査	0	13
事業の進捗は確実に図られているものの、未だに水質・水量の改善が図られていない河川等もあるため、さらなる取組の強化が必要。 また、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を推進する。水生生物に影響を及ぼす化学物質に関する知見の集積及びそれに伴う基準の継続的な見直しを行う。		

国土交通省河川局河川環境課
環境省水・大気環境局水環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(7) 渓流や斜面等における生物多様性の確保
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 4
3. 本施策を展開する必要性とその目的 砂防事業は、我が国の急峻な地形や世界有数の降雨量、及び山地等への都市化の進展などの条件により引き起こされる土砂災害から人命・財産を保全するとともに、荒廃地において緑の復縁を図る事業であり、源流部における荒廃地から都市地域の住宅裏の斜面に至るまで全国各地で行い、山地や渓流等において自然環境・生物多様性を保全しながら、土砂災害から住民の生命・財産を守る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 荒廃地や斜面における緑の創出・保全	都市山麓グリーンベルト整備事業を16都市域で実施中。

市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯（グリーンベルト）の形成を推進。			
ウ．流域一貫となった総合的な土砂管理 適正な土砂の流下を確保。			土砂管理上の問題が顕在化している流域において荒廃地での山腹工等、透過型砂防えん堤を施工中。 また、流砂系一貫した土砂の量と質に関するモニタリング調査を安倍川水系等において、継続中。
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7．今後の課題
	H17年度	H18年度	砂防指定地の指定等のソフト対策と併せた効率的な事業の実施を図ることが必要。 住民の憩いの場を提供し、快適な生活環境を創造するため、地域住民の意見が十分反映できるよう工夫が必要。 山腹工や透過型砂防えん堤の整備が中長期の自然環境に及ぼす影響を定量的に把握し、効率的な事業の実施を図ることが必要。
・砂防関係事業費	277,174の内数	270,137の内数	
・総合流域防災事業費	149,085の内数	131,075の内数	

国土交通省河川局砂防部砂防計画課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(8) 河川環境に関する調査研究		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 6, 7		
3．本施策を展開する必要性とその目的	河川環境に関する基礎的なデータの収集や調査研究を通じ、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元を図る。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況		
ア．河川水辺の国勢調査 河川やダム湖の生物の生息・生育状況等を定期的・継続的に調査する。	魚介類、底生生物、植物、鳥類、陸上昆虫、両生類・は虫類・ほ乳類の調査結果を公表するとともに、引き続き調査を実施する予定。		
イ．河川生態学術研究 河川環境に関する学際的な研究を総合的に実施。	フィールドとして多摩川、千曲川、木津川、北川、標津川の5河川を設定し、現地調査をベースとした共同研究が進められている。		
ウ．自然共生研究センター 河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施。	現在までに、河川改修においては瀬、淵構造を考慮することが重要であることなどを確認しており、様々な河川の復元工法による効果を検証中。		
エ．水性生物調査 川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」の程度等を調査。	平成17年度の全国水生生物調査の参加者は、約86,000人であった。		
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)		
	H17年度	H18年度	
・国土基盤河川事業費	711,082の内数	700,597の内数	
・地域河川事業費	409,911の内数	378,859の内数	
・総合流域防災事業費	149,085の内数	131,075の内数	
・簡易水質診断手法推進	1	5	
			これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元に資する復元工法等に反映させることが必要。

国土交通省河川局河川環境課
環境省水・大気環境局水環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節1(9) 外来種対策による生物多様性の確保	
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3．本施策を展開する必要性とその目的	河川における多様な環境は、多様な生物に生息・生育環境を提供しているが、外来種の進入は在来種に影響を与えたり、交雑によって在来種の純系を失わせたり、河川特有の生態系を損なうなど、河川の生態系の質を低下させる可能性があるため、これらに対する対策が必要。	

4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
外来種対策の実施 河川管理における外来種対策のガイドラインの作成等継続的な対策の実施。		市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しいアレチウリの駆除を行うなどの取組を継続的に実施。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H17年度	H18年度	
・国土基盤河川事業費	711,082の内数	700,597の内数	繁殖力の強い外来種については、外来種の侵入を未然に防止することが重要である他、数年間の継続的な対策の実施が重要。
・地域河川事業費	409,911の内数	378,859の内数	
・総合流域防災事業費	149,085の内数	131,075の内数	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名		1章4節1(10) 市民との協働による生物多様性の確保	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		3, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 河川は「地域共有の公共財産」であることから、河川整備計画の策定における住民意見の反映のみでなく、日頃から地域住民が積極的に川との関わり合いを持つことが重要。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
河川における環境保全活動、川を活かしたまちづくり活動等様々な分野における市民団体等との連携・支援。		茨城県の霞ヶ浦、北浦におけるアサザ(特有の種)の再生、荒川中流部における湿地再生等、各地で市民と連携した環境保全活動を実施中。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H17年度	H18年度	
・国土基盤河川事業費	711,082の内数	700,597の内数	市民等が主体となった取組が積極的にされるよう環境の整備を図るとともに、市民団体等の活動に関する社会的機運について地域により偏りが生じているため、全国各地域において市民団体等の活動の活性化を図る取組を行うことが必要。
・地域河川事業費	409,911の内数	378,859の内数	
・総合流域防災事業費	149,085の内数	131,075の内数	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名		1章4節1(11) 河川を活用した環境教育や自然体験活動を通じた生物多様性の保全への貢献	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的 河川は、身近に存在する独特の自然環境を有した生命の息づく場であり、我々が自然を学び、人間と自然との共生のための行動への意欲を育み、環境問題を解決する能力を育むためには、川での実践を伴った経験が必要であり、市民団体と連携した自然体験活動を促進していく必要がある。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
ア. 「子どもの水辺」再発見プロジェクト 河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって、子どもが水辺を親しめる場の提供や資機材の支援を行う。		平成17年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所227箇所、水辺の楽校プロジェクト登録箇所249箇所となっており、施策が活発化している。	
イ. 市民団体による河川を活用した自然体験活動との連携 全国の市民団体が中心となった「川に学ぶ体験活動協議会」が実施する、川の指導者育成、自然体験活動等との連携。		指導者育成に関する活動を中心に行っている「川に学ぶ体験活動協議会」の構成団体数は132団体(平成18年3月)を超え、子どもたちだけでなく広い世代を対象に、川へ誘う活動を推進中。	

ウ．河川を活用した環境教育プログラムの開発 河川の特性を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進する。	河川の特性や海外の先進的な環境学習システム、プログラム（米国のプロジェクトWET）を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進中。		
エ．川を安全に利用するための取組 河川における水難事故防止のため携帯端末等による雨量・河川水位等のリアルタイム情報の提供、啓発等を実施。	インターネット等による情報提供や川の安全利用に関するガイドブックの作成等、様々な取組を推進中。		
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7．今後の課題	
	H17年度	H18年度	
・国土基盤河川事業費	711,082の内数	700,597の内数	河川での活動は全国的に見ると偏りがあり、良好な河川環境、情報の有無等に地域差が生じている。これらの課題を克服し、地域のニーズにあったハード・ソフト対策により支援することで、河川を活かした環境学習、自然体験活動の推進が図られる。
・地域河川事業費	409,911の内数	378,859の内数	
・砂防事業費	202,793の内数	197,881の内数	
・総合流域防災事業費	149,085の内数	131,075の内数	

国土交通省河川局河川環境課

1．第4部における事項番号と施策名	1章4節2(3) 海岸事業における現在の取組及び今後の方向		
2．第3部第2章の各テーマとの関係	4		
3．本施策を展開する必要性とその目的	海岸は、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また一方で、津波、高潮、侵食などの自然災害から背後を防護する役割を担っている。このような海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりを図る。		
4．施策の概要	5．施策の進捗状況		
ア．砂浜の保全・回復、渚の創生	平成17年度までに「渚の創生」事業の実施地区として18箇所を選定。		
イ．海岸環境の保全・整備	平成17年度までにエコ・コースト事業の実施地区として49箇所を選定。		
ウ．面的防護方式	「面的防護方式」への転換を一層推進している。		
エ．利用への配慮、自然とのふれあい	平成17年度までに自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出）の実施地区として25箇所、海と緑の健康地域づくり（健康海岸事業）の実施地域として17地域、いきいき・海の子・浜づくりの実施地区として31箇所を選定。		
カ．調査研究の推進	安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現に資する調査研究等を実施している。		
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7．今後の課題	
	H17年度	H18年度	
海岸事業費	73,732の内数	71,440の内数	今後も引き続き、生物多様性に対して適正な海岸整備を実施することが必要。

農林水産省農村振興局防災課
水産庁防災漁村課
国土交通省河川局砂防部保全課海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課

(5) 港湾・海洋

海水が汚染されヘドロ等の堆積している閉鎖性海域等において、水質・底質の改善や多様な生物の生息・生育環境の創出のため、航路や泊地の浚渫事業等で発生する良質な土砂を有効利用して行う覆砂事業・干潟等の創出事業や、有害なヘドロ等の汚泥浚渫事業、循環ポンプ等による水質改善事業等、海域環境創造・自然再生事業の推進に取り組んでいます。

【数値から見る具体的施策の展開】

実施箇所数が増加し、また干潟・藻場等を再生した面積も約3割増えました。

【港湾のうち干潟・藻場等を再生した面積】

1,070ha(H14.3) 1,400ha(H18.3)

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前回比)	第2回点検	増減 (前回比)	第3回点検	増減 (前回比)	第4回点検	
全国の港湾の内干潟・藻場等を再生した面積	H14.3 1,070 ha	H16.3 1,280 ha	H17.3 1,350 ha	H18.3 1,400 ha	210 ha	70 ha	50 ha	
全国の港湾の内海域環境創造・自然再生事業等を実施した箇所数 (整備済みの箇所数)	H14.3 51箇所28港3湾 (24箇所)	H16.3 51箇所28港3湾 (24箇所)	H17.3 52箇所28港4湾 (28箇所)	H18.3 54箇所29港4湾 (32箇所)	0箇所 (0箇所)	1箇所 (4箇所)	2箇所 (4箇所)	

1. 第4部における事項番号と施策名	1章5節1 (1)港湾整備事業の取組と今後の方向性 (2)生物多様性を高めるための港湾における具体的施策
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4
3. 本施策を展開する必要性とその目的 沿岸部に産業が集中し沿岸域に環境負荷が集中する国土構造の中で、多様な生物の生息・生育環境である沿岸域の干潟・藻場等が消失してきた。このような中で、良好な自然環境を保全し、失われた自然環境についてはその再生に努め、さらに新たな環境の創出に積極的に取り組んでいくことが重要である。 国土交通省港湾局においては、これまでの港湾環境施策を見直し、平成17年3月に「港湾行政のグリーン化(今後の港湾環境政策の基本的な方向)」を新たに港湾環境施策の指針として策定した。この中で、過去に劣化・喪失してきた自然環境を少しでも取り戻し、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り込んでいくことが不可欠であるとされている。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)港湾整備事業の取組と今後の方向性 港湾行政のグリーン化の推進 自然環境に優しく美しいみなどへ、都市と地球の環境に貢献するみなどへ、市民とともに歩むみなどへを基本理念に各施策を推進。 港湾法等の改正 平成12年3月に港湾審議会答申を踏まえ、港湾法の目的に「環境の保全に配慮しつつ」港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを明記する等、取組姿勢の明確化を図った。	堺泉北港や広島港において、浚渫土砂等を有効活用した干潟や大規模緑地等の整備を実施。 港湾の開発利用等の計画の策定に際して、港湾及びその周辺の水質環境等に与える影響について、事前に評価するとともに、実施後も長期的な観点に立って環境への回避・低減を進め、環境の保全のための適切な措置や必要なモニタリングを実施している。 具体的には、三河港や尾道系崎港において、

(2) 生物多様性を高める具体的施策 覆砂・汚泥浚渫等の海域環境改善及び干潟・浅場・藻場等自然環境の保全・再生・創出	整備後のモニタリングを実施。 29港4湾における54ヶ所（うち32ヶ所は整備済み）において覆砂・汚泥浚渫・干潟の再生等を実施。回復可能な4,000haの干潟のうち、1,400haを再生。		
臨海部の大規模緑地の整備	上記干潟の再生の他、大規模緑地として尼崎西宮芦屋港（約10ha）、北九州港（約30ha）を整備中。		
研究の推進 干潟に関する環境機能の研究を推進 地域やNPOとの連携 専門家や地域住民、NPOなど多様な主体の参加を図る。	干潟における現地観測や世界最大規模の干潟実験施設での調査・研究を推実施。 地域住民、NPO、専門家等多様な主体との連携した協働による取組を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） H17年度	H18年度	7. 今後の課題
(1)、(2) 港湾事業費	432,988 の内数	401,494 の内数	沿岸域全体の環境保全については、多様な主体と連携しながら、総合的により一層の環境保全が必要。科学的・技術的な知見を蓄積しながらそれを事業に反映させていくこと。

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

1. 第4部における事項番号と施策名	1章5節2(1)	海域の特性を踏まえた環境保全の推進	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	海生生物、海洋生態系や干潟藻場等の多様な場の保全については、海域や地域によって分布する生物が異なることから、沿岸域、沖合域、広域というそれぞれの特性に応じた保全を行う必要がある。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
ア. 沿岸域の海洋環境保全 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、有明海及び八代海の海域の環境保全及び改善等の施策を推進する。 東京湾については、「東京湾再生のための行動計画」に基づき、大阪湾については「大阪湾再生行動計画」に基づき、それぞれ関係省庁及び関係都府県市が連携して、陸域負荷削減対策、海域環境改善対策、モニタリング等、総合的な水質改善施策を実施する。 東京湾、大阪湾、伊勢湾及び瀬戸内海の広域的な閉鎖性海域においては、環境基準の達成率が低く、底生生物の生息を阻害する貧酸素水塊が発生しているため、水質総量規制の実施により、陸域からの汚濁負荷の削減を図る。	「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年11月に成立、公布・施行され、平成15年2月には「有明海及び八代海の再生に関する基本方針」が定められた。 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年11月に成立、公布・施行され、平成15年2月に定められた「有明海及び八代海の再生に関する基本方針」に基づき、有明海及び八代海の再生に係る評価等を行う「有明海・八代海総合調査評価委員会」が設置され、平成18年9月までに23回開催している。 東京湾及び大阪湾において、常時監視及び広域総合水質調査により水質モニタリングを実施。昭和54年以来5次に渡り、水質総量規制を実施しているところ。現在、次期水質総量規制の実施に向けた検討を実施中。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） H17年度	H18年度	7. 今後の課題
有明海・八代海水環境調査	62	55	有明海及び八代海では、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。これらの状
貧酸素水塊発生機構解明調査	50	50	
有明海・八代海再生方策検討調査	69	47	

況にかんがみ、環境保全及び改善等を総合的かつ計画的に推進することが必要。

東京湾及び大阪湾の再生については、関係省庁及び関係都府県市の連携を強化するとともに、行動計画の進捗状況を的確に把握し、その着実な実現に努めることが必要。

水質総量規制については、水質総量規制基準の検討、総量削減基本方針の策定を行い、次期水質総量規制の確実な実施を図ることが必要。

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

(6) 漁業

漁場環境の保全を強力に推進し、海洋環境の維持・回復に大きく寄与しました。具体的には平成15年より都道府県レベルで水産資源の生息場となる水域の適正な保全と持続的な利用を図るための漁場環境保全方針の策定のための調査を開始し、既に4府県において計画を策定しました。また、沿岸漁場の保全には山林等の整備が重要であることから、漁業者自らが植林を行う「漁民の森づくり」活動に対して交付金による支援を行い、平成17年度には約2万8千人の参加により、約12万本の植樹活動を実施しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

保護増殖事業においては、ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキの4種について保全方法及び増殖技術が開発され、着実な成果を挙げているところです。希少な水産生物として、ヒメウミガメ、オサガメ、シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ、ジュゴンの6種について、採捕行為等の規制を行い、保護に努めています。

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前回比)	第2回点検	増減 (前回比)	第3回点検	増減 (前回比)	第4回点検	
水産生物のうち希少種として採捕、所持、販売の制限・禁止を行った種数	H14.3 6種	H16.3 6種	H17.3 6種	H18.3 6種	0種	0種	0種	0種
保護水面の設定数	H14.3 120箇所	H16.3 120箇所	H17.3 118箇所	H18.3 118箇所	0箇所	-2箇所	0箇所	0箇所
保護増殖事業を実施している希少種の数(魚類)	H14.3 2種	H16.3 2種	H17.3 4種	4種	0種	2種	0種	0種

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節2 国際的な海洋生物資源の保全及び持続可能な利用
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	海洋生物資源は再生可能な資源であり、科学的根拠に基づき、適切な保全と持続的利用を図ることが重要。大部分の海域で漁業関係国際機関等により、科学的根拠に基づいた資源管理措置を実施。今後とも適切な国際機関等の場を通じ、諸外国に対しこのような基本的考え方の理解を求め、海洋生物資源の適切な保全と持続的利用が図られるよう努める。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) 海洋生物資源の保全 漁獲非対象生物の偶発的捕獲等の対策	「はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画」に基づく国内行動計画を策定・実施。
(2) 海洋生物資源の持続可能な利用の推進	
イ. 国際的な海洋生物資源に関する資源調査等の科学的調査・研究の推進	カツオ・マグロ類、サケ・マス類等についての資源調査研究を推進。
ウ. 市場国としての役割・責任 国際的な合意に基づき、適切な資源管理を図るための市場関連措置を導入	メバチ、メカジキ、クロマグロ及びミナミマグロ統計証明制度を実施。 ポリビア及びグルジアから大西洋メバチマグロの輸入を

	禁止。 平成15年度より引き続きマグロ類についてポジティブリスト対策を実施。
エ．規制遵守のための監視及び取締活動	平成17年度は、公海及び外国周辺水域において取締船4隻により、720隻日の指導監督及び取締活動を実施。
カ．海洋生物資源の潜在能力の開発	新漁場の開発や漁獲物の付加価値向上、新たな漁業生産システムの構築を目指す事業等を実施。
(3) 鯨類資源への対応	毎年、捕獲調査と目視調査を南極海（これまで19回）、北西太平洋（これまで12回）で行い、鯨類資源の把握、海洋生態系の解明に貢献。
科学的な研究に基づく鯨類資源の保存と持続的利用を国際的に確立させる。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円) H17年度 H18年度
(2)	7．今後の課題
イ．国際資源対策推進事業費	- 1,029
イ．国際資源調査等推進対策費	1,151 -
エ．指導監督及び取締費	9,864 10,090
	の内数 の内数
カ．海洋水産資源開発勘定運営費 交付金	2,991 2,916
(3) 鯨類資源への対応（交付金除く）	974 961

農林水産省水産庁管理課、遠洋課、漁場資源課

1．第4部における事項番号と施策名	1章6節3 国内の海洋生物資源等の保全及び持続的利用
2．第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7
3．本施策を展開する必要性とその目的	科学的根拠に基づく漁獲能力、漁獲量、漁獲努力量の管理により、再生可能な資源である海洋生物資源の適切な保全と持続的利用を図る。
4．施策の概要	5．施策の進捗状況
(2) 資源回復計画等の推進	魚種別資源回復計画は、28計画（43魚種）を実施中。33魚種で具体的な計画の策定に着手。 漁業種類に着目した包括的資源回復計画は2計画で実施中（平成18年10月現在）。
(4) 規制遵守のための監視及び取締活動	平成17年度は、我が国周辺水域において取締船35隻により8,035日間、取締航空機4機により1,330時間の取締活動を実施。 沿岸域における密漁防止に関しては、1地区で関係機関との合同取締模擬訓練を実施。
(4) 生物多様性に配慮したつくり育てる漁業の推進	
ア．栽培漁業の推進	生態系、遺伝子の多様性等に配慮し、重要な海産魚介類79種について種苗生産（平成17年3月）。
イ．さけ・ます増殖事業の推進	多様性の保全等のためのふ化放流を5河川で実施。資源の動態把握、野生種との共存や河川生態系に配慮した増殖のための調査研究を実施。
ウ．養殖漁業の推進	漁場改善計画のカバー率63.5%（平成18年1月）。
エ．内水面漁業・養殖業の推進	生態系、遺伝子の多様性等に配慮した増殖手法等の開発研究を実施。
オ．漁場の造成と改良による生産力の向上	底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、平成16年度56地区、17年度56地区で実施。
藻場資源の調査等	水産資源の増大のために必要な藻場に対する科学的知見を提供するため、藻場資源の評価手法を確立し、我が国漁業資源の回復に資する藻場資源を適正に維持・管理するための調査を実施。

(6) 希少水生生物の保護・管理の推進	生息状況等の生態調査を行うとともに、保全・増殖手法の検討を実施。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	
	H17年度	H18年度
(2)		
・強い水産業づくり交付金	15,228	11,823
・資源管理体制・機能強化総合対策事業	の内数 31	の内数 24
・資源回復等推進支援事業	1,656	1,538
(4)		
・指導監督及び取締費	9,864	10,090
	の内数	の内数
・漁場秩序管理モデル化推進事業	8	7
(5) 強い水産業づくり交付金	15,228	-
	の内数	
ア.(独)水産総合研究センター 試験研究・技術開発勘定運営費 交付金	-	14,481 の内数
イ.(独)さけ・ます資源管理センター 運営交付金	234	-
イ.(独)水産総合研究センター 試験研究・技術開発勘定運営費 交付金	-	14,481 の内数
ウ.養殖漁場環境保全推進事業	60	45
エ.健全な内水面生態系復元等推進 事業(団体分)	176	321
オ.漁場環境保全創造事業	3,216	3,380
藻場資源調査等推進事業	-	150
(6) 野生水産生物多様性保全対策事業	9	7

農林水産省水産庁管理課、研究指導課、沿岸沖合課、栽培養殖課、漁場資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節4 海洋環境等の保全	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 5, 6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 近年、社会経済活動の活発化に伴い、沿岸域の環境汚染が進行していることから、こうした状況に対して、海洋環境を保全し、良好な漁場を維持するために、漁場環境の保全・修復、環境に配慮した漁港漁村の整備を推進。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(1) 漁場環境の保全 漁場環境保全方針の策定	広域的な水域において、漁場環境保全方針策定の具体化の検討及び各都道府県における漁場環境保全方針策定の推進。	
廃棄物処理技術の開発・処理体制づくり	漁業用発泡スチロール・フロート等の漁業系廃棄物について、リサイクルシステム開発のための調査・開発試験を実施。	
漁民の森づくり	全国各地の山林等において、漁業者やボランティア等約28,000人の参加により、約120,000本の植樹活動を実施。	
(2) 漁場環境修復の推進 底質改善、藻場・干潟の造成	底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、平成16年度56地区、平成17年度56地区で実施。	
漁業集落排水施設、浄化施設の整備	漁業集落排水施設による汚水処理人口比率35%（平成16年度末）。	
(3) 環境に配慮した漁港漁村の整備 自然環境に調和した漁港づくり	自然環境に調和した漁港づくりを推進するため、平成16年度22地区、平成17年度24地区で実施。	
漁港周辺水域の水質保全対策	汚泥やヘドロの除去等を行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を図るため、平成16年度5地区、平成17年度4地区で実施。	
自然条件・景観に配慮した漁村の整備	自然環境や景観等に配慮した漁村の整備を17年度4地区で実施。	
都市と漁村間の交流促進	都市と漁村の共生・対流を進めるための施設整備を17年度15道県の地域で実施。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H17年度	H18年度
(1) 川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり 漁場環境保全総合対策事業	15,228 の内数	- 121
(2)		
漁場環境保全創造事業	3,216	3,380
漁業集落環境整備事業	10,312 の内数	4,476 の内数
漁村づくり総合整備事業	1,213 の内数	914 の内数
(3)		
地域水産物供給基盤整備事業	53,270 の内数	47,012 の内数
広域漁港整備事業	49,514 の内数	47,482 の内数
漁港水域環境保全対策事業	213	213
水産基盤整備事業	163,128 の内数	152,025 の内数
強い水産業づくり交付金	15,228 の内数	11,823 の内数
		底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を更に推進することが必要。 また、都市と比べ立ち後れている漁業集落における汚水処理施設の整備の促進を図ることが必要。

農林水産省水産庁計画課、防災漁村課、漁場資源課

(7) 自然環境保全地域・自然公園

国立・国定公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ公園区域及び公園計画の全般的な見直しを行っています。

在来生物の国内移動による生態系等への被害を防止するため、国立・国定公園の特別保護地区及び原生自然環境保全地域において動植物の放出等の規制を新たに追加し、平成18年1月から施行するとともに、国立・国定公園の特別地域において捕獲等を規制する動物（指定動物）を9種指定し、管理の強化を図っています。

また、自然公園法に基づき公園管理団体に指定されている団体は、国立公園においては2団体、国定公園においては2団体となっており、国立・国定公園内の景観を維持・再生するための活動を行っています。

自然公園内における自然再生については、平成17年度は環境省直轄で事業を5箇所、調査を2箇所実施しました。また、自然環境整備交付金にて7箇所の取組を支援しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

吉野熊野国立公園では、海中公園地区を13.7ha拡張しました。

支笏洞爺国立公園及び富士箱根伊豆国立公園ではプレジャーボート等の乗入れを規制し、水質や水中植生等の保全・保護を図るため乗入れ規制地区の拡張（7,876ha）及び新設（470ha）を行い、伊勢志摩国立公園及び三河湾国定公園ではオフロード車等の乗入れを規制しウミガメ産卵地等の保護を図るため、乗入れ規制地区を新設（2公園計：139ha）しました。

自然公園内における自然再生事業（平成17年度）

環境省直轄 事業5箇所、調査2箇所

自然環境整備交付金 7箇所

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前回比)	第2回点検	増減 (前回比)	第3回点検	増減 (前回比)	第4回点検	
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3 5地域 (5,631 ha)	H16.3 0地域 (0 ha)	H16.3 5地域 (5,631 ha)	H17.3 0地域 (0 ha)	H17.3 5地域 (5,631 ha)	H18.3 0地域 (0 ha)	H18.3 5地域 (5,631 ha)	
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3 10地域 (21,593 ha)	H16.3 0地域 (0 ha)	H16.3 10地域 (21,593 ha)	H17.3 0地域 (0 ha)	H17.3 10地域 (21,593 ha)	H18.3 0地域 (0 ha)	H18.3 10地域 (21,593 ha)	
都道府県自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3 528地域 (73,864 ha)	H16.3 6地域 (2,469 ha)	H16.3 534地域 (76,333 ha)	H17.3 2地域 (63 ha)	H17.3 536地域 (76,339.3 ha)	H18.3 0地域 (2 ha)	H18.3 536地域 (76,341 ha)	
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3 28公園 (2,056,556 ha) (5.4%)	H16.3 0箇所 (4,484 ha) (0.1%)	H16.3 28公園 (2,061,040 ha) (5.5%)	H17.3 0箇所 (4,127 ha) (0.0%)	H17.3 28公園 (2,065,167 ha) (5.5%)	H18.3 0箇所 (-11 ha) (-5.5%)	H18.3 28公園 (2,065,156 ha) (6%)	
国定公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3 55公園 (1,343,255 ha) (3.6%)	H16.3 0公園 (627 ha) (0%)	H16.3 55公園 (1,343,882 ha) (3.6%)	H17.3 0公園 (571 ha) (0%)	H17.3 55公園 (1,344,453 ha) (3.6%)	H18.3 0公園 (47 ha) (0%)	H18.3 55公園 (1,344,500 ha) (3.6%)	
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3 308公園 (1,961,928 ha) (5.2%)	H16.3 0公園 (292 ha) (0%)	H16.3 308公園 (1,962,220 ha) (5.2%)	H17.3 1公園 (-933 ha) (0%)	H17.3 309公園 (1,961,287 ha) (5.2%)	H18.3 0公園 (-2,144 ha) (0%)	H18.3 309公園 (1,959,143 ha) (5.2%)	
都道府県立自然公園を指定している都道府県数	H14.3 46	H16.3 (0)	H16.3 46	H17.3 (0)	H17.3 46	H18.3 (0)	H18.3 46	
国立公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積(特別保護地区を除く)	H14.3 58.2% (1,196,075 ha)	H16.3 -0.1% (758 ha)	H16.3 58.1% (1,196,833 ha)	H17.3 -0.1% (1,235 ha)	H17.3 58.0% (1,198,068 ha)	H18.3 0.0% (-68 ha)	H18.3 58% (1,198,000 ha)	
国定公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積(特別保護地区を除く)	H14.3 88.1% (1,183,553 ha)	H16.3 0% (606 ha)	H16.3 88.1% (1,184,159 ha)	H17.3 0% (566 ha)	H17.3 88.1% (1,184,725 ha)	H18.3 0% (-34 ha)	H18.3 88.1% (1,184,691 ha)	
国立公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3 13.1% (270,307 ha)	H16.3 0% (3,546 ha)	H16.3 13.3% (273,853 ha)	H17.3 0% (-32 ha)	H17.3 13.3% (273,821 ha)	H18.3 0% (167 ha)	H18.3 13.3% (273,988 ha)	
国定公園の指定面積のうち、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3 5% (66,487 ha)	H16.3 0% (1 ha)	H16.3 4.9% (66,488 ha)	H17.3 0% (5 ha)	H17.3 4.9% (66,493 ha)	H18.3 0% (-52 ha)	H18.3 4.9% (66,441 ha)	
国立公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3 33地区 (1,279 ha)	H16.3 0地区 (0 ha)	H16.3 33地区 (1,279 ha)	H17.3 0地区 (90 ha)	H17.3 33地区 (1,369 ha)	H18.3 0地区 (41 ha)	H18.3 33地区 (1,410 ha)	
国定公園の指定面積のうち、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H14.3 31地区 (1,385 ha)	H16.3 0地区 (0 ha)	H16.3 31地区 (1,385 ha)	H17.3 0地区 (0 ha)	H17.3 31地区 (1,385 ha)	H18.3 0地区 (0 ha)	H18.3 31地区 (1,385 ha)	
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3 35.9% (703,356 ha)	H16.3 0.1% (2,139 ha)	H16.3 36% (705,495 ha)	H17.3 -0.1% (-920 ha)	H17.3 35.9% (704,575 ha)	H18.3 0% (4,235 ha)	H18.3 36.2% (708,810 ha)	
自然公園内における自然再生事業(直轄・補助・交付金事業)	H14.3 1箇所	H16.3 10箇所	H16.3 11箇所	H17.3 2箇所	H17.3 13箇所	H18.3 1箇所	H18.3 14箇所	

1. 第4部における事項番号と施策名	1章7節3 自然公園法に基づく各種制度	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
「自然公園法」に基づき指定される国立・国定公園等は自然環境の保全等を直接的に目的とする保護地域制度であり、我が国における生物多様性保全の骨格をなすものと言えるため、これらの地域では生物多様性の保全に向け、より一層の施策の強化を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
改正自然公園法の運用 平成14年の自然公園法改正により創設された各種制度の運用。	国立・国定公園の特別保護地区において動植物の放出等の規制を新たに追加し、平成18年1月から施行。また、国立・国定公園の特別地域において捕獲等を規制する動物（指定動物）を9種指定。 平成18年6月現在、自然公園法に基づく公園管理団体について、国立公園においては2団体、国定公園においては2団体を指定。 立入規制地区、利用調整地区については指定に向けた検討及び調整を進めている。	
自然公園のあり方の検討 学識経験者等の意見を聴き、今後の自然公園制度のあり方を検討する。	平成17年度には、有識者にヒアリングを実施し、自然公園制度の課題の抽出等を行った。	
自然公園等事業 国立・国定公園等の自然公園における優れた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。	全国28の国立公園において国立公園の核心となる特に優れた自然景観を有する地域における自然の保全や復元のための整備、歩道・園地・公衆トイレ等の利用の基幹となる施設の整備等を実施。 地方の創意工夫を活かした自然と共生する地域づくりを推進するための自然環境整備交付金を平成17年度に創設。平成17年度には34都道府県の実施する国定公園等の整備に対して交付。平成18年度においては、38都道府県に対して交付予定。	
自然再生事業の実施 環境省直轄又は都道府県への補助にて調査・事業を実施。	自然公園内において、平成17年度は環境省直轄で事業を5箇所、調査を2箇所実施した。また、自然環境整備交付金にて7箇所の取組を支援した。	
グリーンワーカー事業の実施 環境保全のための活動を行う地域の人材を雇用して実施。	全国のべ183地区において、登山道整備、利用集中地区の清掃等の環境保全事業を実施し、のべ約26,000人を雇用。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算（百万円）	
	H17年度	H18年度
自然公園等事業費	12,531	12,150
自然再生事業（直轄）	1,302	1,514
自然環境整備交付金	203の内数	312の内数
グリーンワーカー事業	276	300
	自然公園法改正により設けられた捕獲等を規制する指定動物、利用調整地区等の指定に向けた検討及び調整が必要。	

環境省自然環境局自然環境計画課、国立公園課、自然環境整備担当参事官室

(8) 名勝・天然記念物 (文化的景観を含む)

地域の生物多様性保全の拠点となるような、多様な国土美を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を継続的に指定しています。また、平成17年に文化財保護法の一部を改正する法律が施行され、棚田、里山等の人と自然との関わりの中で作り出されてきた文化的景観を新たに文化財として位置付けました。更に、文化的景観のうち特に重要なものを重要文化的景観として選定できるようになりました。既に指定されているものについても、新国家戦略を受けて、より一層の保全・管理が行われるように事業を実施し、生物多様性の保全を図っています。

【数値から見る具体的施策の展開】

自然的名勝・天然記念物の新規指定地が2地域、追加指定も含め70.3ha増加しました。また、平成17年度には法改正により新たに創設された重要文化的景観を平成18年8月までに2地域(525.8ha)選定しました。

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前年比)	第2回点検	増減 (前年比)	第3回点検	増減 (前年比)	第4回点検	
自然的名勝・天然記念物の指定件数積	H14.3 1,103件	H16.4 4件	1,107件	H17.7 5件	1,112件	H18.6 1件	1,113件	
重要文化的景観選定件数	H14.3 -	H16.4 -	-	H17.4 -	-	H18.8 2件	-	

1. 第4部における事項番号と施策名	1章8節 名勝・天然記念物
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 3, 4, 5
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、我が国の多様な国土美を代表する名勝と、学術的に貴重な自然を記念する天然記念物を指定している。また、人と自然との営みの中で形成された景観地を重要文化的景観として選定している。これらについては、地域での生物多様性保全の拠点、生態的ネットワークの要素として、より一層の保全・管理を図るとともに、他の諸制度とも連携しながら、生物多様性の保全を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) 指定と保護管理 名勝・天然記念物の指定	平成17年度に2箇所を新規指定、1箇所を追加指定、1箇所を解除。 指定件数1,113件(18年4月1日)
重要文化的景観の選定	平成17年度に1箇所を新規選定、平成18年8月までにさらに1箇所を選定。
(2) 保存管理計画の策定 保護管理計画策定のための事業 現況把握等のための対策事業	平成17年度に3件の補助事業を実施。 平成17年度に4件の補助事業を実施。
(3) 復元・回復の促進 野生生物の保護管理・再生事業 維持管理のための事業	平成17年度に9件の補助事業を実施。 平成17年度に14件の補助事業を実施。
(4) 文化的景観の保存 重要文化的景観の選定	平成17年度に1箇所を新規選定、平成18年8月までにさらに1箇所を選定

		選定件数 2 件 (18 年 8 月 1 日)
文化的景観の保存・活用事業		平成17年度に10件の事業を実施。
文化的景観保護推進事業		平成17年度に18件の補助事業を実施。
6 . 予算・税制等項目	当初予算 (百万円)	7 . 今後の課題
	H17年度	H18年度
(2)		
保存管理計画策定 ()	13	40
現況把握・緊急調査	14	14
(3)		
動植物の増殖・再生	65	65
環境整備・維持管理 ()	2,775	2,700
(4)		
文化的景観保護推進	100	100
名勝・天然記念物を含む記念物 全般の予算		

今後も引き続き、地域の生物多様性の維持・保全に貢献すると考えられる名勝・天然記念物の指定を行うとともに、重要文化的景観の選定を行うなど、適正な保護管理を実施することが必要。

文部科学省文化庁記念物課

2. 横断的施策

(1) 野生生物の保護と管理

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を平成17年6月に施行しました。この法律により、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物等の飼養や輸入を規制することが可能です。同法に基づき、特定外来生物として、アライグマ、オオクチバス等83種類を指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを原則禁止しました。また、先行指定した80種類の特定外来生物について、その防除の公示を実施するとともに、全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているオオクチバス・コクチバス・ブルーギルについては、防除の指針を作成し、公表しました。

狩猟免許制度の見直し、わなにに関する規制の強化、輸入鳥獣の管理の適正化、鳥獣保護区における環境改善等を進めるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正しました（平成18年6月成立）。

国内希少野生動植物種のアベサンショウウオについて、新たに生息地保護区を指定しました。

オジロワシ、オオワシ、ヤシャゲンゴロウ、アホウドリ及びアカガシラカラスバトの保護増殖事業計画を策定し、これら絶滅のおそれのある野生生物の保護に努めました。

【数値から見る具体的施策の展開】

国内希少野生動植物種の保護増殖事業計画を新たに5種策定しました。生息地等保護区を新たに1箇所指定しました。国指定鳥獣保護区を新たに6箇所指定し、19,997ha増加しました。都道府県指定鳥獣保護区も23,306ha増加するなど取組が進んでいます。外来生物法に基づく、特定外来生物を83種類指定しました。

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前回比)	第2回点検	増減 (前回比)	第3回点検	増減 (前回比)	第4回点検	
国内希少野生動植物種数	H14.3 57種 (動物49種、植物8種)	H16.3 62種 (動物51種、植物11種)	H17.3 73種 (動物54種、植物19種)	H18.3 73種				
国内希少野生動植物生息地等保護区面積	H14.3 7地区 (863 ha)	H16.3 8地区 (872 ha)	H17.3 8地区 (872 ha)	H18.7 9地区 (885 ha)				
保護増殖事業計画策定種数	H14.3 21種	H16.3 21種	H17.3 34種	H18.5 37種				
保護増殖事業を実施している希少種の数	H14.3 21種	H16.3 21種	H17.3 34種	H18.5 37種				
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3 54箇所 (494,047 ha)	H16.3 59箇所 (513,975 ha)	H17.9 62箇所 (521,951 ha)	H18.3 66箇所 (538,150 ha)				
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3 3,835箇所 (3,085,278 ha)	H16.3 3,878箇所 (3,135,827 ha)	H17.3 3,858箇所 (3,118,729 ha)	H18.3 3,846箇所 (3,142,035 ha)				
狩猟鳥獣種数	H14.3 47種 (鳥類29種、獣類18種)	H16.3 48種 (鳥類28種、獣類20種)	H17.3 48種 (鳥類28種、獣類20種)	H18.6 48種 (鳥類28種、獣類20種)				
特定鳥獣保護管理計画策定数	H14.3 32件	H16.3 58件	H17.3 66件	H18.3 79件				
外来魚移植禁止を行った都道府県数	H14.3 46都道府県	H16.3 46都道府県	H17.3 46都道府県	H18.3 46都道府県				
特定外来生物の指定種数	H14.3 0種	H16.3 0種	H17.7 37種	H18.9 83種				
防除の告示を行った特定外来生物種数	H14.3 0種	H16.3 0種	H17.7 20種	H18.3 80種				

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節1 絶滅のおそれのある種の保存	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
野生生物種は、生物多様性を構成する重要な要素であり、種の絶滅を防ぐことは、生物多様性保全のために重要である。絶滅のおそれのある種の保存は、種そのものに着目した取組と、生態系及び生息・生育環境に着目した取組の両面から、予防的措置を含めて取り組むことが重要。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(1) 希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制 絶滅のおそれのある種について、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種の指定を行い、捕獲、譲渡し等についての規制を行う。	希少野生動植物種について捕獲・譲渡し等の規制を行うとともに、国内希少野生動植物種の新規指定に向けて検討を行った。	
(2) 生息地等保護区の指定と管理 国内希少野生動植物種について、必要な地域を生息地等保護区に指定し、その保護を図る。	国内希少野生動植物種に指定されているアベサンショウウオについて、生息地保護区を指定した。	
(3) 保護増殖事業の実施 国内希少野生動植物種の内、その種の生息・生育数や生息・生育状況の改善等を図るために、生物学的知見に基づき、繁殖の促進や生息・生育環境の整備を図る必要のある種を対象に実施。	ツシマヤマネコやトキなどの国内希少野生動植物種について、飼育下で繁殖させた個体の野生復帰を進めるための、順化施設の整備や生息環境の整備等に取り組んだ。	
(4) 種の保存に係る調査研究の推進 我が国の絶滅のおそれのある種を選定し、レッドリスト・データブックにまとめる。レッドリスト・データブックは、概ね5～10年ごとに改訂に向けた作業を進める。また、レッドリスト・データブックの掲載種のモニタリング調査を行う。	絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直しに向けた検討を行った。絶滅のおそれのある種について生息状況の調査を実施した。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H17年度	H18年度
(1) 希少野生動植物種等保存対策費	45	9
(2) 希少野生動植物種生息地等保護区管理費	-	13
(3) 特定野生生物保護対策費	239	261
(4) 絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング等調査費	20	8
(5) 生息環境向上技術調査	-	80
(6) 希少野生動植物保護管理事業	108	101
(7) 野生水産生物多様性保全対策事業	9	7

環境省自然環境局野生生物課
農林水産省農村振興局資源課
林野庁経営企画課
水産庁漁場資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節2 野生鳥獣の保護管理	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
鳥獣の適切な保護管理を通して生物多様性等の保全を図るため、保護制度の適用、捕獲規制制度の充実、各種管理計画の策定や管理方策の検討等の支援や助言等を行っている。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(2) 鳥獣保護区の設定と管理 鳥獣の保護上重要な地域については、国が国指定鳥獣保護区とし積極的に指定の推進を図る。	新たに仏沼、蕪栗沼・周辺水田、野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び宍道湖を国指定鳥獣保護区に指定。	

(3)野生鳥獣の捕獲の規制 鳥獣保護法を改正し、捕獲個体の放置の規制、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止や一定の鳥獣の販売を制限等。	第164回通常国会に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正案を提出し、平成18年6月、改正鳥獣保護法が可決成立した。これにより、海外から輸入された鳥獣に標識を交付する制度を創設した。		
(4)野生鳥獣の保護管理 特定鳥獣保護管理計画制度に基づく科学的・計画的な保護管理を進める。国会附帯決議を踏まえ鳥獣保護と狩猟に関する主要な課題についての検討と対応の促進。	特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、都道府県の計画策定及び実施状況を調査し、フィードバックすることにより、情報共有を図るとともに、特定計画の行政担当者を対象に技術研修会を開催した。また、中環審野生生物部会鳥獣保護管理小委員会を設置し、現地調査を含め5回の委員会を開催し、答申として報告書を取りまとめた。		
(5)野生鳥獣の生息状況等の調査・研究 鳥獣の科学的・計画的保護管理のため鳥獣の捕獲情報の測地的なデータベース化を図る。渡り鳥保護のために、標識調査等を引き続き実施。	鳥獣の捕獲情報について、WISシステムによりデータベース化し、ホームページ上で閲覧できるよう整備した。 また、鳥インフルエンザの感染経路究明等のために渡り鳥等の生息状況調査等を実施。		
(8)天然記念物保護制度による保護管理 保護管理計画策定 管理方策の検討	保存管理計画策定、管理方策の検討について、平成17年度には32件の補助事業を実施。		
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題		
	当初予算(百万円)		
	H17年度	H18年度	
(2)国設鳥獣保護区管理強化費 ・野生鳥獣管理技術育成事業費 ・広域分布鳥獣保護管理策定事業	59の内数 14 20	58の内数 11 65	第164回通常国会での鳥獣保護法の改正も踏まえ、平成18年5月には鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(基本指針)について中央環境審議会に諮問した。今後、当該基本指針を策定し、効果的な鳥獣保護事業の実施及び鳥獣保護管理を推進する必要がある。 また、野生の鳥獣に係る感染症に関して、情報収集、知見の集積を図ることが必要。 天然記念物については、野生鳥獣の適切な保護管理を行う上で、必要に応じて管理計画等の策定を検討していく。
(5)野生鳥獣情報整備事業費 ・渡り鳥の飛来経路解明事業費 ・野生鳥獣幹線対策マニュアル策定事業費 ・野生鳥獣感染症情報整備事業	20 10 40	20 10 37	
(8) 保存管理計画策定(1) 管理方策の検討(2)	13 239	40 239	
1天然記念物を含む記念物全般の予算			
2農林産物の被害防止対策費も含む。			

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
文部科学省文化庁記念物課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節3(1) 移入種(外来種)対策
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5
3. 本施策を展開する必要性とその目的 マングース、アライグマ、ブラックバスなど、人為によって意図的・非意図的に移入された外来生物が増加しており、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。外来生物が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来生物の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要がある。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 外来生物による影響の予防措置 影響の予測とそれに応じた管理を行うための効果的な措置を検討	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」に基づく特定外来生物の輸入や飼養等の規制を実施。緑化植物の取扱方針について検討。

イ．固有の生物相を有する地域等における対策 固有な生物相を有する島嶼等における外来生物 の計画的な排除・管理の実施。	奄美大島及び沖縄やんばる地域において、在 来の希少動物を捕食し、生物多様性への影響を 生じさせているマングース等の防除事業を実施。 オオクチバス等の防除モデル事業を実施。		
ウ．外来生物に係る調査 定着状況の調査などのモニタリングの実施。	西表島にて、侵略的な外来生物と考えられる オオヒキガエルの定着状況や移入経路等に関す るモニタリング調査を平成13年度から継続して 実施。		
エ．外来生物についての普及啓発 適切な飼養、管理の普及啓発、定着した外来生 物の駆除における住民の理解と協力体制の確立。	外来生物対策に関するホームページ及びポス ター・リーフレットの作成・更新を行い、クワ ガタムシ等遺棄防止キャンペーンを実施。		
キ．水産動植物の保護のための外来生物対策 外来魚の移植の禁止措置	46都道府県において「内水面漁業調整規則」で ブラックバス等外来魚の移植を禁止。「外来生 物法」で飼養、保管、運搬、養殖、販売、譲渡、 輸入及び野外に放つこと等を原則禁止。		
生息状況調査、密放流防止の啓発、資源抑制 のための駆除、生態系の復元等の事業に対す る支援	37道府県において外来魚の駆除や生息状況調 査等を実施。		
ブラックバスの生態的特性の解明と効果的な 繁殖抑制技術の研究開発	全国6箇所で行った外来魚の防除モデル事業を実施。 ブラックバス、ブルーギルの生態特性及び繁 殖抑制技術の研究開発を実施。 宮城県伊豆沼において人工産卵床の設置と稚 魚の駆除を柱としたブラックバス駆除マニユ アルを作成した。		
移入種全般について	外来魚が在来魚に与える影響調査等を実施。		
ク．河川における外来生物対策 河川管理における外来種対策のガイドラインの 作成等継続的な対策の実施。	市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しい アレチウリの駆除を行うなどの取組を継続的に 実施（再掲）。		
ケ．非意図的な侵入の予防 プラスチックの海域間移動による外来生物拡散 の防止に資するため、ノンプラスチック状態で 航行に最適な新船型を採り入れた船舶を開発 プラスチック水中の生物層の調査	H17年度は、試作模型による水槽実験、試設 計、経済性評価等を行った。在来船型との比較 検討を行った結果、ノンプラスチック船は十分な性 能を有していることが確認された。 プラスチック水中の生物相の調査を実施。		
6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）	7．今後の課題	
	H17年度	H18年度	
ア．移入種対策制度基盤整備事業	89	-	引き続き固有の生物相を有する地域に おける外来生物の駆除を進めるとともに、 外来生物のデータベースの構築、影響評 価手法の確立、効果的な防除手法の検討 等を含め、法律の実施体制の整備を図る とともに、外来生物対策についての普及 及び啓発に努める。 ブラックバス等の外来魚対策として、緊 急・広域的な対策等を実施するとともに、 その効果を高める措置を検討し、地域の 実態に応じた外来魚の生息域・量の抑制 の推進が必要。プラスチック水に関しては、 実際のプラスチック水中に存在する生物相の 実態把握に努める。
イ、ウ．移入種駆除・管理対 策事業	43	-	
ア．エ．外来生物対策管理事業	-	59	
ア．外来生物飼養等情報データベ ースシステム構築費	99	99	
ア．エ．外来生物対策管理事業地 方事務費	-	33	
イ、ウ．特定外来生物防除等推進 事業	204	350	
キ． 健全な内水面生態系復元等推 進事業費（団体分）	176	321	
強い水産業づくり交付金	15,228の 内数	-	
ケ． 高度船舶技術研究開発費補助 - ノンプラスチック船の開発 - プラスチック水中の生物相の調査	58の内数 14	- 10	

1. 第4部における事項番号と施策名			2章1節3 (2)化学物質対策		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係					
3. 本施策を展開する必要性とその目的					
化学物質による人及び生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れた化学物質対策を推進する。また、農業による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。					
4. 施策の概要			5. 施策の進捗状況		
化学物質による生態系への影響を把握するため鳥類等の野生生物における化学物質の蓄積状況及び生体の変化等を調査する。			野生生物への化学物質の蓄積状況を把握するため、平成17年度はカワウ、タヌキ等について、POPs等の蓄積濃度の分析を実施。		
生態リスク初期評価の推進			化学物質の生態系へのリスクについてスクリーニング的な評価を行う生態リスク初期評価を平成17年度までに232物質について実施。		
改正化学物質審査規制法の施行			新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を着実に実施。		
農業の環境リスク対策			水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の施行により、個別農業毎の水産動植物へのリスク評価を実施。		
農業による環境リスクを管理するため、農業取締法に基づき必要な規制等を行う。					
水生生物の保全に配慮した水質目標の設定			平成15年度に水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。引き続き、調査・検討を実施（再掲）。		
水生生物の保全に係る水質環境基準の設定。					
漁場環境における化学物質の蓄積状況の把握及び水産生物への影響調査を行う。			魚介類へのダイオキシン類の蓄積実態調査及び内分泌かく乱物質の影響調査を実施。		
6. 予算・税制等項目		当初予算（百万円）		7. 今後の課題	
		H17年度	H18年度		
化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費		18	13	化学物質の環境残留実態の調査の継続的な実施、リスク評価手法の高度化を図りつつ生態リスク初期評価の推進及び動植物に対する影響の評価を含めた新規化学物質の審査・規制の着実な実施を図ることが必要。	
化学物質の環境リスク評価推進費		245	229	水産動植物の被害防止に係る改正農業登録保留基準の施行により、個別農業について順次基準値の設定を行うとともに、中長期的には、陸域を含む生態系全般に対する環境リスクを評価し管理する手法を開発する。	
化学物質の審査・規制手法の改善調査		25	21	環境基準の運用や環境管理施策の検討。	
・農業リスク総合評価システム確立・推進事業		11	15	水生生物と化学物質に関する科学的知見の集積及びそれに伴う基準の継続的な見直しを行う。	
・農業による水生生物影響実態把握調査		45	45	水産資源の持続的な利用に資するため、漁場環境における化学物質の影響把握を継続的に行うことが必要。	
・農業による陸域生態系影響評価技術開発調査		17	29		
水生生物保全のための水質目標の検討		135	89		
漁場環境の化学物質リスク対策推進事業費		232	186		

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節4 飼育栽培下における種の保存	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
絶滅のおそれのある野性動植物について、野外での個体群維持が危惧される場合など、その生息・生育状況に応じて必要な場合には、将来的に生息・生育地への再導入を前提として緊急避難的に飼育管理下に移し、保護増殖を図る、いわゆる生息域外での人工繁殖が必要。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
<p>希少野生動植物種等保存</p> <p>飼育栽培下における種の保存は、野生下での取組との連携を確保しつつ、全体として効果的な種の保存対策が講じられるよう国、地方公共団体、動物園、水族館、植物園、試験研究機関、研究者等の連携・協力の下に事業を進める。</p>	<p>トキ、ツシマヤマネコなどについて、野生復帰に向けて、飼育下での人工増殖等を引き続き実施した。トキについては、野生復帰に向けて順化施設の整備の具体的な内容の検討を行い、施設の整備を進めた。ツシマヤマネコについては、再導入基本構想を踏まえ、野生復帰について検討を行った。</p>	
<p>増殖等事業</p> <p>・天然記念物による増殖事業等</p>	<p>すでに野生個体群が絶滅したコウノトリについて飼育下での増殖を続け、再導入する地域の生息環境調査・整備、再導入へのガイドライン策定等に対する事業に対する補助を行い、平成17年9月に試験放鳥を実施した。今後も兵庫県が試験放鳥を継続していく予定であり、環境整備・人工増殖等について補助を実施。</p> <p>絶滅の危機に瀕しているイタセンパラ・ネコギギについては、地域個体群の維持、系統保存等の観点から、人工繁殖方法の確立、飼育下での維持等の調査・実験を進めるとともに、再導入に向けた地域の生息環境調査、再導入へのガイドラインの検討等に対する事業に補助を行い、野生生物種の保護、管理等を実施している。</p> <p>H17年度には、氷見市のイタセンパラ、三重県のネコギギ、瀬戸町のアユモドキの3件について補助事業を実施。</p>	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H17年度	H18年度
・希少野生動植物種等保存対策費	45の内数	9
・共生と循環の地域づくりモデル事業	21	11
・コウノトリ関係補助金	49	97
・増殖等事業()	65	65
：他の天然記念物の事業を含む		
		トキについては、餌場、ねぐら等の生息環境の整備をさらに進めていく必要がある。ツシマヤマネコについても、将来的な野生復帰に向けた取組の強化が必要。今後とも天然記念物に指定された希少な野生動物について、地方公共団体が実施する飼育下での増殖等の事業に対して補助を行うとともに、助言等を行っていく。

環境省自然環境局野生生物課
文部科学省文化庁記念物課

(2) 生物資源の持続可能な利用

イネ・ゲノム研究では、日本が中心となって解読したイネの全塩基配列情報等を活かしつつ、産官学の研究者を結集し、農業及びその他産業場面での利活用を念頭に特に重要となる5つの形質（品質、光合成能力、機能性物質の生産、病害抵抗性、不良環境抵抗性）をターゲットとして、これに関わる一連の遺伝子群の機能解明を重点的に実施しています。

また、遺伝子組換え生物の使用に際しては、カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を行っています。

【数値から見る具体的施策の展開】

指標	数値							
	データ取得年月 戦略改定時	増減 (前回比)	データ取得年月 第2回点検	増減 (前回比)	データ取得年月 第3回点検	増減 (前回比)	データ取得年月 第4回点検	増減 (前回比)
イネの塩基配列解読	H13.12 48% (2億700万塩基対)	52%	H14.12 100% (4億3,000万塩基対) 解読終了	-	-	-	-	-
イネの有用遺伝子単離・機能解明	31件	25件	H16.3 56件	5件	H17.3 61件 (特許出願中のものを含む)	4件	H18.3 65件 (特許出願中のものを含む)	-
ヒトゲノム塩基配列解析	H13.2 6%	0件	H15.4 (精密解読終了時) 6%	目標達成	-	-	-	-
遺伝子組換え農作物等の環境安全性確認数	H13.11 植物 61件 (15作物)	10件 (1作物)	H16.3 植物 71件 (16作物)	カルタヘナ法に基づく審査制度に移行	-	-	-	-
組換えDNA工業化指針による安全性の確認申請数	H13.10 50社 (376件)	3社 (19件)	H15.5 53社 (395件)	カルタヘナ法に基づく審査制度に移行	-	-	-	-
遺伝子組換え生物等の第一種使用規程承認数	-	-	-	-	H17.3 28件	38件	H18.3 66件	-

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節1 生物資源の持続可能な利用
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用に当たっては、生命の設計図であるゲノムを解析し、生物の持つ情報・機能を活用することにより、機能性作物、環境ストレス作物等の開発による食料・農業問題の解決や有用物質生産技術の確立による新産業の創出を促進し、生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続的な利用を図る。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(2) 農林水産分野での利用 イネ（植物）ゲノム研究 農業、産業の役立つ遺伝子の効率的な機能を解明し、特許化を加速	平成14年12月にイネゲノム塩基配列のうち重要部分の高精度解読を終了。平成16年12月には完全解読を達成。 有用遺伝子の単離・機能解明では、平成18年3月時点において、遺伝子機能特許を65件出願している。
(3) 医療分野での利用 戦略的な遺伝子解析研究の推進	複雑な生命機能の解明等が期待される「ゲノムネットワーク研究」を平成16年度より開始した他、理化学研究所において遺伝子に関する体系的な構造・機能研究を推進中。
(5) 産業分野等における取組み 植物を活用した物質生産は、動物や微生物による物質生産に比べ、安全性が高い、生産コストが安い、省エネルギーで環境調和型等の優位性が指	植物による高機能タンパク質等の物質生産に必要な基盤技術の開発、及び外界の影響を受けず生物多様性への影響を事前に管理することが可能な閉鎖系での高効率な栽培技術の開発に関

摘されている一方、近年のゲノム解読の進展や組換え技術の向上により、植物分野もポストゲノム時代に入り、組換え植物を活用することが期待されている。

6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H17年度	H18年度	
(2)イネ(植物)ゲノム研究	1,541	1,356	我が国は、これまでのイネゲノム研究において、各種の遺伝子単離法を確立し、多数の遺伝子の機能を解明するとともに、遺伝子機能解明研究の重要な鍵となる研究試料・データ等を多数蓄積しており、今後はこれらゲノム情報科学的知見の具体的な活用方法を確立する必要がある。 研究開発成果の実用化において、遺伝子改変生物の使用に当たっては、カルタヘナ議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に留意しつつ、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用を推進することが必要。 引き続き植物による高機能タンパク質等の物質生産に関する技術開発を推進し、安心して配慮した植物を活用したモノ作り技術の基盤を構築する。
(3) ・ゲノムネットワーク研究の戦略的推進(理化学研究所運営費交付金中の推計額を含む)	3,315	3,310	
・ゲノム科学研究の推進(理化学研究所運営費交付金中の推計額)	6,263	5,908	
・遺伝子多型研究の推進(理化学研究所運営費交付金中の推計額)	1,669	1,630	
(4)ナショナルバイオリソースプロジェクト(理化学研究所運営費交付金中の推計額を含む)	3,745	3,679	
(5) ア. 植物機能利用工業原料生産技術開発	819	808	
イ. 生物機能活用生産プロセス技術開発	1,038	-	
ウ. 生分解・処理の解析と制御技術開発	520	468	

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
経済産業省製造産業局生物化学産業課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節2 遺伝資源の保存と提供
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
熱帯林の開発等における生物遺伝資源消失の危険性が増大する中、貴重な遺伝資源を収集・保存しこれを積極的に活用していくことにより生物の多様性を保全する。主要作物の在来種及び近縁野生種及び難培養微生物等の生物遺伝資源の探索・収集、保存、提供及び機能解析を行うとともにその実用化開発を促進し、それらを含む有用生物遺伝資源をライブラリー化し、永続的に保存・供給していく体制を充実させる。また、生物多様性条約を踏まえ、海外の国々と生物の移転に係る包括的な覚書(MOU)等により、我が国の企業等が海外の生物遺伝資源を活用できる体制を順次整備する。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(2)農林水産分野での取組 農業生物遺伝資源の保存と提供	平成17年度に植物23万6千点、微生物2万2千点、動物9百点、DNA24万5千点を保存。植物5,891点、微生物1,085点、動物40点、DNA287点を独立行政法人、国立試験研究機関、都道府県、大学、民間企業等研究者へ提供。
林木遺伝資源の保存と提供	平成17年度に3万2千点の林木を保存。881点を独立行政法人、大学、県、民間企業等研究者へ提供。
水産生物遺伝資源の保存と提供	平成17年度に大型藻類及び微細藻類291点、水

	産微生物960点を保存。9点を試験研究機関、民間企業等（漁業者を含む）へ提供。
(5) 産業分野等での取組 生物遺伝資源の探索・収集、保存及び提供	(独)製品評価技術基盤機構(NITE)に整備した生物遺伝資源保存供給施設において、微生物を3.6万株、微生物由来のDNAクローンを約4.3万を保存。また、これまで約3.7万の生物遺伝資源を提供。
海外生物遺伝資源の活用体制の整備	NITEは平成17年度までにインドネシア、ベトナム及びミャンマー、タイ、中国とMOU(包括的覚書)等を、PA(プロジェクト合意書)を締結するとともにMTA(素材移転協定)について合意した。これら各国と微生物の共同探索事業等を行い海外生物遺伝資源の日本に移転し国内企業と協力して有用機能を解析中。また、この合意に基づき、これらの国から生物遺伝資源の移転を行った。さらに、アジアにおける多国間での微生物資源の活用を推進するため日本とASEAN諸国、中国、韓国、モンゴルからなる「アジア・コンソーシアム」を設立するとともにNITEとタイとのMOU及びPAを締結し、海外生物遺伝資源の活用体制を充実を図った。し、海外資源国との連携を強化。

6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H17年度	H18年度	
(2) 農業生物資源ジーンバンク事業	861	833	ジーンバンクの利用性の向上を図るためには、ジーンバンクでの有用特性情報を充実させ、その積極的公開を行うことが必要。 また、生物多様性条約を踏まえ、覚書や共同研究などにより海外の国との協調関係を築きながら、未開拓生物遺伝資源の開発を行うことを、今後も継続して実施していくことが必要。
林木のジーンバンク事業	29	28	
水産生物のジーンバンク事業	16	15	
(5) NITE運営費交付金の内数	7,682	7,626	
ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築	401	401	

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
林野庁研究・保全課
水産庁研究指導課
経済産業省製造産業局生物化学産業課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節3 遺伝子組換え生物の利用における安全性の確保
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
<p>遺伝子組換え技術等の進展により、生物に新たな形質を付与することが容易となったため、形質によっては、生物の多様性に影響を与える可能性が危惧されている。このため、遺伝子組換え生物の安全な利用、取扱いに関する国際的枠組である「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」を早期に締結するため、国内担保措置の構築に取り組む。</p> <p>また、研究開発分野並びに農林水産、食品、医薬品及び鉱工業分野における遺伝子組換え生物の使用の安全性確保と遺伝子組換え生物の健全な利用等の促進を図る。</p> <p>遺伝子組換え食品については、我が国が議長国を務め、平成12-15年に計4回開催された「コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会」において、「モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則」他2つの文書が取りまとめられ、国際規格として策定された。</p>	

しかし、遺伝子組換え食品については更に検討すべき課題が多数あることから、同特別部会の再設置が決定され、我が国が再度議長国を引き受けることとなった。再設置後初の会合が平成17年9月に千葉県において開催されたところである。

4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
<p>国内担保法の策定 カルタヘナ議定書の早期締結を行うため、環境省が中心となって、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の6省で国内法を検討。</p>	<p>国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)を平成15年6月18日に公布。法施行及び議定書締結に必要な省令等の準備を進め、平成15年11月21日に議定書を締結。平成16年2月19日に我が国について発効。法についても同日施行。 同法に基づき、平成17年度までに66件の遺伝子組換え生物等の第一種使用規程が承認された。 また、ホームページ上に日本版バイオセーフティクリアリングハウス(J-BCH)を開設し、カルタヘナ議定書や法律に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況等について情報提供を行っている。</p>
<p>(1)実験段階における安全性の確保 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施</p>	<p>平成17年度は、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を約150件確認。</p>
<p>ライフサイエンス安全研究プログラムによる研究課題の実施</p>	<p>遺伝子組換え生物等の環境への放出を伴う研究のリスク評価及び管理の知見収集等を目的とした研究課題を実施。</p>
<p>(2)産業利用段階における安全性の確保 ア. 農林水産分野の取組 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施</p>	<p>平成17年度は、環境中での使用を29件承認し、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を25件確認。</p>
<p>イ. 食品分野の取組 食品衛生法に基づき安全性の審査等を実施</p>	<p>平成17年度までに、遺伝子組換え食品75品種、遺伝子組換え食品添加物13品目の安全性を確認。</p>
<p>ウ. 医薬品分野の取組 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施</p>	<p>平成17年度は、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を22件確認。また、遺伝子組換え生ワクチンの品質及び安全確保のための指針を策定中。</p>
<p>エ. 鉱工業分野の取組 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施</p>	<p>平成17年度は、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を101件確認。</p>
<p>(3)安全性の確保に関する研究開発等 ア. 遺伝子組換え生物の産業利用における安全性の確保に関する研究</p>	<p>遺伝子組換え生物の評価手法の開発、検出技術の開発並びに遺伝子組換え作物及び導入遺伝子が周辺環境へ拡散すること等を防止するための技術等の開発を実施。</p>
<p>イ. 遺伝子組換え生物の生態系への影響評価に関する研究</p>	<p>新規に開発が進められている遺伝子組換え生物の情報、最新の科学的知見、各国の評価手法の情報を収集し、遺伝子組換え生物のリスク評価手法について検討を実施。</p>
<p>(4)国際的プログラムの推進</p>	<p>平成17年度に特別部会第5回会合を開催。「組換えDNA動物由来食品の安全性評価実施に関するガイドライン」の策定等を新規作業として取り</p>
<p>イ. コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会</p>	<p>上げることで合意。 上記ガイドラインの草稿を作成するための作業部会を2回開催。座長国を務める。</p>
<p>コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会の議長国として、部会の円滑な運営に努めると共に、遺伝子組換え食品に関する新たな国際規格等の策定に積極的な役割を果たす。</p>	<p>平成18年11月末の第6回会合開催に向けて準備中。</p>
<p>6. 予算・税制等項目</p>	<p>：当初予算(百万円) 7. 今後の課題</p>

	H17年度	H18年度	
遺伝子組換え生物対策事業	56	58	カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法的確な運用が必要。 平成18年度以降の部会開催及び平成21年度までに国際規格・ガイドライン等を策定する。
(1)			
・生物由来製品安全対策費 (加付議定書国内担保法関係経費)	2.6	0	
・バイオインダストリー安全対策 調査	60	60	
(2)生物多様性影響評価推進経費	15	7	
(3)遺伝子組換え生物の産業利用 における安全性確保総合研究	395	508	
(4)バイオテクノロジー応用食品 の安全性に関する国際会議の 開催	65	58	

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
 農林水産省消費・安全局農産安全管理課、農林水産技術会議事務局技術安全課
 厚生労働省医薬食品局審査管理課、食品安全部企画情報課国際食品室、
 基準審査課新開発食品保健対策室
 経済産業省製造産業局生物化学産業課

(3) 自然とのふれあい

エコツーリズムを实践する地域や事業者の優れた取組を表彰する「第1回エコツーリズム大賞」では、大賞1団体、優秀賞4団体、特別賞6団体を選定し、平成17年6月5日(環境の日)に愛知県で開催された愛・地球博において環境大臣表彰を行ったほか、シンポジウムを開催し、各団体の取組を紹介しました。

全国各地の国立公園等で実施している子どもパークレンジャーには、平成17年度840名の参加がありました。

【数値から見る具体的施策の展開】

市民農園の開設区画数が平成14年3月から、9,415区画増加しました。
144,312区画(H14.3) 153,727区画(H17.10)
自然解説指導者研修を平成17年度は103名が受講しました。

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減(前回比)	第2回点検	増減(前回比)	第3回点検	増減(前回比)	第4回点検	
自然解説指導者研修受講者数	H13年度 104人	H15年度 118人	H16年度 105人	H17年度 103人	14人	-13人	-2人	
自然公園指導員数	H14.3 2,943人	H16.3 2,979人	H16.4 3,006人	H18.4 2,971人	36人	27人	-35人	
国立公園パークボランティア数	H13年度 1,689人	H15年度 1,607人	H16.7 1,737人	H17.7 1,825人	-82人	130人	88人	
長距離自然歩道路線距離	H14.3 21,319km	H16.3 25,932km	H16.3 25,904km	H18.3 25,904km	4,613km	-28km	0km	
長距離自然歩道利用者数	H13 4,846万人	H14 5,252万人	H15 5,805万人	H16 6,066万人	406万人	553万人	261万人	
子どもパークレンジャー参加者数	H13年度 884人	H15年度 1,064人	H16年度 834人	H17年度 840人	180人	-230人	6人	
市民農園の開設区画数	H14.3 144,312区画	H16.10 150,555区画	H16.10 152,481区画	H17.10 153,727区画	6,243区画	1,926区画	1,246区画	
水生生物調査の参加者数	H13年度 87,450人	H15年度 85,907人	H16年度 90,782人	H17年度 85,910人	-1,543人	4,875人	-4,872人	
水生生物調査の参加団体数	H13年度 2,642団体	H15年度 2,479団体	H16年度 2,534団体	H17年度 2,292団体	-163団体	55団体	-242団体	
水生生物調査の調査地点数	H13年度 5,520地点	H15年度 5,042地点	H16年度 4,263地点	H17年度 4,059地点	-478地点	-779地点	-204地点	

1. 第4部における事項番号と施策名	2章3節自然とのふれあい
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
人が自然生態系の構成要素の一つであることを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となるよう、自然にふれあう機会を増やす。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
エコツーリズム 全国的な普及・定着を図るため、エコツーリズム大賞やモデル事業等、5つの推進方策を検討	自治体を対象に「豊かな自然の中での取り組み」、「多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み」、「里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み」の3つの類型別にモデル事業を公募し、53地区(80自治体)の応募から、13地区をモデル地区に選定し、平成16年度よりルール策定やエコツアーの実施に向けた各種事業を実施。 また、エコツーリズムを展開する各地域や事業者の取組のうち、特に優れた事例を表彰するエコツーリズム大賞を実施。平成17年6月、愛知万博において、環

	境大臣より大賞の(株)ピッキオ(長野県北佐久郡軽井沢町)ほか各団体を表彰。
(1)自然公園等 ア.人材の育成・活動プログラムの整備と機会の提供 自然解説指導者研修 自然公園内のビジターセンター等の自然解説施設で自然解説を担当する職員や地方公共団体において自然とのふれあいに関する業務を担当する職員に対して自然解説等の研修を実施。	田貫湖ふれあい自然塾等を会場として、平成17年度は103名が参加。
自然公園指導員制度 国立公園及び国定公園の風景地を保護し、自然公園の適正利用に資するために、2年間の任期で自然公園指導員を委嘱。	平成18年4月に、2,971人を自然公園指導員として委嘱して活動を行っている。美化清掃、事故防止、情報提供等の活動を行っている。
パークボランティア活動推進事業 国立公園及び国民公園の保護管理、利用者指導又はこれらの一環として行われる各種活動について、広く国民の参加を得ることを通じ、活動の充実を図るとともに、自然保護思想の普及啓発を図る。	全国で平成17年度は1,875人が登録を受け、美化清掃、利用者指導等の活動を行っている。
ふれあい自然塾 専門のスタッフによる自然体験プログラムと、充実した体験のための体験ハウス等の施設において、さまざまな自然体験プログラムを展開。	平成17年度は117千人が利用。
子どもパークレンジャー 全国各地の国立公園等において、環境省自然保護官(レンジャー)の仕事である国立公園などの自然保護パトロールや美化清掃、動植物の調査・保護活動、自然解説活動などを小中学生が体験。	平成17年度は840人が参加。
ウ.自然とのふれあいの場の整備 国立・国定公園等の自然公園における優れた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。	全国28の国立公園において国立公園の核心となる特に優れた自然景観を有する地域における自然の保全や復元のための整備、歩道・園地・公衆トイレ等の利用の基幹となる施設の整備等を実施。 地方の創意工夫を活かした自然と共生する地域づくりを推進するための自然環境整備交付金を平成17年度に創設。平成17年度には34都道府県の実施する国定公園等の整備に対して交付。平成18年度においては、38
(2)森林 体験活動を通じた森林とのふれあい	子供たちに森林での様々な体験活動の機会を提供する「森の子くらぶ」活動等の森林体験活動や里山林等における多様な利用活動、森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。 国有林では、学校等と「遊々の森」を設定し体験・学習活動を行う場を提供している。
(3)海岸	平成17年度までに25箇所を実施地区として選定。

<p>自然豊かな海と森の整備対策事業 (白砂青松の創出) 海と緑の健康地域づくり (健康海岸事業)</p>	<p>平成17年度までに17地域を実施地域として選定。</p>
<p>(4)港湾 広報活動の展開 NPO等による海辺の自然体験活動のイベント情報などの提供</p>	<p>海辺の自然体験活動や環境教育の必要性・有効性やNPO等によるイベント情報などについて、ホームページや情報誌による情報提供を実施。</p>
<p>地域やNPOとの連携 地域住民、NPOなど多彩な主体の参画を得る</p>	<p>地域住民、NPO等と連携を図りながら、海辺でふれあうための実施体制の整備。</p>
<p>海辺の環境教育の推進 市民によるみなとの良好な自然環境の利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。</p>	<p>平成17年度は、人工干潟での生物観察等の体験型の自然環境教育を全国50箇所を実施。</p>
<p>(5)河川 ア．水辺プラザ 地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場整備等を実施</p>	<p>平成17年度においては、最上川(山形県)、那珂川(茨城県)などで実施。</p>
<p>イ．水辺の楽校 水辺に近づくの河岸整備、遊歩道の整備、瀬や淵・せせらぎの創出などを実施</p>	<p>平成17年度においては、鬼怒川(栃木県)、白川(熊本県)などで実施。</p>
<p>ウ．多自然型川づくり 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮した河川整備の実施</p>	<p>全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然型川づくりを実施。</p>
<p>エ．ふるさとの川整備事業 河川本来の自然環境や周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を実施</p>	<p>平成17年度においては、川内川(鹿児島県)、切戸川(山口県)などで実施。</p>
<p>オ．河川空間のバリアフリー化 全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い楽しむ河川空間を創出</p>	<p>平成17年度においては、荒川(東京都)、旭川(岡山県)などで実施。</p>
<p>カ．マイタウン・マイリバー 大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川等について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を実施</p>	<p>河川沿川の市街地整備に関する再開発事業等と一体となった河川改修を実施。平成17年度までに全国4河川を指定。</p>
<p>キ．市民・NPO等と連携した河川整備・管理の推進 河川管理者のみならず市民やNPO等と連携して河川の整備管理を推進</p>	<p>茨城県の霞ヶ浦、北浦におけるアサザ(特有の種)の再生、荒川中流部における湿地再生等、各地で市民と連携した環境保全活動を実施中。</p>
<p>ケ．NPO等と連携した樹林帯の整備 NPO等と一体となって一般参加による植樹を実施</p>	<p>六甲山系等の都市山麓グリーンベルト整備事業実施箇所等において、実施。</p>
<p>湖沼 住民が主要な担い手となった、湖沼の浄化事業等をモデル事業として推進</p>	<p>平成17年度から予算計上。</p>
<p>(6)都市・農村・漁村 都市農村の交流の促進 グリーンツーリズムの推進や市民農園の整備などを促進</p>	<p>谷津田などにおいて、都市住民との交流を図るため地区において、滞在交流拠点や体験交流空間を整備し、平成17年10月までに全国で153,727区画の市民農園を開設し、都市と農村の交流を図った。</p>

<p>田んぼの生きもの調査 水田周辺域における魚類・カエル類の生息状況を調査</p>	<p>平成17年度までに全国の水田周辺の農業水路などの10,592地点において実施。</p>		
<p>子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト 子どもたちが漁村の自然の遊びに親しみ、水産業への理解を深めるための場や体制づくり。</p>	<p>平成17年度までに16地区を登録。</p>		
<p>6. 予算・税制等項目</p>	<p>当初予算(百万円)</p>		<p>7. 今後の課題</p>
	<p>H17年度</p>	<p>H18年度</p>	
<p>エコツーリズム総合推進事業費 (1) ア. ・自然環境学習指導者育成事業費 ・自然公園等利用ふれあい推進事業経費 ・子どもパークレンジャー事業費</p>	<p>130 5 5 12</p>	<p>132 5 5 11</p>	<p>エコツーリズムについては、5つの推進方策を中心とした様々な施策を総合的に取組み、全国的な普及・定着を図る。 森林における活動については、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。 港湾における活動については、良好な環境の保全・再生・創造の積極的な推進と地域の多様な主体の参画が必要。</p>
<p>イ. 自然公園等事業費</p>	<p>12,531 の内数</p>	<p>12,150 の内数</p>	<p>都市、農村における活動については、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化に向け、都市と農山漁村の交流のための施策及び地域の特性に応じた整備等の施策を講ずることが必要。</p>
<p>(2) ・森林環境教育活動の条件整備促進事業</p>	<p>7</p>	<p>6</p>	
<p>・国民参加の緑づくり活動推進事業</p>	<p>135</p>	<p>-</p>	
<p>・地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業</p>	<p>-</p>	<p>150</p>	
<p>・学校林整備・活用推進事業</p>	<p>47</p>	<p>31</p>	
<p>・森林づくり交付金</p>	<p>4,431の 内数</p>	<p>3,695の 内数</p>	
<p>(3) 海岸事業費</p>	<p>73,732の 内数</p>	<p>71,440の 内数</p>	
<p>(4) 港湾事業費</p>	<p>432,988 の内数</p>	<p>401,494 の内数</p>	
<p>(5) 河川</p>			
<p>・国土基盤河川事業費</p>	<p>711,082の 内数</p>	<p>700,597 の内数</p>	
<p>・地域河川事業費</p>	<p>409,911の 内数</p>	<p>378,859 の内数</p>	
<p>・砂防事業費</p>	<p>202,793の 内数</p>	<p>197,881 の内数</p>	
<p>・総合流域防災事業費</p>	<p>149,085の 内数</p>	<p>131,075 の内数</p>	
<p>(6) 都市・農村</p>			
<p>・元気な地域づくり交付金</p>	<p>46,607 の内数</p>	<p>41,526 の内数</p>	
<p>・田んぼの生きもの調査</p>	<p>24</p>	<p>24</p>	

農林水産省林野庁研究・保全課、計画課、業務課

農林水産省農村振興局農村政策課、地域計画官、防災課
水産庁防災漁村課

環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室、自然環境整備担当参事官室、自然環境計画課
環境省水・大気環境局水環境課
国土交通省河川局河川環境課、砂防部保全課、砂防計画課、海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課
国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室
文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

(4) 動物愛護・管理

動物愛護管理に関する施策を総合的に推進するための国の「基本指針」及び都道府県の「推進計画」制度の創設、動物取扱業の届出制から登録制への移行、個体識別措置の普及促進、特定動物（危険動物）の全国一律の飼養・保管許可制の導入、愛護動物の遺棄に対する罰則強化等を内容とする「動物愛護管理法の一部を改正する法律」が平成18年6月に施行されました。

1. 第4部における事項番号と施策名	2章4節 動物愛護・管理	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
飼養動物等の取扱いについては、自然生態系への影響等の生物多様性保全上の問題を生じさせないよう、適正に管理することが必要なため、関係機関等と連携をとりながら、動物愛護管理法の趣旨に基づき、飼養動物の管理の適正化の推進及び普及啓発の徹底を図る。		
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況
(1) 飼養管理の適正化 飼養動物の適正な管理を推進するため、ペット動物等の飼養保管に関する基準の見直しや動物取扱業者の業務の適正化、特定動物（危険動物）の飼養の適正化推進などの施策を実施。		「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正動物愛護管理法という。）」が平成18年6月に施行。これに伴い、同法の適切かつ着実な運用を図るため、動物取扱業に関する基準、特定動物（危険動物）に関する基準、動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置等、各種基準・指針等の策定等を行い、改正動物愛護管理法の施行日に併せて施行。
(2) 関係機関等の連携 国、地方公共団体、民間団体及び専門家とが、密接に連携して飼養動物の適正な管理を推進できるよう、連携体制を構築。		動物愛護管理法の改正により、特定動物（危険動物）の飼養許可にあたっては、マイクロチップ等の個体識別措置が義務付けられたことに伴い、獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込みのための技術マニュアル（教本及びDVD）の作成及び全国各地において技術講習会を実施。
(3) 適正な取扱いに関する普及啓発 飼養動物の適正な取扱いを普及啓発するためのリーフレット作成や行事等を実施。		9月20日～26日の動物愛護週間で開催される中央行事において、飼養動物の適正な取扱いの普及啓発を実施。また、改正動物愛護管理法の周知・普及のためのリーフレットを作成。
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算（百万円）	
	H17年度	H18年度
・飼養動物との共生基盤強化事業	16	26
・基本指針検討推進事業	-	22
・個体識別措置推進事業	-	43
・動物の適正飼養推進事業費	5	9
・家庭動物の終生事業推進事業費	20	-
		マイクロチップ等による個体識別措置の普及啓発を図るため、マイクロチップ埋込み体制の確保を引き続き図るとともに、個体識別データに関するデータベース・ネットワークの整備を図ることが必要。

自然環境省局総務課動物愛護管理室

3. 基盤的施策

(1) 生物多様性に関する調査研究・情報整備

全国を対象に縮尺1/25,000植生図を整備し、順次ホームページにて公開しています。また、生態系や生物相について情報が不足している藻場・干潟等浅海域における生態系調査を自然環境保全基礎調査の一環として引き続き実施するとともに、国土レベルで生物多様性の劣化を早期に把握し、対策を講じるため、モニタリングサイト1000調査事業を開始しています。これらの調査データの整備とともに、各情報整備主体が保有する生物多様性に関する情報に容易にアクセスできるよう、情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム）を構築し、運用を開始しています。

その他、地球環境研究総合推進費等を用いて生物多様性に関する各種調査研究活動も進められました。

【数値から見る具体的施策の展開】

指標	数値							
	データ取得年月 戦略改定時		データ取得年月 第2回点検		データ取得年月 第3回点検		データ取得年月 第4回点検	
		増減 (前回比)		増減 (前回比)		増減 (前回比)		増減 (前回比)
モニタリングサイト 1000のサイト設定数	H14.3	0 サイト	H16.3	120 サイト	H17.3	406 サイト	H18.3	618 サイト
		## サイト		286 サイト		212 サイト		
25,000分の1植生図 の更新状況	H14.3	約 20 %	H16.3	約27 %	H17.3	約 30 %	H18.3	約 32 %
		約 7 %		約 10 %		約 2 %		
CHM メタデータ数	H14.3	0 件	H16.3	79 件	H17.3	112 件	H18.3	747 件
		79 件		33 件		568 件		

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(1) 自然環境保全基礎調査等の推進		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
生物多様性の保全に関する諸課題を抽出するとともに、保全対象を特定し、適切な保全対策を立案するなど各種施策の検討を行なうに当たり、全国的な観点から自然環境の現状と時系列的变化を的確に捉えるため、科学的かつ客観的な自然環境データを収集・整備する。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
ア. 生物多様性の現状把握 ・自然環境保全基礎調査の推進		2万5千分の1植生図を1,378面(約32%)作成。干潟及び藻場を対象に全国的な浅海域調査を実施。干潟は145カ所で現地調査を終了し、解析中。藻場は今年度も引き続き調査を実施。	
イ. モニタリングの実施 ・重要生態系監視地域モニタリング推進事業 (モニタリングサイト1000)		平成15年よりモニタリングサイトを設定し、試行調査を実施中。 モニタリングサイト数 618箇所 (平成18年3月)	
6. 予算・税制等項目		当初予算(百万円)	
		H17年度	H18年度
ア. 自然環境保全基礎調査		287	308
イ. 重要生態系監視地域モニタリング推進事業		286	288
		7. 今後の課題	
		自然環境保全基礎調査の各調査を継続して実施し、とりまとめを実施する。 モニタリングサイトを平成15年度から5年間で順次設定し、19年度までに全国1000箇所程度設定予定。それとともに、継続的調査を実施する。	

環境省自然環境局生物多様性センター

1. 第4部における事項番号と施策名			3章1節1(4) 地球環境研究総合推進費による研究の促進		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			5, 6		
3. 本施策を展開する必要性とその目的					
科学的知見に基づいて、地球環境保全の施策を着実に進めることを目的として、地球環境研究総合推進費では、極めて重要性の高い地球環境問題として生物多様性の減少を位置付け、この解決に資する研究を産官学の様々な研究者・研究機関の連携の下推進している。					
4. 施策の概要			5. 施策の進捗状況		
生物多様性に関する分野では、国内のみならず地球規模での生物多様性の減少に関する研究が行われ、各研究課題で成果を得ている。			平成18年度には、「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」、「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」等、生物多様性の減少に関する研究を推進する。		
6. 予算・税制等項目		当初予算(百万円)		7. 今後の課題	
		H17年度	H18年度		
地球環境研究総合推進費		3,015の内 数	3,256の内 数	政策貢献の観点から、生物多様性に関わる政策決定の場への研究者の参加をより積極的に促し、成果の反映を促す効果的な研究成果の提示方法について、一層の整備を図っていくことが考えられる。	

環境省地球環境局総務課研究調査室

1. 第4部における事項番号と施策名			3章1節1(7) 農地における調査		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			2, 6		
3. 本施策を展開する必要性とその目的					
水田周辺水域に生息する魚類やカエルを主体とした生物の生息状況を確認し、生物多様性の重要性を認識するとともに、生息環境条件を明らかにして、生物保全のためのより良い施設整備のあり方を検討するための基礎資料として活用する。また農地や水路等における生態系等の自然環境情報について、現地調査結果及び既存資料を併せてデータベース化、GIS化を行うことにより、環境との調和に配慮した事業計画のための調査の効率化を図る。					
4. 施策の概要			5. 施策の進捗状況		
ア. 水田周辺水域における生態系の現状把握			平成17年度までに全国の水田周辺の農業水路などの10,592地点において実施。		
田んぼの生きもの調査(再掲)			環境省と連携し、水田周辺域における魚類・カエルの生息状況を調査。		
農業農村環境情報整備調査			平成17年度までに448地点で現地調査を行い、データベース化、GIS化を実施。		
生態系等の自然環境情報についての現地調査及び既存情報を併せたデータベース化。					
生息環境向上技術調査			平成18年度から、環境との調和に配慮した農業農村整備事業の推進と農村環境の保全・形成に資するため、農村地域の多様な生物のハビタット構成要素に着目し、その機能や構造を検討する調査を開始。		
農村地域の多様な生物の生息環境を総合的に向上させるための調査					
6. 予算・税制等項目		当初予算(百万円)		7. 今後の課題	
		H17年度	H18年度	調査の実施によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、さらに環境に配慮した農業農村整備事業のあり方の検討が必要。	
田んぼの生きもの調査		24	24		
農業農村環境情報整備調査		57	51		
生息環境向上技術調査		-	80		

農林水産省農村振興局地域計画官、資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(8) 河川における調査	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 河川環境に関する基礎的なデータの収集や調査研究を通じ、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元を図る。		
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況
ア. 河川水辺の国勢調査 河川やダム湖の生物の生息・生育状況等を定期的・継続的に調査する。	魚介類、底生生物、植物、鳥類、陸上昆虫、両生類・は虫類・ほ乳類等の調査結果を公表するとともに、引き続き調査を実施する予定。	
イ. 自然共生センター 河川環境に関する学際的な研究を総合的に実施。	現在までに、河川改修においては瀬、淵構造を考慮することが重要であることなどを確認しており、様々な河川の復元工法による効果を検証中。	
ウ. 河川生態学術研究 河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施。	フィールドとして多摩川、千曲川、木津川、北川、標津川の5河川を設定し、現地調査をベースとした共同研究が進められている。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H17年度	H18年度
・国土基盤河川事業費	711,082の内数	700,597の内数
・地域河川事業費	409,911の内数	378,859の内数
・総合流域防災事業費	149,085の内数	131,075の内数
これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元に資する復元工法等に反映させることが必要。		

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(9) 港湾における調査研究	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 沿岸域の干潟等は、海と陸と大気の接する場所として、生物生息・水質浄化・親水性等様々な環境機能を有する空間であるが、地形や潮汐等による環境変化等の把握、生息する多種多様な生態系の仕組みや生物生産力、水質浄化メカニズムなど、沿岸域の持つ様々な環境機能について研究し、その成果を基に干潟等の保全・再生・創出を推進していくことが重要である。 このため、干潟の現地観測や世界最大規模の干潟実験施設による観測等から、人工干潟の創造を含めた干潟等の研究を積極的に推進する必要がある。		
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況
多様な生物の生息環境である干潟・藻場の研究及びその保全・再生等の技術の確立。		実際の干潟の現地観測や世界最大規模の干潟実験施設での調査・研究を実施。
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H17年度	H18年度
港湾事業費	432,988の内数	401,494の内数
自然環境の把握・生態系の仕組み・浄化メカニズム等の解明を通じて、現地観測等から定量的・定性的な知見を蓄積し、それを事業に反映させる。		

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節2(7) 地球規模生物多様性情報機構(GBIF)への取組	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 地球規模生物多様性情報機構(GBIF)とは、OECDの科学技術政策委員会(CSTP)における議論を踏まえて設立された、生物多様性に関するデータを各国で分散的に集積し、ネットワークを通		

じて全世界的に利用することを目的とする国際協力による科学プロジェクトである。その活動により、動物、植物、微生物、菌類等広範な生物種、生物標本データから生態系データ、タンパク質データ、遺伝子配列情報等の相互運用、利用が可能になることが期待されている。

4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
<p>GBIFへの貢献</p> <p>我が国は文部科学省が科学技術振興機構を通して、GBIFに対して米国と並び活動資金の最大の拠出を行っている。また、関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討するとともに、国内の専門家により構成されるGBIF技術専門委員会を設置し、科学技術的見地から調査及び審議を行っている。</p>		<p>平成17年度はGBIF技術専門委員会を2回開催し、GBIF活動について調査及び審議を行った。</p> <p>また、GBIFの設置に関するMOU（覚書）で定められている、国内データベース拠点の設置と運用について、平成16年度より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に拠点を設け、国内の標本等のデータ提供に対応している。</p>	
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7. 今後の課題
	H17年度	H18年度	
<p>拠出金（科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額）</p> <p>国内資料のデータベース化等の検討のための調査費（科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額）</p> <p>ノード運営費（国立遺伝学研究所）</p>	70万ドル	70万ドル	<p>本活動は生物多様性に関するデータを集積し、全世界的に利用することを目的とする国際協力による科学プロジェクトであり、多数の省庁、機関の業務に関わるため、GBIF関係省庁連絡会を通じて関係省庁の参画をよびかけ、今後の貢献のあり方について議論を進めていくことが必要。</p> <p>また、今後とも着実に自然史等博物館及び大学等の研究所等における国内の標本等データベースの構築を推進すると共に、GBIFとの連携を図っていくことが必要。</p>
	17	17	
	80	80	

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

(2) 教育・学習、普及啓発及び人材育成

平成17年度より、教材や用語解説、企業による学習支援へのリンクなどが掲載された「環境教育・環境学習データベース」の運用を開始しました。

また、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく人材認定等事業により、16年10月の施行以来、平成18年6月までに13件の事業が認定されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

指標	数値							
	データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月		データ取得年月	
	戦略改定時	増減 (前回比)	第2回点検	増減 (前回比)	第3回点検	増減 (前回比)	第4回点検	
「子どもエコクラブ事業」参加クラブ数、参加者数	H14.3 4,160 クラブ (75,244 人)	H16.3 163 クラブ (7,055 人)	4,323 クラブ (82,299 人)	H17.3 -140 クラブ (857 人)	4,183 クラブ (83,156 人)	H18.3 -169 クラブ (27,080 人)	4,014 クラブ (110,236 人)	
環境カウンセラー登録者数	H14.3 1,565 名 (市民部門941名、事業部門1,624名、うち両部門登録者166名)	H16.3 2,046 名 (市民部門1,448名、事業部門2,163名、うち両部門登録者213名)	H17.4 3,665 名 (市民部門1,611名、事業部門2,289名、うち両部門登録者235名)	H18.4 4,124 名 (市民部門1,774名、事業部門2,350名、うち部門登録者268名)	54 名	459 名		
人材認定等事業認定事業数	-	-	-	H17.3 1 事業	1 事業	H18.6 12 事業	13 事業	
子どもホタルンジャー応募団体数	-	-	-	H16年度 71 団体	71 団体	H17年度 -31 団体	40 団体	

1. 第4部における事項番号と施策名	3章2節1(2) 環境教育・環境学習に係る具体的施策
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	生物多様性の保全及び持続可能な利用を実現する上では、国民一人一人が自然の美しさや不思議さに対する感性を育み、科学的な知見に基づき自然の仕組みと大切さを理解し、環境保全のために行動していくことが必要であり、そのためには、環境教育・環境学習を積極的に推進していくことが極めて重要である。具体的には、人材育成、プログラムの整備、情報提供、場や機会の拡大などの各種施策を行う。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 学校における環境教育推進のための施策 エコスクールの整備	エコスクールパイロット・モデル事業において、平成17年度に101校を認定
屋外教育環境整備事業	校庭の芝生化や学校ビオトープ整備などを引き続き実施
「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」を指定するなど学校における自然体験活動等の体験活動の推進	平成17年度には84地域929校を指定。
環境教育リーダー研修基礎講座の開催 環境教育に関する総合的な情報体制の整備	平成17年度は全国5会場で開催。 平成17年度より「環境教育・環境学習データベース」を運用開始。
学校エコ改修事業と環境教育事業	平成17年度に全国9カ所において、学校校舎やその改修を活用した環境教育を推進した。
イ. 社会教育 環境パートナーシップの促進	地球環境パートナーシッププラザのホームページ

地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用して各主体間の交流ネットワークを促進するもの。	ジでの情報提供（アクセス数337件）、環境らしんばんへの登録（743団体）、メールマガジンの配信（2,924人）
・社会教育活性化のための支援 社会教育施設を中核として、地域における様々な課題に対応するための事業、及び事業終了後にその成果についての評価を実施	平成17年度には、30地域に事業を委託し、18年度には、13地域に事業を委託予定。
こどもエコクラブ事業 こどもたちが2人以上の仲間を集め、こどもエコクラブを結成し、自主的に環境活動に取り組むもの。	平成17年度末で4,014クラブ、110,236人が登録し、地域等での環境保全活動を実施した。
環境教育リーダー研修基礎講座の開催(再掲)	平成17年度は全国5会場で開催。
環境カウンセラー登録制度 環境保全に取り組む市民や事業者等に対して知識の付与や助言・指導を行う人材を登録する制度の実施。	平成17年度は、新たにのべ362名の環境カウンセラーを登録。18年4月現在、登録者数は4,124名(事業者部門2,350名、市民部門1,774名、うち両部門登録者268名)となった。
環境教育に関する総合的な情報体制の整備(再掲)	平成17年度より「環境教育・環境学習データベース」を運用開始。
ウ．青少年教育における環境教育・環境学習体験型環境学習の推進	平成17年度に全国35箇所において実施。
国立青少年教育施設における自然体験活動の機会の提供	平成17年度に23施設において環境学習の事業を42事業実施。
エ．自然公園等における環境教育・環境学習ふれあい自然塾(再掲) 専門のスタッフによる自然体験プログラムと、充実した体験のための体験ハウス(ビジターセンター)等の施設において、さまざまな自然体験プログラムを展開。	平成17年度には117千人が利用。
子どもパークレンジャー(再掲) 全国各地の国立公園等において、環境省自然保護官(レンジャー)の仕事である国立公園などの自然保護パトロールや美化清掃、動植物の調査・保護活動、自然解説活動などを小中学生が体験。	平成17年度は840人が参加。
オ．都市の自然における環境教育・環境学習(ア)市公園等における取組 「プロジェクト・ワイルド」(再掲) 国営公園では、全国の都市公園のモデルとして、生き物を題材に多様な環境学習のプログラムを提供し、環境教育の普及を図るとともに、環境教育の指導者の育成を実践。	指導者養成講座により、平成17年度末で日本における指導者(エドューケーター)は1万人を超え、上級指導者(ファシリテーター)は386名となっている。
(イ)国民公園における取組 観察会等の実施	例年京都御苑においては、例年自然教室、トンボ池観察教室、トンボ池一般開放、セミの羽化観察会、新宿御苑においては自然探検隊などの行事を行っており、平成17年度は延べ1,068名の参加あり。

<p>新宿御苑「環境の杜」構想モデル校指定 小中学校において行われている総合的な学習の時間において実施する環境学習プログラムをモデル校の協力の下研究・開発する。モデル校は新宿御苑という身近な自然をフィールドを活用した様々な環境教育プログラムを実践する。</p>	<p>平成17年度は、のべ776名が参加。</p>
<p>キ．水辺における自然体験活動の機会の提供 海辺の環境教育の推進 市民によるみなとの良好な自然環境の利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然・社会教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う</p>	<p>平成17年度は、人工干潟での生物観察等の体験型の自然環境教育を全国50箇所を実施。</p>
<p>「子どもの水辺」再発見プロジェクト(再掲) 関係省、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進などを実施。</p>	<p>平成17年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所227箇所、水辺の楽校プロジェクト登録箇所249箇所となっており、施策が活発化している。</p>
<p>全国水生生物調査(再掲) 川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」等の程度を調査。(第1章4節1(8)再掲)</p>	<p>平成16年度の全国水生生物調査の参加者は、約90,000人であった。</p>
<p>「こどもホタルレンジャー」事業の実施 こどもたちの水環境保全に係る意識向上を目指し、全国から水環境を保全し、ホタルを守る取り組みを募集。</p>	<p>平成17年度は40団体から応募があり、1団体に環境大臣賞を表彰。</p>
<p>田んぼの生きもの調査(再掲) 水田周辺域における魚類・カエルの生息状況を調査</p>	<p>平成17年度までに全国の水田周辺の農業水路などの10,592地点において実施</p>

6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H17年度	H18年度	
ア.			平成15年7月に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」及び同法基本方針に基づき、人材育成、プログラムの整備、情報提供、場や機会の拡大などの各種施策の更なる充実を図る。 社会教育活性化21世紀プランについては、その成果を全国に普及することにより、社会教育のより一層の活性化を図ることが必要。
屋外教育環境整備事業 (平成18年度より、屋外教育環境施設の整備)	360	54,891の内数	
教育方法等実践研究委託費	396	470	
環境教育指導者育成事業 (環境省)	9	10	
環境教育・環境学習データベース総合整備事業(環境省)	13	10	
イ.			
地球環境パートナーシッププラザ運営費	90	97	
社会教育活性化21世紀プラン	143	106	
こどもエコクラブ事業費	108	108	
環境カウンセラー活用推進事業	23	22	
ウ.			
省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	93	62	
エ.			
子どもパークレンジャー事業費(再掲)	12	11	

キ.			
港湾事業費	432,988の	401,494の	
	内数	内数	
国土基盤河川事業費	711,082の	700,597	
	内数	の内数	
地域河川事業費	409,911の	378,859の	
	内数	内数	
簡易水質診断手法推進 「こどもホタレンジャー事業」 の実施	1	5	
田んぼの生きもの調査(再掲)	0	7	
	24	24	

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課
 文部科学省生涯学習政策局社会教育課
 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課
 農林水産省農村振興局地域計画官
 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
 国土交通省河川局河川環境課
 国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室
 環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室
 環境省水・大気環境局水環境課
 環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室、自然環境計画課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章2節2 普及啓発
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
国民一人一人が環境問題に深い理解と認識を持ち、それぞれのライフスタイルや社会経済活動を環境への負荷の少ないものに変えていく必要があることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する環境教育と環境学習、これらの普及啓発を促進する。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) 生物多様性条約及び生物多様性国家戦略に関する普及啓発	生物多様性センターでは、ホームページや展示室において、生物多様性の観点から、日本の自然環境の現状を各調査データ等を中心に紹介。また、普及啓発活動の一環として、「生物多様性まつり」をはじめ、自然観察会や標本作製講習会等の各種イベントを実施。 生物多様性国家戦略を解説したパンフレットについて、平成17年度は、愛・地球博を含む各種イベント、研修の場や、ホームページを参照しての問いあわせに応じ、日本語版を6,500部、英語版を1,500部配布。 日本の自然環境の危機的現状や生物多様性保全の重要性について解説した中・高生向けのハンドブックを作成し、学校や自治体を中心に希望者に配布。配布半年間で約6,000部を配布。
(2) 各種記念日の活用 イ. みどりの日、みどりの週間	「みどりの日」(4月29日)、「みどりの週間」(4月23~29日)を中心に、国民各層が参加する自然とのふれあい保全活動、緑化活動や緑の募金運動等を全国的に展開。
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) H17年度 H18年度
7. 今後の課題	
(1) 生物多様性センター維持運営費(普及啓発)	- 2
	条約や新・国家戦略について、効率的な普及啓発のあり方を検討し、実施して

(2)国民参加の緑づくり活動推進事業	135	-	いくことが必要。 その他、引き続き適正な事業を実施することが必要。
・地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	-	150	
・森林づくり交付金	4,431の内数	-	

農林水産省林野庁研究・保全課
環境省自然環境局生物多様性センター
環境省自然環境局自然環境計画課

(3) 経済的措置

平成17年度には、補助金の一部が廃止され、地方の創意工夫を生かした取組を推進するための種類の交付金が創設されました。その他の経済的措置や、助成についても引き続き実施しました。

1. 第4部における事項番号と施策名		3章3節 経済的措置等	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的 補助金は、地方公共団体等による生物多様性保全に資する施策の奨励め重要な手法であり、経済的措置は、生物多様性の保全に資する活動を行う者を支援する手法として重要。また、政府が出資している各種基金による助成を通じて、これら民間団体の活動の支援に努める。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
1 経済的助成			
(1)補助金		地方の創意工夫を活かした自然と共生する地域づくりを推進するための自然環境整備交付金を平成17年度に創設。平成17年度には34都道府県の実施する国定公園等の整備に対して交付。平成18年度においては、38都道府県に対して交付予定。	
ア. 自然公園等事業に対する国庫補助 都道府県等の実施する国立・国定公園等の整備に要する費用のうち一部について国庫補助(従来の自然公園等整備費国庫補助は平成16年度で廃止)			
ウ. 都市公園等事業に対する国庫補助 総合的・効率的・効果的に緑とオープンスペースの確保を図るため、都市公園の整備、緑地の保全、都市緑化に要する費用のうち一部について国庫補助。		都市公園等整備面積 109,178ha(平成18年3月)	
エ. 古都及び緑地保全事業に対する国庫補助 特別緑地保全地区等において緑地を適切に保全するために必要な土地の買い入れ及び施設の整備等に要する費用のうち一部について国庫補助。		近郊緑地特別保全地区決定状況 3,456ha(H18.3) " 土地買入実績 264ha(H18.3) 特別緑地保全地区決定状況 2,000ha(H18.3) " 土地買入実績 470ha(H18.3) 歴史的風土特別保存地区指定状況8,327ha(H18.3) " 土地買入実績 643ha(H18.3)	
オ. 緑化推進対策事業等に対する国庫補助		森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。	
(2)基金等による助成		平成17年度に、自然保護・保全・復元の分野で、30件、81.8百万円の助成を実施した。また、研修事業として「地球環境市民大学校」を全国で29講座開催した。	
ア. 地球環境基金 国内の民間団体等による国内における環境保全活動を支援するため、活動費の助成や研修等を通じた人材育成を行う。			
ウ. 緑と水の森林基金		平成17年度に381件の事業を実施した。	
エ. その他基金等との連携(環境らしんばん)		平成17年度に17団体の助成金制度の募集情報を	

民間団体自らが実施する環境保全活動を支援掲載した。 するデータベース「環境らしんばん」を通じて、 民間の助成金制度の募集情報の提供を行う。		
3 その他の経済的措置等		
(2) 民有地の買入れ		
イ. 特別緑地保全地区等における民有地の買 い入れ等	近郊緑地特別保全地区土地買入実績	264ha(H18.3)
特別緑地保全地区等において、緑地を適切に 保全するために必要な土地の買入れについて	特別緑地保全地区土地買入実績	470ha(H18.3)
国庫補助。	歴史的風土特別保存地区土地買入実績	643ha(H18.3)
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H17年度	H18年度
(1)		都市公園の整備、緑地の保全等の地方公 共団体の取組に対し、引き続き財政的支援 を行うことが必要。 森林の整備・保全を社会全体で支えると いう国民意識の醸成を一層図るため、より 広範な主体による森林づくり活動への参加 策を構ることが必要。
ア. 自然環境整備交付金	1,437	1,437
ウ. 都市公園事業費補助	78,771	73,393
エ. 古都及び緑地保全事業費補 助	5,774	5,280
エ. 緑地環境整備総合支援事業 費補助	5,215	5,370
オ.		
・国民参加の緑づくり活動推 進事業	135	-
・地域活動支援による国民参加の 緑づくり活動推進事業	-	150
・学校林整備・活用推進事業	47	31
・森林づくり交付金	4,431	-
	内数	
(2)		
ア. 独立行政法人環境保全再生機 構基金勘定運営費交付金の一部	1,011 の内数	985 の内数
エ. 地球環境パートナーシップ ラザ運営費の一部	90 の内数	97 の内数

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
農林水産省林野庁研究・保全課
環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室
環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室

(4) 国際的取組

生物多様性条約については平成18年3月20日～31日に開催された第8回締約国会議に参加し、積極的に貢献しました。

また、カルタヘナ議定書第2回締約国会議（平成17年5月30日～6月3日）及び第3回締約国会議（平成18年3月13日～3月17日）に参加し、積極的に貢献しました。

新たに20箇所の国内湿地をラムサール条約湿地に登録しました。

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節1 生物多様性条約の下での取組
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
<p>締約国会議等での取組については、各種会合への参加を通じて、効果的な国際枠組作りを進めるなど、地球レベルでの生物多様性保全及び持続可能な利用の達成に貢献することが必要。</p> <p>生物多様性条約(CBD)の発効以降、遺伝資源を所有する国に主権的権利が認められることとなり、一部の途上国は、海外の企業等による遺伝資源の取得を制限する規制措置を導入した。このような状況下においても、我が国産業界等の遺伝資源の利用者が円滑に海外の遺伝資源を利用させるための施策が必要。</p> <p>カルタヘナ議定書を効果的に実施するために必要な様々な措置の検討に積極的に参画するとともに、各国との協力や共通理解の促進に努めることが必要。</p>	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) 締約国会議等での取組 第8回締約国会議等への参加	平成18年3月の第8回締約国会議の他、平成17年6月の保護地域に関する第1回作業部会、同11月の第11回補助機関会合、平成18年1月の遺伝子資源アクセスと利益配分に関する第4回作業部会に参加し、それぞれの作業に積極的に貢献した。また、アジア地域会合の開催支援をおこなった。
(2) 条約実施のための取組 イ. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な分配に関する国際的なルール作りへの取組 遺伝資源について、我が国の企業等による海外の遺伝資源の円滑な利用を促進するための事業環境の整備等を実施する。具体的には、アクセス・ルールを検討するための多角的な国際対話の推進、主要関係国の実態調査、我が国産業界向けの情報発信等の事業を実施する。	途上国への遺伝資源へのアクセスを促進させるために、遺伝資源の分布情報に関するデータベースの構築（20カ国・地域）、二国間ワークショップの開催（延べ18カ国）、日本企業によるアクセスの実施件数（1件）
(3) バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の効果的実施に向けた取組 カルタヘナ議定書の発効と締結 ・バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の効果的実施に向けた取組 ・カルタヘナ議定書の効果的実施のための様々な措置を検討・実施。	平成15年9月11日にカルタヘナ議定書が発効。我が国は同11月21日に締結し、平成16年2月19日、我が国について発効。 カルタヘナ議定書の国内担保措置について関係省共同で検討をはじめ、第156回通常国会に法案を提出し、平成15年6月に公布され、平成16年2月に施行。 同法に基づき、平成17年度までに66件の遺伝子組換え生物等の第一種使用規定が承認された。 また、ホームページ上に日本語版バイオセーフティクリアリングハウス（J-BCH）を開設し、カルタヘナ議定書や法律に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況等について情報提供を行っている。
技術専門家会合への参加等	技術専門家会合への参加等を通じ、食料飼料加工用LMOの文書要件の検討等に貢献。

6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H17年度	H18年度	
(1) 生物多様性条約締約国拠出金	180	197	重複の排除等による条約の効果的な実施及び予算の効率的執行とともに、効果的な国際枠組みに貢献することが引き続き必要。 遺伝資源に関しては、平成18年3月に開催された生物多様性条約第8回締約国会議(COP8)において、「(法的拘束力のある枠組みに関する検討作業を)COP10(2010年開催予定)までに完了させること」が決議された。このため、今後のCOP等の国際交渉に向けた対応を強化するとともに、遺伝資源の提供国に我が国の立場を理解させることにより、遺伝資源を我が国に円滑に移転させるための施策が必要。
(2) ア. カルタヘナ議定書締約国拠出金	47	36	
イ. 生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業	58	56	

外務省国際協力局地球環境課
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
経済産業省製造産業局生物化学産業課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節2 生物多様性関連諸条約との連携強化
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	国際的に「生物多様性条約」と関連する諸条約との連携を強化し、我が国の自然環境だけでなく、地球環境全体の保全に向けて取り組むことが必要。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) ラムサール条約 国内条約湿地数の増加を促進する。アジア地域を中心に条約への加入、湿地の保全に協力。	ラムサール条約湿地検討会を開催し、平成17年11月に開催された第9回締約国会議において我が国は新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録した。アジア地域の代表として常設委員会に参加し、条約の運営に引き続き貢献した。 また、東南アジア地域における湿地の保全及び管理に関する研修会の開催を行った さらにインド洋津波被害における湿地の被害状況を把握するために、事務局からの依頼で「環境上持続可能な沿岸の回復を支援するための国際NGOによる合同緊急影響評価活動」に任意拠出を行った。
(2) ワシントン条約 「種の保存法」に基づく、国内での譲渡し等の規制を実施するとともに、違法行為の防止、摘発に努める。	アジア地域の代表として第53回常設委員会へ出席。MIKEプロジェクトに対する4.9万ドルの支援を行った。 国際希少野生動植物種について種の保存法に基づき引き続き国内での取引規制を行った。また、平成17年1月に新たに付属書に掲載された種について、国内における譲渡規制の対象とするため絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令を改正し、国際希少野生動植物種に指定した。
(3) 世界遺産条約	平成17年7月に我が国で3番目の世界自然遺産として「知床」が登録され、陸域と海域の生

	態系を総合的に把握する調査を行うとともに、海域管理計画の策定に向けた検討等に着手した。		
(4) 二国間渡り鳥条約・協定 二国間渡り鳥条約に基づき、二国間の渡り鳥等やその生息環境の保護のための施策を実施する。他のアジア地域の諸国と協力し、二国間の枠組の必要性について検討を進める。	オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護協定に基づく会議を実施し、渡り鳥の保護に関する情報交換を行った。また、協定等に基づく共同調査として、日中韓ズグロカモメ・日中クロツラヘラサギ共同調査並びに日米アホウドリ人工衛星追跡共同事業を実施した。		
(6) 食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（仮称） 各条文の明確化、具体的運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理、諸外国との関係や国内実施に必要な措置等に照らし対応を検討。	本条約は、2004年6月29日に発効し、2006年10月1日現在105ヶ国及びECが締結している。2006年6月に開催された第1回理事会では、条約運用の根幹である標準MTA（材料移転契約）、手続規則、財務規制等が採択された。我が国としては、現在、各条文の明確化、具体的運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理、諸外国との関係や国内実施に必要な措置等に照らし対応を検討中。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）	7. 今後の課題	
	H17年度	H18年度	
(1) ラムサール条約締約国拠出金 持続可能な開発委員会拠出金の一部 アジア地域湿地保全推進事業 (アジア地域における生物多様性保全推進費の一部)	63 10 57の内数	65 4 54の内数	生物多様性関連諸条約に基づく取組と連携強化を一層促進することが必要。 また、ラムサール条約については、平成17年11月に新たに登録された20箇所の国内湿地を含む、我が国のラムサール条約湿地の保全と賢明な利用を推進していく必要がある。
(2) ワシントン条約締約国拠出金 ワシントン条約対策費	98 9	113 11	食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（仮称）については、各条文の明確化、具体的な運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理、諸外国との関係や国内実施に必要な措置等に照らし、引き続き対応を検討する。
(4) アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	25	21	

外務省国際協力局地球環境課
農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
環境省自然環境局野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節3 国際的プログラムの推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的 生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に進めていくためには、二国間、多国間等の様々な形態の国際協力が必要である。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) GBIFを通じたの協力 科学技術振興機構を通して、GBIFに対して米国と並び活動資金の最大の拠出。関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討するとともに、国内の専門家により構成されるGBIF技術専門委員会を設置し、科学技術的見地から調査及び審議を行う。	平成17年度はGBIF技術専門委員会を2回開催し、GBIF活動について調査及び審議を行った。また、GBIFの設置に関するMOU（覚書）で定められている、国内データベース拠点の設置と運用について、平成16年度より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に拠点を設け、国内の標本等のデータ提供に対応している。
地球規模海洋生態系変動研究計画（GLOBEC） 地球規模での気候変化等が多様性に富む海洋生	大学、研究機関等で行われているGLOBECに関する研究を「日本GLOBEC」の成果としてホーム

<p>生態系に与える影響の解明と、それを予測するモデルを開発する。</p>	<p>ページにリンクを張り公開している。平成16年1月に第2回日中韓GLOBECシンポジウム（中国・杭州）を開催した。</p>
<p>土地利用・被覆変化研究計画（LUCC） 人間活動に起因する土地利用・被覆変化によって、物質循環や生態系の多様性が損なわれる過程の動態を解明することを目的とする。</p>	<p>LUCC・Focus2オフィスを運営している東京大学を中心にケーススタディの積み重ねという段階から、定量的・実証なモデル開発の段階に到達してきた。その過程で、水利用、生物多様性などのリンクも次第に明示的に取り込めるようになってきた。</p>
<p>(6)UNESCOを通じた取組 ECOTONE（沿岸域及び陸水域の生態移行帯の管理に関するセミナー）の開催</p>	<p>平成4年以降「破壊された沿岸生態系の管理と修復」をテーマに沿岸生態系及びエコトーンを主な対象とするセミナーを実施。</p>
<p>ASPACO（生物圏保存地域等の持続可能な利用のためのアジア・太平洋地域協力会議）の開催</p>	<p>アジアと太平洋地域の沿岸生態系の保全とそのための人材育成を目指したプロジェクトで、平成13年から会合等を実施し、平成16年末に終了。</p>
<p>(7)持続可能な森林経営と違法伐採問題 持続可能な森林経営の推進 平成17年7月のG8グレンイーグルス・サミットの際に公表した「日本政府の気候変動イニシアティブ」に基づき、政府調達、任意の行動規範策定に向けた働きかけ、木材生産国支援、G8森林専門家会合のフォローアップを推進。</p>	<p>平成18年2月に「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定、公表。 平成17年度より、日・インドネシア間の違法伐採対策のための協力に関するアクションプランに基づき、木材輸出国において導入可能な木材トレーサビリティ技術の開発を開始。 また、17年11月にロシアで開催された森林法の施行とガバナンスに関する欧州・北アジア閣僚会合に参画し、閣僚宣言の採択に貢献。</p>
<p>違法伐採問題対策</p>	<p>平成18年2月にグリーン購入法の基本方針が改定し、平成18年度から、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の国等による調達を推進する措置を導入した。</p>
<p>(8)OECDを通じた協力 今後とも、OECDを通じたバイオテクノロジーと生物多様性の保全に関する取り組みを積極的に行う。</p>	<p>これまでに13作物種についての合意文書の作成に協力。</p>
<p>(9)IMOを通じた強力（バラスト水の実態調査及びバラスト水条約発効に備えた基礎情報の収集等） 船舶のバラスト水中に混入するプランクトンなどの各種生物の拡散防止を目的としており、この問題は、他国間にまたがる問題であるため迅速に解決を図るには国際海事機関（IMO）における取組に連携することが重要。</p>	<p>バラスト水条約発効に備えた基礎情報の収集、実態調査、活性物質の審査等を行っており、条約受入のための準備を進めている。</p>
<p>(10)アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保護 第1期戦略期間の履行を推進するため、渡り性水鳥の重要生息地ネットワークの拡充を図る。絶滅のおそれのある種について保全行動計画の策定を進める。</p>	<p>アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略を推進するため、国際事務局及び国内事務局の支援を行った。東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークへ八郎潟干拓地が参加。</p>

<p>(11)国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) の推進</p>	<p>平成17年7月から2年間の予定で、パラオ共和国と共同でICRIの事務局を運営しており、平成17年10～11月にかけてパラオ共和国において総会を、平成18年10月にはメキシコにおけるICRI総会及び及び国際熱帯海洋生態系管理シンポジウムを開催した。総会の開催にあたり、多くの太平洋諸国の政府代表者を招聘した。また、平成17年度から、東アジア地域及びミクロネシア地域のサンゴ礁保護区データベースの作成に取り組んでいる。また、生物多様性条約第8回締約国会議のサイドイベントでパラオ共和国と共同でICRIの紹介を行った。</p>
<p>(12) 南極地域観測事業 南極条約協議国会議 科学的調査の自由及び国際協力を規定する南極条約及び生物多様性を担保する環境保護に関する南極条約議定書に基づき、南極条約協議国会議が定期的開催され、条約の運営方法等につき協議している。</p>	<p>平成18年6月12日～23日に行われた第29回南極条約協議国会議では、新たな南極特別保護地区が指定された他、近年増え続ける南極地域における観光活動と環境保護等との関係等及びバイオリジカル・プロスペクティング（微生物などのバイオ資源の商業的な活用）に関わる活動の現状や法的諸問題について議論が行われた。</p>
<p>海洋生産モニタリング 南極海域における環境変動を低次生産者群集の変化により把握する。</p>	<p>南極・昭和基地への「しらせ」往復航路上において、動物及び植物プランクトンを採取し、現存量及び種組成の観測を行い、データベースを作成している。IPY2007/08に向けた国際共同研究Census of Antarctic Marine Life (CAML) の準備活動に参加した。</p>
<p>海洋大型動物モニタリング 大型捕食者の個体数調査から海水変動による個体群変動を把握する。</p>	<p>南極・昭和基地周辺のアデリーペンギンの個体数変動データをまとめている。</p>
<p>陸上生態系長期変動モニタリング 土壌微生物の変化から温暖化に対応した植生変化の基礎データを取得する。</p>	<p>南極・昭和基地周辺の陸上植物のモニタリング観測に資するために、蘚苔類、淡水藻類、地衣類の検索マニュアル（web版）を発行した。</p>
<p>極限環境下の生物多様性と環境・遺伝的特性 極限環境に生きる生物の多様性と生態、生理、遺伝的特性を解明する。</p>	<p>湖沼底植物の研究の取りまとめと氷床コア微生物の研究等を含んだ研究観測の具体案を策定した。</p>
<p>(13) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) 東アジア地域において酸性雨の生態系等への影響を未然に防止するため、酸性雨のモニタリング、データの収集、精度保証・管理の推進、研修等を通じた技術支援を行っているの活動を推進することにより、東アジア地域全体として酸性雨対策を推進する。</p>	<p>平成17年11月に行われた第7回政府間会合において、第10回会合までにEANETの基盤強化のための文書化及び法的性格に係る検討をする旨の決定がなされている。</p>
<p>東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金</p>	<p>EANET事務局の信託基金に拠出。</p>
<p>国内酸性雨モニタリングの推進</p>	<p>国内のEANET酸性雨測定網等の整備</p>

6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H17年度	H18年度	
			東アジア諸国に対し、酸性雨のモニタリング計画策定、技術指導等の支援事業を実施。集水域の酸性化の調査。
(1)GBIFを通じた協力 拠出金(科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額) 国内資料のデータベース化等の検討のための調査費(科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額) ノード運営費(国立遺伝学研究所)	70万ドル	70万ドル	<p>GBIFを通じた協力については、本活動は生物多様性に関するデータを集積し、全世界的に利用することを目的とする国際協力による科学プロジェクトであり、多数の省庁、機関の業務に関わるため、GBIF関係省庁連絡会を通じて関係省庁の参画をよびかけ、今後の貢献のあり方について議論を進めていくことが必要。</p> <p>持続可能な森林経営と違法伐採問題については、平成17年7月のG8グレンイーグルス・サミットの際に公表した「日本政府の気候変動イニシアティブ」に基づき、政府調達、任意の行動規範策定に向けた働きかけ、木材生産国支援、G8森林専門家会合のフォローアップを推進することが必要。</p> <p>また、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給が可能となるよう、業界団体による自主的取組の支援を行うとともに、合法性・持続可能性が証明された木材利用の重要性の普及啓発等を実施することが必要。</p> <p>バラスト水条約の受入体制を構築するために国際協力を継続し、情報収集等を行い条約内容について検討を進めていく。</p> <p>アジア・太平洋地域における渡り性水鳥保全については、第一期アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の終了に伴い、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの構築を推進し、国際協力の枠組の強化により重要生息地ネットワークの拡大を図っていくことが必要。</p> <p>国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)については、事務局を19年6月まで着実に運営するとともに、事務局終了後も、アジア・オセアニアの中心国として、地域会合の開催やサンゴ礁保護区のデータベース構築・発展等により地域の取組を強化していくことが必要。</p> <p>地球圏・生物圏国際協同研究計画(IGBP)については、生態系変動の予測のための数値モデルに必要な野外実験によるパラメータ値の推定と、長期モニタリングデータの取得、及びそれらの品質を向上させて管理することが必要。土地利用変化やその環境影響に関する多数の事例データについてクリアリングハウスの構築などにより長期的な土地利用変化を再現するためのデータの収集や共有化を進め</p>
(5)地球圏・生物圏国際協同研究計画(IGBP)拠出金	17	10	
(7) ・木材トレーサビリティ技術の開発	23	21	
・アジア森林パートナーシップの推進	9	8	
・国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた生産国支援	107	116	
・違法伐採総合対策推進事業	-	120	
(9)バラスト水条約対応基礎調査	14	10	
(10)第一期アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の推進(アジア地域における生物多様性保全推進費の一部)	57の内数	54の内数	
(11)国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の推進事業	47	55	
(12)南極地域観測事業 南極条約協議国会議	5	4	
海洋生産モニタリング	7	(生物系変	
海洋大型動物モニタリング	1	動モニタ	
陸上生態系長期変動モニタリング	2	リングの	
極限環境下の生物多様性と環境・遺伝的特性	-	2)総額 16)	
(13) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	119	124	
国内酸性雨モニタリング推進費	261	243	
酸性雨調査研究費	45	6	

ることが必要。

南極地域観測事業については、南極地域における観光及びバイオプロスペクティングに関する既存の国際法制度との関係等を考慮し、今後の対応ぶりにつき検討をしていく必要がある。観測手法は年々工夫が施されているが、長期観測を通じた観測データの品質管理、観測手法間での相互検定が必要。また、毎年の観測者が同一ではなく、特に現場調査、目視観測等をベースとする領域ではデータの品質管理、保持が重要な課題。

EANETについては、地形・気象条件等により越境大気汚染の影響を受けやすい我が国としては、今後の文書化にあたり、酸性雨のみならずおよそ越境大気汚染に関するすべての課題を対象とすることが重要である。また、EANETを円滑推進するためには、引き続き、1 東アジア諸国のモニタリング能力向上のための国際協力の継続、2 財政面を含むEANETの基盤強化、3 国際協調に基づく酸性雨対策の枠組みづくりを目指すことが必要。

外務省国際協力局地球環境課
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
農林水産省林野庁木材利用課
環境省地球環境局環境保全対策課
環境省総合環境政策局環境経済課
環境省自然環境局自然環境計画課、野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節4 開発途上国との協力
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
開発途上国に対して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画立案・策定・実施、人材育成、施設の整備等の様々な側面で積極的に支援するとともに、開発途上国と協力しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用の促進を図り、世界レベルの生物多様性の保全に寄与する。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) 政府開発援助の効果的活用 ア. 環境意識向上に向けた支援 生物多様性の保全と持続可能な利用についての積極的な取組の促進に係る政策対話の努力の継続・強化と、環境教育プログラムの推進。	エクアドル「ガラパゴス諸島海洋環境保全協力計画」、ブラジル「東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト」(以上、技術協力プロジェクト(以下、「技プロ」という。))などを実施。 インド「ハリヤナ州森林資源管理・貧困削減計画」(円借款)では日本のNGOと提携し、現地の小学生を対象に植林活動等を通じた環境教育を実施。
イ. 戦略的な研究の促進と技術・ノウハウ等の移転	マレーシア「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(技プロ)、「生物多様性情報システム」(集団研修)などを実施。
ウ. 国際機関、他の先進国の援助機関等との連携・協調	地球環境ファシリティ(GEF)に積極的に参加、貢献。第4次増資交渉でも積極的なイニシアティブを発揮。GEF4(平成18年7月～21年6月)に対する拠出額は約337億円で米国に次ぐ2位。
エ. 民間団体等の活動の支援 独立行政法人環境再生保全機構の地	平成17年度の日本NGO支援無償資金協力実績(生物多様

<p>球環境基金等による開発途上国における民間団体等による取組の支援。</p>	<p>性関連)は、4事業、約3,873万円。</p>
<p>オ：国内基盤の整備(国内専門家の活用・育成、情報・技術・経験の収集・整理等)</p>	<p>インド「オリッサ州森林セクター開発計画」では、秋田県の防災林専門家と連携し、日本の経験と知見を紹介するなど、国内専門家を活用。</p>
<p>カ：援助の実施に際しての生物多様性への配慮 各機関における環境配慮に関するガイドラインの的確な運用と、環境配慮実施のための基盤の強化。</p>	<p>国際協力銀行(JBIC)においては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(平成15年10月施行)、国際協力機構(JICA)においては、「JICA環境社会配慮ガイドライン」(平成16年4月施行)に基づき、事業実施主体による環境社会配慮の確認を実施。</p>
<p>(2)国際協力に関する施策 ア：自然環境の保全 自然環境データ整備、渡り鳥・湿地保全、希少種保護、国立公園の各項目に重点を置いた協力の推進。</p>	<p>インド「オリッサ州森林セクター開発計画」、インド「スワン川総合流域保全計画」(円借款)、アルゼンチン「イグアス地域自然環境保全プロジェクト」、インドネシア「グヌンハリムンサラク国立公園管理計画」、マレーシア「ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(以上、技プロ)、「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用」、「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」(以上、集団研修)などを実施。</p>
<p>イ：サンゴ礁 貴重なサンゴ礁の環境・生態系の保護・自然資源の持続的な利用と、サンゴ礁及び関連する生態系についての研究、保全及び普及啓発。</p>	<p>「パラオ国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」(技プロ)、「サンゴ礁生態系の保管理」(集団研修)などを実施。</p>
<p>ウ：熱帯生物資源 開発途上国における熱帯生態系に関する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための能力構築への協力。</p>	<p>ブラジル「セラード生態コリドー保全計画」(技プロ)、「熱帯・亜熱帯地域におけるエコツーリズム人材育成研修」、「熱帯海洋生物多様性の保全と持続的利用技術」(以上、集団研修)などを実施。</p>
<p>エ：農業 途上国の農業及び食糧増産に寄与できる遺伝資源の保全問題の解決及び持続可能な利用の促進に関する協力の推進。</p>	<p>中国「持続的農業研究開発計画」(技プロ)、「GIS(地理情報システム)による天然資源・農業生産物の管理」(集団研修)、タイ「農業普及を通じた持続的農業生産」(第三国研修)、タイ「北タイにおける自然資源の保管理と持続可能な農業・農村開発のための計画策定調査」(開発調査)などを実施。</p>
<p>オ：林業 環境保全のための森林の保全・造成に関する技術協力、資金協力の推進。</p>	<p>・平成17年度の植林事業は、水資源・環境無償では3事業、約7億円、円借款では1事業、約139億円。ベトナム「北部荒廃流域天然林回復計画」、ブラジル「東北部半乾燥地における荒廃地域の再植生技術開発計画」、セネガル「サムールデルタにおけるマングローブ管理の持続性強化プロジェクト」(以上、技プロ)、東ティモール「ラクロ川及びコモロ川流域住民主導型流域管理計画」(開発調査)、「持続可能な森林経営の実践活動促進」、「共生による森林保全」、「マングローブ生態系の持続可能な管理と保全」、「森林流域環境、水土保全技術」(以上、集団研修)などを実施。 ITTO(国際熱帯木材機関)を通じた我が国の支援として、プロジェクト実施のために総額約7.5億円の拠出を表明。</p>
<p>カ：漁業 開発途上地域における水産業の振興と魚類生態系の保全に関する技術協力その他国際協力の推進。</p>	<p>チュニジア「沿岸水産資源の持続的利用計画」、コスタリカ「ニコヤ湾持続的漁業管理計画」、メキシコ「ユカタン半島湿地保全計画プロジェクト」(以上、技プロ)、「熱帯海洋生物多様性の保全と持続的利用技術」、「魚類防疫・環境管理」(以上、集団研修)、セネガル「漁業資源評価・管理計画調査」(開発調査)などを実施。</p>
<p>キ：遺伝子組換え生物の利用等の安全性の確保</p>	<p>FAOを通じた協力として、バイオテクノロジー関連体制整備事業「遺伝子組換え農作物の環境影響評価体制の確立</p>

：（期間：平成14年5月～平成17年12月、拠出額：1,120,819米ドル、対象：アジア地域）」を実施。

6．予算・税制等項目	当初予算（百万円）		7．今後の課題
	H17年度	H18年度	
(1)ウ．GEF第4次増資 一般会計予算総則にて拠出限度を設定し拠出国債にて337億円拠出予定 工． ・NGO事業補助金予算 ・日本NGO支援無償資金協力予算	110 2,850 の内数	50 2,850 の内数	今後も引き続き開発途上国への協力を推進することが必要。
(2)オ．水資源・環境無償	23,500 の内数	23,500 の内数	

外務省国際協力局多国間協力課
 外務省国際協力局地球環境課
 農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課
 林野庁木材利用課、計画課